# 第二部

# 勞働者運動

概説……一五三
第一編　勞働爭議……一五四
第一章　工・鑛・交通業勞働者の爭議……一五四
第一節　爭議の大勢……一五四
第二節　主要なる爭議……一六一
第二章　農業勞働者の爭議（小作爭議）……一七三
第一節　爭議の大勢……一七三
第二節　主要なる爭議……一八二
第三節　小作調停……一九四
第三章　其他の勞働者の爭議……一九七
第四章　中間階級者の爭議……一九九
第五章　婦人勞働者及職業婦人の爭議……二〇〇
第二編　勞働運動……二〇二
第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動……二〇二
第一節　共通運動……二〇三
第二節　勞働團體各個の運動……二〇三
第二章　農業勞働者の運動……二〇五
第一節　日本農民組合の運動……二〇六
第二節　小作組合及小作人の運動……二〇一
第三節　農民の政治運動……二〇三
第三章　其他の勞働者の運動……二〇五
第四章　中間階級者の運動……二〇五
第一節　教員の運動……二〇五
第二節　其他の俸給者の運動……二〇六
第五章　婦人勞働者及職業婦人の運動……二〇七
第六章　政治運動……二〇八
第一節　全國的運動……二〇八
第二節　地方的運動……二〇八
第七章　勞働者教育運動……二〇四
第三編　勞働組合……二〇二
第一章　工・鑛・交通業勞働者の組合……二〇二
第一節　日本勞働總同盟……二〇二
第二節　日本勞働組合評議會……二〇五
第三節　組合聯合系の組合……二〇六
第四節　日本交通勞働總聯盟系の組合……二〇七
第五節　官業勞働者の組合……二〇七
第六節　其他の勞働組合……二〇八
第二章　農業勞働者の組合……二〇八
日本農民組合……二〇八
第三章　中間階級者の組合……二〇三
第四章　職業婦人の組合……二〇四
勞働組合一覽表（大正十四年末現在）……二〇五
第四編　產業組合及勞働者の自立運動……二〇六
第一章　產業組合……二〇六
一　產業組合一般狀況……二〇六
二　產業組合の事業及運動……二〇七
第二章　消費組合……二一〇
一　消費組合一般狀況……二一〇
二　消費組合の事業及運動……二一四
第三章　自立運動……二一五
勞働者運動關係統計表——乙統計表第一表乃至第九表

# 概說

大正十四年度に於ける勞働者の運動は、一言にして蔽へば前年度に端を發した諸傾向の徹底である。積極的方面より見れば無產政黨組織運動の具體化、現實的傾向の深刻化、消極的方面より見れば一般勞働者運動の更に著しく守勢的地位に追ひつめられたことである。

かゝる狀勢は、勞動者運動の現在ある地位に關する把握、從つて現在何を爲すべきかに就いての觀方に、遺憾乍ら相容れない二個の見解を對立せしむるに至つた。これは早くも現實的傾向に對する疑義として表はれ、總同盟の分裂に依つて更に激成され、日本の勞働運動を右翼と左翼とに縱斷せんとする勢を示してゐる。

日本勞働總同盟の分裂が必然であつたか、乃至は左翼と右翼との分裂抗爭が止むを得ざる過程であつたかは、こゝに述べることを避けやう。唯これ丈けは言へる、右翼も左翼も自らの立場を合理化する爲に、必要以上の抗爭を續け、爲に勞働運動全體に陰暗な空氣を醸成したこと。唯さへ沈滯した運動の上に、益々進展の氣運が減殺されたこと。組合相互の反目と駈け引き、罵辭の投げ合ひと腕力沙汰、——外見華かに見える運動の裏面には、驚く可き鬪爭力の減殺がなかつたか。

本年に於ける勞働爭議も著しく少なかつた。蓋し不景氣に萎縮した勞働者が單なる紛議以上に出ることを極力回避したからであらう。唯農村に於ける階級戰のみは更に大きな飛躍を遂げてゐる。

本年度に於ける特筆すべき事件は、何と言つても無產政黨組織が農民勞働黨の創立にまで進展したことである。農民勞働黨の壽命は僅か數時間に過ぎなかつたが、我が國に於ける最初の無產政黨として、歷史的の意義を有つものであらう。本年鑑に於ても、その經過を詳細に記錄することに努めた。

無產政黨組織運動と相前後して總聯合の提唱もかなり論壇を賑はした。その具體的成果として表はれたものは各地に於ける無產團體協議會の設立である。然しこの無產團體協議會も如何に發展して行くか、それが果して總聯合の礎石となるかは、今遽かに豫斷することが出來ない。

中間階級者の運動も明かに勃興の機運を示してゐる。中には既に具體的運動として表はれたものもある。然しそれが相當の重要性を有つまでには尙かなりな時日を要しやう。

要するに本年度の勞働運動は、經濟的鬪爭の方面よりも、政治的鬪爭の方面に於て、より多くの報告すべき問題を有つてゐる。然かも我々は、全般的に通觀する時、二個の相矛盾した力の働いてゐるのを見出す。無產政黨、總聯合等の提唱に表はれた求心的の力であり、右翼と左翼との色分けに見える遠心的の力である。この二つの力の交錯は運動全體に極め

て複雜な樣相を表はしてゐる。この結果が如何になつて行く業か、それは未來に貽された問題である。我々は唯全體の傾向を忠實に報告するにとどめる。

# 第一編　勞働爭議

## 第一章　工・鑛・交通業勞働者の爭議

### 第一節　爭議の大勢

本年度に於ては勞働紛議の數の多いのに比して、爭議と名付くべきものゝ數は著しく減少してゐる。恐らく經濟界の不況が既に永く續き、淘汰せられるべきの淘汰しつくされた結果、勞資双方に自重の氣運を促進したことに起因するのであらう。從つて勞働爭議として特に注目すべきものも少く、概して沈滯の傾向にありと言へる。然かも爭議の原因の多くが資本家の挑戰に依るのは、益々以て一般勞働運動界の空氣を重苦しからしめてゐる。

**爭議の件數とその範圍**　當研究所の調査に依れば、大正十四年中に發生した爭議件數三九六件、其中にて工業勞働者は三三七件（工場工業勞働者三一四件）最も多きに居り、交通りである。

今これを前年度中に於ける爭議件數と比較する時は次の通

| 業態別 | | 實件數 大正十三年 | 實件數 大正十四年 |
|---|---|---|---|
| 工業 | 工場工業 | | |
| | 染織工業 | 二一 | 八一 |
| | 機械器具及金屬工業 | 一九五 | 一〇五 |
| | 化學工業 | 八八 | 四一 |
| | 飲食物工業 | 四六 | 一三 |
| | 雜工業 | 一三 | 七 |
| | 特別工業 | 九 | 三 |
| | 計 | 五七一 | 三四 |
| | 家內工業 | 一〇六 | 三 |
| | 合計 | 六七七 | 三七 |
| 鑛業 | | 一七 | 一九 |
| 交通業 | 水上交通業 | 一九 | 七 |
| | 陸上交通業 | 四三 | 二四 |
| | 計 | 六二 | 三一 |
| 官公業 | 官公營交通業 | | 四 |
| | 官設通信業 | | 四 |
| | 雜業 | 一五 | 一 |
| | 計 | 一五 | 九 |
| 總計 | | 七一 | 三九六 |

即ち全體として著しく減少してゐる上、業態別に見るも、鑛業に於ける僅少な增加を除いて、總べて減少してゐる。

**爭議と月**　當研究所の調査に依れば、大正十四年度中爭議の最も多かりし月は六月の五五件（一二・九%）であつて、七月の三九件（九・九%）之に亞ぐ。最も少なかりしは四月の一九件（四・八%）であつて、二月の二四件（六・一%）はその次である。即ち爭議の多かつた月に於ては略前年度と符節してゐる。

これを前年度と比較して表示すれば次の如くである。

| | 工・鑛・交通業全體（實數） | | 工・鑛・交通業全體（百分比） | |
|---|---|---|---|---|
| | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十三年 | 大正十四年 |
| 一月 | 五六件 | 二七件 | 七・三 | 六・七 |
| 二月 | 七五 | 二四 | 七・四 | 六・一 |
| 三月 | 七〇 | 二六 | 九・一 | 六・六 |
| 四月 | 五五 | 一九 | 七・三 | 四・八 |
| 五月 | 五六 | 二六 | 一一・一 | 六・一 |
| 六月 | 一〇四 | 五五 | 一三・五 | 一三・九 |
| 七月 | 五五 | 二五 | 一一・〇 | 九・九 |
| 八月 | 四〇 | 二五 | 七・八 | 八・八 |
| 九月 | 四六 | 二九 | 八・五 | 七・三 |
| 十月 | 四六 | 二六 | 八・八 | 九・一 |
| 十一月 | 四二 | 二八 | 五・六 | 六・六 |
| 十二月 | 二〇 | 二二 | 二・六 | 八・一 |
| 總計 | 七一 | 二六六 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

**實件數**

| 府縣名 | 大正十三年 | 大正十四年 | 全爭議百中占ムル割合 大正十三年 | 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 大阪 | 一九七件 | 一〇七件 | 二五・五 | 二七・〇 |
| 東京 | 一三六 | 七三 | 一八・六 | 一八・四 |
| 兵庫 | 一二四 | 三四 | 一四・九 | 八・六 |
| 京都 | 二九 | 一九 | 三・八 | 四・八 |
| 神奈川 | 二五 | 一七 | 三・二 | 四・三 |
| 福岡 | 二八 | 一五 | 三・六 | 三・八 |
| 廣島 | 一 | 一四 | — | 三・五 |
| 愛知 | 二三 | 一〇 | 三・〇 | 二・五 |
| 北海道 | 一 | 九 | — | 二・三 |

**爭議の分布**　勞働爭議の發生を見た府縣合して四十一、その中最高位は大阪の一〇七件（二七・〇%）であつて、東京の七三（一八・四%）之に亞ぐ。次いで兵庫、京都、神奈川、福岡の順序であるが、これ等の府縣は前二者に比すれば遙に下つてゐる。今件數の多き府縣のみを抽出して見れば

またこれを業態別に見れば、工業にあつては大阪（一〇二件）、東京（六四件）、兵庫（三〇件）、京都（一九件）、神奈川（一三件）、廣島（一三件）の順序であり、鑛業は福岡（九件）最

も多く、交通事業は東京(一八件)最も多い。(乙統計表第一表其二參照)

**爭議の原因**　爭議中資本家の挑戰に端を發したもの一九八件(五〇・〇%)、勞働者の要求に端を發したもの一九八件(五〇・〇%)全く相半ばしてゐる。これを前年度の資本家の挑戰に依るもの一三七件(一七・八%)、勞働者の要求に依るもの六三四件(八二・二%)に比すれば、驚く可き相違である。如何に本年度の爭議が受動的のものであるかを知ることが出來る。

更に受動的原因に就いて、その內容に立ち入つて觀察すれば、賃銀値下げに依るもの、財界不況、組合加入を名として解雇したるものがその大多數である。不況の繼續、失業者の續出は、資本家側に有利な形勢を展開したものと見ることが出來る。これを前年と比較して表示すれば、

| | 件數(實數) 大正十三年 | 件數(實數) 大正十四年 | 比例(全爭議百中占ムル割合) 大正十三年 | 比例(全爭議百中占ムル割合) 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 賃銀値下 | 八三件 | 五〇件 | 一〇・六% | 三・六% |
| 支拂方法改正 | 九九 | 二四 | 一・二 | 六・二 |
| 不當解雇 | 九九 | 三三 | 一・二 | 三・三 |
| 組合員解雇 | 一七 | 四〇 | 二・二 | 一〇・一 |
| 財界不況解雇 | — | 四九 | — | 一二・四 |
| 賃銀不拂 | 七 | 一三 | 一・九 | 三・三 |
| 其他 | 五 | 九 | 一・三 | 二・三 |
| 計 | 一三七 | 一九八 | 一七・八 | 五〇・〇 |

| 各業態別爭議百中占ムル割合 | 大正十三年 | 大正十四年 |
|---|---|---|
| 工場工業 | | |
| 染織工業 | 一七・一 | 三三・三 |
| 機械器具及金屬工業 | 一二・八 | 六五・七 |
| 化學工業 | 一三・六 | 六一・〇 |
| 飲食物工業 | 一三・〇 | 四六・一 |
| 雜工業 | 一七・二 | 四三・七 |
| 特別工業 | 一二・一 | — |
| 計 | 一四・四 | 五〇・三 |
| 家內工業・手工業 | 四〇・六 | 五二・二 |
| 鑛業 | 二三・五 | 七三・七 |
| 交通業 | 一二・三 | 三五・五 |
| 官公業 | 六・七 | 三三・三 |
| 計 | 一七・八 | 五〇・〇 |

即ち大經營の多い鑛業に最も高く、機械器具その他金屬工業が之に亞いでゐる。これは一面、大經營に組織勞働者の勢

力の漸く浸潤せんとする傾向に對して、資本家側の對抗策の益々辛辣ならんとするのを物語るものである。鑛業に於ては各業態別爭議百中組合員解雇二六・三%にて原因中の最高位にあり、機械器具及金屬工業に於ては一一・四%弱にて第三位を占めてゐるのも偶々これを裏書する。(乙統計表第一表其三參照)。

轉じて勞働者の能動的要求に基づくものを見れば、總件數一九八件(五〇・〇%)で、昨年度の總件數六三四件(八二・二%)に比すれば著しい減少である。更にその内容に就いて見るに、賃銀値上げ依然として最高に居り、件數五九件で全體の一四・九%弱を占め、待遇改善四二件(一〇・六%)之に亞ぐ。

今これを表示すれば、

| | 件數 | 全爭議百中占ムル割合 |
|---|---|---|
| 賃銀値上 | 九五件 | 一四・九 |
| 賃銀支拂方法改正 | 一六 | 一・七 |
| 解雇手當制定要求 | 六六 | 四・〇 |
| 待遇改善 | 四三 | 一〇・六 |
| 組合確認 | 四 | 一・〇 |
| 復職要求 | 一六 | 四・〇 |
| 解雇手當增額要求 | 五 | 六・三 |
| 感情的原因 | 三〇 | 五・〇 |
| 其他 | 一〇 | 二・五 |
| 合計 | 一九八 | 五〇・〇 |

となる。然し乍らこれを各業態別に配するならば、

各業態別爭議百中占ムル割合

| | 賃銀ヲ中心トスルモノ | 解雇手當ヲ中心トスルモノ | 待遇改善要求 | 解雇者復職 | 組合確認 | 感情的原因 | 其他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工業 | | | | | | | | |
| 工場工業 | | | | | | | | |
| 染織工業 | 二五・九 | 八・六 | 九・八 | 三・七 | 一・三 | 一三・三 | 四・九 | 六六・七 |
| 機械器具及金屬工業 | 五・七 | 一〇・四 | 一〇・四 | 二・八 | 一・九 | 一・九 | 〇・九 | 三四・三 |
| 化學工業 | 一四・六 | 三・二 | — | 七・三 | 二・四 | 二・四 | — | 三九・〇 |
| 飲食物工業 | 二三・〇 | 七・七 | 七・七 | 七・七 | — | 七・七 | — | 五三・九 |
| 雜工業 | 一六・九 | 一六・九 | 一四・一 | 二・八 | — | 二・八 | 二・八 | 五六・四 |
| 特別工業 | — | 六六・七 | — | 三三・三 | — | — | — | 一〇〇・〇 |
| 計 | 一五・三 | 三・三 | 九・六 | 四・一 | 一・三 | 五・一 | 二・三 | 四六・六 |
| 家内・手工業 | 三九・一 | — | — | — | 四・三 | — | 四・三 | 四七・九 |

| | 賃銀・時間・待遇改善 | | 解雇手當制ニ關スル要求 | | 其他 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十三年 | 大正十四年 |
| 鑛業 | 五・二 | 五・二 | 一・六 | 八・六 | 二四・三 | 三・一 |
| 交通業 | 一六・一 | 六・四 | 二八・二 | 一〇・四 | 一五・四 | 七・五 |
| 官公業 | 三・三 | — | 三四・一 | 三・三 | 九・一 | 三・一 |
| 合計 | 一六・四 | 一〇・五 | 一〇・九 | 七・七 | 一七・四 | 一五・四 |
| 工業 工場工業 染織工業 | 一五・八 | 一五・八 | 一八・〇 | 一六・九 | 九・九 | 八・四 |
| 機械器具及金屬工業 | 一六・一 | 六・四 | 一一・一 | 六・七 | 一一・一 | 三・三 |
| 化學工業 | 四・四 | — | 三三・九 | 三・九 | 一五・一 | 一三・六 |
| 飲食物工業 | 一〇・六 | 四・〇 | 六・六 | — | 六・六 | 八・六 |
| 雜工業 | — | 一・〇 | — | 五・二 | 五・九 | — |
| 特別工業 | — | — | 一七・七 | 六・四 | 三・五 | 二五・七 |
| 計 | — | — | — | — | 六・七 | — |
| 家内・手工業 | 一五・八 | 一五・八 | 一九・三 | 一〇・五 | 一四・一 | 一三・五 |
| 鑛業 | 四二・三 | 五五・七 | 一六・二 | 一〇・四 | 二四・三 | 一三・一 |
| 交通業 | 四四・六 | 一六・一 | 二八・二 | 一〇・九 | 一七・四 | 一五・四 |
| 官公業 | 四三・一 | 一四・六 | 三四・一 | 一三・二 | 九・一 | 一三・一 |
| 合計 | 五八・六 | 三〇・七 | 一〇・九 | 七・七 | 一七・四 | 一五・四 |
| 工業 工場工業 染織工業 | 五四・九 | 三一・〇 | 一八・〇 | 一六・九 | 九・九 | 八・四 |
| 機械器具及金屬工業 | 七七・八 | — | 一一・一 | 六六・七 | 一一・一 | 三三・三 |
| 化學工業 | 四七・六 | 二四・九 | 三三・九 | 一三・九 | 一五・一 | 一三・六 |
| 飲食物工業 | 四六・二 | 二九・一 | 六・六 | — | 六・六 | 八・六 |
| 雜工業 | 七〇・六 | 二一・〇 | — | 五・二 | 五・九 | — |
| 特別工業 | 四八・四 | 三三・二 | 一七・七 | 六・四 | 三・五 | 二五・七 |
| 計 | 八六・六 | 六六・六 | — | — | 六・七 | — |
| 家内・手工業 | 四八・四 | 二七・〇 | 一九・三 | 一〇・五 | 一四・一 | 一三・五 |

各業態別爭議百中占ムル割合

即ち工場工業に於ては賃銀を中心とする要求最も高く、解雇手當を中心とするもの之に亞ぐに反して、鑛業、交通業、官公業にあつては待遇改善の要求が第一位を占め、賃銀を中心とするものが之に亞いでゐる。更に是を前年度の事實と比較して見るならば、

賃銀・時間・待遇改善の爭議は全般的に減少し、解雇手當制に關する爭議も、特別工業と鑛業とを除いては、これまた減退して居り、從つて總計に於て減退してゐる。

これを要するに大正十四年度に於ける爭議は、勞働者側の積極的挑戰に依るものではなく、資本家側の高壓手段か、少くともその自家防衛手段が爭議の原因となつたものであつて、勞働者はむしろ守勢的防禦的立場にあつたものと言ふことが出來る。

**爭議の經過**　勞働爭議の戰術として使用せられるのは、盟休、怠業、示威運動の三者に過ぎない。從つて勞働爭議の戰術は、これを單獨に行使するか、これを組合せて行使するかに外ならない。

| | 實數 單獨ニ行ヘルモノ | 實數 他ノ運動ト併用セルモノ | 實數 計 | 比例（全爭議百中占ムル割合） 單獨ニ行ヘルモノ | 比例（全爭議百中占ムル割合） 他ノ運動ト併用セルモノ | 比例（全爭議百中占ムル割合） 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 盟休 | 一四四 | 五三 | 一九七 | 三六・三 | 一三・四 | 四九・七 |
| 怠業 | 三五 | 一七 | 四二 | 六・三 | 四・三 | 一〇・六 |
| 示威運動 | 四五 | 四六 | 九一 | 一一・三 | 一一・八 | 二三・一 |

最も多いのは勿論盟休であつて、全爭議の四九・七%を占めてゐる。怠業は遙かに少なく一〇・六%に過ぎない。併し併用せられる場合には示威・盟休最も多く、怠業・示威が最も少ない。尙注意すべきは本年度に於ては單なる紛議に止りしもの三・〇%を占めてゐることである。（乙統計表第一表其四參照）

更にこれを工鑛交通業全體、工場工業及び機械器具並に金屬工業に就いて觀察すれば、

| | 工鑛交通業全體 | 工場工業 | 機械器具及金屬工業 | 工鑛交通業全體 | 工場工業 | 機械器具及金屬工業 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 實數 | | | 比例（各業態爭議百中占ムル割合） | | |
| 盟休 | 一九七 | 一四九 | 四三 | 四九・七 | 四六・五 | 四〇・〇 |
| 怠業 | 四二 | 三三 | 一三 | 一〇・六 | 一〇・二 | 一三・四 |
| 示威運動 | 九一 | 八一 | 一三 | 二三・一 | 二五・八 | 三一・四 |

備考　本表ニ於テハ單獨ニ行ヘルモノ、他ト併用セルモノヲ合算ス

工鑛交通業全體よりも工場工業となり、更らに機械器具製造並金屬工業となるに及んで、盟休はその割合を遞減し、示威運動は遞增し、怠業は三者殆んど大差を見ない。これは本年度に於ける爭議が、變則的女性的であるのを物語るものではあるまいか。

更に之を前年と比較するならば、一層これを裏書きすべき事實に逢着する。

各業態爭議百中占ムル割合

| | 工鑛交通業全體 大正十三年 | 工鑛交通業全體 大正十四年 | 工場工業 大正十三年 | 工場工業 大正十四年 | 機械器具及金屬工業 大正十三年 | 機械器具及金屬工業 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 盟休 | 三三・六 | 四九・七 | 二四・三 | 四六・五 | 二五・六 | 四〇・〇 |
| 怠業 | 九・二 | 一〇・六 | 一〇・五 | 一〇・二 | 一五・四 | 一三・四 |
| 示威運動 | 一〇・五 | 二三・一 | 九・一 | 二五・八 | 一三・八 | 三一・四 |

即ち前年度は工鑛交通業全體、工場工業、機械器具及金屬工業となるに從つて盟休、怠業共に遞增しゐるに反して、本年度に於ては遞減してゐる。この事實はその年度に於ける勞働爭議の樣相を知る上に示唆する所が多い。

次に業主の對抗策を見るに、工場閉鎖、休業、解雇及び此等の手段の併用である。今この分類に從つて表示すれば、

實數

| | 工鑛交通業全體 | 工場機械器具及金屬工業 |
|---|---|---|
| 工場閉鎖 | 一〇 | 二 |
| 休業 | 一七 | 九 |
| 解雇 | 五〇 | 一四 |

比例（各業態爭議百中占ムル割合）

| | 工鑛交通業全體 | 工場機械器具及金屬工業 |
|---|---|---|
| 工場閉鎖 | 二・五 | 一・九 |
| 休業 | 四・三 | 八・五 |
| 解雇 | 一三・六 | 一三・三 |

工場閉鎖等の强行手段の少いのは資本家の腰の弱さよりは、むしろ勞働者の腰の弱さを示すものであらう。

更にこれを前年度と對比するならば、

各業態爭議百中占ムル割合

| | 工鑛交通業全體 大正十三年 | 工鑛交通業全體 大正十四年 | 工場工業 大正十三年 | 工場工業 大正十四年 | 機械器具及金屬工業 大正十三年 | 機械器具及金屬工業 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 工業閉鎖 | 一・九 | 二・五 | 二・四 | 三・二 | 三・五 | 一・九 |
| 休業 | 一・八 | 四・三 | 二・二 | 五・一 | 一・五 | 八・五 |
| 解雇 | 七・〇 | 三・六 | 八・〇 | 一三・三 | 七・二 | 一三・三 |

何れもその割合を增加してゐるが、工場閉鎖のみ却つて減少してゐるか、或は增加の率が極めて少ない。これは注目すべき點であらう。

**爭議の結果**　爭議の結果には不明のものが甚だ多いが、本年度の如き爭議の女性的なる年にあつては結果の有耶無耶に葬られるもの非常に多く、强ち調査の疎漏とのみ言ふ事は出來ない。當研究所の調査に依つて歸着の明かなものに就いてその結果を見るに、妥協最も多く、全爭議の三二・一%强を占め、業主に有利に解決したもの一八・二%弱で之に亞ぐ。被傭者に有利に解決したものは一七・一%强で最低である。概して被傭者に不利であつたと思はれる。

更に各業態に就て見るに、勿論結果に多少の差異があるが、大體の傾向は何れも同じである。（乙統計表第一表其五參照）

各業態爭議百中占ムル割合

| | 工鑛交通業全體 | 工場工業 | 機械器具及金屬工業 |
|---|---|---|---|
| 業主ニ有利解決 | 一八・二 | 一八・一 | 九・〇 |
| 被傭者ニ有利解決 | 一七・二 | 一七・二 | 一八・一 |
| 妥協 | 三二・〇 | 三〇・七 | 三〇・五 |
| 不明 | 三二・六 | 三四・〇 | 三二・四 |
| 計 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

爭議に關する當研究所調査、社會局調査の諸統計は乙統計表第一表（其一乃至其五）第二表及第三表（其一乃至其三）として、又大正三年より大正十四年に至る、治安警察法違反者調は乙統計表第四表として收錄してある。

## 第二節　主要なる爭議

### 1　工場工業に於ける主要爭議

#### 一　染織工場

| （工場名） | （發生月） | （參加人員） | （關係セル勞働團體） |
|---|---|---|---|
| 古莊染工場外二工場（京都） | 一 | | 日・勞・總・聯合會 |
| 高瀨染工場（大阪） | 一 | 二〇〇 | 友禪工組合 |
| 日出友禪工場外九工場（兵庫） | 二 | | 友禪工組合 |
| 京都精練株式會社（京都） | 二 | 六〇 | |
| 東京麻絲紡績・沼津工場（靜岡） | 三 | 二二〇 | |
| 愛知織物株式會社（愛知） | 三 | 九四〇 | 名古屋機械技工組合 |
| 河合袴染工場（京都） | 八 | 一八〇 | 京都評議會 |
| 大島生絲販賣組合大洲館（長野） | 八 | 八〇 | 政治研究會 |
| 東京メリヤス工場（東京） | 九 | | 關東メリヤス組合 |
| 小林友禪工場外二九工場（大阪） | 九 | 八三〇 | 友禪工組合 |
| 名古屋紡績・新潟工場（新潟） | 九 | 三〇〇 | 關東メリヤス工組合 |
| 白金メリヤス製造所（東京） | 九 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 熊取織物會社王子工場（大阪） | 三 | 一五〇 | 武州紡織株式會社（埼玉） |
| 大阪メリヤス株式會社（大阪） | 三 | 一、三〇〇 | 日・勞・總・大阪聯合會 |
| 柏原紡績株式會社（大阪） | 四 | 三三〇 | 西友禪工場（京都） |
| 濱口合名會社染色部（京都） | 五 | 一六〇 | 日・勞・總・京都聯合會 |
| 日本毛織・加古川工場（兵庫） | 六 | | 藤毛織・第二工場（岐阜） |
| 福岡タオル製織工場（兵庫） | 六 | 一五〇 | 識和會 |
| 山保毛織會社（栃木） | 六 | 六〇〇 | 友禪工場外五工場（京都） |
| 半田綿行玉島工場（岡山） | 七 | | 陣撚絲再整株式會社（京都） |
| 武州紡績・第二工場（埼玉） | 七 | 七〇 | 富士瓦斯紡績保土ケ谷工（神奈川） |
| 白金メリヤス製造所（東京） | 七 | | 東京織械工組合 |
| | | | 士紡績・川崎工場（神奈川） |
| | | | 川メリヤス合資會社（東京） |
| | | | 田製綿工場（福岡） |
| | | | 田村所在織布工場（大阪） |

右の爭議中比較的規模の大きく、且つ問題となつた『富士紡績川崎工場の爭議』に就てその報道を略記しよう。

『富士紡績川崎工場の爭議』――神奈川縣川崎市富士見町富士ガス紡績會社川崎工場、原因は總同盟に加入した職工を馘首したにある。

十一月十三日會社はかねて總同盟に加盟してゐた勞働者七十名中職工小野寺三好女工阿部こう以下十三名を解雇した。これ等の被解雇者は自ら工場長に面會して解雇の理由を詰問すると共に、總同盟に應援を依頼した。こゝに於て總同盟の松岡駒吉氏は同工場の吉岡工場長に面會を申込んだが拒絶され、形勢にはかに緊張して富士紡會宅七丁目今井初三郎方を爭議團事務所に當てゝ善後策を講ずることゝなつた。十六日職工側は代表者六名を選んで再び工場長に面會を求めたが拒絶された。超えて十八日爭議團では重ねて復職要求を迫ることゝなり、午前六時一同大擧して同市旭町の吉岡工場長の私宅に押し寄せて面會を強要したが工場長は早くも自宅裏から工場内に逃げ込むだので、職工一同も跡を追つて工場に向ひ、入れまいとする守衛と入らんとする職工と工場入口で毆り合の亂鬪を演じ、遂に職工側は工場内に闖入すると共に、『富士紡の血あり涙ある女工諸君に訴ふ』と題する印刷物を配布した。一方工場側は人夫多數を狩り集めて暴力團を組織し工場長に面會を強要する職工を無理矢理に工場外に擊退し、工場の要所要所に張り込ませて嚴重に警戒すると共に、同工場勤務五千の男女

| | | | |
|---|---|---|---|
| 西友禪工場（京都） | 一〇 | 四〇〇 | 中部評議會 |
| 藤毛織・第二工場（岐阜） | 一〇 | 五〇〇 | |
| 藤友禪工場外五工場（京都） | 二 | | |
| 陣撚絲再整株式會社（京都） | 二 | 六〇 | 京都評議會 |
| 富士瓦斯紡績保土ケ谷工（神奈川） | 二 | | 日・勞・總 |
| 士紡績・川崎工場（神奈川） | 二 | 一、九〇〇 | 日・勞・總・關東評議會 |
| 川メリヤス合資會社（東京） | 二 | 五〇 | 關東評議會 |
| 田製綿工場（福岡） | 三 | 三〇 | |
| 田村所在織布工場（大阪） | 三 | 一五〇 | |

工に對して一切の外宿を嚴禁した。

十九日　爭議團は勞働總同盟前線同志會の應援を得て意氣大にあがり、午前六時半から會社の門前に集合して氣勢をあげたが、午前十時日本勞働總同盟關東紡績勞働組合川崎支部の名に於て左記希望條件及び要求書を內容證明を以て會社側に送つた。

希望條件

一　われ〳〵の生活は頗る困難をしてゐます、會社は賃銀問題について適當なる考慮を拂はれんことを切望します。

要求書

一　寄宿女工の取扱ひを改善せられたし

（イ）近親者に病氣危篤のものある際は直ぐに歸國許可されたき事

（ロ）近親者の面會を自由にされたき事

（ハ）休日及び相當理由ある時は外出を自由にすること、貯金拂戻しは本人立會の上にてされたきこと

二　被解雇者全員を復職せしめること

三　食事を改善し榮養と清潔に留意し一日一度は肉或は魚を使用せられたきこと

四　勞働組合加入の自由を認められたきこと

尙同日午後一時半川崎署長の調停に依つて、同署長立會の下に職工側代表者勞働總同盟京濱支部主任德永正峰氏と會社側代表工場長吉岡一男氏と會見したが結局不得要領に終つた。爭議團は同夜通勤職工の歸途を要して同盟罷業の敢行を勸誘し警官と小競合を演じた。

二十日　太田署長の斡旋で德永正峰、小野寺三好氏以下數名と吉岡工場長と再度會見したが職工側の要求は全部拒絕されたので職工代表は爭議團本部に引き揚げ、會社側は更に工場の內外を嚴重に警戒し、女工の鄕里には新聞記事の虛構ある旨一々通知した。

二十一日　午前四時夜勤職工二千餘名は動力の停止と共に總罷業を企て、午前六時の交替時間となるや工場の正門裏門を破つて脫出せんとしたので會社の暴力團と亂鬪を演じ、一方應援團も急報に接して工場に押し寄せ、應援團中數名の檢束者を出した。尙同夜は市內圓覺堂に盛んなる演說會を催して氣勢を揚げた。

二十二日　午前十時から全工場、全く休業の止むなきに至り、爭議團は午後二時から示威運動をなしたが、この日端なくも應援の關東地方評議會と總同盟との間に衝突を惹起した。事は來援中の關東地方評議會の所屬組合員が左の如きビラを撒布したのに起因する。

川崎富士瓦斯紡績爭議團を應援せよ!!!

川崎の富士瓦斯紡績工場は、紡績業に共通な勞働者虐使の模範工場である、從業員はこの慘虐なる境遇を突破する爲に勞働組合を組織せんとした。先月末頃からこの空氣は進展して本評議會所屬の東京合同勞働組合員と總同盟の組合員とが同時に出來た、總同盟は組合威力を示す爲に本月八日關東紡績勞働組合川崎支部の發會式を催した。その結果十六名の解雇者を出すに至り、それが動機で全員起つてストライキを決行しやうとしてゐる中、少數解雇者の復職でモメたので會社と官憲の警戒嚴重

となり、從業員全部が一堂に會することが出來ず、全員一致の要求條件を決定する譯にゆかなかつた。そこで總同盟幹部は從業員に代つて次の希望及び要求を會社側に提出し今日まで再三交渉を續けて來た。

（中略、こゝに前記の希望及び要求條件が入る。）

以上の希望及び要求は復職の條項を除く外は凡て會社側が考慮しますと云へば大勝利解決と云ふ具合に解決が出來るやうな要求である。

我が所屬組合員はそれとは別な要求を持つてゐる。單に考慮を願ひます、へい考慮しますと云ふ具合に解決せんとするものではない。

然し乍ら我々は勞働者の幸福の爲の鬪爭には一切の感情や組合利己心を顧みることを罪惡と信ずる。故に我々は此度の爭議に就て我々の要求を投棄し總同盟の要求を支持し、その貫徹の爲に死力を盡すものである。

そして我々は此度の爭議に付ては總同盟の指揮の下に働かんとするものである。

資本家の家の前に共同戰線を完成せよ！

勞働組合萬歳!!!

關東地方評議會

尙演說會に於ても總同盟の幹部攻擊をやつたと云ふので總同盟側は激昂し、左の如き決議をなし、爭議を前にして兩組合唯み合ひの場面を見せた。

決議

一　我等が決死的奮鬪を繼續しつゝある同盟罷業に對し關東地方評議會の執りし態度は應援に名を藉りて自己組合の宣傳と罷業攪亂を企てしものと認め斷乎として應援を峻拒す。

關東地方評議會の罷業破り

一　我等は現在決死的奮鬪を續けつゝある川崎富士紡の大爭議に對し關東地方評議會が行ひつゝある應援を以て、眞の共同戰線の爲めに非ずして我爭議團の陣營を攪亂し同盟罷業を裏切り、以て惡むべき階級的罪惡を犯すものなりと斷言す。

二　彼等評議會員は爭議團の決行せる大示威運動に加はり乍ら徒に氣勢を煽りて秩序を亂し、以て故意に示威運動解散の口實を官憲に與へんとし、又應援者の挨拶に名を借りて全然爭議と何等關係なき總同盟分裂問題を口にして、自己の組合宣傳を試みるが如き陋劣唾棄すべき行動を敢てしてゐる。更に彼等は表面は爭議應援のビラと稱するものを撒布して內容に於ては富士紡績工場には評議會所屬の東京合同組合員ありと僞り、且つ爭議團の要求は總同盟幹部の要求にして評議會所屬組合員は爭議團とは別個の要求を有すると云ふが如き戰線の統一を亂す所の僭越極まる言辭を弄してゐる（下略）

一九二五年十一月二十二日　日本勞働總同盟
關東紡績勞働組合　川崎支部

二十三日前日に引き續いて示威運動を行ふ筈であつたが、この日應援の爲に來川した評議會所屬組合員と總同盟側との間に險惡な空氣が漂つたので警察側は示威運動を禁止し、評議會の應援團のみ午後四時半勞働歌を高唱して市中を練り歩き檢束者四十名を

出した。

二十四日　漸く持久戰に入り、雨中を爭議團本部附近で示威及び激勵演說會を催した。

二十六日　自由法曹團の松谷與次郎氏等十名は川崎市に來り女工監禁に就いて會社側に會見を申込むだが拒絕された。尙同夜關東地方評議會主催で富士紡爭議批判演說會が川崎倶樂部に開かれたが、會場の內外に陣取つてゐた總同盟との間に紛議を起し、會場は大混亂に陷つて遂に演說會は解散された。

二十八日　瀧原神奈川警察部長は爭議團幹部の松岡、德永、鈴木(肘岡)三氏を縣廳に招致して爭議團側の意見を聽取した上、愈々調停に立つ準備を整へた。

二十九日　堀切神奈川縣知事の調停に依つて川崎署に於て爭議團側の代表者松岡、德永、鈴木三氏、會社側から吉岡工場長が瀧原神奈川警察部長立ち合ひの上で會見、數時間の折衝を重ねた結果、午後四時半に至つて双方の諒解が成立した。解決要項は

一　寄宿職工の食事に就き會社は誠意を有つて改善を計ること

一　被解雇職工には會社の規定の許す限り解雇手當を支給すること、なほ十六人の解雇職工に對して金四千圓を見舞金として贈與すること

一　今回の勞働爭議に加擔したるの故を以て會社は職工を解雇せざること

一　罷業中の休業職工賃銀は三分の一を支給すること

であり、尙堀切知事は會社に對し希望條件として

一　職工待遇改善に付き會社に於てこれに考慮を拂はれたし

一　將來職工の勞働組合に加入することあるもこれを解雇せざるやうにされたし

の二項を述べ、會社側もこれを諒とした。尙この外に會社は全般職工に見舞金として三千圓を贈ることゝし、松岡代表その他が正式に調印し、この結果を罷業團に報告し、三十日より一齊に就業することゝなつて圓滿解決した。尙解決條項報告演說中芝浦鐵工組合員が革命歌を高唱して檢束され、それを奪還せんとして警察に押し寄せた芝浦鐵工組合員百五十名中、五十餘名檢束されたのが本爭議掉尾の騷ぎであつた。

| (工場名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 尼崎製釘所(兵庫) | 一 | 一三〇 | 日・勞・總・尼崎聯合會 |
| 日本アルミニウム製造所(大阪) | 二 | 一五〇 | 日・勞・總・大阪聯合會 |
| (工場名ヲ含ム) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團体) |
| 東京亞鉛鑛金工場(東京) | 七 | 三五〇 | 東京鐵工組合 |
| 大阪自轉車合資會社(大阪) | 八 | 一六五 | 大阪評議會 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 榮進社鐵工場(東京) | 二八〇 | 關東鐵工組合 | 梅鉢鐵工所(大阪) | 八 |
| 守谷衡器製作所(東京) | 二六〇 | 東京鐵工組合 | 日本トラスコン會社川崎工場(神奈川) | 八 |
| 澤村亞鉛工場(大阪) | 二三〇 | 朝鮮勞働總同盟 | 原田造船株式會社(大阪) | 八 |
| 關東電線・麻布工場(東京) | 四五〇 | | 伊吹鐵工所(大阪) | 八 |
| 津田電線・八幡工場(京都) | 四九〇 | 日・勞・總・京都聯合會 | 日本鑄鋼所(大阪) | 九 |
| 村松時計工場(東京) | 五六〇 | 時計工組合 | 日本建築工業會社(東京) | 九 |
| 大畑伸銅所(東京) | 五二〇〇 | 東京合同勞働組合 | 川上鐵工場(東京) | 九 |
| 吉村商會(木工部) | 五二〇 | 造機船工勞働組合 | 黑崎電機製作所(大阪) | 一〇 |
| 三井物產造船部玉工場(岡山) | 五 | 日・勞・總・大阪聯合會 | 尙工舍時計工場(東京) | 一〇 |
| 尼崎製釘所(兵庫) | 五一三〇 | 日・勞・總・尼崎聯合會 | 東京製鋼・川崎工場(神奈川) | 一〇 |
| 大阪鐵工所因島工場(廣島) | 五二〇〇 | 因島勞働組合 | 東京亞鉛鍍金株式會社(東京) | 一〇 |
| 帝國蓄音機株式會社(東京) | 五三〇 | 機械勞働組合聯合 | 東京鋼材株式會社(東京) | 一〇 |
| 安治川鐵工所(大阪) | 六一七〇 | 日・勞・總・大阪聯合會 | 赤線檢溫器工場(東京) | 二 |
| 田中車輛工場(大阪) | 六七〇 | 立憲勞働黨 | 高田鐵工所(北海道) | 二 |
| 大崎機械製作所(東京) | 六 | | 日本計算器會社(廣島) | 二 |
| スタンダード石油會社安治川工場(大阪) | 六一六〇 | 日・勞・總・大阪聯合會 | 豐田機械・大阪工場(大阪) | 二 |
| 日本光學工業株式會社(東京) | 六八〇 | 關東鐵工組合 | 橫濱船渠會社(神奈川) | 二 |
| | | | | 一六六 |
| | | | 泉州評議會 | 二〇〇 |
| | | | | 二六〇 |
| | | | | 二〇〇 |
| | | | 大阪評議會 | 一三〇 |
| | | | 東京鐵工組合 | 五〇 |
| | | | 東京鐵工組合 | |
| | | | 日・勞・總・大阪聯合會 | |
| | | | 金屬勞働組合 | 一六〇 |
| | | | 日・勞・總・關東同盟會 | |
| | | | 東京鐵工組合 | 二〇〇 |
| | | | 機械組合聯合 | 二六〇 |
| | | | 函館勞働組合 | |
| | | | 廣島純勞働者組合 | 五〇 |
| | | | 大阪機械勞働組合 | 三五〇 |
| | | | 工信會 | 五〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三菱造船所（長崎） | 六 | 二五〇 | 日・勞・總・九州聯合會 |
| 大阪鐵工所因島、三屋工場 | 七 | | 日・勞・總・關西同盟會 |
| 芝浦製作所（東京） | 七 | 六〇〇 | 芝浦勞働組合 |
| 永田メリヤス機械株式會社（東京） | 七 | 五〇 | 東京鐵工組合 |
| 川北電氣製作所放出工場（大阪） | 七 | 三〇〇 | 純向上會、日・勞・總・大阪聯合會 |
| 明治電線株式會社（東京） | 七 | 二〇〇 | 關東勞働組合聯合會 |
| 大阪造船勞働組合 | | | 藤永田造船・敷津工場（大阪） 二 |
| 札幌合同勞働組合 | | 五〇 | 西田鐵工所（北海道） 三 |
| 小樽總勞働組合 | | | 岸鐵工所（北海道） 三 |
| 關東評議會 | | 二〇〇 | 隅田川製鐵所（東京） 三 |
| 東京鐵工組合 | | 三〇 | 三村自轉車製作所（東京） 三 |

右の爭議中比較的規模の大きいものとして『芝浦製作所の爭議』を摘出し、その經過を述べよう。

『芝浦製作所爭議』――東京市芝區株式會社芝浦製作所、職工約二千五百名、原因は會社の職工馘首。

七月九日　會社の整理を名として職工十八名を突然解雇したので芝浦勞働組合では日本勞働總同盟の應援を得て會社と折衝し、十一日午前十時會社側代表者と職工側と會見することゝなつたが、職工は十日朝から一齊に怠業を始めた。十一日職工代表が岩原社長と會見した結果解雇者の復職絶望となつたので、職工二千五百（内女工三百）は直ちに『初志の貫徹を期すること』を決議し、芝浦上寺境内に示威行列をなし職工大會を開いて『芝浦勞働組合は芝浦製作所に對してストライキを宣言す』と決義し

解雇者十八名の復職、今後絶對に解雇者を出さゞること、八時間勞働制の實施、今回の爭議に犠牲者を出さゞること、爭議中の日給を支拂ふことの五ケ條の要求を提げて會社側と戰ふことゝなつた。

十二日　午前十時半から芝浦ガスタンク横自動車學校跡で演説會を開き、男工二千二百名は同所に、女工は麻布飯倉の親隣館に集合して持久戰を續けることになつた。

十三日　出勤職工は僅に百十名。爭議團の代表者は午前十時前日の決議に基づいて要求條項を會社に手交し十四日午前十時まで回答を約して引き揚げた。この日同工場の鶴見工場にも飛火して六十名の缺勤を見た。

十四日　爭議團代表は會社に至り内藤工人課長太田黒製造課長に面會したが要求條項は全部拒絶されたので直ちに引き上げて報告演説會を開いた。

十五日　給料日のことゝて總同盟、評議會、自治會、機械聯合その他の應援を得て氣勢を擧げ、代表者二十二名を選出して會社

に至り給料を受取つた。尙芝浦勞働組合の幹事橋村惣次氏外百餘名は宣傳隊を組織して鶴見分工場に至り、鶴見クラブに職工と會見して罷業の經過を報告した。同會見中鶴見署の警官が多數現場に急行して解散を命じたので勞働組合員と警官との間に格鬪を演じ二名檢束された。

十七日　芝浦爭議團は鶴見にも爭議團事務所を設置し運動を始めたので鶴見分工場に於ても大多數の職工が爭議團に加盟することゝなつたので、會社側は不加盟職工を鶴見驛前に集合せしめ警官の護衛で工場に送ることゝなつた。

二十日　鶴見分工場の罷業團に先づ會社側の切崩しが功を奏し分工場の出勤職工は殖え、爭議團の氣勢稍衰へた。

二十一日　會社側から全罷業職工に對して出勤督促通知を發し、爲に罷業團の旗色が惡くなつたが硬派職工は戸別訪問して結束に努め、二十一日午後三時から細井外五名の實行委員は右の通知狀を一トまとめにして會社に突き返し、岩原社長、内藤工人課長等と夜おそくまで懇談した。この日鶴見分工場では硬派職工が軟派職工を袋たゝきにして六名檢束された。

二十二日　午前十一時から罷業團の大會を開き、實行委員から會社側の回答として左の報告があつた。

一　爭議の原因となつた解雇者の復職は絶對に絶望
二　八時間勞働は考慮する
三　整理に依る解雇者は濫りに出さぬ
四　爭議に依る解雇者はこれ以上出さぬ、但し二十二日限り出勤せねば判らぬ。
五　爭議が始まつた九日十日二日分の給料は支拂ひその後のは一週間分を支拂ふ
六　爭議以來解雇されたる八名は復職せしめぬ。

これに對しては職工側の要求があまりに蹂躙されてゐるとて硬論が多く、爭議續行か否かを投票に問ふた結果續行多數にて續行と決したが、交渉委員その他の選任中に次第に軟論が勝ちを制し、結局二十三日早朝より一齊に就業することゝなつて、二週間に亘る爭議は結局職工側の慘敗に終つた。

## 三　化學工場

| (工場名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 角一ゴム合資會社(大阪) | 二 | 七三〇 | 大阪合同勞働組合 |
| 島田ゴム製造所(兵庫) | 三 | 四〇 | 神戸ゴム工組合 |
| 日本陶器株式會社(愛知) | 三 | 二五〇 | 西部陶瓦工組合 |
| 星製藥株式會社(東京) | 七 | 二〇〇 | 日・勞・總・工友會 |
| 三菱製紙・加古川工場(兵庫) | 八 | 一、〇〇〇 | |
| 太平ゴム株式會社(兵庫) | 八 | 一五〇 | |

| (工場名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 高砂ゴム工場(東京) | 五 | 三〇 | 關東勞働組合聯合 |
| 島田硝子工場(大阪) | 五 | | 大阪合同勞働組合 |
| 播州地方煉瓦工場(兵庫) | 五 | | |
| 丸Aゴム工業所(大阪) | 六 | | |
| 中田製紙工場(高知) | 六 | | 日・勞・總・大阪聯合會 |
| 石田繪具工場(京都) | 七 | 二〇 | 京都評議會 |
| 淺井陶器工場(京都) | 七 | 三〇 | 京都陶磁器工組合 |
| 王子製紙會社(東京) | 七 | | 出版勞働組合 |

## 四 飲食物工場

| (工場名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 內海製粉工場外二十七工場(兵庫) | 二 | | |
| 太田醬油工場(千葉) | 三 | | 關東釀造組合 |
| 野田醬油株式會社(千葉) | 三 | | 關東釀造・野田聯合會 |
| 金線飲料株式會社(東京) | 七 | 一三〇 | 關東釀造・京橋支部 |

## 五 雜工場

| (工場名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 大鼓製材工場(京都) | 一 | 三五 | 日・勞・總・京都聯合會 |
| 日清印刷株式會社(東京) | 八 | 六五〇 | 工友倶樂部 |
| 旭ゴム株式會社(東京) | 八 | 三〇 | 東京合同勞働組合 |
| 王子製紙株式會社(東京) | 九 | 二〇 | 出版勞働組合 |
| 和白硝子工場(福岡) | 九 | 一〇〇 | 大阪評議會 |
| 日本染料株式會社(大阪) | 九 | 一〇〇 | 關東評議會 |
| 味之素工場(神奈川) | 一〇 | | 中部陶畫工組合 |
| 名古屋陶磁器同業組合(愛知) | 一〇 | | 日・勞・總・關東同盟 |
| 三共株式會社(東京) | 二 | 七〇 | 水平社 |
| 香川縣製紙工組合(香川) | 二 | | |
| 淺田醬油工場(東京) | 八 | | 關東釀造組合 |
| 東海製菓會社(愛知) | 九 | | |
| 野田醬油株式會社(千葉) | 九 | | 關東釀造・野田聯合會 |
| 日本ビール鑛泉株式會社(埼玉) | 二 | | 日・勞・總・ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 榎本法令館印刷工場（大阪） | 一 | 大阪印刷勞働組合 | 精美堂印刷所（東京） | 八三〇〇 | 出版勞働組合 |
| 北淡化石商會（兵庫） | 二 | 三〇 | 萬月堂印刷所（東京） | 九四〇 | 出版勞働組合 |
| 紀陽木工合資會社（和歌山） | 三 | | 田中印刷工場（東京） | 九 | |
| 小島印刷所（東京） | 三 | 一七〇 | 桃谷印刷工場（大阪） | 九五〇 | 大阪印刷勞働組合 |
| 大日本木管會社（兵庫） | 三 | 三四 | 凸版印刷・木所工場（東京） | 一〇一〇〇 | 出版勞働組合 |
| 神戸印刷工株式會社（兵庫） | 五 | 二〇 | 丸東製材工場（東京） | 一〇 | |
| 和歌山製材製函同業組合（和歌山） | 五 | | 京屋印刷所（東京） | 一〇 | 東京印刷工組合 |
| 宮澤家具工場（東京） | 五 | 一五 | 大塚製靴工場（東京） | 一〇 | 東京合同勞働組合 |
| 有隣印刷所（東京） | 五 | 三一 | 新橋製材所（愛知） | 二 | 五〇 |
| 池田ゴム足袋會社（岡山） | 五 | 三七 | 高野印刷所（大阪） | 二 | 大阪印刷勞働組合 |
| 森萬鏡製作所（大阪） | 五 | 八〇 | 精美堂印刷所（東京） | 二 | |
| 若松足袋工場（岡山） | 六 | 六〇 | 龍王木材工業會社（和歌山） | 二 | 二〇〇 |
| 常盤商會（兵庫） | 六 | 三〇 | 日清印刷株式會社（東京） | 二 | 六〇〇 |
| 三省堂印刷紙取人夫（東京） | 六 | 四〇 | 秀英社印刷工場（東京） | 三 | 一、〇〇〇 |
| 東京製本株式會社（東京） | 七 | 七〇 | 岩手活版所（岩手） | 三 | 二五 |
| 大阪製材株式會社（大阪） | 七 | 一〇〇 | 清水木材工場（福岡） | 三 | |
| 神戸燐寸軸木同業組合（兵庫） | 七 | 二、〇〇〇 | | | |

## 六　特別工場（精錬工場を除く）

| （工場名） | （發生月） | （參加人員） | （關係セル勞働團體） |
|---|---|---|---|
| 能州電氣株式會社（石川） | 八 | 五〇 | 筑波電氣株式會社（茨城） |
| 富士水電株式會社（靜岡） | 二 | | |

## 2 家内工業及手工業に於ける主要爭議

| (工業者種類) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 松山下駄職(愛媛) | 二 | | |
| 灘五郷製樽工場(兵庫) | 二 | | 日・勞・總・灘聯合會 |
| 葛城郡瓦工(奈良) | 二 | | 瓦工組合 |
| 犬吠岬石工(千葉) | 四 | 七〇 | |
| 北伊勢瓦同業組合(三重) | 四 | 三七〇 | |
| 兼吉木履工場(廣島) | 四 | | |
| 松永木履同業組合(廣島) | 六 | | |
| 友禪手染職工(大阪) | 六 | | |
| 豐岡瓦製造工(兵庫) | 六 | | |

## 3 鑛山に於ける主要爭議

| (鑛山名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|
| 洞爺鑛山(北海道) | 三 | | |
| 白瀧鑛山(高知) | 三 | 五〇〇 | 鑛夫組合 |
| 生野鑛山(兵庫) | 四 | 三〇〇 | 日・勞・總・鑛夫組合 |
| 竹野鑛山(兵庫) | 四 | | 鑛夫組合 |
| 吉野鑛山(秋田) | 五 | | |
| 小坂鑛山花岡支山(秋田) | 五 | | 鑛夫組合 |
| 藏內鑛業・大峰炭坑(福岡) | 六 | 五〇 | 鑛夫組合 |
| 名古屋市麻裏製造工(愛知) | 七 | | |
| 横濱土井ケ谷の大工(神奈川) | 七 | | |
| 福井市內簞笥職(福井) | 八 | | |
| 宇智郡內下駄職工(奈良) | 八 | | |
| 山中關作外十四石材店(廣島) | 八 | | |
| 伏見酒樽工(京都) | 八 | | |
| 鳥取市履物工(鳥取) | 一〇 | | |
| 灘輪竹工組合(兵庫) | 一〇 | | |
| 麻裏工組合 | | 八〇 | |
| | | 七〇 | |
| 灘製樽工組合 | | 九〇 | |
| 灘輪竹工組合 | | | |
| 吉野鑛山(秋田) | 六 | | |
| 大ノ浦炭坑第二坑(福岡) | 七 | | |
| 川崎炭坑坑第一坑(福岡) | 八 | | |
| 東邦炭坑龜山鑛業所(福岡) | 八 | | |
| 高越鑛山(德島) | 九 | 五〇 | 鑛夫組合 |
| 川崎炭坑第一坑(福岡) | 一一 | 二〇〇 | 鑛夫組合 |
| 別子銅山(愛媛) | 一一 | 二〇〇 | 鑛夫組合 |
| | | 三〇〇 | 鑛夫組合 |

## 4　交通業に於ける主要爭議

### 一　水上交通業

| (會社船舶名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團体) |
|---|---|---|---|
| 北日本汽船會社小樽寄港船 | 四 | 三〇〇 | |
| 大阪曳船商會(大阪) | 八 | 三五〇 | |
| 永仁丸(神奈川) | 八 | 三〇 | |

### 二　陸上交通業

| (會社船舶名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團体) |
|---|---|---|---|
| タクシー自動車會社(東京) | 一 | 二〇〇 | 日・勞・總・ |
| 中央軌道會社(福岡) | 二 | 三〇 | |
| 同 | | | |
| 函館水電株式會社(北海道) | 四 | 三〇 | |
| 實用自動車會社(東京) | 五 | 一五〇 | |
| 淡路鐵道株式會社(兵庫) | 六 | 二〇〇 | 日・勞・總・ |
| 王子電鐵會社(東京) | 七 | | |
| 杵築郵便局集配人(大分) | 一〇 | | |
| 東京市電・自動車部(東京) | 一 | | 東京市電自治會 |
| 岡町郵便局(大阪) | 二 | | |
| 大阪市設安治川筋渡船場船夫 | 三 | 七九 | |
| 大阪市設木津川筋渡船夫 | 三 | | |
| 中野町郵便局集配人(長野) | 二 | 六〇 | |
| 名古屋市電氣局(愛知) | 三 | 一〇 | |
| 東京市電自治會 | 一〇 | 四〇 | 東京市電自治會 |
| 東京市電自治會 | 一 | 三〇 | 日・勞・總・信州交通勞働組合 |
| 函館地方評議會 | 三 | 一五〇 | 日・勞・總・ |

## 5　官公業に於ける主要爭議

| (會社船舶名) | (發生月) | (參加人員) | (關係セル勞働團體) |
|---|---|---|---|

# 第二章　農業勞働者の爭議

（小　作　爭　議）

## 第一節　爭議の大勢

逐年著しく增加し殆んど全國的に瀰漫せる農業勞働者爭議の原因は頗る雜多であるけれども、之を要約すれば收穫高の大小、米價の高低、生產者に對する農產物の不合理なる分配及び小作人の階級意識の目醒等に歸すべきであらう。

內部的に爭議を見ればその特徵とする處は從來の地主小作間の封建的主從關係を脫却し、地主の搾取に對し階級的意識による反抗がその一である。次に舊時の百姓一揆的でなく近代の勞働組合的であることがその二である。卽ち小作條件の改善及小作階級の利益擁護等、自階級の生活向上の爲めになす處の計畫的、繼續的合理的運動である。

更に爭議戰術の變遷を見れば、小作地返還不作同盟の如きは初期爭議の形態であり、次期は小作米不納、永久三割減であつたが、本年に至つて地主側は現行民法による所有權の確認を首唱し法廷戰が可なり多くなり頗る强硬且つ攻勢をとることになつた。之に對して小作側は耕作權の獲得を旗印として對抗し益々深刻化して來たやうである。尙ほ前年度と同樣に爭議は全國的且つ每月發生し昨年度の旱魃凶作の影響による小作米減額要求が可なり多數を占めてゐるのである。

**爭議件數と其分布**　社會局調査に係る大正十四年中の爭議件數は一、三〇三件にして、之を昨年度の同調査と比較すれば四三件の增加である、增加數が著しいといふ程ではないが、併し尙ほ累年增加しつつあることは否み得ない事實である。

次に主要なる爭議を發生したる四十一道府縣を件數高によつて列擧すれば最高位は、大阪府の二二七件（一七・四%）之に亞ぐものは福岡縣の二一〇件（一六・一%）、兵庫縣一六九件（一三・〇%）、愛知縣八〇件（六・一%）、岐阜縣六〇件（四・六%）、新潟縣五七件（四・四%）、埼玉縣五五件（四・二%）、京都府三八件（二・九%）、香川縣三七件（二・八%）、岡山縣三六件（二・七%）である。此らに次ぐものは鳥取、山梨、三重、滋賀、奈良、和歌山、富山、東京、德島、島根、愛媛の順序である。

今全國を數區に分ち、爭議の分布狀態を示せば次の如くである。

| 地區別 | | 件數 | 百分比 |
|---|---|---|---|
| 近畿中國地方 | 近畿地方 | 五〇〇 | 三八・四 |
| | 中國地方 | 九四 | 七・二 |
| | | 五九四 | 四五・六 |
| 中部地方 | 東海道地方 | 二三 | 八・六 |
| | 東山道地方 | 九三 | 七・〇 |
| | 北陸道地方 | 九一 | 六・九 |
| | | 二五 | 三・五 |
| | | 一七三 | |

| | | |
|---|---|---|
| 關東地方 | 九八 | 七・五 |
| 九州地方 | 二三 | 一七・八 |
| 四國地方 | 六六 | 五・一 |
| 東北地方 | 一六 | 一・三 |
| 北海道地方 | 二 | 〇・二 |
| 計 | 一、三〇三 | 一〇〇 |

備考　近畿地方(大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山、)中國地方(岡山、廣島、山口、鳥取、島根)東海道地方(三重、愛知、靜岡)東山道地方(山梨、長野、岐阜)北陸地方(新潟、富山、石川、福井)關東地方(茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、東京、神奈川)。

之に由て見れば所謂小作爭議地帶と稱せられてゐる大阪を中心とする近畿地方は最も割合高く、之に亞ぐものは九州地方である。四國地方は割合に低く東海、關東、中國、東山地方は相變らず高く、東北及北海道は極めて低いのである。之を要するに近畿、九州、東海、關東の一帶は爭議の濃度高き地方と見る事ができるであらう。(乙統計表第五表其一參照)

之を昨年度の狀態と比較するに、小作爭議を惹起したる府縣數は前年の四十二に對して本年度は一を減じたる程度で大體に於て相違ないのである。次に爭議の件數多き府縣のみを抽出して前年の割合と比ぶれば、

| 府縣別 | 實件數 大正十三年 | 實件數 大正十四年 | 全國爭議百中占ムル割合 大正十三年 | 全國爭議百中占ムル割合 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 大阪 | 三三 | 三七 | 二九・三 | 一七・四 |
| 福岡 | 八二 | 二〇 | 七・四 | 一六・一 |
| 兵庫 | 二五 | 一六〇 | 二・三 | 一二・〇 |
| 愛知 | 七四 | 八〇 | 六・七 | 六・一 |
| 岐阜 | 四 | 六〇 | 〇・四 | 四・六 |
| 新潟 | 五 | 五七 | 〇・五 | 四・四 |
| 埼玉 | 五〇 | 五五 | 四・五 | 四・二 |
| 京都 | 一八 | 三八 | 一・六 | 二・九 |
| 香川 | 八 | 三七 | 〇・七 | 二・八 |

大體に於て前年爭議多かりし府縣は本年に於ても亦同樣の狀勢にある。而して前年に比し著しく增加を示せるものは福岡一であり稍減少を呈せるは兵庫である。此等を除く他府縣は高一低であつて、その割合の間の差が減じて來た事は、小作爭議の普遍化を物語る一證左であらう。

更に地區別に就いて前年との比較を試みれば、

| 地區別 | 百分比 大正十三年 | 百分比 大正十四年 |
|---|---|---|
| 近畿中國地方 | 五一・二 | 三八・四 |
| 中國地方 | 五・二 | 七・二 |
| 近畿地方 | 五六・四 | 四五・六 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 中部地方 | 東海道地方 | 七・五 | 八・六 | |
| | 東山道地方 | 五・三 | 七・〇 | 一四・八 |
| | 北陸地方 | 二・一 | 六・九 | 二・五 |
| 關東地方 | | 八・〇 | 七・五 | |
| 九州地方 | | 七・五 | 一七・八 | |
| 四國地方 | | 二・一 | 五・一 | |
| 東北地方 | | 一・九 | 一・三 | |
| 北海道地方 | | 七・五 | 〇・二 | |

各地區に於ける割合は昨年に比し九州地方に於て著しく增加し、反對に近畿中國地方に於て減少してゐるが、北海道地方が擡頭して來たことは特に注目すべきことであらう。

**爭議と月**　社會局調査の結果によれば、大正十四年中に於ける小作爭議は、十二月に發生したるもの最も多く全數の二八・一%を占め、十一月之に亞いで一六・七%を示してゐる、而して八月は最も少く僅かに六件（〇・五%）である。本年の爭議が前半期に比して後半期に於て發生の割合多く、十一、十二、一月に至つて多數の爭議を發生せしめた。一體小作爭議は毎年十月頃よりその發生を見、翌年三、四月頃までの間に頻出の度を高めるものであり、夏期に著しく其數を減ずることが常態である。本年も亦その傾向に洩れざることは左の數によつて表示せられてゐる。

| | 爭議發生件數 | | 百分比 | |
|---|---|---|---|---|
| | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十三年 | 大正十四年 |
| 上半期 一月 | 二八 | 二〇七 | 一九・五 | 一五・九 |
| 二月 | 七六 | 八七 | 六・九 | 六・八 |
| 三月 | 四八 | 七二 | 四・三 | 五・一 |
| 四月 | 二九 | 五四 | 二・六 | 三・八 |
| 五月 | 六 | 二九 | 〇・六 | 二・〇 |
| 六月 | 二 | 三八 | 〇・二 | 二・九 |
| 計 | 三七七 | 四八八 | 三四・一 | 三七・五 |
| 下半期 七月 | 一八 | 九六 | 一・六 | 七・三 |
| 八月 | 一四 | 六 | 一・三 | 〇・五 |
| 九月 | 一六 | 一八 | 一・五 | 一・四 |
| 十月 | 一八二 | 二二 | 一六・六 | 八・五 |
| 十一月 | 二九〇 | 二八 | 二六・二 | 一六・七 |
| 十二月 | 二〇七 | 三六六 | 一八・七 | 二八・一 |
| 計 | 六二八 | 八一五 | 六二・九 | 六二・五 |
| 合計 | 一・一〇五 | 一・三〇二 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

前年に於ける起伏と同樣に二、三、四と月の進むに從つて大體その割合を減少してゆく傾向を見る。七月は例外として八月に至つて最低となり、十月稍高く十一月に入つて突如昂騰の勢を呈し、十二月に於て最頂に達することを知り得るのである。これ明かに小作爭議が突發的性質を脫却して秩序的に發生する傾向を示唆するものではあるまいか。（乙統計表第

五表其三參照）

**爭議の原因**　これに就いては社會局の發表を茲に引用しよう。

『小作爭議の原因は多方面に存する。或は我國の農業が一般に薄利であること、小作條件の公正を缺いたものゝあること、小作慣行の適當でないものゝあること、小作に關する法令の充分でないものゝあること等小作農業自體の關係に存するものがあり或は近時に於ける一般の思想的變化若くは勞働運動の刺激等思想的、社會的原因に基くものもあるが旱魃とか風水蟲害等に依る凶作の如き自然的原因、若くは米價下落物價騰貴等の如き經濟的事情は最も容易に爭議發生の動機誘因をなすものである。今大正十四年中（十一月迄）に發生の爭議を其の主なる原因に就て見るに旱魃不作に基くもの最も多く風水害蟲害等の凶作に依るもの小作料高率に因るもの等之に亞ぎ他の勞銀に比しては小作人の收入少き爲又は小作の收支償はざるが爲のもの及他の部落に起つたが爲夫に倣つたものと見るべきもの及其の他の事情に基くもの等亦相當ある。數年前相當多數を占めた所の米價下落を主因とする爭議は一昨年來極めて少きに反し旱魃凶作を主因とする爭議の頗る多いのは前年來の米價騰貴と旱魃の影響とを物語るものと云つてよからう。昨年は氣候概ね順調であつて旱魃の被害尠かつたにも拘らず尙且旱魃不作に因る爭議件數の最も多いのは蓋し近年未曾有の旱魃を蒙つた一昨年の小作料問題が十四年に入て爭議化したもの尠くない事其の主因と思はれる、然しながら以上は主として表面上の原因に依り見たる區分に過ぎないので寧ろ要求提出に關する動機若は口實と見るのを至當とするものがあるので個々の爭議に付て仔細に其の原因を探究するときは或は經濟的に或は感情的に或は政治的方面に幾多の事情の錯雜して起つたもの尠くないことを知るであらう。

**爭議に於ける小作人の要求**　は大部分小作料の輕減であつて要求事項總數の約八割餘を占めて居る。地主が小作人に對し小作契約解除通告に對し契約繼續要求をなし爭議を惹起したるもの相當多數に上つて居ることは注意に値する。蓋し這は地主の土地引上に對する小作人の反對要求を示すものであつて概ね爭議の反動として現はれるものであるからである。此の外尙小作料增額反對納米の格下又は俵裝の制限緩和、奬勵米の增額給與、込米廢止其の他の要求があるけれども少數であつて取り立てゝ云ふに足らない。結局小作爭議は收獲分配の問題を中心とするものであると云ふことが出來るであらう。小作料輕減要求中にも一時的のものと永久的のものとある。十四年發生の爭議で一時的減額要求をしたもの亟求事項全體の約六割餘、永久的減額要求約二割餘である。永久的輕減要求の理由は主として現在の小作料を以て高過ぎるとし收獲分配の不公平を唱へ或は小作農の不引合と農家經濟の困難を以てするのであるが而も此の傾向は近年多くなつてゐることは注意しなければならない。永久減額要求の割合は一樣ではないが概ね一割乃至三割程度のものであつて日本農民組合では大體永久三割減を標準として居ると稱せらる』

今、要求事項を分類して其統計を示せば次の如くである。

| 要求事項 | 實數 大正十三年 | 實數 大正十四年 | 大正十三年（比例全要求百中） | 大正十四年（比例全要求百中） |
|---|---|---|---|---|
| 小作料其年限減額 | 八四四 | 九三〇 | 七四・一% | 六五・八% |
| 小作料永久減額 | 二一七 | 二九九 | 一九・〇 | 二一・一 |
| 小作料免除 | 三 | 六 | 〇・三 | 〇・四 |
| 小作料增額反對 | 三 | 一二 | 〇・三 | 〇・八 |
| 込米廢止 | 三 | 六 | 〇・三 | 〇・四 |
| 納米の格下俵裝等に就ての制限緩和 | 八 | 一五 | 〇・七 | 一・一 |
| 奬勵米其他之に類するものの給付又は增額 | 六 | 一二 | 〇・五 | 〇・八 |
| 小作人の特別なる支出に對する補償 | 三 | 六 | 〇・三 | 〇・四 |
| 小作契約の繼續 | 一一 | 六六 | 〇・九 | 四・七 |
| 其他 | 四一 | 六四 | 三・六 | 四・五 |
| 計 | 一、一三九 | 一、四一四 | 一〇〇 | 一〇〇 |

（備考）要求事項數は一係爭に一若くはそれ以上の要求を含むが故に爭議件數とは一致しない。

前年度と比較すれば大體に於ては增加の傾向にある。之を仔細に見れば其年限減額は稍や低く、反對に永久輕減に於ては昨年度に於て一割九分であつたものが本年は二割一分强を占めて居り、又契約の繼續要求が昨年に比し約四分の增加を示してゐることは、耕作權の確立を主張して來た最近の傾向を物語るものではあるまいか。（乙統計表第五表其二參照）

**爭議關係人員及耕地**　社會局調査に係る大正十四年度の關係人員は地主一九、三〇二人にして小作は八四、四〇四人である。之を大正十三年度のそれに比すれば地主一九、〇一五人、小作七九、九二八人であつて、前者に於て九分九厘を後者に於て九分五厘の增加を示してゐる。次に關係耕地を見るに、田に於て五一、三九八町、畑に於て三、〇七八町及其他に於て七四町卽ち合計五四、五五〇町を示し、之を昨年度の爭議耕地面積四七、三九一町に比すれば八分七厘の增加を示してゐる。要するに人員に於ても耕地面積に於ても共に增加しつつあるのである。

尙ほ小作爭議に關する統計は乙統計表第五表として揭げてある。

次に參考として農林省發表「小作爭議概要」より最近の小作爭議の狀況を記したる箇所を摘錄しよう。

**最近の趨勢**

本邦ニ於ケル地主小作人間ノ關係ハ從來主從的關係ニシテ概ネ溫情主義ヲ保持シタルヲ以テ時ニ當年ノ不作ニ因ル小作料ノ輕減問題ヨリ延テ一時的ノ爭ヲ見タルコトアリシモ之カ紛糾ヲ來セルカ如キコトナカリキ然ルニ輓近時勢ノ推移ニ伴ヒ思想ノ變化、社

會運動勃興等ノ影響ヲ受ケテ農村ニ於ケル兩者ノ關係モ漸ク變化シ來リ從來ノ溫情主義的主從關係ハ漸次其ノ影ヲ潛メ地主小作人ハ各對抗的性質ヲ帶ヘル團體ヲ組織スルニ至リ小作爭議ノ件數モ亦年ヲ逐フテ其ノ數ヲ增加スルト共ニ其ノ質ニ於テモ漸次深刻ノ度ヲ加ヘ從來ノ單純テル當年限リノ小作料輕減ニ滿足セス更ニ進ミテ永久ニ亘ル小作條件ノ維持改善ヲ要求スルニ至レリ、而シテ其ノ紛議タルヤ固ヨリ經濟上ノ利益分配ヲ中心トスルモノナレドモ爭議深刻化シ益々紛糾スルトキハ地主小作人間ニ思想感情ノ背馳衝突ヲ來シ更ニ進ミテハ警察犯或ハ刑事問題ヲ惹起シ社會一般ノ不安ヲ來シ農村自治ヲ害スル等前途頗ル憂慮スヘキモノアリ、殊ニ農業生產上將又農村社會上現下ノ重大問題トシテ普ク世人ノ注目ヲ惹クニ至レリ、茲ニ小作爭議ニ付其ノ概要ヲ叙スヘシ。

最近數年間ニ於ケル小作爭議件數ハ左ノ如クニシテ逐年增加ノ傾向ヲ示セリ。

| | 件數 | | 件數 |
|---|---|---|---|
| 大正六年 | 四五 | 大正十一年 | 一、三七八 |
| 大正七年 | 三六六 | 大正十二年 | 一、九一七 |
| 大正八年 | 三二六 | 大正十三年 | 一、五二二 |
| 大正九年 | 四〇八 | 大正十四年 | 一、七〇一 |
| 大正十年 | 一、六〇八 | | |

註、大正十四年度統計ハ大正十五年一月十日迄ノ報告ニ據ル以下同シ

左ニ大正十三、十四兩年度ニ於ケル爭議ニ關係セル耕地面積及參加人員ヲ示セハ次ノ如シ

| | 大正十三年 | 大正十四年 |
|---|---|---|
| 關係耕地面積 | 七〇、三八二町（内田九割）六五、八八六町 | |
| 參加人員 地主 | 二四、〇一五人 | 二三、九三〇人 |
| 參加人員 小作人 | 一二〇、五二〇人 | 一〇二、三九二人 |

次ニ爭議ノ地方的分布狀況ヲ見ルニ大正六、七年頃ハ爭議地方極メテ狹少ナル範圍即チ濃尾地方、近畿、中國、四國ノ一部等ニ限ラレタリシカ其ノ後年ヲ重ヌルニ從ヒ漸次關東、北陸、山陰其ノ他ノ地方ニモ波及スルニ至レリ、而シテ此ノ爭議ノ分布ハ其年ノ作況其ノ他地方的事情ニ依リ年々幾分ノ消長アルヲ免カレス、今參考ノ爲最近ニ於ケル小作爭議ノ件數及性質ヨリ通觀シタル主要爭議ノ府縣ヲ列擧スレハ次ノ如シ。

主要ナル爭議府縣

大阪、兵庫、福岡、愛知、香川、岡山、岐阜、新潟、德島、埼玉、京都、山梨、三重

爭議報告ノ全クナキ縣

青森、沖繩

而シテ從來著シキ小作爭議殆ト無ク極メテ平穩ナリシカ如キ地方モ時ニ突如トシテ爭議勃發瀰漫スルコトアリ大正十年ニ於ケル埼玉縣ノ如キハ其ノ一例ニシテ同年前半期マテハ同縣ニハ未タ爭議ト見ルヘキモノ殆トナク極メテ靜穩ナリシカ同年後半期ニ至リテ急激ニ爭議發生シ其ノ件數七十四件ニシテ實ニ全國第六位ヲ占ムルニ至リ爭議ノ性質モ亦相當深刻ナルモノアリ、又岡山縣ノ如キモ大正九年頃迄ハ爭議件數多カラサリシモ大正十一年ニハ百件ニ上リ全國第五位ヲ占メ特ニ注視スヘキハ同縣ハ從來縣南地方ニ

爭議多カリシカ最近ハ北部ノ交通極メテ不便ニシテ人情質朴ナル山間部美作地方ニ數ケ村聯合ノ小作運動起リ漸次全縣下ニ瀰漫シツヽアルコトナリ、又新潟縣ハ從來平穩ナリシモ同縣ノ小作事情ヨリ觀テ相當注視スヘキモノアリト豫期セシニ大正十一年ニ入リテ小作組合著シク發達シ大正十四年末マテニ組織セラレタルモノ實ニ五百二組合ヲ算シ全國小作組合總數ノ約一割四分ヲ占メ其ノ組合員數亦三万二千人ヲ超ユルニ至リ小作爭議モ亦漸次增加シツツアルノ現狀ナリ。

而シテ小作爭議ハ其ノ淵源スル所極メテ深ク且ツ爭議ヲ惹起スヘキ素因ハ何レノ地方ニモ潜在スルモノナルヲ以テ今日爭議ヲ見サル地方ト雖モ決シテ永久ニ樂觀ヲ許サス、從來爭議ノ比較的少キ東北、北陸等ノ地方ハ小作事情宜シキカ故ニ爭議ナキヤト云フニ必スシモ然ラス、愛知、岐阜、大阪、兵庫、岡山、香川等ノ爭議激甚ナル地方ニ比シテ小作事情ハ良好ナリト云フヘカラス、即チ小作爭議ノ有無多少ハ必スシモ小作條件ノ良否ニ關スルモノトハ云ヒ難ク人文ノ程度、交通ノ便否、商工業ノ發達、思想ノ變遷等ノ關係ニ支配セラルルコト多大ナルモノアリ、此ノ意味ニ於テ從來平穩ト目サレシ東北地方、九州南部地方モ將來相當戒心ヲ要スヘク最近此ノ地方ニモ漸次注目スヘキ爭議ノ勃發ヲ見ルニ至リ今ヤ小作爭議ハ殆ト全國ニ瀰漫セムトスルノ狀態ニ在リ。

### 小作爭議ノ原因

小作爭議ノ原因ハ各地方ニ依リ、又各事件ニ依リ異ルモノアリ、決シテ單純同一ニ非ス或ハ數個ノ原因伏在スルモ其ノ根本的原因トモ見ルヘキハ地主小作人ノ經濟的利害關係相反シ加フルニ小作制度ノ不備缺陷、農業ノ收益寡少、物價ノ昂騰及生活ノ向上ニ伴フ家計ノ困難、思想ノ變遷、諸種ノ社會運動ノ勃興等ニシテ其ノ誘因ハ災害其ノ他ノ原因ニ因ル農作物ノ不作最モ多ク小作料ノ高率、小作權又ハ小作地ノ引上、思想ノ變化及模倣、勞賃多ク收益不償等多樣ナリ、殊ニ、近時日本農民組合ノ介在セル地方ニ於テハ其ノ宣傳ニ基ク小作人ノ思想變化ニ因リ模倣的ニ爭議ヲ續發スル傾向アルヲ覺ユ。

小作爭議ハ從來ハ概シテ風、水、旱害、病蟲害其ノ他ノ不作ニ因ル當年限リノ小作料減免要求ニ關スルモノ多ク豐年ニハ殆ト之ヲ見サリシカ近年ハ年ノ豐凶如何ニ拘ラス小作ノ高率又ハ收支不償ヲ理由トスル所謂永久的小作料減免ヲ要求スル爭議增加スルニ至レリ、此等ノ事情ハ各府縣ノ爭議報告ニ據ル原因別調ニ依テモ看取スルヲ得ヘク、即チ小作料高率ヲ原因トスルモノハ大正十年ニ於テハ爭議總件數僅カニ四分ナリシニ大正十一年ニハ一躍二割二分ニ增加シ又要求ニ於テモ大正十年頃マテハ永久的小作料減免要求ハ極メテ僅少ナリシニ大正十二年ニ至リテ俄然總數ノ三割ヲ占ムルニ至リ十三年、十四年ニ於テモ依然二割五分前後ヲ示セリ、從テ爭議ノ時期モ亦從來ハ收穫後小作料納付期タル十一月、十二月、一月頃ニ多カリシモ最近ハ年中何レノ時期ニ於テモ之ヲ見ルニ至リ甚シキハ苗代田植ノ時期ヲ控ヘテ交渉ヲ開始スルモノ尠カラス、更ニ最近殊ニ大正十四年ニ入リテ特ニ顯著ナル現象トモ見ルヘキハ地主側ヨリ積極的ニ出テ、耕地返還ヲ要求スルモノ著シク增加シタルコトニシテ前年(十三年)ハ僅カニ二十五件總數ノ一分六厘ナリシニ大正十四年ニ入リテ既ニ百三十九件ニ上リ其ノ割

合實ニ總數ノ八分一厘強ヲ占ムルニ至レリ、斯ノ如キハ地主側トシテハ表面自作ノ目的ヲ以テ此ノ擧ニ出テタリトスルモ內實ハ累年ノ小作爭議ノ煩雜ヲ嫌忌セルモノト認メラルヘキモノニシテ、福岡、三重、兵庫等ノ諸縣ニ殊ニ多ク最近ノ傾向トシテ特ニ注目ニ値スヘシ。

今參考ノ爲大正十三、十四兩年度ニ於ケル主要ナル原因別ニ依ル爭議件數及其ノ割合ヲ示セハ次ノ如シ。

| 原因別 | 大正十三年 件數 | 大正十三年 割合% | 大正十四年 件數 | 大正十四年 割合% |
|---|---|---|---|---|
| 風、水、旱、病、蟲害其ノ他ノ不作 | 一、〇三一 | 六六・六五 | 一、〇三三 | 六〇・一四 |
| 小作料高率 | 一四七 | 九・六〇 | 一九二 | 一一・二九 |
| 小作權又ハ小作地引上 | 二五 | 一・六三 | 一三九 | 八・一七 |
| 思想ノ變化並模倣 | 一〇七 | 六・九九 | 一〇八 | 六・三六 |
| 勞費多ク收支不償 | 五〇 | 三・二六 | 四二 | 二・四七 |
| 用水費其他負擔加重 | 六一 | 三・九八 | 三九 | 二・二九 |
| 小作料滯納 | — | — | 二六 | 一・五三 |
| 小作料不統一 | 六 | 〇・三九 | 二〇 | 一・一七 |
| 產米檢査、込米奬勵米關係 | 八 | 〇・五二 | 一八 | 一・〇六 |
| 小作料値上 | 三 | 〇・一八 | 一六 | 〇・九四 |
| 耕地整理關係 | 四 | 〇・二六 | 二 | 〇・一二 |
| 小作農利益薄少 | 九 | 〇・三九 | 一〇 | 〇・五九 |
| 生計困難 | 一四 | 〇・九一 | 五 | 〇・二九 |
| 農產物價格下落 | 八 | 〇・五二 | 一 | 〇・〇六 |
| 其ノ他 | 六〇 | 三・九二 | 五一 | 三・〇〇 |
| 計 | 一、五三一 | 一〇〇・〇〇 | 一、七〇一 | 一〇〇・〇〇 |

備考　小作爭議ハ單一ノ原因ニ因リ起ルモノト數個ノ複合セル原因ニ因リテ起ルモノトアレトモ右數字ハ各爭議一件ニ付主タル原因ト看做サルヘキモノ一個ノミヲ採リテ計上シタルモノナリ。

## 爭議ノ經過

小作爭議ニ於テハ小作人ノ要求ハ種々アリテ決シテ單純ナラス、或ハ小作地ノ引上反對、小作權又ハ永小作權ノ確認其他小作條件ノ維持改善、社會的地位ノ獲得等ニ關スルモノアレトモ、經濟上ノ利益分配問題卽チ小作料ニ關スルモノ最モ多キハ言ヲ俟タス、卽チ大正十四年度爭議件數千七百一件ノ內小作料ニ關スルモノ千五百十四件、其ノ割合總件數ノ八割九分ヲ占ム。

而シテ小作料輕減ノ要求ニ從來ハ作柄不良ノ年ニノミ起リ而カモ其ノ輕減要求率ハ僅少ナルカ或ハ込米、端米等ノ廢止若クハ輕減ノ程度ナリシモ近年漸次ニ輕減要求率ヲ增加シ且作柄ノ如何ニ拘ラス年々繰返シ之カ要求ヲ爲スニ至レリ。

最近不作ノ場合ニ於ケル輕減要求率ハ普通二割乃至三割ナリシカ愛知縣ニ於ケルカ如キハ七割乃至八割ニ及フモノアリ其ノ他京都、神奈川、大阪、三重、岐阜、岡山等ニモ其ノ率相當ニ大ナルモノアリ。

又永久的小作料輕減要求カ近年著シク增加シタルハ特ニ注目スヘキ傾向ニシテ、即チ大正十四年度ニ於テハ小作料輕減要求千四百四十八件ノ内、一時的小作料減額要求千七十九件（其ノ爭議總件數ニ對スル割合二割二分）ナルニ比シ永久的小作料減額要求ハ三百六十九件（其ノ總件數ニ對スル割合二割三分）ニ上リ香川、福岡、新潟、兵庫、岡山、愛知、德島、岐阜、三重等ノ爭議深刻ナル地方ニ於テ其ノ例殊ニ多シ、而シテ此ノ場合ニ於テハ輕減要求率は一割乃至三割ヲ普通トス。

次ニ小作人ノ要求方法ハ個人的懇願ノ態度ヨリ漸次團體的對抗ノ態度トナリ爭議紛糾セル場合ニ於テハ暴行脅迫ニヨル一時的强要手段ヲ採ルコトアリシモ、近年ハ寧ロ小作料不納同盟、小作米共同保管、小作地不返還申合ヲ爲シ地主カ訴訟セル場合ニハ各種ノ抗辯ヲ設ケテ判決ヲ遲延セシムル等ノ持久的手段ヲ選フニ至レル傾向アリ。

地主モ團體ヲ以テ小作人ニ對抗スルヲ例トスルモ地主側ニ於テハ土地所有反別ニ著シキ差異アルノミナラス在村地主ト不在村地主トノ別アリ、又小作料ヲ唯一ノ收入トナスモノト然ラサルモノトアリテ相互ノ間ニ利害甚タ一致シ難キモノアリ加之平素農業ヲ自營スルニ何等ノ準備ナキ者等アルカ爲メ同一ノ步調ヲ以テ行動ヲ終始スルコト容易ナラサルノ事情ニアリテ其ノ團結力ハ小作人ニ比シテ强固ナラス、之カ爲メニ動モスレハ團體ニ龜裂ヲ生スル場合尠カラス、爭議ノ紛糾セル場合ニ於テ地主側ノ採ル手段トシテハ先ツ小作料ノ請求ノ催告狀ヲ發シ而モ小作人之ニ應セサルトキハ小作料請求訴訟ヲ提起シ之ニ伴フ現物若クハ稻立毛ノ假差押處分ニ附シ以テ飽迄小作人ニ對抗セムトス

而シテ地主ノ小作人ヨリ引上又ハ返還ヲ受ケタル土地ヲ自ラ耕作スルモノ愛知、岐阜、福岡、兵庫等ノ諸縣ニ漸ク生シ比較的規模大ナル共同經營ヲナスモノヲ見ルニ至リテハ未タ充分ナルモノナキカ如シ。

### 爭議ノ結末

次ニ爭議ノ結末如何ヲ見ルニ大正十三、十四兩年度ニ於ル爭議統計ニ依レハ次ノ如シ。

| 種別 | 大正十三年 數 | 大正十三年 割合% | 大正十四年 數 | 大正十四年 割合% |
|---|---|---|---|---|
| 妥協 | 一、一四八 | 七四・九四 | 八五五 | 五〇・二六 |
| 要求貫徹 | 五五 | 四・九〇 | 五一 | 三・〇〇 |
| 要求撤回 | 三三 | 二・〇九 | 一三 | 〇・七六 |
| 耕地返還 | 一〇 | 〇・六五 | 一一 | 〇・六五 |
| 自然消滅 | 一四 | 〇・九一 | 八 | 〇・四七 |
| 未解決 | 二五三 | 一六・五一 | 七六三 | 四四・八六 |
| 計 | 一、五三一 | 一〇〇・〇〇 | 一、七〇一 | 一〇〇・〇〇 |

右ノ内最モ多キハ「妥協」ニ依リ解決セルモノニシテ未解決ノ件數亦少シトセス

而シテ爭議ノ未タ激甚ナラサル地方或ハ餘リ紛糾セサル事件ニ在リテハ當事者双方ノミノ直接交渉又ハ委員代表者等ノ折衝ニ依リテ圓滿妥協スルモノアリト雖モ調停法ニ依リ或ハ仲介者ニ依リテ調停セラルルモノ亦尠カラス、即チ大正十四年度爭議件數千七

百一件ノ内解決件數千三十五件（十五年一月十日迄ノ報告ニ依ル）ニシテ右ノ内當事者双方ノ直接交渉ニヨリ解決シタルモノ三百七十三件（解決總件數ニ對スル割合三割六分）ヲ占メ折衝ノ結果個人交渉ニ移リシモノ二十件（割合二分）ニシテ其ノ他ノ過半數六百四十二件（割合六割二分）ハ調停法ニ依リ申立ヲナシ或ハ仲介者主トシテ小作官、町村長、區長、又ハ部落總代、郡長、地方有志者若クハ農會役員等ノ調停ニ依リ解決セラレタルモノナリ。

然レトモ爭議ノ執拗ナルモノニアリテハ未解決ノ儘繼續セラレ其ノ件數亦相當多數ニ上リ、近時之カ增加ノ傾向アリ、殊ニ大正十四年度ノ「未解決」ノ割合多キハ爭議發生後未タ時日ヲ經過セサルカ爲ニシテ此等ノ中ニハ未タ調停ノ着手ナキモノ或ハ日下調停中ノモノ大部分ヲ占ムルモ其ノ他調停斡旋何等效ナク頗ル困難ナル事態ニ陷レルモノナキニ非ス前年或ハ前々年度ヨリ本年度ニ持越サレタル爭議ノ中ニハ双方共ニ頑强ニシテ各々自說ヲ固執シテ讓ラス數次ノ調停モ遂ニ不調ニ終リ益々紛糾シテ解決ノ曙光今尙全ク見出シ難キモノアリ。

斯ノ如キ事情ノ下ニ爭議カ在再繼續セラルルトキハ双方持久的手段ヲ講スルニ至リ或ハ訴訟ノ提起トナリ時日ト多額ノ費用ヲ費シ或ハ狂暴ナル手段ニ出テ陰險執拗ナル方法ヲ採リ事態益々紛糾シ人心廢頽シテ農村ハ益々困憊ヲ極メ遂ニハ町村ノ自治ヲモ阻害スルノ場合ナキニアラス。

## 第二節　主要なる小作爭議

大正十四年に發生したる爭議中に於て注目すべきもののみを選び、其經過及之に對する當事者並に第三者の態度を叙し、解決の狀況に付てその大要を記述し以て本年度小作爭議の傾向を考察するの資料とするであらう。尤も中にはその發生を本年以前に存し、しかも本年に入つて爭議狀態が險惡と化し或は解決を見たるものをも加へることにする。

『石生豐田小作爭議』――岡山縣赤磐郡石生村及豐田村、大正十一年一月發生、同十四年十月解決。

石生、豐田兩村に放ける小作爭議は大正十一年一月發生し日本農民組合支部を設けて引續き爭議をやり來つた。關係地主は服部平兵衞氏外四名で何れも他村地主であつた。これらに對し小作人は永久三割減を要求し、地主側之に應ぜず大正十一年は動產の假差押を行ひ、更に翌十二年には立稻毛假差押を行ひ稻の刈取り時期に一大騷擾を惹起したが、反當平均四十四圓を以て小作人から立稻買取ることで一時解決を告げた。大正十三年度又復立稻毛の假差押を行つたが、刈取に際して大紛擾を來せるままにて今年に至つたものである（十三年版本年鑑二七八頁參照）。永年の爭議に當面せる小作側の窮乏は今年に至て愈々加つたが飽くまで地主に反對の氣勢を示すべく四十名の赤襷隊を編成し、薪を高瀨船に滿載して岡山に廻航し、毎日處々に警官と小競合を演じながら行商をやり、一方女房連は米二俵を同船に積込み地主松岡豐五氏方へ押掛立毛差押解除を要求すべく持久準備を爲した。一月十日岡山縣聯合會は四地主に對し次の警告書を發し、且つ一般民衆に向つて聲明書を配布した。

## 警告書

貴殿は昨年十一月赤磐郡石生、豐田兩村の小作爭議に對し假差押を執行せられたる事は小作人の生活を脅威するのみならず人道問題、社會問題として實に由々しき大問題なり、然るに貴殿はこの重大問題に對して何等の考慮を拂はず而かも債權擁護の法律により我々小作人を極度に壓迫するは今後如何なる事態を惹起するやも測り難し依つて日本農民組合岡山縣聯合會中央委員會は改めて貴殿の反省を促し速かに解決せられんことを茲に警告す

## 聲明書

一　赤磐郡石生豐田兩村小作人百九十名はこゝに兩村に於ける小作爭議の經過を發表し洽ねく天下の批判を俟つ。

吾等小作人は現在の小作契約にては到底現在の生活が續けて行けないために、大正十一年度に一齊に地主に向つて小作料永久三割減の要求を提出しました、地主は大部分其意を諒して直ちに承諾を與へましたが、尤も大地主である服部平兵衛、松岡豐五郎の兩氏は同盟會を組織して私共に對抗し吾等の生活狀態に一顧をも與へず契約履行を楯に十一年度は訴訟を起して有體動產の假差押をなし今尙係爭中であります、次で十二年度は戸川縣會議員の熱烈なる調停により解決納米濟であります、然るに十三年度分は納米期に先だち法を惡用して稻立毛を差押へました、其處で私達は藁や屑米でも殘りさうだからと思つて相當値段で競落したいと換價命令の下るやう裁判所へ申請したが許可されない。

策盡きて縣知事や警察部長を訪ふて陳情したが埒が明かぬ、裁判所へ行けどはねつけられた、其後小作官や赤堀判事が調停したが立毛の値段で折合はない、一度も此位ならと地主の方からは値段も云はずに小作人が何處迄買ふだらうかと此方の目方許り計つて居ると云ふ不誠意至極なやり口だ、地主も地主だが地主と小作人との間に介在せる服部の支配人上森、役重と云ふ二人の支配人が沒分曉漢で極端な地主擁護者で私達は惱むのだ、理非が分らないのだ、赤堀判事も諏訪小作官も困つたであらう、「赤堀判事匙を投じ」と新聞に書かれたのも是れだ、諸君茲に於て私達は之れ以上誰れに賴るべきやでありませう、知事や警察部長はいふ迄もなく、むしろ地主の前に屈從して虐げられ得べきでせうか鬼の如き彼等の袂にこれ以上すがるべきやでありませうか、此點を綜合しまして私達の運命は私達家族五百人の活きる道は只自分自身の力によりて開拓するの外何物もないのであります、誓つて申上げます、是以上私達は死するか活きるか最早や死を賭して戰ふのみであります、滿天下の志士仁人公明正大なる批判を下し給へ。

茲に天下に聲明す。

大正十四年一月二日

日本農民組合石生豐田兩村小作人

尙ほ又昨十二月二十五日より小作人の子弟六十餘名に一齊に同盟休校を爲さしめ、爭議團本部に於ては求食部、教育部、糧食部を設け休校兒童の一、二、三年生の兒童は晝間一箇所に集合して貞田を編ませ、四、五、六年生は薪採の業に從はしめ、夜間は公

會堂に於て數時間宛授業を開始した。斯く小作側の持久的態度に出るや、地主服部、松岡等は前年の如き激甚なる爭議の繰返されんことを憂ひ且つ小作側も漸く爭議に疲れを覺えたるを機として赤堀判事は十月十二日兩者の間に調停を試みた。調停案は絶對祕密が守られてゐるが巷間傳ふる所では二割乃至一割五分減で兩者の妥協が成立したやうである。繼續四ヶ年に亘り波瀾に富み深刻化せし爭議も終に解決を見るに至つた。

『伏石小作爭議』――香川縣香川郡太田村字伏石、發生大正十三年十一月、未解決。

伏石事件の眞相に就いては後に記する處の日本農民組合の聲明書に之を讓り、今年度に於ける大體の經過を述ぶれば、三月二十九日豫審終結の結果二十四名中一名免訴他の二十三名は竊盜罪として公判に附せられるに至つた。これが辯護のため日本辯護士協會及自由法曹團の奮起する所となり三月十三日松谷、古屋兩氏其他三名は高松に出張し實地調査に當つた。同十八日は農民組合員上田平太郎氏は豫審の結果竊盜罪の罪名を附せられたることを意外として終に縊死を遂げ、續いて同組合員眞谷氏は同原因により發狂したと云はれてゐる。續いて三月四日この事件に最も關係の深き責任の位置にある顧問辯護士若林三郎氏は上京の列車中に於て自殺を企てて果さなかつた、それは無辜の農民をして斯る豫審の結果を見、又自殺者を出したことは別として多大の責任は自分にあるといふ强烈なる責任感に基因したものであつた。斯く諸種の犧牲を拂つたこの事件に就いて辯護士團の調査の結果によると豫審に於て可なり少くとも豫審に於て多くの粗漏のあつたことは司法次官の認め且つ遺憾とするとの發表もあつたのである。この事件とは問題外ではあらうが、該豫審判事中村主稅氏が突如七月二日堺區裁判所に轉任になつたことは關係當事者間の注目する處であつた。七月六日日本辯護士協會は次の如き法相不信任の決議を爲した。

決　議

香川縣下に於ける小作爭議の刑事被告人に對し六日高松地方裁判所當局が人權を無視し苛酷な取調べをなしたる結果、遂に自殺者並に發狂者を出せるは顯著なる事實なるに拘らず、司法當局は單に同地官憲の手續上不當なる點を認め、天人ともに容れざる人權蹂躙の事實に對して徒らに言を左右に託して其責任を免れんとす、かくの如きは全く刑政の本義にもとり法の精神を沒却したる態度なりと認む本協會はこれが責任者たる司法大臣小川平吉氏を信任せず。

大正十四年七月六日

日本辯護士協會

七月十七日より開始の公判には各地より出廷せる辯護士實に五十名の多きに達し高松裁判所はこの空前の盛況に對して法廷狹隘の爲め臨時掛出しをなしたほどである。七月十六日これらの辯護士が來高するや農民組合員は一千餘名會旗を連ねて埠頭に之を迎へ、それより示威行列に、犧牲者の墓參に、報告演說會にあらゆる活動を續ける毎に警官との衝突は免れなかつた。法廷に於ても亦豫審撤回の申出、警官武裝解除の申請、辯護士の無屆退廷等に て幾多の波瀾が卷き上つたが結局七月十七日閉廷され、二十二名は何れも竊盜及竊盜教唆罪として十ヶ月乃至四ヶ月の懲役の宣告

があつた。同組合では八月三日控訴の手續をとることになつた、尙ほ農民組合の聲明書は次の如くである。

香川縣伏石事件に關する聲明書

香川縣香川郡太田村字伏石の小作爭議に關して昨年十二月刑事問題を惹起し日本農民組合香川縣聯合會長前川正一氏、同伏石支部長中塚惣次氏以下組合員二十名聯合會顧問辯護士若林三郎氏外一名起訴收監を見たる事件は屢々新聞紙にも報ぜられた。乍併其の罪名が「窃盗及窃盗教唆」といふ事になつてゐるので、何人も之を以外とし單に一般社會のみならず、我が日本農民組合員中に於ても果して如何なる事情かその眞相の把捉に苦しんでゐる者が尠くなかつた。

該事件は其後高松地方裁判所の豫審に附せられ右廿四名の人々は被告人として長らく未決監に呻吟してゐたが、去る三月廿九日漸くにして豫審の終結を見た。吾等は茲に右事件を自由に論議するの機會を得たるに依つて是が眞相を發表し併せて此の事件に付ての日本農民組合の態度を中外に聲明しやうと思ふ。

事件の眞相

一　爭議の事情　伏石の小作爭議は大正十一年度の小作問題から始まつた。一體日本農民組合伏石支部は單に太田村字伏石の小作人のみで組織してゐるのではなくて太田村内の他の部落や隣村の一部の小作人をも包含してゐて、現在では組合員約三百名に及んでゐる。尤も大正十一年夏初めて組織された當時には組合員は二百名にも到らなかつた。十一年度の爭議は組合側から小作料永久三割減の要求をした事に始まる。組合側では小作米の約七八割は納入した。その上で三割だけの減額を要求したのである。

今吾等は一般に農村の實情に於ていかに小作人が地主の搾取に泣いてゐるか、生活に窮迫してゐるか從つて又此伏石支部に於ける小作米三割減の要求が果して正當であるか否かといふ問題について茲で別段に論ずる必要はないと思ふ。唯伏石地方の地主は從來小作人の承認なきに拘らず田地を取上るぞといふ脅迫のもとに何回となく小作米を斗上げして來たものであつて、現在の小作料は最高一反につき一石六斗以上にも及んでいるといふ事實を附記すれば足ると思ふ。

處が此の小作人側の要求に對して三十名の地主は地主組合を以て對抗し頑として應じなかつたのである。

爭議は大正十二年度の小作米にも及んだ。組合は三割減の要求を又々提出した、地主組合は例に依つて之を固く拒絶した。それのみではない大正十三年度の春に到つて彼等は一齊に小作人有體動産の假差押をなし更に高松區裁判所に數十件の小作米請求事件を提起したのである。

二　稻立毛の假差押と競賣　大正十三年度は全國的の旱魃で從つて一般の不作であつた。伏石事件も此例に漏れぬ。然るに眼中私利私慾のみの地主等は小作人の困窮の如きは全然意に介せず十一月一日、七日の二回に於て約八町歩餘に亘る小作人の稻立毛の換價處分として競賣が開始さるゝや地主側も擧つて是に參加しその處分を競落した。

三　事務管理留置權の主張、檢擧　小作人側にして見れば粒々辛

苦の稻を收穫間際に到つて突然差押へられたのであるから、その悲嘆は云ふまでもない。けれども問題は單なる感情のみではない。十一月八日九日の暴風雨は降雹さへ伴ひ稻立毛は之れが爲拗からぬ損害をうけたが更に爾來收穫の時期（該地方は遲くも十一月十日頃迄）におくれ風雨に曝され其損害は莫大であつた。のみならず麥蒔の時期も既に失せんとしてゐる。廿八日の午前競賣の當時小作人は代表者を以て地主側の代表者と會見し當日中に稻毛の刈取に着手する旨の協定をした。けれ共競賣は午前中に終了したが地主側は約束の刈取もせぬ。茲に於て小作人側は口頭を以て地主側に通告し民法の條章にいふ「事務管理」として此の地主側落札の立稻毛刈取を行つたのである。尙十一月三十一日各小作人より內容證明郵便を以て此の管理に要したる費用、其他損害金等の請求をなし同時に民法第二九五條（他人の物の占有者が其物に關して生じたる債權を有するときは其債權の辨濟を受くるまで其物を留置する事を得但――以下略）に從ひ若し支拂はざる時は刈取りたる稻を留置する旨通知した。

十二月三日地主組合の代表山田沓等は人夫二、三十人を引率し、尙警官數人と一緒に小作人側の刈取りたる稻を運搬にやつて來た。小作人側の北川、板枝（共に被告）二氏は是に對し費用支辨を受くるまでは留置する旨を告げて引取を拒絕した。地主側は理のある處に服したかその時はその儘に退去した。尙小作人側では此時叛にして管理する旨を地主側に告げた。

同日及其翌日小作人側は組合員數千名の應援を得て刈取りたる稻の脫穀を始めた。此時警察當局は約七十名程の警官を附近の伏石神社內に招集して駐在させたけれども何等小作人に不穩騷擾の氣勢もなかつたので事なくその儘に過ぎたのである。勿論脫穀作業については警察側は終始傍觀し勿論之が差止めの注意等は全然なかつた。

十二月四日司法當局は急遽活動を開始し、小作人は續々檢擧された。斯くして伏石事件は刑事問題となつたのである。

## 聲明

（一）伏石事件に於ける「事務管理」とそれの費用其他に對する「留置權の主張」とが果して法律上正當なるや否やに就いては吾等に充分の確信があるが暫く是を民法解釋上の問題として保留する事にする。乍併伏石支部の組合員は尠くとも當然の權利として出來得るものとの確信に於て行動したのではないか。果して然らば吾等は竊盜罪の成立は恐らく夢想だもすることが出來ぬ。何故ならば此の犯罪の成立には竊盜の意志存在を要件とする、然るに、法律上出來得るものとの確信に於てなされたる事はその當否は別問題として尠くとも犯意は之を全く阻却せるものと見る可きだからである。然しながら此點について吾等は萬事の裁斷を遠からず開かれる高松地方裁判所の公判に據るの外はない。

（二）問題は此事件に對する司法官憲の態度である。農民組合の運動に對して常に壓迫干涉的なりし警察は本件の進行について常に傍觀的の態度をとつてゐた。事務管理としての行動、留置權の抗辯、警察はかゝる小作人の作業に現實に立會し、時に數十名の警官を以て萬一に備へたるに拘らず遂に何等小作人の

行爲について指揮干渉をしなかつたのである。此の事實は果して何を語るものであるか。

(三)然るに地主側の告訴に會ふや高松地方裁判所檢事局は疾風迅雷の如く是が檢擧に着手し豫審を請求し或は前川正一氏を大阪に於ける日本農民組合中央委員會の席上より拘引し或は縣聯合會本部を再度家宅捜索をなす等峻嚴到らざるものなき有樣であつた。

乍併是等の點についても暫く吾等は論議することを止めよう。唯茲に何事を措くも看過す可からざることは豫審廷に於ける豫審判事の取調である。要するに本件が犯罪として成立するや否やは前述するが如く被告人に窃盗の意志がありしや否やである。豫審判事の取調は勢ひ茲に集中した。或る被告の如きは此點について數日間引續き訊問をうけたらしい、吾等の調査せる處に依ればその訊問は殆んど拷問にも近い事實が尠くない。或は連日連夜に及びあの嚴寒の時期に於て刑務所に引返へされたる時は翌朝の午前二時過ぎにもなつた事實もある。或は如何に否認するも被告に有利なる供述は調書に載せず、遂に理窟詰めにして被告に不本意なる供述をせしめられた例の如きは殆んどすべての人々に共通せる事實である。或は又被告等は異口同音に在監中の感想を述べ「如何に豫審判事と雖もあんなに馬鹿にされては口惜しい」と云つてゐる。新刑事訴訟法に所謂被告人の名譽の如きは固より弊履の如く蹂躙せられてゐた。

去る三月十七日被告の一人たる植田平一郎氏は保釋出獄後月ならずして某地主所有の山林に於て自殺を遂げた。その死因は不明である。乍併彼がその兩三日前豫審の調について不本意な事をされたと非常に歎いてゐた事實がある。抑も是は何事を語るか？

吾等は幾多の證據に基づき司法當局の非違は飽くまでも是を糺彈せねば止まぬものである。

(四)最後に吾等は本件の起因について一般社會に訴へたいものがある。第一は現在の農村問題である。農村に於ける地主、對小作人の窮迫せる生活問題である。乍併此等の點については暫く措くとするも是非共考慮せぬばならぬもの　は稻立毛の假差押への問題である、我が日本農民組合は此點について夙にその禁止又は制限を當局に對して要請して來た。兎に角小作人が、汗と膏との辛苦を以て育成し來つた稻、而も彼等にとつては唯一の生活の糧である。此の稻の正に收獲に際して突如是が假差押をなし、而も荏苒放任するに當つては風雨に曝られ鳥蟲の害に委され、而も小作人は何等手を觸るゝ事が出來ぬ。此假差押に依る小作人の精神的苦痛と而して一方當然蒙る可き生存上の脅威とは抑も如何なる程度のものであるか吾等は本件の發端が此の重大なる社會問題に基因する事實を考慮してその事件の推移の必然ならんと考ふる以外將來の問題として小作人の生活に至大の關係ある稻立毛差押等の制限又は禁止に關する法律の制定を要請して止まぬものである。

『佐賀縣基山村の騷擾事件』――佐賀縣三養基郡基山村、發生大正十三年十一月、十四年十一月解決。

佐賀縣三養基郡基山、基里、田代村烏栖町地方に大正十三年十

月日本農民組合支部の設立すると共に四月更に郡聯合會の組織を見、組合員數約五百八十名を抱擁するに至つた。創立の基礎を固めた組合ではその擴張のため或は演說會或は座談會等を開き宣傳に力めた結果同年末には早くも總組合員數七百餘名を算するに至つた。此間組合は運動の第一著手として十一月二十三日地主二百十餘名に對し小作料永久三割減の要求を提出した（但し中には二割五分減四割減要求のものもあり水害の多き土地では七割減の要求をしたものもある）が、基山村に於ける一部組合員等は申合せの上其持米の共同販賣をなし其の代金を共同保管となし一は以て小作料の取立に備へ他は以て組合員の離脱防止に備ふる所があつたが之を知つた地主側では其の主なる者三十餘名協議の結果（一）小作人側の減額要求は一齊に拒絶する事（二）耕地返還の訴訟を提起する事（三）小作料の假差押をなす事の三項を協定し先づ債權保全策として十二月關係地主四十四名より主なる小作人六十餘名を相手取り假差押の手續をなし引續き有體動產の假差押を執行し、翌年一月には小作料請求の本訴を提起した。一般地主も亦內容證明郵便を以て小作料請求の催促狀を送り次で債權不履行を理由とし賃貸借契約を解除し耕地返還の請求をなすに至つた。之に對し小作人側は初志の貫徹を期して讓らざるのみならず階級的對抗の度を高めた結果三月施行の縣會議員總選擧及四月施行の村會議員總選擧には何れも組合より候補者を立てゝ當選を爭ひ又四月九日の農民デーには神社參拜をなして示威運動を行ふ等引續き抗爭的態度を示した。之により一層反感を高めた地主側は六月中旬植付季に入つて小作人の耕地立入禁止の策に出で四十餘名の地主は小作人八十餘名を相手取り不法占有を理由に耕地二十餘町歩の引渡並立入禁止の假處分申請の手續に出で双方益々抗爭の度を高むるに至つた。此間村長、其他有志、警察部長、及、裁判所係判事等は夫々調停に力めたが何れも不調に歸した。そこで假處分事件は數回辯論の末許可あり八百十八町歩餘の耕地に對し其の執行があつた。此執行に依り小作人の感情は激昂し基山村の小作人四十餘名は（一）地主と冠婚葬祭を共にせざる事、（二）部落有財產を分割する事、（三）消防組を分離する事、（四）小作人の子弟にして地主宅に僕婢として傭はれて居る者は全部引上げる事等の申合せをした外農民組合にては學童同盟休校を企て暑中休暇明けの九月一日から一齊に基山外五校に於ける組合員子弟の登校を止め休學十餘日に及んだ。

斯くて地主側は昨年同樣本年も亦小作料不納の擧に出でんことを慮り豫め十月上旬に至り地主百四十餘名は小作人三百餘名を相手取り稻立毛假差押手續を取つた。之に對し小作人側は遂に小作調停法に依る調停申立をなし受理さるゝ所となつたが一面地主假申請の假差押も許可されたる爲地主側は十月十三日より六日間に亘り八十八町歩の立毛差押及有體動產の差押を執行した。茲に於て小作人の地主に對する反感は極度に昂められ對策に腐心したが同月十八日夜九時頃農民組合所屬の青年等約二百名の集團は突如田代村の地主古賀安一氏及津田正夫氏方を襲ひ別に約五六十名の一隊は基山村地主井上清六氏方に殺到し幹部員石田樹心氏、伊東光次氏、大坪國雄氏等は屋內に入つて小作料減額の承諾を請ひ戶外の青年は之に聲援して口々に地主の橫暴を鳴らし或ひは喊聲を

揚げて之に和し地主古賀氏の宅にては戸障子を破壊した様な騒擾があつたが、更に同夜午前一時頃基山村の地主藤田幸太郎氏方に出火あり居宅一棟全焼の不祥事を見たがそれは小作人の放火なり、との流言が盛んであつた。此の事件に關し當局の取調の結果組合幹部以下二十九名は騒擾及住居侵入として又組合員二名は放火の嫌疑者として檢擧收監せらるるに至つた。

斯の如くにして抗爭を續くること約一年間その大詰めに騒擾等の不祥事を惹起するに至つたが、十一月下旬三好、橋本兩辯護士、大石八郎氏の斡旋により次の條件を以て解決することを得た。

一　大正十三年度小作米は新田及樋の口二割五分引、舊田四割引但し舊田の内吉松分、酒井分は尙此外一割を引く事

一　大正十四年度以後永久減は一割三歩とす

一　灌水費は全部地主に於て負擔する事但し水屋新田に關する分に對しては小作人に於て一反に付一圓五十錢（新田掛り金の四分の一）を負擔する事

一、大正十三年不足米小作料は左の通りの割合で支拂ふ事

十四年四割、十五年三割、十六年三割　以上

「群築小作爭議解決」――熊本縣八代郡郡築村、發生大正十一年同十二、十三の兩年に亘り紛爭を續け十三年九月一旦解決し大正十四年四月小作料納入に關し再紛、同年十一月四日解決。

郡築村は元海面であつたのを明治四十一年八代郡に於て開拓したもので初め土地所有權は八代郡にあつたが郡制廢止後は八代郡公益事業組合に移り住民四百餘戸の大部分は純然なる小作人である。是等小作人の一部には豫て海面同様の地を今日の沃田としたのは小作人の勞苦に依る所多いのである。から小作人は土地の割讓權を有すべきであると唱へるものもあつた。偶々大正十一年の不作に會し小作料減額の要求に端を發し遂に近時稀に見る大きな爭議を惹起するに至つた。

大正十一年夏出穂期に於て水害及虫害のため收穫平年作より約三割から五割位の減少を見たと云ふので全區小作總代人、區長並に小作人の重立つ者等は大正十一年十一月二十六日役場に集合し小作料五割減額方要求することを決議し各區の小作人總代を交渉委員に選定し地主たる八代郡長を訪問して其の要求をなしたるに郡長は該要求を不當として拒絶した。これが爭議の發端である。

右の要求拒絶せらるゝや小作人は協議の結果先づ小作料の半額を支拂つたが其後更に小作人側の請願に對し郡長は小作料一割を減額し尙同村小學校增築補助費として金一萬圓を交付すべき旨を答へたるも小作人側は之に應ぜず其後要求條件を變更し大正十一年度分より永久に一割五分減小及學校增築補助費として金一萬圓下附を請願することを決議し十二年四月委員一同地主（郡長）に請願したが容れられなかつた。

ところが此間の交渉に關し小作人側は其の態度二派に分れ要求條件の主張にも相違を生じ當初は全區小作人殆んど共同の歩調を取れるの觀があつたが茲に二派對立の形となりこの關係が延て本爭議の最後まで續くに至つた。蓋しこれは政黨關係に基づくものと云はれてゐる。

斯る間に九州地方では漸く農民組合運動の擡頭あり郡築村に於ても十二年四月日本農民組合支部の設置を見るに至つた。

農民組合設立後の小作人側の運動は從來に比し一層旗色鮮明となり要求條件も從來のそれに比し遙に大きくなつた。即ち四月同村に於ける演說會席上組合員は要求條件を　(一)大正十一年度小作料は五割減のこと、(二)向ふ五ケ年間小作料無料　(三)小作地七割の部分權獲得と變更決議し地主側に要求するに至つた。茲に於て公益事業組合に於ては役員會を開き對策を講じた結果六月主なる小作人十數名に對し契約滿期に係る小作地明渡しの通知書を內容證明郵便を以て郵送した。

斯る間に日本農民組合に加入しない小作人は純農會と稱する團體を組織し小作人側には茲に二つの團體對立の形となつたが、純農會側に對しては公益補助金一千圓を下附する外籾摺用發動機を貸與する等援助あるに反し農民組合側の小作人に對しては訴訟を提起し或は稻の假差押をなす等追求嚴しきところから組合員は一層激昂するに至つた。此間農民組合幹部員が小作人煽動或は組合加入强制の廉を以て縣令違反に問はれ、又組合員等が前郡長の宅に押懸けたといふ理由で檢擧處罰せられたやうな事件あり物情騷然たるものがあつた。一方公益組合長は本爭議の解決に專念し、十三年一月組合會議の議決を經て解決案を提げ熱心解決を策したるも成らず、茲に於て公益組合にては小作人中の强硬分子十餘名に對し愈土地立入禁止假處分手續をなし四月其の執行があつたとに對し農民組合側は甚だしく亢奮したのであるが事なく濟んだ。

斯の如くにして爭議は双方の態度强硬のため容易に解決の域に達せず關係者何れも憂慮の折柄當時八代郡に於ける縣營新地築造工事中の請負業者小林氏が豫て農民組合の一幹部と懇意にして調停の意あり八月廿九日前記幹部を伴ひ公益組合事務所を訪問し實行委員と會見し解決を勸說し、折衝大に務めた結果頗る難色はあつたが遂に双方意見の一致を見るに至つた。依て公益組合に於ては九月五日組合會を開催して協定條件を附議し滿場一致可決し、農民組合側も亦全然之を承認し二ケ年に亘り紛議を重ねた本爭議も茲に解決を見るに至つた。解決條件は左の通りであつた。

(一)大正十二年度小作料は三割減とす、但し被害調査を行ひたる耕地に對しては別に之を定む、但し本年度小作料は大正十三年度以降向十ケ年間に分納することを得。

(二)大正十三年度以降五ケ年を試作期間とし其の期間中現行小作料の三割を減ず

(三)試作期間中小作米を完納したるときは毎年一萬三千圓を肥料代として交付す

(四)自今公益組合の經濟の許す限り郡築村の公益的施設をなすこと。

前記の通り爭議は一旦解決したのであるが其の後小作料を完納し得ない者大正十二、三年度分を通じ多數ありしため十四年八月地主側に於ては主なる小作人三十餘名に對し物件假差押手續をなし八月廿八日其の執行があつたので再び爭議を惹起するに至つた。事茲に至つたに就いての小作人側の主張は要するに解決條件に基づき小作料は完納した計算になつてゐると云ふのであるが兎に角地主側から物件假差押處分を受けたため俄かに對抗策を講ずることゝなり十月十七日郡築村農民組合主催の下に八代町劇場にて爭議批判演說會を開き或は農民組合幹部員等來往對策を講ずる

ずる所あつたが、今回は小作人側に對する社會の同情多く現はれず小作人側の氣勢揚らざるに反し公益組合側に同情を表するもの多く其態度亦頗る强硬で公益組合關係町村よりは二千四百名を夫役として出場せしめ差押中の立毛の刈取をやらうとの計畫まで成つた。茲に於て農民組合は遂に十一月四日郡築村長を介して和解を申込むに至つたが公益組合長は無條件和解を認容せず折衝の結果左記の和解條件を提示して認容すると共に從來の未納小作米を即時納入し且つ大正十四年度の小作料は十一月十五日迄に納入すると云ふ誓書提出を條件として和解することゝなつた。

(一)農民組合解散の件

(二)小林德一郎(前回爭議の調停者)より受領したる金五千圓分配の件、又公益組合より公付したる金四千五百圓は犧牲者に分配の件

(三)農民組合旗は村長に引渡すこと

(四)賃貸借契約は公正證書に依ること

之に對し農民組合側は全部之を承認したる結果茲に爭議は全く解決した。

『金藏寺爭議』――香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺、大正十四年二月發生、本年中未解決。

大正十二年頃より小作組合を組織し地主に對抗してゐたが、大正十三年末日本農民組合に加入し專ら鬪爭團體として小作料減額運動に奮鬪して來たものである。是より先き本年二月金藏寺小字六條及下所兩部落小作人川田政吉氏外八十九名(關係耕地五百四町歩)は地主川田登太郎氏外十四名に對し、大正十三年の旱魃による不作減收を理由として三割減の要求を頑强に主張して聞せず、完全なる不納同盟を斷行したものである。其間土地立入禁止等の紛爭は隨處に起り未だその解決を見ざる狀態にあつた。

この時に當り地主側も亦强硬なる態度を持し、彼等の最後の手段たる稻立毛の差押をなすもの頻りにして前記地主川田氏も亦十月十四、十五の兩日に亘り約三町餘歩の立毛差押を執行し、遂に十一月四日その競賣施行さるるに至つた。茲に這回騷擾事件の端を發したのである。

競賣は四日午前十一時より村内金藏寺境内に於て執行せられたが、仲多度郡の者は勿論三豐、綾歌兩郡内の組合員は續々參集し、組合旗或は支部を表示したる小旗を飜し午前十一時競賣開始時刻にはその參集者約三千と註せられた。

競賣に先ち執達吏は一般來集者に對し執行妨害の行爲なきこと並に競賣所たる本堂の椽上には債權債務の當事者のみ上り、爾餘の者は椽下に居るべき旨を告知して愈競賣が開始された。第一回競賣物件たる稻立毛九畝五歩の競賣發表せらるゝや或は一圓或は一圓五十錢など呼ぶ者あつたが債權者代理某が一躍七十圓の申出をなしたるに對し群衆は俄に騷ぎ出し十數名登椽して暴行を演ぜんとする形勢になつたが警官の制止に依て靜まり七十圓一錢の呼聲にて競落した。第二回一反一畝七歩の競賣に掛るや一般群衆は前回同樣極めて小額の申出でを爲す者數名續出し債權者代理は一舉八十圓と呼ぶや群衆は一齊に殺氣立ち一舉椽上目掛けて押寄せ債權者代理人及取締警官に對し毆打其他の暴行を加へ一場の亂鬪を演じたために競賣は一時中止をなし、債權者代理人は爰の申出

でを取消して退場し漸く平靜に歸したのである。その結果反當三十五圓の割、全部三百三圓五十一錢で小作人の競落する處となつたがこの騷ぎのため其筋の嚴重なる取調べ開始せられ騷擾傷害又は公務執行妨害の罪により檢擧起訴されたるもの三十八名の多數に上り現在尙ほ引續き豫審中である。

『小坂煙害爭議』――秋田縣鹿角郡小坂町を中心とする十ケ町村、大正十三年十一月七日發生、本年中未解決。

秋田縣小坂町藤田組小坂鑛山の煙毒鑛毒のため十數年來同鑛山の周圍にある鹿角、西秋田二郡民は大なる被害を蒙り、山林、果樹は衰え枯れるもの多く、馬匹の成育は不良、牧畜も支障を來し、田畑の作物に至つては被害最も甚しく今年の如きは收穫皆無作九割減乃至二割減といふ慘狀である。從來とても年々の不作の爲百方金融に腐心し農工銀行等に多額の負債を有する有樣である。この窮狀を屢々會社側に訴へ損害賠償を迫るも僅かに五十錢乃圓の金を出したのみであつた。茲に於て被害最も大なる小坂町の至九細越、濁川、砂子澤、野口の四字、及錦木村、柴平村の農民數百名は奮起して日本農民組合に加入し、全日本鑛夫總聯合と提携するに至つた。會社側では志賀地所係長專ら交渉の任に當つたが解決案として田畑被害の損害は今後一箇年間その解決を保留して調査することとなつたがその結果は前記の少額なる損害賠償以上に出る能はずと提議せるより遂に交渉決裂し、一月十五日突如農民約三百名は同鑛業所に殺到し事件の解決を見るまでは居據ることに決したのである。一方農民代表者可兒義雄、多田喜一郎、中村晉松、秋本次郎、山崎文一氏等五名は大阪に於ける藤田本邸を訪問すべく同十八日出發し、十九日左の質問書を提出した。

一、特派したる本社員の小阪實狀調査の結果如何
二、その結果定められたる本社の意響及解決策如何
三、小坂に於ける交渉不調の顚末と今後の對策如何
四、本社重役の小坂出張所に於て直接被害農民との折衝要求如何
五、社長藤田氏の意見聽取後の所見如何
六、山林、果樹、牧畜等の重大問題に對する賠償策如何
七、除害設備の施設策如何
八、鑛鉛害調査機關設置に付ての意見如何
九、從來會社の調査せる諸種の材料を示され度し

右に關し逐條懇談したが藤田側では坂總務外係員全部不在と稱し、更に要領を得ずして引上るの止むなきに至つた。斯く紛糾を繼ける中、工藤町長の斡旋により知事の仲裁となり、次の案によつて一時解決を告げるに至つた。

### 裁決案

小坂煙害賠償問題に關し關係當事者の依頼を受け愼重考慮の結果決定すること左の如し

一　大正十三年度田地賠償に就いては原則として本年三月七日會社發表の賠償標準を認め四隣の狀況を考察し別表の通り決定したり會社は同別表標準に依り賠償金を支拂ふこと

一　十三年度畑地賠償額に就ては本年三月七日の會社發表を認む會社は收穫量を大正十一年度收穫量に改め賠償額を計算し支拂ふこと（別表は之を省略す）

一　田地以外の損害に對しては會社は可及的迅速に調査を完了し問題を解決すること（山林果樹護岸農具屋根等）以上

この「可及的迅速」は後に至つて調査期間を六ヶ月と改められたやうである。然るに六ヶ月後なる九月に至るも調査未了と稱して責任を回避しつつありといふので年末に至り小坂小作聯合會は次の發表を爲した。

秋田縣小坂鑛山鑛毒事件につき敢て江湖諸賢に訴ふ

小坂鑛山は、明治十七年藤田組の有に歸す。從來は「銀」を以て主產物としたるも明治三十五年製錬法を改良し「銅」を主產物とするに至る。「銅」を主產物とするに至つて、鑛煙害鑛毒水の被害漸時激甚の度を極め今日に至る。

過去に於ては、被害農民の集團的運動を見、殊に大正四年には小坂鑛山煙害鑛毒除外期成同盟會の成立を見、郡民の眞劍なる一大集團運動を見るに至りたるも、所謂地方有志家と稱する町村長若くは町村會議員等少數の代表者が甘くも會社に籠落せられる處となり、一般被害民は僅少なる涙金を得て不得要領に終つて來たのである。

從來の會社側は被害民に對する態度は、往時ロシア貴族が其農奴に接するが如き暴戾なる風を示し其被害に對し一顧だもせざる有樣であつた。

農民の窮狀其の極に達し、纔に有力者を擧げて被害賠償の交渉の任に當らせたるも、其有力者たるや、酒色の饗に接し會社の番犬と化し、相伴ひて私腹を肥やし被害民を食みて貧困の窮地に陷れて今日に至つた。

註　大正十三年某被害村交渉員十名の內七名迄が交渉の火蓋を切らない內に姿をくらまし料理屋に宿泊し被害民に彈劾せられた。

大正十一年度賠償額は有力者が三日三晩酒池肉林の陶醉の裡に決定し、被害民に押し着けたものであつた。これに反對した一被害民は會社の社員と有力者の爲めに毆打された。

往年唯一の副業であつた山林果樹の賠償受領書は農民の無智に乘じ、少數有力者と會社と結托して作製したものにして、其文面たるや被害民の利害を無視したる言語同斷なものである。

斯の如き狀態は遂に一進展を持ち來たして、大正十三年十月農民組合が設立され、被害民自ら相互の協力によつて會社の暴戾に對抗するに至つた。

被害累計

鹿角郡十ヶ町村、田畑八千百十九町歩餘

田　損害米石高　壹万七千七拾八石
　　損害換算高　七拾万七千百貳拾圓

畑　損害大豆石高　四千參拾石
　　損害換算高　九万千六百九十圓

山林原野の損害約百万圓に及ぶ。

農家戶數　四千百三十三戶
被害人口　二万六千七百餘人

斯の如く農民に對して絕望的打擊を與へてゐながら會社は或は巧言令色、或は奸惡等總る手段方法を以て、有力者を籠落し農民の利害を蹂躪しつゝある。

一人の富豪の營利のために數千町歩の耕地を使し毎年四五万石の巨大なる減收を犠牲とし、幾千町歩の山林原野をして荒廢せしめ生育すべかりし樹木も枯死せしめ、其無慘の狀眞に筆舌に絶するものがある。

由來農業は引き合はざる職業にして、農村は自然荒廢に歸しつゝある今日の大勢に而も我國は食料不足のために、年々數百万石の外米を輸入しつゝある今日の狀態に於て、且又開墾事業に對して低利資金を融通して奬勵を策しつゝある現下に於て、一藤田組の營利事業のために、莫大なる田野耕地を不毛荒廢に歸せしめつゝあるは、實に不可解なる事實と言はざるを得ない。嘗て秋田馬の産地として知られたるも、牧草枯死して家畜の用に滿たす能はず良材の産地として名あり、蔚々として繁茂せる山林も今や樹木一切枯死し、唯徒らに切株の往時を偲ぶ涙あるのみである。

更にこれも一被害について其實狀を述べて見れば、小坂町一體、殊に、細越部落にては、戸數四十二戸の自作農民の部落にして嘗て縣下有數の富有な村であつたが、田地は一反歩、平均僅かに一石内外の收穫より見ず、畑は全々役に立たず、山林原野は明治四十二年に賠償を受けし以來一錢の收入すらなく、農工銀行其他より約二万五千餘圓の借金を負つて、其困憊窮狀は目も當てられぬ有様である。尚、砂子澤、濁川、野口、岩澤、大生手の各部落も被害の差違こそあれ困窮狀態は些も變りはない。斯くして此處數年を趨移せば、之等農村は廢絶し、耕地化して砂漠とならざるを得ざる運命におかれてゐる。

政府も政黨も一度口を開けば、農村振興を叫びつゝある、今日、斯の如き農村廢滅の事實を拱手傍觀し、一資本家の營利のために數万の農民と數千町歩の耕地と數万町歩の山林原野を犠牲に供しつゝあるは、餘りに矛盾も甚しいと言はざるを得ない。今や資本家の暴戾は、農民の利害國民の生活を無視して顧ない。小坂鑛山の鑛毒は、秋田縣下の農村を廢滅し、耕地をして砂漠化せんとしつゝある。この問題は單に一地方のみの問題として看過するには餘りに其性質が國家的であり、社會的である。

請ふ！　天下仁俠の士冀くは僻土の農民の上に熱烈なる同情の聲援を與へられて、此の地方をして第二の足尾に於ける谷中たらしむるなからん事を。

大正十四年十二月二十五日

日本農民組合關東同盟　小坂聯合會

かくして全解決を得ずして越年するに至つた。

## 第三節　小作調停

大正十三年七月二十一日發布の小作調停法はその施行細則により同年十二月一日より除外地區（長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖縄の各縣）以外の地區に對して施行された。司法省民事局が發表せる大正十三年十二月一日――同十四年六月末日卽ち七ケ月の調停成績に就て見れば、調停申立件數は八六三件にしてその中既濟五四八件（六三・五％）、未濟三一五件（三六・五％）である。既濟中に於け

る調停成立數は四二八件にして申立總數に對する割合は四割九分六厘約五割を占め、不成立數は七件にしてその割合は八分である。之を全爭議數に比する時は調停によるものは著しく少いのであるが、併し未だ上半期の成績に就て可否の判斷は俄に下し得ざるも施行當初のものとしては稍可なりの成績といふべきであらう。以下各項に就て詳述することとする。

調停申立件數　右期間中に於ける調停申立總數は八六三件であつて、之が最高は新潟縣の一二八件(一四・八%)、之に亞ぐものは三重縣一二七件(一四・七%)、岡山縣一二一件(一四・〇%)、香川縣九一件(一〇・五%)、鳥取縣六二件(七・五%)、高知縣六〇件(七・〇%)、宮城縣五八件(六・七%)、福岡縣四七件(五・四%)、兵庫縣二五件(三・一%)、奈良、京都、大阪、長野、千葉、島根、北海道、山梨縣の順序である。次に調停申立の全然なき地區は茨城、東京、福井、滋賀、佐賀、大分の一府五縣である。

今全國を數區に分ち調停申立の分布狀態を示せば次の如くである。

| 地區別 | | 件數 | | 百分比 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 近畿中國地方 | 近畿地方 | 七〇 | 二六六 | 八・一 | 三〇・八 |
| | 中國地方 | 一九六 | | 二三・七 | |
| 中部地方 | 東海道地方 | 一四八 | 二九七 | 一七・二 | 三四・四 |
| | 東山道地方 | 一五 | | 一・七 | |
| | 北陸地方 | 一三四 | | 一五・五 | |
| 關東地方 | | 一四 | | 一・六 | |
| 九州地方 | | 一〇八 | | 一三・五 | |
| 四國地方 | | 一七二 | | 二〇・〇 | |
| 北海道地方 | | 六 | | 〇・七 | |

中國地方最も割合高く之に次ぐものは四國地方であり、東海道、北陸道、九州地方は割合に高く東山道、關東、北海道地方は極めて低いのである。之を要するに本年前半期に於ては近畿地方を除いては所謂爭議地帶と見られてゐる地方に概して調停申立も多いやうである。

更に之を申立月によつて見るに、四月最も多く全數の三四・七%を占め、五月之に亞ぎ一九・二%を示してゐる。而して十二月は最も少く三・六%に過ぎない。

| | 實數 | 割合% | 實數 | 割合% |
|---|---|---|---|---|
| 十二月 | 三 | 三・六 | 二九九 | 三四・七 |
| 一月 | 四六 | 五・三 | 一六六 | 一九・二 |
| 二月 | 八五 | 九・八 | 九一 | 一〇・六 |
| 三月 | 一四五 | 一六・八 | 八六三 | 一〇〇・〇 |
| 四月 | 二九九 | 三四・七 | | |
| 五月 | 一六六 | 一九・二 | | |
| 六月 | 九一 | 一〇・六 | | |
| 計 | 八六三 | 一〇〇・〇 | | |

これらの期間丈けに付て見れば、農閑期の四月を頂點として相前後に遞增減して調停申立が行はれてゐるやうである。

申立件數の內容　調停申立數九一九件中地主側の申立によるもの五二四件(五七・〇%)、小作側のそれは三九三件(四二・五%)合意申立二件(〇・五%)である。今主要なる事件のみ

を列擧すれば次の如くである。

| | 實數 | 割合(%) |
|---|---|---|
| (地主側申立條項) | | |
| 小作料の支拂 | 四六 | 五 |
| 小作地返還 | 七二 | 三 |
| 其他 | 六 | 二 |
| 計 | 二四五 | 一〇〇 |
| (小作側申立條項) | 實數 | 割合(%) |
| 小作料減額 | 二七三 | 七一 |
| 小作料の改定 | 一〇 | 二 |
| 小作契約の繼續及更新 | 六〇 | 一五 |
| 小作權、永小作權の確認 | 二三 | 六 |
| 其他 | 二三 | 六 |
| 計 | 三九二 | 一〇〇 |

備考　調停申立件中には單一なる事件と數個の復合せる事件とあり、從つて申立件數八六三件より五六件の增加を見たのである。

地主側申立條項中小作料の支拂に關するものは八割五分の多きを占め、小作地返還は一割三分を占めてゐる。其他の項には小作料の改定、小作契約繼續及依請求があるが極めて低い割合にある。次に小作側の申立條項を見るに小作料減額七割一分で最高を示し、それに亜いで小作契約の繼續及更新が一割五分、小作權又は永小作權の確認六分の順序である。小作米の貸付、小作料の精算、小作契約の解除、永小作權の存續、同分割所有、小作料受取人の確定、灌漑、設備費の交付、小作地代地の交付及小作組合契約の承認等は極少數であるから、一括して其他の項に加へた。

次に申立人の種類に付て之を見るに申立件數八六三件中地主側は四九一件(五六・八%)、小作側三七〇件(四二・九%)合意二件(〇・三%)であつて合意は極めて少く、小作側による申立よりも地主側のそれの方が多いことは注目すべきであらう。

**調停成績**　調停申立件數八六三件中に於て未濟のもの三一五件(三六・五%)既濟のもの五四八件(六三・五%)である。而して既濟のものの中調停成立數は四二九件、不成立七件、取下一〇九件及其他が四件である。即ち既濟中七割八分は調停成立し、二割は取下、不成立は極めて少數を示してゐるのである。更にこの取下一〇九件の內容を見るに、當事者間の示談成立七三件、調停の見込なしと認められたるもの二七件、申立人の都合によるもの三件、相手方の錯誤に因るもの四件、其他が二件となつてゐる。

次に調停申立より終局までの期間に付て見るに、申立總數中既濟件數は五四八件であつて、その中二十日以內で終局となつたもの三九・八%にして最も多く、十日以內のもの一四・六%で之に亜ぎ、五ケ月以內のもの最も少く〇・六%であり、而して五ケ月以上のものは全く之を見ないのである。更に之

を詳細に擧ぐれば、

| | 實數 | 割合% | | 實數 | 割合% |
|---|---|---|---|---|---|
| 十日以內 | 八〇 | 一四・六 | 三ケ月以內 | 六八 | 三・四 |
| 二十日以內 | 二八 | 三九・八 | 四ケ月以內 | 一七 | 三・一 |
| 一ケ月以內 | 六九 | 三・六 | 五ケ月以內 | 三 | 〇・六 |
| 一ケ月半以內 | 四三 | 七・八 | 計 | 五四八 | 一〇〇・〇 |
| 二ケ月以內 | 五〇 | 九・一 | | | |

此の如く二十日以內の短日に終局を告げしもの最も多く、五ケ月以上に亘るものの皆無なる現象は、一面未濟のものが可なりあるけれども、惟ふに比較的解決の容易なるものが多く調停機關に付せられたことを示すものではあるまいか。

終りに調停委員別より之を見るに、全調停委員數一二一、三五五名中、地主四、八五七名(三九・三%)地主兼自作五五二名(四・五%)、地主兼小作人六八名(〇・六%)、自作人二一、九三五名(一三・八%)、自作兼小作七九六名(六・四%)、小作人一、七二七名(一四・〇%)、其他一、四二四名(一一・五%)である。以上の內地主、地主兼自作、地主兼小作を地主側とし、自作、自作兼小作人を自作側とし、小作人を小作側とする三階級に分つてその割合を觀れば、地主側は四割四分を、自作側は二割九分を、そして小作側は一割四分を占めてゐるのである。即ち調停委員は地主側最も割合多く之に反して小作側は最も割合が少いといふ現象は注目すべきであらう。

## 第三章　其他の勞働者の爭議

商業使用人、漁業勞働者及び雜業勞働者（林業勞働者、仲仕、人夫等を含む）に於ける爭議を見るに、其事例依然として少く、前記工・鑛・交通業勞働者及び農業勞働者のそれと比較になり得ない程である。蓋しこれ等の勞働者はその性質上ほ團體的組織の能力と必要とを缺いてゐるからであらう。

| | 大正十三年 | 大正十四年 |
|---|---|---|
| 商業使用人 | 九 | 七 |
| 漁業勞働者 | 五 | 六 |
| 雜業勞働者 | 四 | 二 |
| 計 | 六一 | 一五 |

（實數）

爭議の件數と其範圍　大正十四年中に發生した爭議は、商業使用人七件、漁業勞働者六件、雜業勞働者一一件の少數である。

これを前年度の狀態と比較するに

即ち全件數に於て昨年の約四割弱であり、雜業勞働者に至ては約二割三分强に激減してゐる。

爭議と月　爭議の最も多かりしは四月の六件であり、他は

何れも一件、二件或は三件を發生せしめ、五月のみ全然爭議の發生を見ない。(乙統計表第六表其一參照)

**爭議の分布**　爭議を發生せしめた府縣は十二縣で、昨年の二十七縣に比すれば半減してゐる。東京の五件を以て最とし千葉の四件これに亞ぐ。

更に業態別に見れば、商業使用人は東京の四件を筆頭とし他は大阪、石川、愛知に各一件宛である。漁業勞働者は千葉の三件を最とし他は福島の二件岡山の一件である。雜業勞働者に至つては各府縣に萬遍なしに一二件宛分布されてゐる。(乙統計表第六表其二參照)

**爭議の原因**　受動的原因に依るもの八件(三三・三%)、被傭者の能動的原因に依るもの一六件(六六・七%)、即ち被傭者の積極的原因に依るものが全爭議の三分の二を占めてゐる。

更にこれを業態別に見れば、漁業勞働者にあつては總て能動的原因に依り、商業使用人にあつては五七・一%、雜業勞働者にあつては五四・五%がこれに因るのである。

能動的原因中最も多きは賃銀の値上げであり、受動的原因の中最も多きは賃銀値下反對である。要するに賃銀問題が主たる爭議の原因なのである。(乙統計表第六表其三參照)

**爭議の經過**　不明のもの八件(三三・三%)を除き、明瞭なもののみに就いて言へば盟休一三件(五四・一%)で壓倒的の多數を占めてゐる。業主の對抗策は主として解雇である。(乙統計表第六表其四參照)

**爭議の結果**　爭議の結果は半ば不明であるが、妥協最も多く(二九・一%)、業主に有利に解決したるもの之に亞ぎ、被傭者に有利に解決したものは極めて少ない。(乙統計表第六表其五參照)

今此等勞働者の爭議中主なものを擧ぐれば左の如くである

| 使用人又は勞働者職業種別 | 發生月 | 參加人員 |
|---|---|---|
| 名古屋港艀船從業員(愛知) | 一月 | |
| 東京灣埋立會社(神奈川) | 二月 | |
| 小名濱町漁夫(福島) | 二月 | 一五〇 |
| 本銚子町漁夫(千葉) | 二月 | 五〇 |
| 八尾驛仲仕(大阪) | 二月 | 三〇 |
| 精養軒列車給仕(東京) | 二月 | 三七〇 |
| 宮市百貨店(石川) | 二月 | 五〇 |
| 槻木町米穀商人夫(宮城) | 四月 | 六六 |
| 丸三野田運送店仲仕(千葉) | 七月 | 五〇 |
| 輕井澤町人力車夫(群馬) | 七月 | |
| 仙臺市內人力車夫(宮城) | 八月 | 八〇 |
| 万文堂新聞配達人(東京) | 八月 | 一〇 |
| 杉村倉庫仲仕(大阪) | 十月 | |
| 八濱町漁夫(岡山) | 十一月 | 四〇 |

大原町漁夫（千葉）　十二月　一、〇〇〇

# 第四章　中間階級者の爭議

中間階級者、主として俸給生活者の爭議は、その數依然として少なく、社會生活全體から見て未ださしたる重要さを有つてゐないものである。然し近年に至つて漸く濃厚になつて來たこれ等中間階級者の沒落と共に、この種の爭議も次第に增大して行くものと考へられる。否、その萠芽は既に隨處に表はれてゐる。

**爭議の件數と其範圍**　當研究所の調査に依れば大正十四年中に發生した爭議の件數一七、其中壓倒的の多數を占めてゐるのは會社員の一一件（六四・七％）であつて、自由業者の三件（一七・六％）之に亞ぎ、官公吏の一件（五・九％）最も少ない。これを前年と比較すれば、

| | 實數 大正十三年 | 實數 大正十四年 | 比例（全爭議百中） 大正十三年 | 比例（全爭議百中） 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 會社員 | 五 | 二 | 三三・三 | 六四・七 |
| 官公吏 | 八 | 一 | 五三・三 | 五・九 |
| 教員 | 二 | 二 | 一三・三 | 一一・八 |
| 自由業者 | — | 三 | — | 一七・六 |
| 計 | 一五 | 一七 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

前年に比し官公吏が減じて會社員の增加したのが著しく注目される。（乙統計表第七表其一參照）

**爭議と月**　爭議を發生せしめた月は、六月と九月の三件（一七・六％）を以て最とし、一月、三月、八月各二件で之に亞ぎ、全然爭議を見なかつたのは五月と十月である。（乙統計表第七表其一參照）

**爭議の分布**　中間階級者の爭議を見た府縣は合計九、東京の四件（二三・五％）を以て最とし、神奈川の三件（一七・六％）之に亞ぎ、大阪、靜岡、奈良が各二件、山梨、石川、沖繩、北海道が各一件である。（乙統計表第七表其二參照）

**爭議の原因**　原因中受動的のもの五件（二九・四％）、能動的のもの一二件（七〇・六％）である。更に原因を細別すれば、受動的原因にあつては賃銀不拂及び値下反對合して四件、即ち賃銀を中心としたもの（二三・五％）であり、能動的原因にあつては感情的原因五件（二九・四％）最高位を占め、待遇改善及び解雇手當に關するもの各三件（一七・六％）で之に次ぐ。注目すべきは賃銀値上の皆無である。（乙統計表第七表其三參照）

これを各業態別に就いて觀察すれば、

比例（各爭議百中）

| | 受動的原因 財界不況解雇 | 賃銀ヲ中心トスルモノ | 待遇改善 | 解雇手當ヲ中心トスルモノ | 感情的原因 | 其他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 會社員 | 九・一 | 一八・二 | 九・一 | 一八・二 | 三六・三 | 九・一 | 一〇〇 |
| 官公吏 | — | 一〇〇・〇 | — | — | — | — | 一〇〇 |
| 教員 | — | 五〇・〇 | — | — | 五〇・〇 | — | 一〇〇 |
| 自由業者 | — | — | 六六・七 | 三三・三 | — | — | 一〇〇 |
| 計 | 五・九 | 三・五 | 一七・六 | 一七・六 | 二九・四 | 五・九 | 一〇〇 |

爭議の經過　被傭者側の運動は盟休と示威運であり、盟休一三件（七六・五％弱）、示威運動二件（一一・八％弱）、他は不明である。注目すべきは怠業の皆無である。業主の對抗策は工場閉鎖一件を數ふに過ぎない。（乙統計表第七表其四參照）

爭議の結果　爭議の結果は過半數不明であり、妥協三件（一七・六％）、業主に有利解決二件（一一・八％）を數ふるに過ぎない。（乙統計表第七表其五參照）

今左に本年中生起したる中間階級者の爭議中主なるものを擧げやう。

| （俸給者種別） | （發生月） | 參加人員 |
|---|---|---|
| 東京電力會社社員（神奈川） | 三月 | 二〇〇 |
| 日本蓄音機會社社員（神奈川） | 六月 | |
| 觀音劇場俳優（東京） | 六月 | 五〇 |
| 無線電話協會（東京） | 七月 | 三〇 |
| 安田共濟生命保險會社社員（東京） | 八月 | |
| 全病院職員（神奈川） | 八月 | 八 |
| 富士水電會社社員（靜岡） | 十一月 | |
| シンガーミシン販賣人（大阪） | 十二月 | |
| 開城中學教員（靜岡） | 一月 | 三 |
| シンガーミシン販賣人（大阪） | 二月 | |

## 第五章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

婦人勞働者及び職業婦人に關する爭議は、近年頓に重要性を殆加へたるの感あるも、これを男子勞働者の爭議に比すればんど問題にならない。これ我が國に於ける婦人勞働者の特的地位に依るものと言はねばならぬ。殊に本年度は一般勞運動界沈滯の影響を受けて爭議の件數も著しく減退してゐ。工鑛業に從事する婦人勞働者、殊に染織工業に從事する工の數の男子勞働者數を凌駕する實情に照して、牛歩遲々るの憾なきを得ない。

爭議の件數と其範圍　當研究所の調査に依れば、大正四年

中に發生したこの種の爭議件數は三四件、その中婦人勞働者——工・鑛業に從事する女工——二一件(六一・七%)職業婦人一三件(三八・三%)である。(乙統計表第七表共一參照)

これを各業態別に觀察すれば左表の如くである。

| 婦人勞働者 | 實數 大正十三年 | 實數 大正十四年 | 比例 大正十三年 | 比例 大正十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 藝娼妓 | 八 | 七 | 一五・四 | 二〇・六 |
| 職業婦人 女給、看護婦、事務員 | 八 | 六 | 一五・四 | 一七・七 |
| 計 | 三六 | 二 | 六九・二 | 六二・七 |
| | 四二 | 三四 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

**爭議と月** 婦人勞働者の爭議は一月に最も多くして五件(全爭議百中一四・七%)、七月八月の各三件(八・八%)之に亞ぐ。職業婦人の爭議は七月に最も多く四件(一一・七%)を算へ、三月の三件(八・八%)之に亞ぐ。(乙統計表第七表共一參照)

**爭議の分布** 婦人勞働者の爭議の發生した府縣は一三、その中最高を占めるのは大阪の六件(一七・七%)であり、栃木、愛知、山梨の各二件之に亞ぐ。

職業婦人の爭議の發生したのは九府縣、東京、大阪、兵庫大分、各二件を最とする。(乙統計表第七表共二參照)

**爭議の原因** 爭議中受動的原因に依るものは、婦人勞働者にあつては六件(二八・六%)職業婦人にあつては二件(一五・四%)であり、能動的原因は婦人勞働者にあつては一五件(七一・四%)、職業婦人にあつては一一件(八四・六%)である。

受動的原因に就いて內譯を見れば、婦人勞働者にあつては賃銀問題の五件(二三・八%)最も多く、職業婦人にあつては二件全てが賃銀問題である。

轉じて能動的に就いて內譯を見るに、婦人勞働者にあつては、感情的の原因七件(三三・三%)、賃銀値上三件(一四・三%)、解雇手當に關するもの二件(九・五%)の順序であり、職業婦人にあつては感情的原因六件(四六・一%)、待遇改善五件(三八・四%)である。(乙統計表第七表共三參照)

**爭議の經過** 被傭者の運動を各業態に分つて觀察すれば(尙、乙統計表第七表共四參照)

| 婦人勞働者 | 實數 盟休 | 實數 怠業 | 實數 示威運動 | 比例(各業態別百中) 盟休 | 比例(各業態別百中) 怠業 | 比例(各業態別百中) 示威運動 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 藝娼妓 | 一七 | 二 | — | 八〇・九 | 九・〇 | — |
| 女給、看護婦、事務員 | 五 | — | 二 | 七一・四 | — | 二九・六 |
| | 五 | — | — | 八三・三 | — | — |

**爭議の結果** 婦人勞働者にあつては妥協八件(三八・一%)、不明七件であり、藝娼業主に有利なる解決六件(二八・一%)、

妓に於ては妥協三件(四二・八%)不明四件であり、その他職業婦人にあつては業主に有利解決四件(六六・六%)被傭者に有利解決一件(一六・六%)不明一件である。總じて妥協最も多く、業主に有利なるものこれに亜ぎ、被傭者に有利な解決は絶無に近い。(乙統計表第七表其五參照)

今、本年中に於ける婦人勞働者及び職業婦人に關する爭議中主要なるものを數ふれば、左の如くである。

○女工の主要爭議

| (工場名) | (發生月) | (參加人員) |
|---|---|---|
| 郡是製糸工場(栃木) | 一月 | 一〇〇 |
| 武州織物會社(埼玉) | 一月 | 五〇〇 |
| 内外紡績名古屋工場(愛知) | 一月 | |
| 時田製絲工場(山梨) | 二月 | |
| 熊取織物・王子工場(大阪) | 四月 | 一七〇 |
| 大正綿布工場(愛媛) | 五月 | 五〇 |
| 服部商店熱田工場(愛知) | 六月 | 一四〇 |
| 島田硝子工場(大阪) | 七月 | 二〇〇 |
| 大阪紡績會社(大阪) | 七月 | 一、一〇〇 |
| 志田製紙工場(高知) | 八月 | 二五 |
| 丸共製絲工場(宮崎) | 八月 | 三五〇 |
| 役屋敷製絲工場(山梨) | 八月 | 二〇〇 |
| 天滿織物・城北工場(大阪) | 十月 | 四〇〇 |
| 隱岐製絲工場(島根) | 十月 | 六〇 |

○職業婦人の主要爭議

| (職業種類) | (發生月) | (參加人員) |
|---|---|---|
| 宇都宮病院看護婦(栃木) | 三月 | 四〇 |
| 東京貯金局事務員(東京) | 三月 | |
| 八千代生命女外交員(大阪) | 四月 | 三〇 |
| 平野村病院看護婦(長野) | 四月 | 九 |
| 愛知醫大病院看護婦(愛知) | 五月 | 三 |
| だるま料理店仲居(東京) | 七月 | |
| 大分病院看護婦(大分) | 十一月 | 四〇 |

# 第二編　勞働運動

## 第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

工・鑛・交通業に於ては組合の組織も完備し、團體的訓練も比較的よく行き屆き、勞働運動の中樞的勢力をなしてゐる。

従つてこれ等の運動の傾向を知るならば、以て一般勞働運動の傾向をトすることが出來る。

大正十四年度に於ける勞働運動の一般的の傾向に關しては假に『概觀』の項に略述して置いた。一言にして掩へば勞働

運動の政治化と、これに伴ふ思想的分解運動と言ふことが出來る。即ちその傾向よりすれば、前年度に端緒を見出した諸傾向の深化、具體化であるけれども、その成果より見れば、運動全般の進展飛躍に非ずして、むしろ内部的抗爭とそれに隨伴した沈滯とであつた。

失業者の續出、事業界の不振は、勞働階級の立場を著しく守勢的ならしめた。然かも、資本家階級の間に於ける意識的な對抗策の整備は、益々勞働階級の地位をして窘急せしむるに至つた。失業防止の運動と言ひ、治安維持法反對の運動と言ひ、全て階級運動の守勢的地位を物語るものである。無産政黨運動、全國總聯合の提唱も、一面、勞働階級のかゝる地位から脱却せんとする焦慮に促されてゐると見なければならない。

然し乍らこれ等の運動の方針に關しては、自ら相容れない二個の思想的傾向が作り出された。本年度に於ける後半は殆んどこの問題を中心として論議せられてゐた觀がある。勞働運動に關する論爭は、爲に、大正十、十一年の頃に於ける同盟派對聯合派の論爭以來かつて見ないほどの盛況を呈した。然しこれに依つて勞働運動が實質的に何等かの飛躍を遂げたか否かは頗る疑問である。

兎も角、本年度に於ける勞働運動の力點は、從來の如き經濟的の諸運動にあるのでなくして、政治的の運動——特に無産政黨の組織運動にある。從つて本年鑑に於ても、特に政治運動の項を設け、無産政黨組織運動の經緯を比較的詳細に記錄することゝした。但しその他の諸運動は、例へば治安維持法反對運動、總聯合運動の如き政治的色彩を帶ぶるものも、經濟的の運動として一括することゝした。要するに本年度の最大事件を特記せんとする便宜の問題に外ならぬ。

以下大正十四年度中に行はれた勞働運動の主要なるものを選んでその狀況を概說しやうと思ふ。

## 第一節　共通運動

本年度に於ける主要なる事件若しくは特殊なる事件にして、各個勞働團體の個別的運動に非る、共通的性質を有するものを擧ぐれば、

1　全國總聯合運動
2　治安維持法反對運動
3　失業防止運動
4　メーデー
5　露國代表者歡迎
6　勞働組合法勞働爭議調停法反對運動
7　國際勞働會議

である。以下この各々に就いてその經過を略述しやう。

全國總聯合運動——大正十一年秋の總聯合の決裂以來、全國的總聯合は勞働運動界の一大懸案であつた。然るに大正十三年の

末以來、經濟運動の行詰りと共にこの運動が再燃し、本年度に入つてから具體的に實現せられるに至つた。

一　關東勞働組合會議

全國勞働組合總聯合の前提として關東勞働團體の聯合が計畫され、一月十六日東京市芝區烏森の自治會本部に於て、自治會、機械聯合を始め横濱市電共和會、日本海員組合、横須賀勞働共愛會、朝鮮勞働組合等三十四團體の代表者八十餘名が集合し、午後八時から本芝勞働の高山久藏氏を議長として『關東に於ける勞働組合相互の連絡機關を設くる件』を議題とし、『各組合の自治權に抵觸せざる範圍に於て相互に連絡をとる事』を議決し關東勞働組合會議の準備をなした。續いて一月二十五日午後七時から同じく自治會本部に集合し、名稱を關東勞働組合會議とし、その中には執行委員會、中央委員會、常任委員會の三つの機關を設け、當面の交通的問題の協議實行を計ることゝあつた。然るに關東組合會議に決議權を認むるや否やと會費の問題に關しては意見の一致を見ず、一月二十八日と二月十四日の再度自治會本部に參集して協議したが、遂に議がまとまるに至らなかつた。これは主として總同盟内紛の餘波を受けたものと言はれてゐる。然るに超えて三月六日に至り、遂に芝區山内協調會館に於て創立發會の演說會が開催せられるに至つた。先づ失業防止、治安維持法反對の決議をなし、總同盟の望月源次、杉浦啓一、印刷工聯合の和田榮太郎、自治會の伊藤誠、朝鮮勞働の李憲の諸氏が熱辯を振ひ、十時散會した。關東勞働組合會議は、四月三十日青島の罷業に對して武力干涉を排する旨の決議をなし、六月七日協調會館で、支那罷業批判演說會を催し、また上海罷業視察の爲に印刷工組合の延島英一、自治會の石毛留吉の兩氏を上海に派遣した。

二　全國勞働組合協議會

二月三日、日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、日本農民組合が共同主催者となつて、大阪の日本農民組合の本部に開かれたものである。その詳細に就いては本編第六章「政治運動」の項參照。

三　大阪勞働組合會議

官業勞働總同盟大阪向上會の主唱に依つて、十一月六日在阪二十五團體の代表者は越中町の向上會本部に會し、左の事項を決議した。(一)在阪の勞働組合を打つて一丸とする勞働組合會議を設けること、(二)失業問題對策の協議會を全國的に行ふ爲に、全國的な失業問題解決の示威運動をなす事、(三)這次の失業調査の結果に對して警告を發すること。――この決議の第一に基づいて、十一月二十六日夜在阪各勞働關係の代表者が會し、『大阪勞働組合會議』なる機關を作つた。

四　その他の無產團體協議會

この外共同戰線、失業對策、無產政黨促進等の名目の下に全國各地に設立された無產團體協議會は十五日の多きに止つてゐる。それが名稱及び設立の年月日に關しては「政治運動」の項を參照せよ。

治安維持法反對運動――治安維持法案が議會に提出されんとする形勢と、勞働爭議調停法案の草案の發表とは、全國の勞働團體をして一齊に反對運動の氣運を捲き起した。今運動の經過大樣を略記すれば次の通りである。

一月三十日　午後七時から東京市芝區烏森町自治會本部に開催された關東勞働組合會議創立準備委員會は、機械勞働組合聯合會の提案に基づいて『惡法案反對同盟會』を組織し、その運動方法を協定した。

一月三十一日　二大惡法案反對演說會、午後六時三十分より大阪天王寺公會堂に開催。日本勞働總同盟大阪聯合會の主催で、野田律太氏司會の下に各團體の代表者熱辯を振ひ、午後十時閉會した。聽衆約千名。

二月三日　日本勞働組合聯合の主催で天王寺公會堂に惡法案反對の演說會を開催、植松一三氏司會の下に辯士二十三名出演、午後十時散會した。聽衆約千名。

二月五日　惡法案反對演說會、惡法案反對同盟主催の下に東京市芝區協調會館に開催。市電自治會の伊藤誠氏司會の下に都下各勞働團體及び水平社の代表者政治研究會員約二十名出演した。演說の途中朝鮮勞働の李憲氏が言辭過激の故を以て檢束され會場に混亂を招いた外一二の中止あつたのみで十時散會した。聽衆約千名。

二月十一日　惡法案反對示威運動、東京市芝區赤羽町有馬ヶ原に集合、午前十一時司會者の阪本忠兵衛氏（造機船工勞組合）の開會の辭について都下全勞働組合の代表者二十八名の演說あり（中七名中止）、本澤氏（總同盟關東地方評議會）宣言を、伊藤誠氏（自治會）決議文を朗讀し、正午より示威行列に移り、造機船工勞組合を先頭に總同盟を毀りとし上野公園まで練つて午後四時二十分散會した。參加者三十五團體約三千名、途中屢々警官隊と衝突して檢束者六十名を出した。

決　議

吾等は堅き結束の威力を以て惡法案の徹底的撲滅を期す

大正十四年二月十一日　惡法案反對同盟

同日　惡法案反對演說會、橫濱市電共和會、政治研究會、合同勞働組合等の主催で橫濱社會館に開催した。聽衆約五百名。

同日　惡法案反對演說會、日本勞働同盟野田聯合會。

同日　名古屋向上會、日本製陶勞働總同盟、名古屋機械技工組合の有志發起にて名古屋市熱田本町高藏大藥師堂に於ても惡法案反對演說會開催。聽衆約百三十名。

二月十二日　惡法案反對演說會、政治研究會主催にて東京市本所松倉町產業青年會に於て。午後九時解散を命ぜらる。

二月十四日　惡法反對演說會、京都聯合會主催にて公會堂に於て。聽衆約七百名。

二月十五日　治安維持法及び爭議調停法案反對示威運動、勞働總同盟大阪聯合會主催の下に大阪に於て。中の島公園に參集、大阪聯合會の山內鐵吉氏開會を宣し、野田律太氏宣言及び決議を朗讀し、大阪聯合會を先頭に官業勞働總同盟を毀りとして天王寺公園まで示威運動を行ひ、各組合の代表者の演說あつて午後四時二十分散會した。參加人員約二千名、檢束者僅かに二十名で無事散會した。

決　議

我等は政府が第五十議會に提出せんとする治安維持法案並に爭議調停法案に絕對に反對しその粉碎を期す

二月十六日　惡法案反對勞働者大會及び演說會、大阪各勞働團體、農民組合、水平社の聯合にて大阪市天王寺公會堂に於て開催。野田律太氏司會の下に辯士五名出演、惡法案反對の實行方法を滿場に諮り、實行委員五名、(山内鐵吉、大西俊夫、北島元一郎、金稔、大西良太郎)を選任して東上せしむることを決議し、續いて演說會に移つた。聽衆約千二百名。

同日　尼ヶ崎市に於ても同趣旨の勞働者大會が開かれた。

二月十九日　治安維持法案反對民衆大會、東京市芝區協調會館に於て開催、入場者約千名、山本懸藏氏司會の下に布施、岩佐その他二三名出演、宣言決議を朗讀して後會を閉ぢて議會に押し寄せた、途中警官と衝突して檢束者二十九名を出す。

決　議

日本無產階級は支配階級の挑戰たる治安維持法案の徹底的排擊を期す

同日　治安維持法反對個別訪問、京都聯合會主催にて京都出身各代議士の家庭を訪問し、『治安維持法に反對せよ』との電文の發信を强請した。

同日　辯護士團反對演說會、大阪辯護士有志團の反對演說會が午後六時から天王寺公會堂で開かれた。

同日　岡山勞働組合の主催で岡山劇場に於ても同趣旨の演說會が開かれた。

二月二十二日　惡法案反對示威運動、神戸聯合の主催で湊川公園に參集、大倉山まで示威運動が行はれた、會集約三百名。

二月二十四日　治安維持法案反對勞働者大會、京都聯合會、京都煙草勞働組合、京都陶器工組合の主催の下に午後七時から三條青年會館に開催、出席者約千二百名。

同日　名古屋市に於ける十四勞働團體の代表者は市選出各代議士の家庭を訪問し、且つ代表者を選任して上京せしめた。

同日　大阪市天王寺公會堂に於ても惡法反對の演說會開催。

三月七日　治安維持反對掉尾の民衆大會が東京市芝區協調會館に開かれた、單に都下各勞働團體の代表者のみならず全國の代表者が參集して氣勢をあげた、午後十二時半開會、午後二時には滿場既に立錐の餘地なく、島中雄三、鈴木文治氏等が熱辯を振つた外、山口政二、清瀨一郎等の諸代議士も應援して滿場を狂喜せしめた。續いて決議文を作製して實行委員のみが議會に至つて決議文を手交せんとするに當つて警官隊の阻止する所となり、忽ち十六名の檢束者を出し、辛ふじて實行委員のみが議會に至つて決議文を手交し得たのみであつた。

失業防止運動――財界の不況に基づく未曾有の失業者の續出は、全國各地に、無產團體自身の手になる失業防止運動を喚起した。然しその方法は多く演說會、失業者大會等以外に出ることなく、唯一の失業救濟機關を目的とした失業後援會の計畫も、何等の成果をあげることが出來なかつた。從つてこれ等の運動の跡を簡單に述べるに止めやう。

一　失業者大會

△二月八日午後一時から東京上野兩大師前に於て。會衆約千二三百名と報ぜらる。

△八月二日午後六時から横濱自由勞働團體及び、在濱鮮人勞働團

體の主催で失業反對大會が横濱市福富町松隆館で開催さる。出席者四百名。

△九月二十日午後一時より廣島鐵工、廣島合同及び水平者青年同盟の主催にて失業者大會を廣島市榮座に開く。會衆的三百名、遂に解散を命ぜらる。

△十月二日午後七時より大阪失業對策協議會主催で天王寺公會堂に於て失業者大會を開く。會衆約千五百名、檢束者三十一名を出す。

△十月二十九日、神戸失業者大會、同市湊川勸業館に於て。

二　失業問題演說會

△七月十二日午後六時大阪天王寺公會堂に於て。勞働組合評議會主催。

△七月二十四日午後七時神戸青年會館に於て。

△八月十七日午後七時廣島市福島町。

△九月十九日午後七時半京都公會堂に於て。

三　失業對策協議會その他

日本勞働組合評議會大阪地方評議會の提唱に依つて失業問題演說會を開催したのを機として失業對策協議會が在阪各勞働團體の手に依つて組織され、その本部を評議會の本部に置き七月三十日失業問題に關する委員會を開催した。また東京に同樣の計畫があり、名古屋に於ても準備會が開かれたが實現されるに至らなかつた。續いて大阪に於ては勞働問題研究所の提唱に依つて失業對策協議會と離れて失業運動後援會が組織され、寄附を募つて失業者救濟事業費に充てんとの計畫が立案されたが寄附募集は當局の許可する所とならず、會員組織に改むる案も立てられたがそのまゝ沙汰止みとなつた。

メーデー——年と共にメーデーは普遍化し、今や全國各地苟くも無產階級團體の存する所、メーデーの祝祭を見ざる所なきの盛況を呈してゐる。各地に於けるメーデーの總括的傾向をその標語に從つて表示すれば左の如くである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 治安維持法の撤廢 | 一五 | 勞働團結權の確立 | 六 |
| 失業防止 | 一三 | 最低賃銀制度の確立 | 六 |
| 八時間勞働制 | 一一 | メーデーを祝へ | 五 |
| 生存權の確立 | 八 | 萬國勞働者團結せよ | 四 |
| 無產政黨の促進 | 七 | 自由勞働者傷害保證 | 三 |
| 全國總聯合促進 | 三 | 耕作權の確立 | 二 |
| 日鮮人賃銀差別撤廢 | 三 | 軍國主義反對 | 二 |
| 日鮮勞働者團結 | 二 | 勞働プロカー撲滅 | 二 |
| 朝鮮大正八年制令の撤廢 | 二 | 二重賃銀制度撤廢 | 二 |

これに依つて略本年度に於ける勞働階級の一般的關心事が那邊にあるかを知ることが出來るであらう。今重なる工業中心地に就いてメーデーの具體的狀況を略述しやう。

(一)東京市、

人數——市電自治會、總同盟、評議會等都下十六團體、約五千五百名

狀況——芝公園集合、上野公園解散。指揮者市電自治會石毛留吉氏、午前十一時開會を宣し、眞栖眞吾氏の宣言朗讀(中止)、市

原春三氏の決議文朗讀、各團體よりの辯士三十八名の演說（中止四名）があつた。芝公園より上野公園に至る行列進行中組合員と警官との間に屢々衝突を生じ、檢束者百六十名を算した。

標語――（一）治安維推法の撤廢、（二）自由勞働者の傷害保證、（三）失業防止の徹底、（四）耕作權の確立、（五）全國總聯合の促進。

（二）大阪市

1　總同盟系

人數――二十四組合約五千七百名

狀況――例年の如く中の島公園天神橋以東集合、天王寺公園解散。總指揮者官業勞働總同盟の村井小之助氏、總同盟の村尾重雄氏（中止）以下五名の挨拶あり、行列に移つた。途中屢々警察隊と衝突し、三十餘名の檢束者を出した。

標語――（一）八時間勞働卽時實施、（二）失業防止の徹底、（三）殖民地の機會均等、（四）治安維持法の撤廢、（五）無産政黨組織の促進、（六）交通勞働者團結せよ、（七）建築勞働者に工場法を適用せよ、（八）朝鮮に於ける大正八年制令の撤廢、（九）日鮮勞働者團結せよ、（一〇）生存權の確立、（一一）日鮮人賃銀差別を撤廢せよ。

2　反總同盟系

人數――四團體約二千名

狀況――中の島公園反橋以西に集合、總指揮者三木磯次氏。三木氏以下四名の演說があつて行列に移る。極めて靜穩に解散した。

標語――（一）勞働プロレカー撲滅、（二）勞働團結權の確立、（三）內鮮勞働者の差別撤廢、（四）失業の徹底的防止、（五）移民の世界的自由、（六）治警第十七條の撤廢、（七）治安維持法の撤廢、（八）國民生活の安定、（九）生存權の確立、（一〇）八時間勞働制の卽時斷行、（一一）無産政黨の樹立、（一二）メーデーを祝へ。

（三）神戸市

人數――海陸十七組合約七百三十名

狀況――大倉山公園に集合、司會者神戸聯合會の東本潤藏氏、宣言決議の朗讀後、井上末次郎氏總指揮者となり堂々葺合公園まで示威行列をなし、午後四時散會。極めて平穩であつた。

標語――（一）最低賃銀制定、（二）團結權の確立、（三）治安維持法撤廢、（四）軍國主義反對、（五）八時間勞働制確立、（六）失業防止の徹底、（七）自由勞働者傷害保證、（八）メーデーだ。

（四）京都市

人數――京都聯合會以下八團體約一千名

狀況――京都驛前西廣場に參集、午前十時半各代表者の演說後行列に移り、圓山公園に至つて午後二時解散。夜メーデー記念演說會を三條の青年會館に開催し、奥村甚之助氏以下二十八名が熱辯を振つた。

標語――（一）八時間勞働制の實施、（二）最低賃銀制の確立、（三）治安維持法の廢止、（四）失業防止の徹底、（五）自由勞働者の傷害保障、（六）勞働組合の公認、（七）市電割引卽時斷行。

（五）名古屋市

人數――日本製陶勞働同盟、名古屋向上會、中部交通勞働組合合して約二百名。
狀況――鶴舞公園に集合、荒谷宗治氏を先頭にして午後一時半出發、那古野神社に至つて解散。
標語――(一)八時間勞働の實施、(二)失業の徹底的救濟、(三)勞働組合全國的組織、(四)最低賃銀の制定、(五)治安維持法の撤廢、(六)メーデーを祝へ。
(六)横濱市
人數――横濱組合同盟以下八團體約七百名
狀況――横濱印刷工組合山上房吉氏司會者となり、横濱公園參集、日枝神社に示威行列をして四時半散會。
標語――(一)生存權の確立、(二)治安維持法の撤廢、(三)最低賃銀法の制定、(四)萬國勞働者の階級的提携。
(七)堺市
人數――勞働總同盟泉州聯合會以下六團體約八百名
狀況――市の北側大和川磧に參集、總指揮者眞宗圓作氏、メーデー歌を高唱しつゝ大濱公園に至つて午後一時半解散。
標語――(一)八時間勞働制の即時實施、(二)失業防止の徹底、(三)治安維持法の撤廢、(四)東拓殖民廢止、(五)朝鮮に於ける大正八年制令の撤廢、(六)請負賃銀制撤廢、(七)最低賃銀制確立、(八)朝鮮勞働者賃銀差別撤廢。
(八)尼ヶ崎市
人數――日本勞働總同盟尼ヶ崎聯合會約五百名
狀況――午前九時同市貴布禰神社に集合、幹部の演說があつて阪神電車庄下停留場前で十一時解散。尼ヶ崎に於ける最初のメーデーである。
標語――(一)八時間勞働制即時實行、(二)治安維持法の撤廢、(三)失業防止の徹底、(四)メーデーを祝へ、(五)男女同職工賃の平等、(六)無產政黨の樹立、(七)萬國の勞働者團結せよ、(八)二重賃銀制度の撤廢、(九)資本主義を葬れ、(一〇)勞働住宅の低廉整備。
(九)岡山市
人數――岡山勞働組合、中國勞働組合聯合會等約百四十名
狀況――同市西大寺町大福座に參集、挨拶及び生野銀山爭議の應援決議があつて、午後一時半より示威運動に移り、午後三時半仁王町正覺寺にて解散。
標語――(一)八時間勞働即時實施、(二)全國的總聯合の促進、(三)失業防止の徹底、(四)殖民地の解放、(五)治安維持法の撤廢、(六)勞働者よメーデーを祝へ。
(一〇)今治市
人數――因島勞働組合今治支部約一千名
狀況――同市驛前廣場に集合、午前九時より示威運動をなし、十一時半吹上公園に至り解散。
標語――(一)八時間勞働制即時實施、(二)勞働賃銀八割增額斷行、(三)全國的失業防止の徹底、(四)生存權の確立、(五)徹底的團結權の確認、(六)無產政黨組織の促進。
(一一)その他
以上の外メーデーの示威の行はれたる重なる地方をあぐれば、

廣島市(約百七十名)、呉市(約百八十名)、廣島縣土生町(約三百名)、兵庫縣伊丹町(約百五十名)、三重縣松坂町(約四百五十名)、和歌山市(約百二十名)、千葉縣野田町(約千八百名)、群馬縣高崎市(約四十名)、同藤岡町(約八十名)等である。尙この他に單なる記念演說會のみ開催された所が數ケ所あつた。

露國代表者歡迎――日本勞働組合評議會の請待に依り上海罷業視察に來支中の全露勞働組合中央執行委員にして全露金屬勞働組合の中央執行委員長たるレプセ氏は、ブマルギス、ブリスキン、バクソフの三氏と同道にて九月二十日夜下關入港の聯絡船昌慶丸で來朝した、この日日本勞働組合評議會の野田、三田村、白井、河田の諸氏及び農民組合の大西氏等が態々下關まで出迎へ、相擁して二十一日朝下關發急行列車で東上した、途々廣島、岡山、神戸、等の各驛では勞働者が停車場に參集して歡迎し、大阪に於ても各勞働團體よりの代表者二名都合八十四名が驛に集合して代表を迎へた。(檢束二名)。車中レプセ代表は大要左の如きステートメントを發した。

吾々ロシヤ勞働者代表が今回日本を訪問した目的は次の通りである、即ち現在は全世界の勞働運動にとつて最も重要な時機である、この時吾々ロシヤのプロレタリアは各國と共に密接な提携をしなければならぬ、この目的完成の爲に吾々は日本を訪ねたのである、(中略)、吾々は全世界の勞働者の實狀を相互的に研究せんとするもので、事實上に於て吾々の目的とする所のものは國際的に世界の勞働者がはなれない團結を作るべく努力するにある、しかしこの重大な目的は既にある部分では見事な完成を收めてゐる、この意味でくり返して言へば全世界の勞働者たるプロレタリアはこの目的完成を期せん爲め、換言すれば資本家の束縛を脫して世界的に密接な結合をするにある。全世界のプロレタリア團結せよ

イ・イ・レプセ

一行は二十二日午後零時十五分東京驛に着いたが、警視廳勞働課では前例のない警戒振りを發揮し、二十一日の午後に豫め佐野學、荒畑寒村、渡邊、杉浦、德田、長山等の共產派分子を全部檢束し、且つ東京驛頭の出迎に關しても、(一)東京驛ホームの入場者は三十名以下の事、(二)旗組合旗一本に限ること、(三)放歌その他喧騒の言行を禁ず、(四)代表を迎へたる後は直ちに解散し、示威は許さず、(五)東京驛頭の挨拶は一切禁ず、との嚴重な制限を申渡した。かくて未聞の嚴戒裡に代表一行は入京し、直ちに帝國ホテルに入つて休息した。この日驛頭で祝辭を述べた產業勞働の志賀義雄、總同盟の加藤勘十の兩氏を初め合計十六名が日比谷署に檢束された。

翌二十三日代表一行は案內役の勞働組合評議會の本澤、松尾兩氏を先頭として先づ評議會の本部に至つて歡談し、續いて總同盟の本部を訪ひ、芝浦勞働組合、市電自治會、鑛夫總聯合、產業勞働調査所を順次に廻つた。續いて二十四日には一行は日本消費組合聯盟本部、東京合同勞働組合本部、勞働學院、官業勞働總同盟關東同盟會、東京出版勞働組合本部等を一巡し、夕刻ホテルに引き上げた。尙博文館工場では二十餘名の職工が機械を止めて同代表を歡迎し、警官との小競合ひを演じた。この日關東勞働組合聯

合會では勞働代表一行を彈劾した決議文を作製し、帝國ホテルに代表を訪ふて手交したが代表は『エスペラントは讀めぬから』とあつさり應酬し、實行委員はそのまゝ檢束された。その要旨は勞働組合評議會の信賴出來ない組合であること、勞農ロシアのアナーキスト迫害、勞農ロシアの資本主義逆行を責めたものである。

勞働代表に對する峻嚴なる取締に對して業を煮した代表一行は豫定を繰り上げて二十五日午後八時の急行で退京した。一行は二十六日大阪に立ち寄る豫定を變更し一擧神戸に至つて下車し、神戸から大阪に逆行した。この日大阪では豫め左傾分子五十名を檢束してゐたが、同一行が更に勞働總同盟を訪問した際案内役の本澤氏を檢束したので一行は大に憤慨し、在阪三十分にして他の組合を訪はず直ちに神戸に引き返して了つた。一行は更に二十七日神戸勞働組合及び工場地帶視察の豫定を變更して同日午前十時三分三宮發列車でハルビンに向つて歸途に就いた。

超えて二十八日勞働總同盟、日本農民組合、勞働組合評議會等の在大阪無產階級團體は勞農ロシア代表に對する官憲の取締に對して抗議すべき委員會を開き、二十九日抗議書を内相及び大阪府知事に提出した。また東京に於ては二十八日午後六時から神田青年會館で官憲糺彈の演說會を開き、大阪に於ても三十日午後七時から天王寺公會堂で同じく官憲糺彈の演說會が開いた。超えて十月三日神戸に於ても同趣旨の演說會が湊川勸業館に開かれた。

兎も角勞働代表の來朝は日本に於ては最初の出來事ではあるし、各方面に與へたショックはかなり大であつた。

**勞働組合法勞働爭議調停法反對**――内務省社會局の立案した勞働爭議調停法の草案が一月十六日各新聞紙上に發表せらるゝや、無產階級諸團體は、同法案第十九條に『第三者は誘惑若しくは煽動することを得ず』等の文言あるを以て要するに治安警察法第十七條の燒直しなりとして反對し、治安維持法の反對運動と相俟つて『惡法案撲滅』の名の下に運動を續けて來た。然し勞働爭議調停法案は政府の都合に依つて遂に本議會に提出するの運びに至らなかつた。超えて八月十八日、同じく社會局の立案にかゝり、行政調査會に附議せられた勞働組合法案が發表せらるゝに至つたが、同法案は、（一）勞働組合とは勞働條件の維持改善を目的とする勞働者十人以上の團體又はその聯合を言ふこと、（二）屆出主義、（三）勞働組合が雇傭者又は雇傭者の團體と締結した勞働契約を認むること、（四）雇傭者又は其使用人は勞働者が勞働組合員たるの故を以て之を解雇し又は組合に加入せず若しくは組合より脫退することを雇傭條件と爲すを得ざること、等を骨子とするもので勞働諸團體から比較的に好感を以て迎へられた。然るにこの法案に對しては陸海軍兩省が先づ制限を附し、（一）組合加入の資格は現に勞働に從事するものに限ること、（二）合同組合を認めぬことの二項を國防上の立場から主張することゝなつたので、この特殊側に對する反對運動が先づ海上會を中心とする海軍聯盟から反對の烽火が擧り、官業勞働總同盟主張の下に十月中旬官業諸組合十七團體の協議會を開く豫定であつたが、當局の反對の爲に中止された。然るに社會局の草案に對しては官憲及び資本家側に反對多く、行政調査會は種々抗議の結果、十月十一日行政

調査會で決定した勞働組合法の要項を發表するに至つた。その要項は組合員の範圍の限定、勞働契約權の削除等、社會局案の骨子を全く骨抜きにするものであつたが故に、勞働諸團體は一齊に立つて反對運動を開始するに至つた。先づ十月十四日勞働總同盟大阪聯合會、評議會、組合聯合、煙草勞働、向上會等の諸團體の代表者が向上會本部に集合して協議會を開き、運動方法を討議し同十八日勞働組合法案對策勞働者大會を天王寺公會堂に開き、上京委員を選任して上京運動することゝした。超えて十二月十日、行政調査會決定の要項に基づいて修正立案された勞働組合法の概綱が閣議の承認を經て發表されたので更に勞働諸團體の反對運動も組織的となり、全國的に連絡をとりつゝ一齊に運動することゝなつた。即ち十二月十五日午後八時から大阪向上會本部に開かれた大阪組合會議第一回委員會は大阪組合會議の名を以て徹底的反對運動を起すの決議をなし、更に十八日大阪組合會義緊急委員會を開き、（一）十九日早朝全國の各勞働團體に對して「勞働組合法案打壞運動を起せ」と通告を發し、（二）二十日午前九時から委員が在阪各代議士を訪問して打壞運動を依頼し、大阪工業會、大阪鑛業組合、大阪紡績聯合會等の實業諸團體に對して警告を發し、（三）一月八日を期して大協議會を開くこと等を議決した。（勞働爭議調停法案、勞働組合法案に就ては勞働立法の項を參照せよ）

國際勞働會議――正式の勞働代表が認められて第二回である。殆んど大きな波瀾なしに代表鈴木文治氏、顧問久能寅夫、中田末三郎兩氏、囑託上條愛一氏が選出された。（尙詳細は第五部第三章國際勞働總會に關する國內問題の項參照）

## 第二節　勞働團體各個の運動

### 一　日本勞働總同盟の運動

各方面に就き其主なるものを擧ぐれば左の如くである。

#### 1　大會・總會・其他

大會、總會及びその他の會合の主なるものを、その擧行の月日順にあぐれば

神戸聯合大會（二月十五日）
京都聯合會總會（三月一日）
全國大會（三月十五、六、七日）
中國聯合會發會（六月二十八日）
尼ケ崎聯合會大會（九月五日）
關東同盟會大會（九月六日）
全日本鑛夫總聯合會第一回全國委員會（十月三日）
臨時全國大會（十月四、五、六日）

であるが、右の會合に於て行はれ若しくは決定された勞働運動の狀況及び計畫を略記して見やう。

神戸聯合會大會――神戸市永澤町三丁目兵庫女子小學校に開催。出席代議員一七一名。決議の重なるものは、（一）組合宣傳デーを毎月五日と決定、（二）惡法反對、（三）書記店員組合促進聲明書發表、（四）無產政黨促進、（五）總同盟組織改造、（六）產業別合同促進等である。

全國大會の議事及び決議――十四年度大會は神戸市基督教青年會館に開催。出席代議員二百四十九名。第一日は午前十一時開會、歡迎の辭組合の狀勢報告等型の如く、續いて質問戰に入つたが、政治部の活動に關して辛辣な質問が出て、また治安維持法對策に關する中央委員の態度に關しても難詰的の質問が續出した。第二日は午前十時開會、次の順序に議事に入つた。

一　政治部活動費醵出の件（十名委員附託）
二　會則修正の件（法規委員一任）
三　機關紙發行會費增額の件（可決）
四　婦人部設置の件（可決）
五　會費値上の件（原則のみを可決）
六　組合員に無產階級教育普及の件（可決）
七　勞働組合地方協議會設置の件（可決）
八　產業勞働調査の件（可決）
九　S・M・U認容の件（可決）
十　中央爭議部基金積立の件（可決）
十一　治安維持法案對策の件（可決）
十二　失業問題に關する件（可決）
十三　婦人少年坑內就業禁止の件（可決）
十四　ヨロケ病保護の件（可決）
十五　同一產業部門協議會開催の件（可決）
十六　地方的無產政黨組織の件（可決）
十七　宣言（本大會に於ては發表せざることゝす）

右の中政治部活動費醵出の件は、政治部活動費として組合員一人當り十錢を醵出しやうと云ふのであつたが、これに對しては議論百出し、大阪電氣勞働の中村、鍋山兩氏、京都の辻井氏等と本部の赤松政治部長との間に險惡な空氣を釀し、遂に一時休憩の止むなきに至つた。これが本大會に於ける劈頭の悶着であつて、これが總同盟分裂の導火線となつた。

關東同盟會大會の決議――分裂後最初の關東同盟會大會は芝區協調會館に開催。出席代議員百八十五名。重なる決議は（一）勞働條約案實施運動開始、（二）勞働立法に對して警告、（三）全國的總聯合促進等である。

全日本鑛夫總聯合會の第一回委員會――協調會館に於て開催。代議員二十一名。重なる決議事項は、（一）會名を全日本鑛夫組合と改名、（二）無產政黨組織に關して（イ）全無產階級を包括する統一的單一無產政黨の實現を期す、（ロ）團體單位を排して個人單位とすとの決議作成、（三）全國的總聯合促進等である。

臨時全國大會の議事及び決議――芝區協調會館に開催。代議員百九十五名。主なる議案は左の如し。

一　本部費値上の件（本部費七錢とすること可決）
二　支那問題に關する件及び東洋に於ける勞働團體と親善を計るの件（可決）
三　會則改正の件（法規委員一任）
四　勞働條約實施促進の件（可決）
五　政治行動に關する件（從來の政治部の行動を是認し組合運動を沒却せざることを承認）
六　失業問題に關する件（可決）

七　治安維持法及治安警察法第十七條の撤廢を總同盟の主張中に加ふるの件（可決）

八　兵役に關する件（可決）

九　勞働立法に關する件（社會局の原案に對して自由屈出主義、取締權の制限、治警第十七條の撤廢等の修正をなすことを可決）

十　惡法案反對（可決）

十一　全國的總聯合促進に關する件（產業別整理をなして實質的總聯合をなすことに可決）

十二　宣言――各方面からの宣言の草案が出たが、大體關西側と鑛夫聯合側との案を折衷して發表。分裂後の總同盟の態度を知る上に便宜であるから左に摘錄する。

『（前略）此の間に處して吾等は吾等の背後に有する未組織勞働大衆の自覺の程度と吾等の抗爭的勢力の實情に鑑み從來の如き小數的運動の態度を持續するの誤りなる事を痛感した。

されば吾等は過去の潔癖生硬なる態度を改め、苟くも勞働階級の階級的利益を進展し、勞働組合の基礎を確立し、勞働運動の健實なる發達に資すべきものあらんか、積極的に之を利用すべきことを宣明し、又現に利用し來つたのである。例へば國際勞働機關の利用と言ひ、共濟的施設の實施と言ひ、勞働法制の對策と言ひ、何れもより大衆化せん爲の具體的方策に過ぎない。

しかも吾等はこれに依つて從來の戰鬪的態度を秋毫も失ふことなく未曾有の惡法たる治安維持法に對しては極力反對し、資本家階級の攻勢に對しては飽く迄勇敢に戰ひ、總計百八十一件の爭議を指導し、これに參加せる人員四万二千四百七十五人、百六十八名の同志は爲に獄舍に呻吟したのである。（中略）

然るにこの新方針は不幸にして一部少數會員の理解と支持とを得るに至らず、彼等は理論的には宣言の趣旨を肯定しながら實際問題に當面するや依然として理論陶醉の舊態を脱し得ず、從つてまた現實政策の主要性を實際的に知ることが出來なかつた。加之彼等は困難なる現實政策の實績を擧げんとはせず、徒に猜疑心を働かして自ら異を立て、遂に組合の統制を紊すに至つた。これ吾等が涙を振つて彼等と袂を分つに至つた所以である。日本勞働運動の全般的發達の上に現實政策の必要が痛感される以上、これまた止むを得ざる處置であつた。（中略）

又吾國の資本主義は世界資本主義の運命に伴ひその發達の特殊な事情はその崩壞期に際して特殊な形象を呈してゐる、即ち吾國の資本主義が飛躍的の發達を遂げた結果無產階級間に於ける階級的自覺は普遍化せず、これに反して反動的欺瞞思想の注入と宣傳とは巧妙を極め、その禍根意外に深く意外に確きものがある。しかも全國四百万の勞働者中組織されたるもの僅かに二十五万、組織勞働者と雖もその過半は協調主義の美名に惑はされてゐる。殊に勞働運動の中心たるべき大工場並に鑛山の勞働者は尙充分なる組織を見ずして資本家階級の毒牙に蹂躙されつゝある。此の無產大衆に組織を與へ、階級的に教化し吾等の戰線を擴大することこそ資本家階級に對して最も有力に抗爭する所以であり且つ吾等先驅勞働者の使命なりと確信する。

我國の社會狀態を見るに財界の不況は益々深刻を極め無數の失

業者は巷に彷徨し勞働不安は愈々濃厚の度を加へつゝある。この時に當り政府は未曾有の惡法たる治安維持法を制定して無産階級運動を彈壓すると共に、一面不完全ながらも普通選擧を制定し又勞働法制を立案し以て階級闘爭を緩和し懐柔せんとしつゝある。此の難局に處し吾等が具體的に採らんとする方策は、

一　國際政策に關しては國際勞働運動の完全なる一致の實現の爲に努力し其の第一歩として東洋に於ける勞働階級の友誼と協力とを促進せんとするものである。

二　國内的には資本家階級の攻勢、反動勢力の勃興に關して勇敢に抗爭するは勿論、治安維持法撤廢、治安警察法の除却の爲に努力し殊に失業問題に關しては其が恒久的の救濟策を樹立し

三　焦眉の問題たる無産政黨の組織及び總聯合に關しては積極的にそれが實現に努め、前者にあつては大衆政策の立場を顧慮し虚名無實の弊に陥ることを避け、後者にあつては組合信義と隔意なき諒解に立脚し眞に共同戦線の實力を具備するものたらしむるに努め、

四　組合内部の政策としては

(イ)組合組織を改造して集中主義及び産業別合同主義を徹底せしめ

(ロ)組合財政の窘困を圖り

(ハ)爭議基金の充實を圖ると共に罷業の應援統制を完全にして實利を收むることに努力し

(ニ)未組織勞働大衆に對する宣傳と組織は地方的並に産業別特殊事情を顧慮し全力を傾倒して此れに當り

(ホ)勞働者教育に就いては階級的理論と現實に並行したる教育方針を採り飽く迄勞働組合員の堅實なる教化に重きを置き且つ教育方針の統一を計り

(ヘ)勞働調査を一層完備した運動方等の確立に資せんとするものである。(下略)』

## 2　示威運動

共主なるものを擧ぐれば次の如くである。

因島勞働組合今治支部示威運動(三月二十七日)

野田勞働會大運動會(十一月十五日)

## 3　演說會・講演會

共主なるもの左の如し。

海上勞働組合總會(神戸海上勞働組合——神戸市衛生組合事務所——一月十五日)

染物勞働組合大會(京都染物勞働組合——京都市三條青年會館——二月七日)

國際勞働會議報告演說會(福島郡山勞働組合——二月二十二日)

野田勞働組合大會(野田聯合會——野田町香取神社境内——六月十日)

東京鐵工組合大會(東京鐵工組合——芝區協調會館——七月五日)

關東釀造勞働組合第三回大會(千葉縣野田町組合事務所——七月十二日)

關東合同勞働組合創立大會(芝區協會館——七月十九日)

足尾勞働問題演說會（鑛夫總聯合足尾聯合會——足尾町赤澤金田座——七月二十九日）

失業問題勞働者大會（尼ヶ崎聯合會——尼ヶ崎市圖書館樓上——七月三十日）

勞働代表報告演說會（芝區協調會館——八月十六日）

勞働代表報告演說會（横須賀市隣保會館——九月十二日）

鈴木代表報告演說會（千葉縣野田町共樂館——十月十一日）

勞働演說會（和歌山製函勞働組合——和歌山市公會堂——十月二十六日）

創立二週年記念演說會（三菱製紙工友會——高砂町公會堂——十月三十日）

別子勞働組合創立一週年記念演說會（別子勞働組合——新居郡泉川村七福亭——十一月一日）

勞働組合講演會（九州聯合會——八幡市——十一月十九日、二十日）

## 4 雜

勞働宿泊所開業（震災の當時內務省から依託された六万圓を以て勞働者宿泊所を建設し、日本勞働總同盟大井宿泊所、月島宿泊所として一月一日から開業した）

田口氏組合葬（前關東同盟會長田口龜藏氏の組合葬——大崎勞働會館——一月二十日）

關東勞働組合評議會闖入（總同盟の有志二十餘名が關東勞働組合評議會の本部に闖入し、その結果總同盟の大井、田中、大崎の三氏は檢束された——十二月十八日）



## 5 總同盟の分裂

總同盟の分裂は本年度の勞働運動界に於ける最も大きな出來事の一である許りでなく、その直接の波紋、その後の運動に及ぼした影響を以て見る時は、恐らく日本勞働運動史上に於ける劃時代的の出來事の一と言ひ得るであらう。唯それが分裂抗爭の經過に就いては、運動の渦中にある人々の論難と報告の外、概して忠實なる記錄の殘るべきものゝないのを憾みとする。以下當研究所に於て蒐集したる材料に基づき出來得る限り公正に、問題の眞相を記錄せんとする。

總同盟の分裂は遠く昨年度に於ける關東同盟の內紛に端を發してゐる。右內紛の結果、東京東部合同組合、關東印刷勞働組合、時計工組合、横濱合同組合及び關東鐵工組合（その半は分裂して新たに東京鐵工組合を組織して關東同盟に加入した）は十二月十日の關東同盟理事會に於て除名せられ、中央委員會の承認を經て本部直屬となり、相合して別に關東地方評議會を組織した。然るに關東同盟所屬組合と關東地方評議會との間に作られた溝渠は、その由つて來る所遠く、到底同一組織內にあつて融和し得ざるものであつた。從つてその影響は次第に地方に波及し、漸く總同盟內部に一抹の暗雲を低迷せしむるに至つた。（關東同盟會の內紛に關しては本年鑑大正十四年版、三〇七頁以下參照）

超えて本年三月十五日、六、七日に大會は神戸に開かれた。大會の劈頭先づ問題は政治部活動費醵出の件に就いて起り、その他治安維持法反對に關する中央委員會の態度、利權問題に關する經過、職業紹介所委員就任等の問題に就いて辛辣なる質問が續出したのでこゝに時ならぬ波瀾を呼ぶに至つたのである。即ちこれ等の質問が一定の計畫の下に爲されたのであると考へた所謂多數派（關東同盟會側を支持する一派）は、大會の席上質問の當事者たる關東地方評議會の山本、渡邊、杉浦、京都聯合會の辻井、大阪電氣勞働組合の中村、鍋山都合六名のものを除名せんとする除名案を大會に提出せんとまで硬化するに至つた。幸か不幸か右除名案は大會に提出されるに至らず、大會第三日に三時間に亘つて休憩した外、大した不始末もなくして大會は濟んだ。併し右除名案は決して永久に引込められたのではなく、實は三月二十七日に開かるべき中央委員會に讓られたに過ぎないのである。即ち右大會に於て中央委員は三分の二以上の贊成を以て組合員を除名する事を得と云ふ規約改正を成立せしめたのは、本問題解決に關する伏線であつたと見ることが出來る。

然るに三月二十七日正午から大阪西野田江成町大阪聯合會本部に開かれた中央委員會は、鈴木會長西尾主事以下中央委員全部出席し、問題の辻井、山本、杉浦、渡邊、中村六氏の除名案を討議したが、採決の結果は贊成八票（鈴木、西尾、松岡、望月、塚本、笠島、小泉、藤岡）、反對五票（桂、野倉、加藤、高橋、淺原）で定數の三分の二に達せず結局不成立に了つた。然し同會は別に關東地方評議會を解散し、機關紙の發行を停止することを決定した。

この間に一方關東地方評議會は同日午後六時から丸の內報知食堂で加盟組合の大會を開き、幹部派の非違を指彈し、結局次の如き決議をなしてその決議文を發表した。

決議文

日本勞働總同盟少數幹部は自己の野望を滿さんが爲に凡ゆる流言を放ち、朋黨的精神に依つて陋劣なる陰謀を繞らし、自己の野望に與せざる組合員を陷れ以て日本勞働總同盟を攪亂し延いて我國勞働組合の完全なる發達を阻害してゐる、我等はかゝる幹部の裏切行動に絕對に反對し進んで我國勞働運動の健實なる發達の爲に彼等墮落せる幹部を徹底的に排擊す。

右決議す

日本勞働總同盟關東地方評議會加盟組合合同大會

次で三月二十八日大阪に會合した非幹部派の代表者は次の如き決議を中央委員會に通達した。

決議文

左記組合は中央委員會に對して左の決議を通告します

日本勞働總同盟は臨時大會を開催し左の事項に就いて審議すべし

（A）大正十四年度日本勞働總同盟全國大會第三日目議案規約その

他の再審議
(B)中央委員會の關東地方評議會解散決議の再審議
(C)中央委員選擧區の改正
(D)今回の事件の責任幹部の不信任
右三月三十日正午迄に御回答相成り度し

三月二十八日　二十五組合
日本勞働總同盟中央委員會御中

この要求書に對する回答は四月十二日に開かれた中央委員に依つて與へられたが、三月廿八日より四月十二日に至る迄の兩派の宣傳及び示威の一班を摘錄すれば左の通りである。

非幹部派

三月二十八日――造機船工勞組合中央委員會に諮問書を提出す
四月二日――造機船工勞組合中央委員及び幹部の不信任を決議す
四月八日――東京西部合同勞働組合聲明書
四月九日――二十五組合の名を以て『刷新運動に奮起せよ』の檄文を發表す。

幹部派

四月七日――午後八時から大阪聯合會に開かれた委員會は、關東地方評議會の解散を可決し、臨時全國大會は開會の必要なしと決した。
四月九日――同じく大阪聯合會で開かれた關西同盟會の理事會は、何等の具體的決定を見るに至らずして散會した。

かくして遂に問題の中央委員會は四月十二日午後二時から本部に開會され、國際勞働會議に出席の爲外遊した鈴木文治氏の外全部出席、左の決定を見た。

一、關東地方評議會に對する回答の件
再審議の餘地なしとする者九名(小泉、望月、松岡、塚本、藤岡、山内、加藤、高橋、淺原)
再審議すべしとする者　二名(吉口、野倉)
即ち再審議を要せずと決定。

二、關東鐵工組合外二十五組合に對する回答の件
長時間討議の結果同じく九對二にて臨時大會を開くの必要なしと決定。

しきて中央委員會はその旨關東鐵工組合外二十五名を通告した。超えて四月十六日、西尾主事は會長代理として左の如き關東地方評議會の除名を通告した。

除名通告

三月二十七日の中央委員會は、四月十五日までに關東地方評議會を解散せしむることを全員一致を以て決議し、即刻、代表者山本縣藏君に通告して置いた。然るに貴組合等は此決議を無視してゐる。これ日本勞働總同盟の統制に服せざるものであるが故に、會則第二十八條に依り、今日限り、貴組合を日本勞働總同盟より除名致します。

大正十四年四月十六日
日本勞働總同盟會長代理
主事　西尾末廣

これと同時に除名に至る迄の經過が聲明書として配布さ

問題の根源

今、この悲むべき事實の依りて來れる根源を尋ねるに、既に昨年四月關東鐵工組合大會に於て、所謂少數派の妄動に依り、土井主事が排斥されたことに端を發してゐる、此の問題は少數派の陳謝に依つて收つたのである。

斯くして蒔かれた紛擾の種は、同年十月關東同盟會大會に於ける少數派の退席に依つて、更に擴大された。茲に於て多數派は少數派の四組合並に六名のものを總同盟より除名すべきことを中央委員會に要求し來つたのであるが、十一月三日の中央委員會は『關東同盟の根本精神には全然同感なるも、其處分の點に關しては之を除名せずして除名に亞ぐの處分をなし、內に於てはその誤れるを矯正するを至當』と考へ、多數派を慰撫したのであつた。而して少數派に對しては、『斯くの如きは總同盟今日の運動精神と相背反するものであつて』『若し今後に於て斯くの如きことを繰り返す者ある場合は斷乎たる處置を取る決心を有するものである』(聲明書引用)と警告したのであつた。かくて關東勞働同盟會の强硬なる主張は關西勞働同盟會、鑛夫總聯合會等の寬大な精神に依つて緩和されて事が濟んだのである。

依然たる彼等の態度

然るに、關東地方評議會の一派は、其後と雖も依然として態度を改めず、中央委員會の寬大なる處置に乘じて益々增長するに至つたのであるが、去る三月の全國大會に於て彼等一派は互に策應し、質問に名を借りて幹部糺彈の氣勢を煽り、以て自派の勢力を扶殖せんとした。之を見たる多數代議員は憤激し彼等一派を除名すべしと言ふ議が起り、將に大會に提案されんとしたのを辛ふじて之を喰ひ止めたのであつた。

關東地方評議會解散の決議

大會後の三月二十七日の中央委員會に於て、關東勞働同盟會の中央委員より、山本懸藏君等六名除名の件が提議せられた。其理由とする所は、

(一)右六名は、日本共產黨に屬し、又は之と通謀し、常に黨中黨を作り總同盟を乘取らんとする陰謀を企てつゝある

(二)右六名の言動は、實質の伴はざる狂激なるものであつて、總同盟の組合精神と全然相反するものである

關東勞働同盟會及關西勞働同盟會の中央委員並に會長、主事は除名決議に贊成したが鑛夫總聯合會及九州聯合會の中央委員は、彼等に對し尙反省を促す餘地ありとして之に反對し、結局八對五の投票となり、會則に依る三分の二以上の贊成を得ざりし爲に、提案は否決されるところとなつた。

次で關東地方評議會解散の件が提議され、その理由とする所は評議會の如き組織が關東勞働同盟會と對立するは總同盟の組織及び運動精神上からは不可なりと云ふにあつた。之には京都聯合會及び神戶聯合會の中央委員も合同を希望して贊成し、全員一致を以て可決せられた。そして若し之に應ぜざる場合には斷然除名すべき事も、これまた異議なく申し合はせたのであつた。(下略)

關東地方評議會に對する除名處分

其の後、關東地方評議會は何等反省の色なく、同志糺合して刷

新運動と自稱するものを起し、何等根據なき宣傳ビラを盛に撒布し、鑛夫聯合會並に九州聯合會の友情を無視して益々露骨なる朋黨的態度をとつて來たのである。而して中央委員會に對しては、解散に對する再審議を要求して來たが、四月十二日の中央委員會は再審議の餘地なしとして之は峻拒したのである。然るに彼等は中央委員會の定めた四月十五日迄に解散手續を取らず、全國中央委員會の統制に服せざることが明かとなつたので私は遂にかねての申合せに從ひ關東地方評議會六組合に對し斷然除名通告を發したのである。(下略)

大正十四年四月十六日

日本勞働總同盟本部

主事　西尾末廣

これに依つて問題は既に行く所まで行つたのである。この間二三の人々に依つて調停運動が試みられたがそれは既に遲い。幹部派の積極的態度と共に、刷新派の運動も益々露骨になつた。即ち四月十二日革新同盟を組織して本部を大阪玉川町四丁目の電氣勞働組合本部に置き『革新運動の使命』と題して次の如き聲明書を出した。

革新同盟設立の理由と目的の大要

吾等は曩に總同盟の内紛に關する報告書を發し、我が光輝ある歷史を有する總同盟が、今や墮落し、官僚化した少數最高幹部に依つて勞働組合運動の邪道に導かれんとしつゝあるを指摘し、併せて我等の組合が、これを未然に防がん爲に刷新運動に奮起するに至つた經路を報告した。

而して我等は、總同盟内部を廓清し、將來再び斯くの如き問題を惹起せしむるが如き禍根を斷たん爲に、去る十二日の中央委員會に對して最も穩當な最善の方法を示し、以て之を採用せられんことを望んだのであつた。(中略)

然るに同日の中央委員會は我が野倉、谷口兩中央委員の努力もその效なく、頑迷不靈なる彼等の爲に、吾等の決議と要求とは殆んど一顧も與へられずに葬り去られ、我等の最後の努力の裏切られたと共に、彼等はその官僚化と墮落とに徹底してゐることを暴露するに至つたのであつた。事こゝに至り我等に殘された進むべき唯一の道は、我等と志を同じうする同志組合員と總同盟刷新を我等自身の手に依つて萬難を排し遂行するより外に道はなくなつたのであろ。(中略)

官僚幹部の墮落と革新同盟の使命

斯ように彼等が、總同盟加盟組合員過半數の要求を無視し、これを愼重審議せずして一蹴し去つたのは刷新運動に奮起せる二十九組合及び之に加はる他の團體を除名又は分裂せしめんとする底意に基づくことが明かになつた。

三月二十七日の中央委員會に於ける彼等の態度、及び今月十二日の中央委員會に於ける分裂を實現せしめる爲の暴擧、暴言等、彼等が斯程までに分裂を焦る裏面には、彼等の救ひ難き官僚化と墮落があるのである。(中略)

然るに幹部派が『宣言の趣旨に從ひ着々努力し來つた』ものは、國際勞働會議の作用、共濟的施設以下の社會改良的乃至は共濟的

事業のみであつて、總同盟の戰鬪的職分については、僅に有名無害の爭議部を設置したのみに過ぎない。

而して彼等の妥協政策は、例へば治安維持法反對運動に際して何等積極的の行動をとらうとせなかつたのはまだしも、一片の聲明書を發することすら拒絶したのみならず、更に吾等が惡法に對する決死的反對運動を行ひつゝある時、急進ブルヂョア政治家と抱き合ひ、妥協して、彼等の所謂『勞働黨』組織運動――ブルヂョアに總同盟を賣り付け運動を進めてゐた等、蔽ふことの出來ぬ衆知の事實である。

彼等の罪惡はこれ丈けに止まらぬ。關東勞働組合會議設立に當つて、强ひて之を妨害せんとする如き方策を採り、又、大阪に開かれた全國勞働組合協議會失敗の因を作つたのも、彼等官僚的行動の結果でなかつたか！（下略）

日本勞働總同盟革新同盟
關東鐵工組合外二十九組合

これより勞働組合評議會の成立に向つて問題は急轉して行つた。それまでに至る兩派の運動を略示すれば、

刷新派

四月十二日――革新同盟成立し本部を大阪に置く。

四月二十六日――午後六時より關東地方評議會本部に於て內紛問題報告演說會開かる。

四月二十七日――除名問題眞相發表演說會が東京市芝區協調會館に開かれたが、評議會派と關東同盟の前線同盟の鬪士との間に亂鬪を演じ、遂に演說會の解散を命ぜられるに至つた。

四月二十九日――神戸聯合會、泉州聯合會刷新運動に加はる。

五月十日――造機船工勞組合態度を表明して刷新運動に加はる。

五月十二日――大阪勞働組合の分離派聲明書を發して刷新運動に加はる。

五月十八日――大阪造船勞働組合脫會を通告して刷新運動に加はる。

幹部派

四月十九日――關東勞働同盟會の聲明書。

四月二十二日――大阪聯合會委員會の結果聲明書發表。

四月二十六日――大阪機械勞働組合の聲明書發表。

五月八日――大阪機械勞働組合本部員會は鮫江外三支部を除名。

五月十日――午前十一時から西淀川區傳法町永樂座に開かれた大阪聯合會大會は九十票對二十票の差で大阪電氣勞働組合及び大阪印刷勞働組合を除名した。

かくして遂に五月二十四、五日、神戸下山手六丁目青年會館に開かれた刷新同盟に加盟した三十組合の代議員は相會して日本勞働組合評議會を創立し、總同盟分裂問題はこゝに一段落を告げた。この問題は勞働運動界に異常なるセンセー

ションを喚起し、勞働組合は勿論のこと、一般思想家をも、相對立する二大分野に分つかの觀あらしめた。(この間に發せられた夥しき聲明書に關しては、「社會思想」第四卷第二號、「マルクス主義」第十四號參照)

## 二　日本勞働組合評議會の運動

五月二十四、五日の創立大會に依るに、總同盟より除名せられた諸組合の結合に依つて成立したものである。設立以後の運動に就いて、各方面の主要なるものを擧げれば左の如くである。

### 1　大會・總會・その他

創立大會(五月二十四、五日——神戸市青年會館)
大阪地方評議會創立大會(六月九日——大阪中央公會堂)
神戸地方評議會創立大會(七月十一日——兵庫女子尋常小學校)
中央委員會(七月十三日——大阪市玉川町四丁目本部)
中央委員會(七月二十七日——同)
中國地方評議會(八月十六日——岡山市山下會館)
關東出版勞働組合創立大會(八月三十日——芝協調會館)
中部地方評議會第一回大會(十一月十三日——名古屋市)
中央委員會(十二月五、六、七日——大阪本部)

以上が主要なるものであるが、右の會合に於ける具體的模樣、決定された勞働運動の方針を略記しやう。

日本勞働組合評議會創立大會——定刻に遲ること二時間、午前十一時開會。青柿君革新運動の由來及び今日に至れる經過を說明し、議長に野田律太氏を推す。代議員百二十六名(缺席八名)。

一　除名對策　除名されたる日本勞働總同盟に戀々たることなく新たに日本勞働組合評議會と命名すべきことを提案し滿場一致可決

二　綱領　委員附託

三　宣言　同じく委員附託

四　規約　本部を大阪にをくこと可決

五　產業別合同促進の件　可決

六　自主的工場委員會制度提唱　否決

七　共濟制度に對する問題　否決

綱領

一　組合運動の目的　組織と鬪爭とに依つて資本の搾取に對抗し勞働條件を維持改善し生活の安定と向上とを計り勞働階級の完全なる解放と合理公正な社會の實現の爲に鬪ふことは組合運動の目的である。

二　組合運動の教育的任務　組合運動に依つて勞働大衆を教育し、勞働階級をして資本主義の精神的支配より完全に獨立し、階級意識に基く團體的行動の訓練を與ふることは組合運動の教育的任務である。

三　行動の一般的方針　勞働階級の完全なる解放を以て一切の組合政策の根本基調とすると同時に勞働大衆との間に緊密なる接觸を保ち勞働大衆の現實の必要と要求とに立脚した政策に依つて鬪爭を發展せしむることを以て組合運動の一般方針

とする。

四　組合組織の原則

を最も敏速正確に反映せしめ組合大衆をして常に組合の行動に活潑に關與せしめると同時に大衆の意思と行動とを最も有效に集中し最大の闘争力を發揮せしむるが如き民主的集中主義を以て組合組織の原則とする。

五　組合組織の目標

級的意識に立脚して被搾取者たる共通の利害と之に基づく階全くの勞働者を産業的並に一大階級的組織に團結せしめる事を以て組織を進める目標とする。

宣　言

〔宣言は（一）國際資本主義と勞働運動の現勢、（二）我國資本主義の現勢、（三）この現勢に即した組合運動の根本方針、方向轉換・共危險性、（四）組合運動の現狀と指導精神の批評、（五）吾等の運動方針、の五部分から成つてゐる。以下（四）と（五）とより要旨を拔萃する〕

顧つて日本の組合運動の現狀を顧みると、其うちには、明かに相反した二つの指導精神の對立してゐるのを見る。

資本主義が絶望的の攻勢に轉じた結果として、今や日本の組合運動は次の如き特殊な形勢の下に立つてゐる

第一、資本家階級が、一切の勢力を動員して攻勢に轉じた爲に、在來の組合の力を以てしては、容易に勞働條件の改善を獲得することが出來なくなつた。言葉を換へて言へば、在來の力のまゝでは闘争によつて勞働條件の改善を計ることはそれ丈け困難となつた。そこで日和見主義的官僚幹部等は、妥協主義と改良主義とに望みを抱くやうになつた。

第二、然るに他方には、資本家階級は、勞働者の闘争力を癈痺せしめるために、或は選擧制を擴張して政治的自由の形態を與へ、勞働立法の制定を約束し、社會政策の實施を高唱して勞働階級をして資本家及び政府の改良主義と恩惠的施設とに過大な希望を抱かしめることに努め、或は國際聯盟の配屬機關や資本家の協調機關の暗中飛躍になり、一部の勞働者とその指導者との誘惑懐柔に努めてゐる。

以上二つの形勢は、近時一部の勞働組合指導者の間に勃興したところの、現實主義の假面を被つた改良主義と勞資協調主義との、經濟的社會的根柢をなすものである。……

斯やうな、資本主義の現實に立脚することを知らず、之に對する勞働階級の現實の必要に立脚することを知らぬ空想的指導者は、現在の形勢の下に於ては、たゞ闘争に依つてのみ勞働條件の改善と生活の向上とを獲得するの外斷じて道のないことを悟らない。組合運動が在來の力に滿足せず、在來の少數前衛分子の運動たることに滿足しないで、幾多の危險をおかしても大衆的運動に方向を轉換しなければならぬのは、要するにこの闘争の力を增し、この闘争を有效にする爲である。……

吾等の運動方針

以上の理由に基づき、大會は次の如き一般方針に立脚して、組合政策を具體化するの必要を認めるものである。

一　方向轉換の眞精神に基づき、組合運動を大衆化し、未組織勞働者の大衆を組合に吸收し、全勞働階級の勢力を動員して

資本の攻勢に對抗するは刻下の急務である。

一　之が爲には組合運動は、眞實適切に勞働大衆の利害を代表し、勞働大衆の要求に即して行動しなければならぬ。……故に勞働階級の最終の目的と當面の部分的要求と部分的改善とを結合することを以て組合政策の基調としなければならぬ。

一　我國産業の特殊な性質より、婦人は勞働者の多數を占めてゐる。組合運動は特に婦人勞働問題に注意を拂ひ、組合に婦人を參加せしめることに努力しなければならぬ。

一　勞働階級にとつて、有利な改良的な方法、又は機關は、確乎たる階級的見地からのみ積極的に之を利用すると同時に、大衆の前に、絶えずその眞性質を暴露することを怠つてはならぬ。

一　組合を勞働爭議の一時的機關に終らしめることなく、不斷の教育と活動とに依つて組合員の定着を計り、眞實に勞働階級の階級的組織たらしむることは組合運動の重要な任務である。

一　勞働階級の力を增大する方法は組合運動の量的擴張にあると同時に、現在の組合運動の結合と整理とに依つても著しい效果をあげることが出來る。故に全ての組合の地方的並に全國的の團結と、産業別的の整理を促進することは焦眉の急務である。（下略）

大阪地方評議會創立大會――德田英治氏司會の下に中央公會堂に開かる。出席代議員六十名。青島及び上海罷業問題に關する質問から解散を命ぜられた。

神戸地方評議會創立大會――（一）失業反對の鬪爭、（二）産業別體系の完成、（三）全國的總聯合の建設、（四）無産階級の階級的政黨の即時建設、（五）極東勞働者の團結等を決議した。

中央委員會――七月十三日本部に開催。（一）全國に於て無産政黨は必ず一でなければならぬ。勞働總同盟の地方的政黨は極力これを排擊すること、（二）農民組合の無産政黨に關する提議はあく迄尊重して農民組合を支持する、（三）勞働組合評議會所屬の各地方評議會に政黨特別委員會を設立し本部直屬とすること、を決議した。

中部地方評議會――十一月十三日、名古屋市大須公園樂天地に開催。出席代議員六十七名。物々しい警戒裡に（一）全國總聯合に關する件、（二）産業勞働調査に關する件等を議した。

中央委員會――十二月五、六、七日大阪本部に開催。（一）無産政黨問題の經過報告、（二）北海道地方評議會設置の件、（三）國際勞働協會、失業防止委員會は何等無産階級に利する所がないから野田委員長をして脱退せしめること、を議決した。

## 2　演說會・講演會・その他

其主なるもの左の如し。

造機船勞働組合創立大會――大阪造船勞働組合と大阪機械勞働組合より除名されたものとの合同大會――中島中央公會堂――五月二十二日

京都電氣工組合總會――京都市大宮大平館――六月十四日

京都染物勞働組合大會――三條青年館――六月十四日

岡山合同勞働組合大會――岡山勞働學校――六月二十八日
泉州地方評議會創立大會――堺市公花館――七月十九日
無產政黨講演會――廣島市微妙會館――十二月十三日
印刷爭議結果報告演說會――出版勞働組合――明治會館――十二月二十二日
金屬工忘年會――芝區サクライ倶樂部――十二月二十六日

### 3 雜

勞働爭議四週年示威――神戸地方評議會――七月二十九日――四名檢束さる。
中村、鍋山、三田村三氏取調らる――七月二十九日
本部家宅搜索を受く――七月三十日
王子署襲擊――出版勞働組合王子支部――八月二日――十一名檢束さる。

## 三 組合聯合系の組合の運動

歷史的にはた主義的に反總同盟の立場に立つ組合を總括してかく呼ぶのである。これに屬するものとしては、機械勞働組合聯合會、關東勞働組合聯合會、印刷工聯合會、日本勞働組合聯合會、關西勞働組合聯合會、總同盟分裂以後は、總同盟評議會の間に介在して中間的の第三勢力たらんとする企畫が次第に熟しつゝあるやに思はれる。今これに就き、その主なるものを選んで概要を述べやう。

### 1 大會その他の會合

その主なるものを月日順に摘錄すれば、
日本勞働組合聯合第二回大會（大阪市天王寺公會堂――二月十五日）
機械勞働組合聯合會大會（東京市芝區協調會館――三月十五日）
印刷工聯合會大會（東京市神田松本亭――三月二十九日）
電氣技工組合創立大會（日本勞働組合聯合會――大阪中島公會堂中央集會所――五月十七日）
關東勞働組合聯合支那罷業對策委員會（芝協調會館――六月七日）
京都印刷工組合大會（京都三條青年會館――七月十八日）
日本勞働組合聯合關西聯合會大會（大阪市平民會館――九月十三、四日）
關東勞働組合聯合會大會（芝區協調會館――九月二十三日）
純向上會大會（大阪中央公會堂――十月三十一日）
關西勞働組合自由聯合會第二回大會（大阪市九條會館――十一月八日）
であるが、その具體的經過は次の如くである。
日本勞働組合聯合第二回大會の決議――出席代議員二百七十七名。八木信一氏を議長として左の決議をなす。
一 自由勞働者に工場法を適用するの件（可決）
二 勞働爭議調停法及び治安維持法反對の件（可決）
三 鮮人賃銀差別撤廢の件（可決）

四　全國勞働組合總聯合促進の件（可決）
五　前線隊組織充實の件（可決）
六　勞働教育費充實の件（可決）

この間總同盟の惡法案反對運動に聲援するの緊急動議が提出されて否決となつた。

機械勞働組合聯合會大會の決議――代議員四百五名。田中貞吉氏を議長として、『同一産業同一地方に於ける組合合同促進運動開始の件』、『聯合會機能充實の件』等を討議したが議論百出して容易にまとまらず、議案の大半を殘して午後七時過ぎ散會した。

印刷工聯合會大會――代議員約百名、午後一時半から議事に入つたが頗る平穏で、『八時間勞働制確立の件』を可決し、會名の上に『全國』又は『日國的に一時間とするの件』を可決し、會名の上に『全國』又は『日本』の文字を冠することゝし、『國際勞働會議否認各政黨政派と無關係を標榜する』旨の宣言を可決した。

日本勞働組合聯合關西聯合會大會の決議――出席代議員九十名。足立金次氏を議長として次の決議をなす。

一　十四年度大會宣言（可決）
二　勞働教育普及の件（可決）
三　勞働會館建設の件（委員附託）
四　請負制度撤廢運動開始の件（保留）
五　失業對策決定の件（失業委員に一任）
六　同一産業全國的聯合促進の件（促進に努力）
七　無産政黨樹立の件（同）
八　八時間勞働制實施促進の件（撤回）
九　一工場一組合主義（撤回）

宣　言（要旨）

我等は資本主義の鐵鎖に縛られ乍ら健闘持久唯一途に理想的社會の建設に努力してゐる。而して我等は合法的範圍に於て最善を竭すべく、政治上の勢力確立に就いても我等は自覺してよくその效果を擧げねばならぬ。

關東勞働組合聯合會大會の決議――出席者約百名、佐藤陽一氏を議長として左の決議をなした。

一　規約改正の件（可決）
二　惡法反對の件（可決）
三　組合宣傳デー設置の件（可決）
四　無産政黨樹立反對の件（可決）
五　爭議基金積立の件（可決）

尙緊急動議としてロシア代表に詰問書を送ることを可決した。

詰　問　書（抄）

一　ソビエット露西亞政府を指彈す、共産黨は一大民衆を支配せんとする權力の把握以外に何物もなく、明かに資本主義に逆行せるものと認む。
二　反動革命と稱し多數の眞面目なアナーキスト、ソシアリストを投獄し殺害したソビエット政府自身を寧ろ反動革命家なりと認む。
一　ソビエット露西亞の勞働組合をして共産黨の支配的權力の

下に隷屬せしめ、産業管理をもなし得ざる組合長なる貴君（勞働代表を指す）は先づ以て共産黨の敵として又勞働階級の敵として認む。

2　演說會・示威運動・その他

純向上會伊勢神宮參拜（一月十一日）
勞働問題演說會（中國勞働組合聯合會――四月五日）
純向上會蛭子支部發會式（名古屋純向上會――六月十四日）
純向上會雄辯大會（十一月二十一日）

## 四　日本交通勞働總聯盟系組合の運動

日本交通勞働者の總聯盟が昨年十一月二十七日に成立したが（本年鑑十四年版三一四頁參照）、それは實質の伴はない空名に過ぎず、本年度に於ても幾度か實質的な交通勞働組合の總聯盟の成立近きにある事を報ぜられながら、遂にその具體的實現を見るに至らなかつた。然し今は便宜の爲に、交通勞働者の組合を一括してこの名稱を以て呼ぶことにする。これに屬する主なる組合は、東京市電自治會、横濱市電共和會、名古屋市電の中部交通勞働組合、大阪市電の自助會等である。これ等の諸組合が勞働組合運動の上に頓にその重要性を加へ來つたことゝ勞働組合の間に確實なる地歩を占むるに至つたことは、特に注目を要する。

### 1　大會・總會・その他

第二部第二編　勞働運動

その主なるものをあぐれば、

東京市電自治會中央委員會（芝區烏森自治會本部――二月二十一日）
中部交通勞働組合發會式（名古屋市中區裏門前町囚倶樂部――二月二十二日）
東京市電自治會第二回春季大會（協調會館――四月二十六日）
横濱市電共和會幹事會（六月二十三日）
中部交通勞働組合臨時大會（名古屋市東區西二葉町清瀧寺――七月二十四日）
大阪市電自助會幹部會（築港市電教習所――八月五日）
東京市電自治會中央委員會（八月十九日）
東京市電自治會中央委員會（本部――十月十四日）
横濱市電共和會秋季大會（横濱市西戸部町日の丸館――十月十四日）
東京市電自治會第三回大會（協調會館――十月二十六日）

である。今その重要なるものに就き、會議の模樣並に決議を略述しやう。

自治會中央委員會の決議――二月二十一日、自治會本部に開催、二十五名出席。大道電氣局長の組合對策に對して協議し、左の聲明書を發した。

聲明書

復興途上にある帝都の交通業は益々多事ならんとす。此の際從業員の馘首に依る整理を行ふことは大東京市の發展を阻害する

ものと認む。國家經濟の不況に際して失業者續出の今日市電の如き公共事業に於て從業員の失職者を出す事は社會政策見地より愼重なる考慮を要すべきものと認む。

以上二つの理由に依り今回の行政整理はその當を得ざるものなることを聲明す。

因にこの聲明書の發せられてから三日目二月二十四日に至つて、自治會の中央執行委員長宮井昌吉執行委員伊藤誠介二氏を始め會の有力者が馘首され、自治會と大道局長との間に數次の交渉が行はれた。

自治會第二回大會の決議――代議員四百三十九名。中央委員長堀川孝仁氏を議長として議を進め、左の決議をなす。

一　宣言（可決）
二　規約改正（可決）
三　無産政黨組織の件（可決）
四　産業別勞働組合促進の件（可決）
五　全國總聯合促進の件（可決）
六　治安維持法撤廢の件（可決）
七　二重賃銀制撤廢の件（可決）

宣　言（抄）

我が東京市電自治會は創立當初の宣言に基き交通産業下に於ける勞働運動の先驅的使命を勉め、來るべき新しき社會文化の基礎に向つて全力を傾倒し内に勞働條件の改善を計り、外に無産階級戰線の充實に惡戰茲に一ヶ年を經過した。今や資本主義は民衆の要求に促されて普選を布くと雖も、一方に於て治安維持法を制定し無産階級の解放運動を徹底的に抑壓せんとしてゐる。吾々は更に力の充實を圖り新しき陣容を整へて此大勢力に對抗する必要を痛感する。吾々は先づ勞働組合の全國的總聯合の促進及び無産政黨組織に關する充分なる研究と準備の緊急なるを信じ、茲に政治部並に婦人部を新設し勞働階級解放の上に實際的力の伸張をなさんと欲する。謂ふまでもなく我が自治會の根本精神は無産階級解放に由り全人類幸福の新社會の創造であり、人間最高の完成である。……

横濱市電共和會――横濱市瀧頭町教習所に開催、出席者三十七名。細川理事長を議長として役員變更の披露及び（一）會則一部變更の件（可決）、（二）交通聯盟加入の件（委員附託）、（三）教育部設置の件（可決）等を議した。

大阪市電自助會幹部會――木村會長外七名出席。（一）自助會を勞働組合に組織變更の件（可決）、（二）組合組織に關する委員選出の件（可決）等を議した。

自治會中央委員會――八月十九日、無産政黨問題に關して協議した。決定事項の主なるものは（一）全國的單一無産政黨、（二）個人單位、（三）勞働組合員の外知識階級分子の加入をも認む等である。

横濱市電秋季大會の決議――代議員六十三名。左記の事項を議決した。

一　會則（可決）

二　無產政黨組織促進の件（可決）
三　勞働者教化普及の件（可決）
四　失業問題對策の件（可決）
五　勞働組合法及び勞働爭議調停法對策の件（委員附託）
六　共濟組合規定改正の件（可決）
七　退職手當增額の件（可決）

綱　領

一　自治的訓練に依り人格の向上を計り一致團結の力を以て福利增進を期す。
二　互助友愛以て不合理なる社會組織の改造を期す。
三　交通機關從業員としての社會的使命の完成を期す。

自治會第三回大會の決議――出席代議員三百七十名。中央委員長佐々木專治氏を議長として左の如き事項を議した。

一　宣言發表の件（可決）
二　極東勞働者提携の件（中央委員一任）
三　勞働組合法案及び爭議調停法案對策の件（執行委員一任）
四　青年運動部設置の件（前線青年聯盟に代ふべきものとして本部指導の下に組織する事に決定）
五　プロレツトカルト充實促進の件（各部任意に行ふ）
六　局内處罰委員會設置促進の件（中央委員一任）
七　婦人部確立の件（可決）
八　本部建設の件（本部建設委員會を設置）
八　財政確立促進委員會設置の件（委員一任）
十　交通總聯盟完成促進の件（中央委員一任）

宣　言（要旨）

我等が今後具體的に採らんとする方策は、

一　自治會の内部的陣容の充實
二　日本交通總聯盟の充實
三　勞働組合全國的總聯合の促進
四　勞働運動を阻害する多くの反動的法制の改廢
五　全國的無產政黨の樹立
六　勞働者の國際的團結を希望するその第一歩として極東勞働者の團結を圖る。

である。

2　演說會・示威運動・その他

その主なるものを擧行の月日順に擧げれば次の如くである。

大阪交通檄文撒布（大阪交通組合――一月一日）
東京市電從業員大會（協調會館――一月二十日。市營自動車廢止反對の決議もなす）
市長及び局長詰問（東京市電自治會――一月二十六日。宮井伊藤兩氏の解職に關して市長及び局長を詰問した）
大道局長排斥市電從業員大會（協調會館――三月二日。出席千五百名）
市電盟休記念演說會（大阪交通及び大阪市電從業員組合――天王寺公會堂――七月三日）
自治會の合同聲明（七月九日。自治會、車庫聯盟、工場聯合會合

同を聲明す）

自治會合同記念演說會（協調會館――七月二十一日）

自治會軌工會合同記念演說會（明治會館――十月十三日）

大阪市電自助會評議員會（市電教習所――十二月二十六日）

## 五　官業勞働者の運動

官業勞働者の運動も本年度は一般的に見て沈滯であつた。例へば遞友同志會の如き、新なる組合の組織せられるものもあつたが、舊組合間に於ける大同團結の實は、所謂左右兩翼の餘沫を蒙つて却つて支障を受けんと見るべき點が多い。

海軍聯盟は成立して第二年目を迎へた。併し一般勞働組合と歩調を共にする點までには到達しなかつた。無產政黨問題に於ても、終始傍觀の態度を採つた。

今各方面に於ける重要なる出來事を選んで大要を左に記述しやう。

### 1　大會・總會・その他の會合

その主なるものを月日順に列記すれば、

八幡同志會第六回大會（本部――一月十八日）

官業勞働總同盟中央委員會（本部――一月二十五日）

第二回海軍勞働組合聯盟會議（吳市本部――二月一、二日）

官業勞働九州同盟會第二回大會（小倉市船場町安全寺――二月七日）

官業勞働總同盟第七回大會（東京市神田明治會館――二月十一日）

廣廠工僚會總會（廣村大黑座――三月十五日）

舞鶴共立會總會（中舞鶴壽座――六月二十八日）

遞友同志會發會式（東京市麹町半藏門倶樂部――九月三十日）

向上會第七回大會（大阪中央公會堂――十月十七日）

官業勞働關西同盟會第三回大會（名古屋市中區裏門前町囚倶樂部――十月三十一日）

官業勞働總同盟中央委員會（大阪市越中町本部――十一月十五日）

官業勞働總同盟關西同盟會常任理事會（大阪市越中町本部――十二月三日）

遞友同志會臨時大會（東京市牛込區矢來倶樂部――十二月二十日）

であるが、その中重要なるものを選定して、經過及び決議を記述する。

**同志會第六回大會の決議**――代議員百四名、中田末三郎氏を議長として、（一）製鐵所民營反對の決議、（二）宣言（政治行動に轉換すべきことを說く）を可決し、治安維持法反對、勞働組合法對策の件等を議した。

**官業勞働總同盟中央委員會**――出席者十二名、西浦宇吉氏を議長として、大會開催、國際勞働代表選出、勞働組合法對策、治安維推法反對、官營工場拂下反對の件等を議した。

**第二回海軍聯盟會議の決議**――出席代表者三五名、竹本鐘三郎氏を議長として左の事項を議した。

一　國際勞働代表選出の件（代表鈴木氏顧問久野氏に決定）
二　勞働黨組織の件（時期尙早として保留）
三　勞働組合大會出席の件（否決）
四　勞働組合法對策の件（中央委員一任）
五　八時間制促進の件（決議文を作ること可決）

決　議　（要旨）

一　本聯盟を交渉團體として認めざる當面の意嚮は甚だ迂遠なりと認む。
二　勞働時間短縮は多年の懸案にして現行十時間は長きに失す、これを適當に短縮するは勞働者の保健及び生産能率の向上の爲に必要である。
三　退職手當を實現すれば勤續加俸を廢止するかも知れぬと言ふのは失業保險法の制定なき今日勞働者の生活を脅威するものである。

九州同盟會第二回大會の決議――出席代議員三十七名、中田赤三郎氏を議長として（一）海軍聯盟と合同の件（可決）、（二）官營工場救濟組合令改正の件（委員附託）、（三）職工規則改廢に關する件（可決）、（四）八時間制實施の件（可決）、（五）勞働組合法對策の件（可決）、（六）治安維持法反對の件（可決）等を議した。

官業勞働總同盟第七回大會――出席代議員四十一名、西浦宇吉氏を議長として左記の諸項を協定した。

一　治安維持法反對の件（可決）
二　勞働爭議調停法案（反對決定）
三　勞働組合法に關する件（自由不干涉主義の組合法制定を決議）
四　無産政黨組織の件（可決）
五　共濟組合を共濟組合員に移すの件（可決）
六　官營工場拂下の件（決議を提出すること可決）
七　全國勞働組合協議會承認の件（可決）
八　行政整理に依る馘首對策の件（可決）
九　肺病患者を公傷と同一に取扱ふ件（可決）
十　女工待遇改善の件（可決）
十一　失業問題對策の件（示威運動をなすこと可決
十二　賃銀二重制度撤廢の件（可決）

官營工場拂下反對決議

財界不況に於ける資本家擁護を目的として計畫する官營工場拂下及び官民合同に對しては如何なる美名たるを問はず絶對に反對す。

右決議す

宣　言

無産階級の搾取に基礎を置く資本主義はその發達の終末期たる帝國主義時代に入り、今やその崩壞に瀕してゐる、殊に日本の資本主義は既に根本的に行き詰り辛うじてその生存を續けてゐるの狀態にある、而して彼等日本の資本家階級は、目前の街頭に溢るゝ巨万の失業者を顧んともせず徒に無産階級の運動を抑壓阻止し以て彼等の生存を持續せんとしてゐる、翻つて吾等

の戰線を顧る時、その基礎が今日に於て漸く鞏固を加へ、更に一般大衆を糾合し政治的にも戰線が擴大されんとしつゝあるから、我等は今後一層重大且つ困難なる問題に當面するであらふ。かく考へ來れる時、今日我等の責任の頗る重且つ大なるを思ひ、飽く迄も我等の立場を失することなく、愼重に考慮し之に善處し、究極の理想實現に向つて猛進せんことを期する。

右宣言す

**關西同盟會第三回大會の決議**——出席代議員二十六名。辻井安太郎氏を議長として、（一）官業職工規則改正の件（民營勞働者と實行運動をなし得るやうに改正すること可決）、（二）陸軍共濟組合改正の件（可決）（三）同盟内の教育運動を統一するの件（可決）、（四）現業員に被選擧權を與ふる件（可決）、（五）治安維持法撤廢の件（可決）、（六）失業防止並失業者救濟に關する件（可決）、（七）無產政黨に關する件（可決）、（八）勞働組合法反對の件（可決）、（九）小樽事件に關して文相に詰問狀を提出する件（可決）

**綱領**

一　團結の力に依り着實なる方法を以て勞働條件の維持改善並に社會改造の目的を貫徹する事

二　組織なき官公業勞働者に團結を促すと共に純眞なる他の勞働團體と提携して共同戰線に就く事

三　加盟團體の統一を圖ると共に官公業勞働者に共通せる各種の勞働問題を解決する事

**中央委員會の決定**——十一月十五日本部に開催、西浦氏議長の下に無產政黨問題に關して左の事項を決定した。

一　第一回無產政黨準備會及び第一回第二回綱領調査委員會の決定事項承認

二　政黨加盟——本總同盟として加盟し且つ個人として加盟することを得

三　各總同盟より役員選出を受諾の件（可決）

四　無產政黨本部の委員長、書記長、會計の人選を左の如く決定すること、委員長安部磯雄、麻生久、大山郁夫、書記長三輪壽壯、細迫兼光、堀橋小虎、會計細野三千雄。

**遲友同志會臨時大會**——東京牛込矢來倶樂部、代議員百五十名、議長石塚幸次郎氏、（一）日本勞働總同盟加盟の件（可決）（二）規約（可決）、（三）聲明書發表の件（可決）。

## 2　演說會・示威運動・その他

主なるものを列記すれば左の如し。

廣廠工僚評議員會（本部に於て——一月二十日）

海軍省訪問（海軍聯盟——二月十六日）

官業勞働總同盟大會報告演說會（八幡同志會——八幡市八幡倶樂部——二月二十一日）

橫廠工友會市會議員候補者詮衡會（二月二十六日）

橫廠工友會役員會（橫須賀社會會館——三月十九日）

赤城進水式當日の紛擾（吳海工會——四月二十二日）

名古屋向上會本部役員會（本部——六月二十五日）

廣廠工僚會成人講座（八月一日——十月三十日）

國際勞働報告演說會（海工會――同會事務所――八月十九日）
大藏海軍兩省訪問（海軍聯盟――九月四日）
製鐵所勞働研究會幹事會（同會事務所――九月十日）
海工會調査宣傳委員會（同會事務所――九月十五、六日）
名古屋向上會本部役員會（同會本部――九月二十二日）
同　（十月十日）
同志會嘆願書提出（八幡同志會――十月十八日）
勞働組合法案に對する陳情（海軍聯盟――十月二十二日）
勞働問題講演會（舞鶴共立會――十一月十五日）
同志會本部落成式（八幡同志會――十二月六日）
海工會委員會（吳海工會――十二月十六日）

## 六　其他の組合及び勞働團體の運動

以上の類別に入らざる勞働組合及び勞働團體の運動を一括して、その主なるものを摘錄すれば、

### 1　海員諸團體の運動

海員協會總會（同會事務所――一月二十八日）
海洋統一協會第五回總會（門司市楠町青年會館――五月十二日）
海洋統一協會下關支部發會式（下關市城山公會堂――五月二十二日）
海員刷新會の聲明書發表（渡邊利八、白土五浪、田中松次郎、細木榛三四氏の名を以て――五月二十四日）
海員協會下關出張所設置（七月一日）
海員刷新會幹部除名（海員刷新會を組織して水火夫新聞を發行しつゝあつた渡邊利八、細木榛三、西本市次、田中松次郎四氏に對し七月十八日附を以て除名處分に處した）
日本司厨同盟發會式（神戸市平野共益倶樂部――八月十九日）
日本司厨同盟第二回理事會（本部に於て――九月九日）
海洋統一協會帆船々員部並水蒸汽船部發會式（芝松市老松町公會堂――十一月三日）
日本司厨同盟發會――大日本船舶司厨同志會、商船同志會、動司同友會を打つて一丸とする日本司厨同盟が生れた。加藤商船同志會長を議長として左の綱領主張を可決した。

綱領

一　吾等は相愛扶助の精神に基き、知能の啓發、德性の涵養に努む。
一　吾等は無組織の海上及び陸上司厨勞働者に組織を促すと共に最善の努力を以て全國的勞働總聯合の達成を期す。
一　吾等は勞働大衆としての自覺の下に、最も有效なる手段を以て無產階級の徹底的解放を遂げ、共存共榮の理想的社會の實現を期す。

主張

一　船舶司厨部の獨立、定員及び職員制度の確定、
一　船舶司厨部員の採用年齡の制限及び見習期限の制定、
一　公休日の制定、
一　國際勞働條約の法律化（下略）

### 2　その他の諸團體

○

日本製陶勞働同盟演說會（名古屋市西區覺圓寺――二月九日）
日本製陶勞働同盟第一回大會（名古屋市中區裏門前町因俱樂部――四月十六日）
中部陶畫工組合定期代議員會（六月五日）
京都陶磁工日吉支部總會（七月十六日）
中部陶畫工組合代議員會（七月十八日）
日本製陶同盟理事會（名古屋市中區松ケ枝町文化茶屋――七月十九日）
名古屋聯合會辯論研究會（日本製陶同盟――七月二十日）
日本製陶東濃聯合會組織準備會（岐阜縣下石町牧安太郎方――八月一日）
京都陶磁工組合代議員會（同組合事務所――八月十一日）
日本製陶同盟名古屋聯合會委員會（名古屋市東區芳野町事務所――八月二十日）
日本製陶同盟名古屋聯合會並中部陶畫工組合合併代議員會（同所――九月二十八日）
京都陶磁器工組合秋季總會（京都市下京區新熊野神社々務所――十月三日）
京都陶磁器工代議員會（十二月二日）
日本製陶勞働同盟第一回大會の決議――出席代議員五十四名。理事長木村愛次郎氏を議長として議事を進めたが代議員の間に意見の一致を缺き、失業養老保險實施の件、最低賃銀統一の件等が保留となる始末であつたが、結局政治部設置の件、メーデー參加の件等を可決して午後四時散會した。

綱領

一　我等は互に相扶けて生活の安定を圖り勞働階級の解放を期す
一　我等は勞働階級の政治的經濟的權利と使命を主張し、人類平等の理想を實現せんことを期す
一　我等は智能を啓發し德性を涵養し無產階級文化を確定せむことを期す

主張

一　八時間勞働の實施
一　最低賃銀制の實施
一　失業防止の徹底
一　無產政黨の設立

○

日毛誠和演說會（加古川公會堂――三月二十一日）
誠和會春季第二回大會並演說會（加古川公會堂――四月十二日）
誠和會大會（加古川公會堂――七月五日）
誠和會購買部開業（十二月二十二日）

○

日本美術友禪工京阪聯合會大會（大阪市東區淨久寺――一月六日）
川俣機工組合發會式（福岡縣川俣町――一月三十日）
南海同志會第二回春季總會（堺市濱寺公會堂――三月十四、五、六日）
日本木工組合光進會發會式（大阪浪速區五階倶樂部――四月三日）

浪速友禪會工同志會創立聲明　四月二十五日）
吳自由勞働組合發會式（吳市朝日屋――五月一日）
盛岡勞働會發會式（盛岡市杜陵館――五月三日）
武相勞働聯盟發會式（横濱公園公衆集會所――五月二十日）
武相勞働聯盟代議員會（横濱市社會々館――六月七日）
瓦職工組合（福岡縣山門郡三橋村――六月十六日）
新聞勞働聯盟創立（東京神田明治會館――八月九日）
南海同志會第三回總會（堺市濱寺公園――十一月二十一日）
關西仲仕勞働組合發會式（大阪中央公會堂――十一月二十三日）

## 第二章　農業勞働者の運動

農村に於ける農業勞働者の運動は「小作爭議」の項に於て略述した如く大正十一年以降逐年全國的に繼續的に計畫的に小作爭議は激增し、又小作組合は急激に發達して來たのである。一部に於て時代思潮の模倣、直譯農民運動等の聲もあり、他方には農民の資本主義社會に於ける自然的地位が近代プロレタリアであり得ない、從つて農民の運動は保守的であらねばならんといつて來た考察は凡て裏切られ、最近の農民組合による運動は近代無產階級解放運動の終局の目的を意識して進みつつある無產階級解放運動化であり階級鬪爭化であり攻勢的躍進運動の展開である。

大正十四年中に現はれたる小作爭議の特徴は第二期的な戰術であつた永久三割減の要求稍おとろへ新たに耕作權の確立を提唱してゐる點にある。それは小作側の從來の攻勢的態度に對して地主側に於ても對抗的地主配合を組織し陣營を整へて法廷に於て爭はんとする傾向になつたからであることは小作爭議の項に述べた處である。

次に農民の政治運動として特筆すべきことは日本農民組合が首唱者として單一無產政黨を標榜せる農民勞働黨の樹立であつた――この點は農民の政治運動の項參照――不幸にしてこれは解散の厄を蒙つたが、若しそれ市町村會議員に於ける農業勞働者（小作人）の選擧運動に至つては目醒しいものがあつた。即ち社會局の發表によれば大正十四年一月以降六月末日まで施行せられた全國各地に於ける市町村會議員總選擧の結果は勞働者及小作人側の議員數が議員定數の三分の一以上を占むるもの全國に於て一二七ケ町村、其內二分の一以上を占むるもの六〇ケ町村に達してゐるのである。

最後に農民教育運動は未だ多くの缺陷を有してはゐるが、併し年々短期講習會の如き或は印刷物の配布によるもの等は質に於ても量に於ても共に優勢を示して來たのである。

之を要するに農民の政治及經濟運動は經緯を爲して著しき形態の變化を示して來たのである。特に單一無產黨樹立のために勞働者と接近し握手するに至つたことは本年の運動上意義深きことである。

## 第一節　日本農民組合の運動

### 1　大會及其他の會合

會合中主なるもの特に農民運動につき注意すべき事項を決議したるものを月日順に擧ぐれば

岡山縣婦人部幹部會（一月十日——岡山市山下醫師會館）
岡山縣聯合會第一回大會（一月二十五、六兩日——岡山市商品陳列所）
東播聯合會大會（一月二十六日——兵庫縣加古川會館）
淡路聯合大會（二月十一日——洲本町武德館）
滋賀聯合會（二月十五日——草津町大正座）
香川縣聯合第二回大會（二月二十日——鷲田村浪花倉庫）
第四回全國大會（二月二十七日——三月一日——東京市芝公園協調會館）
南蒲聯合會總會（四月二十七日——南蒲原郡三條座）
中央委員會（八月二十、二十一日——大阪總本部）
中央委員會（十月十二日——大阪總本部）
大川郡聯合會（十月二十六日——三本町松壽閣）
中央委員會（十二月二日——東京にて）
河內聯合會（十二月十八日——北河內郡甲可村伊勢屋）
大阪府聯合大會（十二月二十日——三島郡茨木町日吉座）

であるが、右の中、最も重要なるもの、經過を略記するであらう。

**岡山縣聯合會第一回大會の決議**——二月二十五、六兩日に開催された同會は左の決議をなした。

一　吾人は暴戾なる地主に對し徹底的に戰ふ
一　吾人は組合主義宣傳の爲め決死的に奮鬪す
一　吾人は無產政黨の組織促進を期す

**東播聯合會大會の決議**——一月二十六日、兵庫縣加古川會館に開催せる同會は左の決議を爲した。

一　吾々は土地の社會化を要求す
一　吾々は土地の社會化を實現する迄は收穫米の分配を公正にし收穫高より生產費を控除せる殘餘を以て地主の收得すべき小作米と認定す
一　來る四月の町村會改選に當り可及的多數の組合員を選出すること
一　無理解なる地主は耕作權を無視して耕作地を奪取の結果良田變じて荒蕪地となるの實例は現に今福村に存す十反歩餘の良田は地目迄變換して荒蕪地となり居れり、吾々は地主の橫暴と共に地目變換を受理せる當局者の不法を糾彈す

**滋賀聯合會の決議**——二月十五日、草津町大正座に開かれた同會の決議は左の如し。

一　地主小作及自作の協調組合に極力反對す
二　惡地主の黑表を作り飽迄之に反抗す
三　全縣下小作農民の日本農民組合滋賀縣聯合會加盟を期す

**日本農民組合第四回全國大會**——二月二十七日より三月一日まで東京市芝公園協調會館に開催、代議員數四〇七名、內出席者三

八八名（組合員一〇〇名に對し一名選出）。議題及其結果次の如し。

一　宣言綱領變更の件（中央委員會提出）

二　規約改正の件（同上）以上保留

三　總本部を東京へ移すの件（關東同盟提出）――保留

四　青年教育に關する具體的方針確立の件（京都提出）――可決

五　農民教育に關する件（香川提出）――可決

六　各地方に於て無産團體と協議會設定の件（和泉提出）――可決

七　宗吾靈堂境内に農民館設定の件（關東提出）――否決

八　農民デー日付變更の件（關東提出）――否決

九　九州同盟會承認の件（福岡提出）――規約改正に關連するの故を以て一年間保留することとして撤回

十　産業組合運動に關する件（和泉提出）――可決

十一　農民組合宣傳に活動寫眞を使用するの件（岡山提出）――可決

決

十二　勞農ロシアへ視察員派遣の件（關東提出）――否決

十三　小作問題に關し朝鮮人勞働者團體と連絡の件（山口提出）――可決

十四　機關紙統一に關する件（山陰提出）――可決

十五　組合式結婚法制定の件（岡山提出）――可決

十六　立毛差押並に耕作禁止の假處分に關する件（關東提出）――次の決議書を添へて可決（日本農民組合は立毛差押、耕作禁止假處分事件につき法律の公正なる適用と小作人の權利の伸張につき裁判所の愼重なる考慮を促し正當なる裁判を要求す）

十七　爭議中央統制に關する件（山陰提出）――可決

十八　組合の總ての集合には組合員は絶對に禁酒するの件（岡山提出）――可決

十九　農地管理の中間制度撤廢に關する件（關東提出）――可決

二十　町村會議員改選には組合の闘士は立候補せざるの件（岡山提出）――組合の闘士なる言は曖昧であつたが要するに組合の中心人物との意味に解され、從つて中心人物が現下の政治運動から手をひかねばならぬことは容易ならぬ政治運動阻止の結果に陷る惧ありとして否決。

八月の中央委員會に於ける議案――一、事務報告　一、移動報告　一、國際勞働總會に關する報告　一、農民年鑑の件　一、中央委員會建議案　一、第四回大會決算承認を求むるの件　一、旅費規定の件　一、追加豫算の件　一、組合基金及電話寄附の件　一、規約改正の件　一、無産政黨準備委員會報告　一、青年部規約制定　一、山上委員の動議に關する件　一、中央爭議部規定の件　一、立入禁止立毛差押對策　一、政治部の充實を計る件　一、中部地方宣傳方針確立に關する件　一、情報部設置の件　一、總本部内に組合員の宿泊を便宜ならしむる件　一、産業組合運動に關する調査委員會設置に關する件　一、小作組合法勞働組合法に關する件　一、機關紙會議　一、機關紙統制のため規約制定の件　一、無産政黨組織準備委員小委員會、權限

十月の中央委員會に於ける議案（十月十二日―大阪總本部）

一、ロシアよりの朝鮮水害救援金報告　一、人事に關する件

一、無産政黨組織準備に關する件　一、大會に關する件　一、法

律平議聯合會議建議案　一、組織委員會報告　一、聯合會に番號を附する件。

十二月の中央委員會に於ける決議――

一、農民勞働黨の結社禁止後の態度を聲明し他團體と諒解を得て更に全國的單一政黨の樹立を計ること

一、この度の禁止の事情を組合員に徹底させるため「土地と自由」地方の會議集會等で發表する、尙地方協議會の今後の活動を待つこと

一、政黨に共同參加した團體に挨拶すること

一、今後如何にして無產政黨の組織の準備を進むべきかに付て準備委員を設く

一、準備委員は政黨組織に關する一切の權限を有すること尙必要の時は中央委員會の開催を求めることができる

一、準備委員としては委員長山上武雄、委員松本積善、莊原達、三宅正一、森榮吉氏に決す

大阪府聯合大會の決議――十二月二十日、大阪府三島郡茨木町日吉座に開催せる同會は左の決議を爲した

一、規約改正のこと

一、無產政黨に關しては大阪府下の全無產階級を打つて一丸とする無產政黨組織準備大阪地方協議設立提唱とその聲明書を各無產者團體に發すること

一、機關紙を發行する事

一、青年部を充實せしむること

## 2　農民大會

全國各地に行はれたる農民大會の中、日本農民組合が主催したるものにして、その主なるもののみを擧ぐれば次の如くである。

農民組合創立大會――一月十日――奈良縣北葛城郡高田劇場

城北創立大會――一月十日――甲府市城北院、三宅氏出演

最勝寺支部創立大會――一月十三日――山梨縣南巨摩郡鰍澤町新田都座、三宅氏林實氏出演

尾上支部創立大會――一月廿六日――兵庫縣加古郡尾上小學校、杉山氏外二名出演

竹田支部創立大會――二月八日――和歌山縣紀伊郡竹田村不動院、木村氏水谷氏出演

小坂聯合會第一回大會――二月十一日――秋田縣小坂境得寺、加藤勘十氏出演

加古川小學校敷地問題農民大會――二月二十一日――兵庫縣加古郡鳩里村敷泉寺――熊谷、吉田兩辯護士出演

志波組合創立大會――二月二十一日――福岡縣朝倉郡志波村足立氏宅、松谷ツモ氏出演

土睦支部創立大會――三月廿日――千葉縣長生郡土睦村上市場、荻原氏出演

宇品支部創立大會――四月九日――廣島市宇品町皆實說教所、杉山、平松、安藤、仁科氏出演

國分支部創立大會――四月十日――大阪府南河內郡國分村國富座、

吉田、寺島、西納氏出演
神吉支部創立大會—四月二十二日—兵庫縣印南郡東神吉村常樂寺、行政氏出演
朝倉支部創立大會—五月五日—福岡縣朝倉郡甘木町希聲館、高崎氏出演
嘉穗農民大會—五月十七日—福岡縣嘉穗郡桂川村小學校、高崎氏他六名出演
南葛城聯合大會—六月八日—奈良縣御所町壽座、杉山、仁科氏出演
ペイパン支部創立大會—九月五日—北海道上川郡東旭川村ペイパン佐阪農場
筒木坂支部創立大會—九月九日—青森縣西津輕郡筒木坂村
平津支部創立大會—九月九日—兵庫縣印南郡米田村覺正寺、吉田、河井、行政氏出演
關東同盟農民大會—九月十三日—新潟市新潟劇場、鈴木、杉山、三宅、稻村氏等出演
山梨農民大會—十月十六日—甲府市大和座、杉山、鈴木、賀川氏出演
佐倉農民大會—十一月二十二日—千葉縣佐倉町宗吾堂廣場、鈴木氏外十名出演
高崎農民大會—十二月十五日—群馬縣高崎市劇場、鈴木氏出演
新津鄉支部創立大會—十二月廿一日—新潟縣中蒲原郡新津町新盛座、三宅氏外十名出演

### 3 農民デー

第二回農民デーの擧行されたる中その主なるものを擧ぐれば次の如くである。

香川縣聯合會——大川郡內組合員三百名は午前十時長尾町に集合自轉車隊を組織して白鳥神社へ參拜。香田、木川兩郡組合員一千名は屋島に登山。仲多度郡組合員三千五百名は琴平多度津に集合善通寺に至る。

山陰聯合會—西伯郡農民組合員六百五十名は簑笠姿で米子町に集合し農民歌を高唱して市中を示威運動した。

淡路聯合會——津名郡鳥飼村組合員二百餘名八幡神社に集合志筑より福良町に至る西浦を練り歩き、ビラを撒いて宣傳を行ふ。

和泉聯合會—西野聯合會長を先頭に自轉車隊を組織し北中通村より堺市に至り濱寺、岸和田に至つた。

北攝聯合會—三島郡茨木神社に組合員三百名の徒步隊集合し自轉車隊百五十名と共に茨木驛前より牧村迄示威行列を爲し演說會を開いた。

京都聯合會——千四百餘名の組合員は京都廣場に集合宣傳ビラを撒きながら市公會堂に至り大演說會を催す。

新潟聯合會—新發田町朝日座を第一會場としアヤメ館を第二會場として祝賀會を開催した。

### 4 政治部の運動

#### a 市町村會議員選擧運動

大正十四年一月以降六月迄に至る市町村會議員改選に際し各聯合會別當選者數を擧ぐれば、

| （聯合會名） | （當選者數） | （聯合會名） | （當選者數） |
|---|---|---|---|
| 大阪府 | 空 | 岡山縣 | 約六〇 |
| 京都府 | 五四 | 西諸縣 | 二 |
| 奈良縣 | 三五 | 三養基 | 一四 |
| 東播 | 三四 | 鹿兒島（蛤良） | 四 |
| 西播（兵庫縣） | 三 | 福岡縣 | 約二〇〇 |
| 淡路（兵庫縣） | 一六 | 香川縣 | 約三三〇 |
| 滋賀縣 | 六 | 新潟縣 | 約五〇 |
| 三重縣 | 三 | 高知縣 | 二 |
| 山陰 | 約七 | 合計 | 約一、〇三六 |

以上は組合總本部の調査に基づくものである。此他山口、千葉、群馬、山梨聯合會及關東方面は調査未了であつたから記載し得ないが、若し夫れ調査が完了すれば當選數は遙かに增加するであらう。尙ほ當選率、組合員の有權者と獲得投票數の比率等も未發表であつたので遺憾ながら集錄し得ない。

b　無產政黨組織運動

無產政黨組織運動に就いては次の第三節「農民の政治運動」中「日本農民組合」の項參照。

5　農民教育運動

農民教育運動は組合の對內策として最も力を注いでゐるものの一である。今年度に於けるその主要なるものを擧ぐれば次の如くである。

『農民組合夏期講習會』—七月二十三日より三日間—千葉縣印旛郡大森町組合聯合會事務所—聽講者約五〇名—講師及演題—農村法律問題（三輪）農村と經濟問題（河西）農村政治問題（稻村）

『農民組合夏期講習會』—七月二十四日より三日間—同縣同郡八街町繭市場及寄席八街館—聽講者約四〇名—講師演題—地方財政問題（松下）、農民運動の法律的戰術（片山）、農村政治問題（稻村）

『日本農民組合町村會議員講習會』—八月十日大阪市內大阪基督教會聽講者約四三名—講師演題—自治制の話（松村）、民衆と輿論（村島）、村の財政と國の財政（古野）、農政諸問題（杉山）、無產階級政治の話（吉田）

『第一回全國組合宣傳學講習會』—八月十三日より五日間大阪基督教會—聽講者約六五名—講師演題—宣傳學（杉山）、農民教育（小岩井）會議法（松村）、組織理論（山名）、組合組織論（大西）、爭議戰術（仁科）會計學（安藤）、法廷戰術（吉田、細迫）、社會統計（高野）、思想鬪爭の舞臺としての農村（森戸）、組合の實務（平野）、消費組合の研究（賀川）

『農民夏期大學』—八月十六日より四日間—新潟北蒲原郡天王、葛塚兩村—聽講者約四五〇名—講師演題—農村經濟問題（稻村）、政治と經濟（淺沼）、小作問題の社會的意義（中澤）、土地制度論（杉山）農民運動の社會的意義（林）、農民と無產政黨（三輪）、地方政の話（松下）、社會制度の變遷（細野）、農村問題と法律（片山）、雄辯學（三宅）

『農民夏期大學』—八月十五日より四日間—新潟縣南、中蒲原郡井栗、龜田兩村—聽講者約五〇〇名—講師演題（同上）、

『農民組合夏期講座』—八月二十一日より三日間—香川縣三豐郡觀音寺町琴彈座—聽講者約五〇〇名。—八月二十二日より三日間

―善通寺町世界館琴平町金陵座聽講者―約五五〇名。―八月二十三日より三日間―綾歌郡府中村小學校―聽講者約四〇〇名。―八月二十四日より三日間―香川郡鷲田村浪花倉庫―聽講者約二〇〇名。―八月二十五日より三日間―木田郡平田町花園座―聽講者約一五〇名。八月二十六日より三日間―大川郡富田村養專寺及三本松町松壽閣―聽講者約七五〇名。以上講師演題―消費組合論（金井）、農民運動史（川俣）勞働運動の一般的情勢（中村）、政治行動の本質（園部）、無産階級の政治行動（淺沼）小作料の話（杉山）、無題（前川）

『第二回農民講座』――九月一日より三日間―岡山市内商品陳列所―聽講者約三〇〇名―講師演題、農民組合と御用論（杉山）、民衆的政治運動の將來（清瀨）、勞働組合を基調とする新道德の建設（佐藤）、無產婦人の運動（山内）、農民の道德（長谷川）、貧すりや鈍する犯罪心理（西光）

『淡路農民大學』――九月二日より三日間―兵庫縣三原郡加集村聯合會事務所―聽講者約一〇〇名―講師演題―世の中の仕組と農民（大西）、日本勞働運動史（山名）、無產農民と政治（岡部）、農民運動の進化、爭議戰術（仁科）、階級と搾取（長尾）、農民組合論（杉山）

『農民組合自治制講習會』―十月一日より二日間―京都府相樂郡祝園村生運寺―聽講者約五〇名。講師演題、農民の政治的自覺（川村）、農村疲弊の原因とその解放（泉）

『第二回夏期農民大會』―十月十二日より二日間―山口縣熊毛郡島田村永明庵―聽講者約一五名。講師演題―山口縣の農民運動（守田）、地方に於ける農民組合と勞働組合（三崎）、無產政黨組織に就いて（鍋山）、農村法律（細迫、仁科）

この他、一月廿日甲府市百石町基督教青年會に於て移動農民學校、一月十五日山梨縣青年農民學校の設置、十月十六日福岡市箱崎公會堂に於て講習會等があつた。

### 6 其他

以上の外、賀川豐彦氏の熱心奔走したる農民組合產業部の消費組合運動、青年部及婦人部の活動等を擧ぐべきであらうが、その熱心に比しては餘り振はなかつたかの憾みがある。そは恐らく組織上の不備に起因するものであらうと觀ざるを得ない。最近產業部、青年部及婦人部を獨立部門とする組織變更が企圖されつつあると傳へられてある。果して然らば遠からずして對內策上の運動に對し錦上更に花を添ふるの觀を呈するに至るであらう。

## 第二節 小作組合及小作人の運動

日本農民組合以外の各地方に組織されてゐる小作組合又は一時的に生じたる小作人組合によつて爲された運動を見るに、その主なるもの左の如くである。

### 1 小作人組合の會合及決議

**城崎青年農民會**――一月十日、兵庫縣豐岡町保天惠座 決議

『一、農民階級の鬪爭を廢除し共存共榮を期す 一、既成政黨及

團體に偏せず農村文化創成の基調に立脚して振農建國の根本的政策の樹立を期す　一、低迷聲結せる農民輿論の是正喚起を期す

一、重商輕農的(差別)政策の打開を期す』

中部日本農民大會――二月七日岐阜市物産館　決議『一、我等の手により小作法の制定を期す　一、治安維持法の制定に反對す

一、國家の爲に我等の耕作を廢棄せず　一、岐阜縣警察犯處罰令第一條中第十二項より第二十項までの撤廢を期す　一、小作料を小作人に於て運搬納入する習慣の廢止を期す』

『茶屋新田小作人會』――二月七日茨城縣猿島郡新郷村　決議『本會は小作料二割減額の貫徹を期す』

『中部日本農民青年部創立大會』――四月九日岐阜市物産館　決議『一、勞働農民としての教養を主とする補習教育の徹底を期す

一、青年の責任及自由行動を束縛せんとする所謂青年指導家を農村より排斥す　一、未成年者の政談演說を禁ずる法令の撤廢を期す』

能茂・八東小作聯合會總會――島根縣安來町快樂座に於て大會並に農村資料展覽會

新屋町農民組合創立大會――十月三日青森南津輕郡　決議『一、消費組合を設立すること　一、縣下農民組合を提携すること』

道民大會――十二月十三日北海道札幌豐平館　決議『一、農戸二十万を府縣よりの移住を計り渡船、住居、教育、衛生其他に充分の保護を加へ振興策を施すこと　一、過大農場不在農場、未墾半開の民有地少くも五十万町歩を處理し新に自作農を扶植し且既成自作農に對し之が維持に努むべきこと　一、開墾、水田造成等の補助を府縣と同等にし且つ低利資金の供給を潤澤にすること、其他三、』

中部農民臨時大會――十二月十八日大垣市日吉座　決議『一、大正十四年度の減額要求は道理に基く最低條件なるを以て讓歩せざること(但し、我等の要求の不當なることを地主側に於て證明し誠意ある交渉を爲し來る時は再調査を爲すこと)一、地主の契約小作料額支拂請求及不當なる土地引上に對して最後まで應訴すること　一、地主と隔意なき協定を欲するが故に舊慣的の仲裁を一切謝絶すること　一、理由なく小作爭議を非難し又は故意に本組合の中傷的宣傳を爲す者に對しては斷乎たる合法的手段を以て對抗す』

岩松小作組合創立大會――十二月二十四日靜岡縣富士郡岩松村　決議『一、藏米納制度を普通格に改正すること　一、地質の優劣によつて小作米の標準を定めること　一、地主の習慣積弊を脱却せしめること　一、本年の小作米より永久に二割五分平均割引を爲すこと』

## 2　小作側主催演說會

主なるものを擧ぐれば、次の如し。

府中小作演說會――一月七日――東京府府中小作組合主催――旭館公會堂に於て――片山哲、莊原達、平井美人諸氏出演

農村問題講演會――一月二十六日――群馬縣新田郡强戸村小作組合主催――同村に於て鈴木文治、平野力三諸氏出演

農民組合講演會――一月三十一日――中部日本農民組合主催――岐阜

縣本築郡山添村梅英寺に於て—内藤、横田秀夫、河合、大地金吾氏出演

能茂組合講習會—二月七日—能茂聯合會主催—島根縣能茂郡赤江村に於て小西、綿織兩辯護士出演

小作講演會—二月十一日—小作青年會主催—京都府乙訓郡向日町に於て林田、吉田、早川氏出演

大槻農民講演會—二月二十五日—新潟縣南蒲原大槻小作組合主催—同郡大崎村に於て小林啓次郎、小柳作市氏出演

小作演說會—四月九日—房州小作組合主催—東葛飾郡布佐町に於て布施辰治氏其他三名出演

農民組合講習會—八月五日—中部日本農民組合主催—岐阜縣稻葉郡本郷村滑祥寺に於て横田氏出演

八束聯合講習會—十二月十三日—八束小作聯合會主催—松江市松江座に於て、中澤辨次郎、山崎豐定、梅田又次郎、安達岩氏其他出演

## 第三節　農民の政治運動

### 一　政黨組織運動

**無產政黨組織の實行**——日本農民組合に於ては無產政黨組織に對しては組合自身の運動上、又は次項に述ぶる如く地方自治體の政治運動の統制を必要とする等の觀點から常に農民組合は積極的態度を持してゐたのである。日本農民組合中央委員會に於ける政治行動對策協議の結果、總本部内に無產政黨組織準備委員を設けて愼重調査研究の結果、六月二十一日の各勞働團體に對する無產政黨組織提案となつたのである。

この提案及びその後の黨の經緯に就ては本編第六章「政治運動」の章に詳述しあるを以て茲には省約することゝする。

**立憲農民黨の組織**——北日本農民組合は十一月二十七日新潟市寺町通如來寺に於て會長須貝快天氏が議長となり立憲農民黨の組織準備會を擧行左の如く宣言、綱領等を決定した。

主義　我等は尊王愛國の大義を奉ず

綱領　一、立憲政治の完成を期す　二、農業立國の精神發揚に努め農村の振興を期す。

宣言　一、我黨は皇室中心にして農村國家中心主義なり是れ我黨の本領なり　一、黨員は人格を尊重し苟もその行動を制肘せず又相互の理解に依り協力一致以て系統的組織の下に堅固なる結束をなし主義の公道を步む是れ我黨の本領なり　一、農業者の政治的權威を確保し政黨を鞭韃し政局を監視す　一、農民を主とし農村各種階級は勿論苟も農業に理解ある士は其職業の如何を問はず悉く之を網羅した大同團結により農村文化の建設を期す　一、產業の隆昌を計り國家經營の魁たることを期す。

**農民黨の結黨**——二月八日栃木縣宇都宮市宮桝座に於て農民黨結黨發會式を擧げ、長岡外史、齋藤藤四郎、岡田溫、阪東幸太郎、岡田忠彥各代議士の出席があつた。

## 二　市町村會議員に對する運動

最近市町村會議員に對する小作人の運動は可なり目醒ましいものであつた。既述の如く日本農民組合だけでも一千三十六名の當選を示してゐるが、此他の組合に於ても相當の成績を擧げたことと思はれる。日本農民組合以外の各組合は選擧の結果に付て發表してゐないが社會の調査を示せば、

市町村會議員總選擧に於ける勞働者並小作人の當選

(1)　總選擧を執行したる市町村數

| | |
|---|---|
| 市 | 三六 |
| 町村 | 八、九三六 |
| 計 | 八、九七二 |

全國市町村總數の七割五分にあたる。

(2)　同上議員數

| | |
|---|---|
| 市 | 一、三三六 |
| 町村 | 一二八、一九八 |
| 計 | 一二九、五三四 |

(3)　同上立候補者數　一四二、六二二

議員定數に比し約二割の超過である。

勞働者若くは小作人の勢力を背景として立候補したものは

| | |
|---|---|
| 市部 | 三二 |
| 市に於ける立候補者總數の千分の十人に當る。 | |
| 町村部 | 三、四七三 |

町村に於ける立候補者總數の千分の廿四に當る。

立候補者總數に對する當選者數の割合は八割三分であるが、勞働者若くは小作人の勢力を背景として立候補した所謂無產階級を代表する候補者の當選率は八割である。即全體としての當選率よりは低い。これを市部と町村部とを別にして見るとまた差違の存するものがある。

(1)　市部に於ける所謂無產者の當選率は七割八分を示し市部總ての候補の當選率七割三分に對し稍高い。

(2)　町村に於ける無產者の當選率は八割であるが町村部總ての候補者の當選率八割三分より低い。

こゝに注意を要するのは當選率の高低は立候補者の多少により大に異動あるべくこれを以て直ちに勢力の優劣を判定する譯にはゆかない。

總選擧の結果市部議員總數に對する無產者議員數の比は千分の十九。

町村部議員總數に對する無產者議員數の比は千分の二十四。

全體を通觀するに、所謂無產者の立候補したものは未だ甚だ尠い。而して立候補の當選率は市部に於て稍高く、町村部に於ては低いことは前掲の通りである。

然し總選擧の結果、所謂無產者議員數が市町村會議員定數の三分の一または二分の一以上に達したものは尠くない。

勞働者及小作人側の議員數が議員定數の三分の一以上を占むるもの全國に於て百二十七ヶ町村共うち二分の一以上を占むるもの六十ヶ町村ある。

以上の數字では勞働者と小作人との夫々の數も割合も全然判明しない、從つて小作側の當選數を確實に知り得ざるも併し市部よりも町村に於て著しく當選數が多いのであるから小作人側の當選數は可なりの數を占めてゐることと思はれる。

## 第三章　其他の勞働者の運動

商業使用人、漁業勞働者及びその他の勞働者の間には勞働運動と目し得べきものは尚至つて少い。唯未曾有の失業不安に刺戟されて、自由勞働者の運動の稍注目すべきものがあつたに過ぎない。强ひて擧ぐれば左の如きものであらう。

自由勞働者内務省及び東京市廳に押し寄せて求職運動をした——一月九日。

自由勞働者の失業者に炊き出し——横濱沖仲仕組合では自由勞働者の失業者に炊き出しをすると共に縣當局に救濟の陳情書を出した——一月二十二日

失業防止大會——失業防止同志會、横濱市壽町クラブ座に失業防止大會を開き、沖仲仕同盟の北村精氏を座長として、（一）復興事業の急速なる斷行を期す、（二）復興事業は縣下在住の失業者を以てこれが勞務に充當すること、（三）復興事業は他府縣人の絶對染手を許さゞることを決議した

自由勞働者示威行列禁止——一月二十一日、日本橋區坂本公園から議會に向けてなさる可かりし自由勞働者の行列は禁止となつた

失業防止會——東京市の自由勞働者を以て三月五日坂本公園に組織

瓦職工大會——奈良縣五條町五條座、四月二十二日、倉方車力組合——八王寺運送店の倉方及び同市の車力が合同して交志同盟會を組織し、四月十六日發會式をあぐ

監獄部屋打破の宣傳ビラ撒布——四月二十八日

馬車輓の賃銀値上運動——伯備南線美袋驛の馬車輓きは八月十日馬車輓き臨時大會を開いて賃銀の値上げを迫つた

濱田の商店員の公休要求——島根縣濱田町の商店員は公休日要求案を提げて商工會に向つて立つた——十月二十五日

駐支增兵に反對聲明——十二月十九日、自由勞働同盟

## 第四章　中間階級者の運動

中間階級者の運動は、當然起るべくして未だ起つてゐないものゝ一つである。大正十四年度に於ては幾分その曙光は見出せるが、組織的の運動と言ひ得るまでにはまだ遠い。今その主なるものを摘出して概要を記せば左の如くである。

### 第一節　教員の運動

主なるものを月日順に記せば

近畿聯合教育會發會式――二月九日、京都、大阪、兵庫、滋賀、三重、奈良、和歌山の七府縣及び府縣下十三市の教育會を糾合し、京都府教育會館に於て

山梨縣聯合教育大會――四月二十日、韮崎小學校にて

準教員の待遇改善請願――八月二十五日、栃木縣の準教員に依り

第二十一回關東聯合教育大會――十月十三日、前橋市師範講堂に於て

京都府聯合教員會發會式――十月六日、京都府教育會館にて

全國中等教育協議會――十一月九日、帝國教育會にて

岡山市學校教員協會――十一月十日、深柢小學校にて創立大會

全國聯合小學校教員會第二回總會――十一月十三日、東東市青山師範講堂にて

愛知縣聯合小學校教員會總會――十一月十八日、第一高等女學校講堂にて發會

廣島市教員大會――十一月二十五、六、七日

奈良教員組合代表者會――十一月二十八日、郡山小學校講堂にて

であるが、その中特に重要なる出來事を說明すれば、

全國中等教育協議會――十一月九日午後の議題に神戸市中等學校長から教育政黨組織に關する件が提出されて問題となつたが、問題があまり廣汎であると云ふので否決された。

全國小學校教員第二回總會――十一月十三日より開會、主なる問題は

一　市町村立小學校教員年功加俸增額建議案

二　市町村立小學校教員年功加俸を公立學校職員と同等にすべしとの建議案

三　機關雜誌發行の件（可決）

である。尙左の宣言及び決議をなした。

宣　言

今や國運駸々として伸展し普通選擧の實施目睫の間に迫り陪審制度また漸く行はれんとす、こゝに於て國民の智德を向上し民風の作興を計り、特に公民教育、政治教育に關して適切の施設を加へ一層立憲自治の思想を涵養せざる可らず、吾人はますます協心戮力この主旨を貫徹し以て奉公の誠を致さんことを期す。

決　議

吾人つら〳〵內外の狀勢に鑑みるに一層日支の親善を增進するの要いよ〳〵切なるものあり、しかしてこれが根本的方策は國民教育者をして支那地方を視察せしむるを以て最も時宜に適するものなりと信ず、よつて吾人は適當なる方法を講じこれが實行を促進せんことを期す。

## 第二節　其他の俸給者の運動

裁判所書記增俸運動――五月中旬頃より大審院東京地方裁判所等の書記を中心として暗々裡に增俸運動があり、地方の裁判所書記にしてこれに相應ずるものが出て來て秘密裡に增俸運動が繼續されたが、六月一日の定期增俸に依つて結着した。

各省技術官の待遇改善運動――六月二十日、農林商工兩省の技

術官より成る日政會第三回幹事會は、技術者の地位改善を決議し政府に建議することゝなつた。

農業技術員の待遇改善運動――九月、福岡縣下市町村農會の農業技術員約二百名は一致して縣農會長柴田知事に對して待遇改善の要求を出した。

無産俸給者宣傳デー――無産俸給者を糾合せんとする東京無産俸給者組合準備委員會では十一月十二日第一回宣傳デーを行つた。

# 第五章　婦人勞働者及職業婦人の運動

寥々たるこの方面の運動中から、比較的重要のものを左に摘錄することゝする。

## 1　女教員の運動

本年度に行はれた女教員運動の主なるものを列記すれば左の如し。

富山縣女教員總聯盟發會式――五月十七日、富山縣女子師範附屬小學校にて

全國小學校女教員大會――五月二十一、二、三の三日間、お茶水女子高等師範學校にて、出席女教員三百六十七名、澤柳政太郎氏を議長として女子の地位向上、有夫女教員の保護方法等を議した。

尙この會合に依つて小學校女教員會は帝國教育會から獨立し、名稱も全國小學校聯合女教員會と改めることゝし、尙機關紙の發行を決議した。

大阪府女教員總會――十一月七日、大阪女子師範學校講堂にて

福岡縣女教員會――十一月十日、福岡市記念館に開催、產前產後の國費負擔を以て女教員の補充をなすべきことを建議するの件を可決した。

但馬聯合女教員會――十一月十五日、朝來郡和田山小學校に於て

## 2　職業婦人の運動

娼妓の待遇改善要求――一月七日、兵庫縣飾磨町丸八樓

女給共勵會創立披露會――一月二十三日、東京小石川區諏訪町小林弘榮氏宅にて

山田やす子氏外遊――三月五日、東京婦人聯合部の山田やす子氏は一ケ月の豫定で上海の勞働狀態視察

共勵會發會式――四月十一日、東京市小石川區傳通院前西川洋食部にて、參會者約百五十名、女給の品性陶冶を目的とするものである。

女給專門紹介所――五月一日、共勵會の事業として、

神戸シスター會――六月、神戸市の女給に依つて、生活改善を目標に、

職業婦人聯盟――十二月六日、四貫島セツツルメントて發起人會を開催。本聯盟は婦人職業紹介所の井上一四、婦人ホームの谷口益枝、第百銀行の永田淸等三氏に依つて發起せられたものであり、綱領は（一）團結の力と合法的手段に依つて職業婦人の地位の向上を期す、（二）互助と叡智とに依つて女性として知能の啓

發並に德性の涵養を期す、（三）愛と正義を基調として世界平和と幸福なる社會の建設を期す、と云ふのである。

# 第六章　政治運動

大正十四年度に於ける無產階級解放運動の焦點は無產政黨組織であつた。既に前年度に於ても政黨問題に關する論議は賑かに交換され、政黨組織の準備團體たる政治研究會、フエビアン協會の出現を見るにすら至つたが（本年鑑大正十四年度版五四八——五五〇頁參照）、本年度に入つてからは漸く知識階級團體の手を離れて直接無產階級諸團體の具體的運動となるに至つた。從つて本年鑑に於ても特に政治運動の項を設け、一括して無產政黨組織運動の經過を記錄することにした。

無產政黨運動はこれを全國的運動と地方的運動とに分けることが出來る。前者は全國的單一無產政黨の標語の下に有力なる勞働組合及び農民組合が、最初は日本勞働總同盟の提案に從ひ、第二回目は日本農民組合の提唱の下に、無產政黨組織運動を進めたものである。後者は政黨組織と關聯した總聯合の叫び聲に應じて各地に出來た無產團體の協議會を主要なものとし、總同盟の地方的政黨も實績よりは是非の論を喚起した點に於て賑かな論議の種を時いた。以下全國的運動の經過を稍詳細に述べ、地方的運動はその大要を窺ふに止めやう。

## 第一節　全國的運動

これを前期と後期とに分ける。前期は日本勞働總同盟官業勞働總同盟、日本農民組合が共同の主催者となつて開いた全國勞働組合協議會であり、後期は日本農民組合の主唱に依つて成立した無產政黨準備會である。

### 一　全國勞働組合協議會

無產政黨の組織、國際勞働會議、勞働法制等の問題に關し全國勞動組合の大合同をなす爲に二月三日大阪日本農民組合本部に於て開かれた。出席の組合及び代表は、

日本海員組合——大道寺謙吉氏、横山善太郎氏
日本製陶勞働同盟——荒谷宗治氏、面文左衛門氏、
海員協會——阿部弟二氏、
司厨同盟——加藤藤吉氏、宮本官治氏、
官業勞働總同盟——川村保太郎氏、村田宗次郎氏、
日本農民組合——杉山元次郎氏、大西俊夫氏、
日本勞働總同盟——西尾末廣氏、赤松克麿氏、

であつて、海軍官業勞働聯盟は『遺憾ながら本聯盟會議中に付き列席せず委細文』、誠和會は『差支へ出來た宜しく』、機械勞働組合聯合會は『三日會合參加せず』の電文を寄せ、日本交通總同盟は『關東勞動組合會議成立早々にて他組合との關係上諒解を得難き爲め誠に遺憾ながら今回丈は御遠慮申上げ度何卒惡しからず御諒承云々』の書面を以て、何れも

参加しなかつた。當日の申合事項は左の如し。

一　名　稱　全國勞働組合協議會

二　職　能

（イ）組合の聯絡

（ロ）共通の意思表示

（ハ）全國的共同の促進

三　事務所所在地並に創立世話人

一　事務所　大阪市北區西野田江成町三四四

一　創立世話人　日本農民組合長杉山元次郎氏

四　機　關

一　委員　加盟各團體より二名を出しその任期を一ケ年とし再選を妨げず

一　常任委員　委員の互選に依り三名を選定す

一　政治部委員　加盟各團體より一名宛を選出し其互選に依り常任委員若干名を置く

但し政治部員は本會委員と兼務することを妨げず

一　定例協議會は毎年三回、一月、四月、九月に開催するものとす但し必要に應じ臨時に開催することを得

五　會　計

一　本會に要する經費は加盟各團體の平等負擔とし其金額を一ケ月金五圓とす

但し經費不足の場合隨時追徴することあるべし

一　本會經費の支辨は協議會その他に要する委員の汽車賃實費、通信費、文具費並に印刷費等とす

六　案内狀を送附すべき團體名

日本交通總聯盟、機械勞働聯合會、造機船工勞組合、芝浦勞働組合、陸軍工廠勞働組合同盟、日本勞働總同盟、工愛會、工信會、北日本農民組合、中部日本農民組合、日本農民組合、大日本船舶司厨同志會、日本製陶勞働同盟、日本木材就働組合、官業勞働總同盟、日本海員組合、司厨聯盟、郵司同友會、海員協會、誠和會、海軍官業勞働聯盟

七　全國勞働組合協議會創立委員會

時日　大正十四年二月十八日午前十時

場所　大阪市北區西野田江成町三四四日本農民組合本部

提案　規約の確定、役員選擧、其他各團體よりの提出案

これと同時に創立世話人杉山元次郎氏の名を以て打ち合はせ會の經過に關する報告書を出した。この打ち合はせ會は論無產政黨組織準備の爲にのみ開かれたのではなかつたけども、それが會合の要點であつたことは爭ふことが出來ない。從つてこれを本年度に於ける無產政黨組合の第一聲と見ることは決して不可でないと思ふ。但、この會合に於て總同盟側から切り出して國際勞働會議の代表問題がむしろ首位的問題たるかの如き感想を自餘の組合に與へたので他の組合を遂巡せしむる結果に陷つたのは遺憾である。かくて翌四日午後七時から各組合の首腦者を以て無產政黨促進演說會を天王寺公會堂に開いたが、二月十八日、創立委員會は立ち消えと

なり、この第一次計畫は一頓挫を來した。

## 二　無產政黨組織準備會

全國勞働組合協議會と無產政黨組織準備會との間には、總同盟の分裂及び地方的無產政黨の運動が介在してゐる（前者に關しては勞働組合の項參照、後者に關しては後出）。

日本農民組合は大正十三年七月の中央委員會に於て前川正一氏を委員長とする無產政黨組織準備委員會を本部內に設置して引き續き政黨の綱領規約等を審議してきたが、略々『無產政黨に關する論議もつくされた』と云ふので、大正十四年六月二十一日左の如き提議を全國三十一團體及其關係者に宛てて發送した。

貴組合愈々御健闘同慶に存じます。

さて、突然ながら次の『提議』に就いて貴意を得たいものであります。

（一）

無產政黨樹立に關する問題は吾々の仕事の一として目前に迫つてゐるやうに考へられます。

此の問題に就いては既に相當の論議も討はされ、各自にあつても多少の見解は定つた形勢にあるものと觀測されます。

只、殘されたる重要なる問題は各組合が、無產政黨の『助產役』として如何なる行動に出づべきやにあるのです。

この時期に於て、尠くとも無產階級の團體としては該問題をいつまでも自然的推移に放任しておく可きものでないと存じます。

（二）

爰に於て、私共、勞働組合が共同して一の政黨組織準備に關する機關を組織し、具體的に一歩を進めたいと思ひます。

右問題に對する貴組合の決定的態度（但し綱領、規約等具體的內容に關する決定的意見の意味でなくて要するに政黨の助產役たる準備機關を組織するや否やに就いての決定的態度）を表明し得べき代表者若干名の御出席を得て御相談したいと思ひます。

（三）

就いては左の條項に對する御意見を七月三十日迄に御通知願ひます。

一場所（東京、名古屋、京都、大阪、神戸のうちの一ケ所を希望）

一時日（八月中の何日頃）

右御選定の多數なるものに決定致したく、當方は、右の通知と場所の準備とだけを御引受致します。

私共がこの提議を爲すに就いては多大の期待を持つてゐることを御含み下さつて、且つ此の會合が成功するや否やは全無產階級の將來に重大なる關係あることを御了解の上奮つて御賛同あらんことを希望致します。

尙、本問題に關して御意見並に御事情がありましたら必ずとも詳細に御教示下されんことを併せてお願ひ致します。

附記

一、主なる議題

（イ）『共同の無產政黨組織準備機關を組織する』こと

（ロ）若し組織するならば『組織後の方針』等
二、私共の本會合に臨む態度（略す）
三、本文は組合員一千名以上ある勞働團體に發送しました
四、本年春、本組合の關係せし全國勞働組合協議會とは全然別個のものであります　以上

大正十四年六月二十一日

日本農民組合總本部内
無産政黨組織準備會

右提案の回答期たる七月三十日までに日本農民組合の本部に回答したもの二十八團體、中提案贊成十六團體（官業勞働總同盟、大阪市電自助會、東京市電自治會、日本製陶同盟、出版勞働組合、横濱仲仕共濟會、工愛會、日本勞働總同盟、日本勞働組合聯合（二派共）、日本木材就働組合、郵司同友會、中部農民組合、司厨同志會、日本勞働組合評議會、大日本船舶日本農民組合）時期尚早二團體（海軍聯盟、日本海員組合）、考慮中のもの一團體（誠和會）、反對一團體（印刷工聯合）、組合として解答しないもの七團體（横濱工信會、海洋統一協會、海員協會、機械勞働組合聯合會、關東勞働組合聯合、南海同志會、共同研究會）とであつたこゝに於て日本農民組合では右の回答に基づいて八月十日午前十時から前記贊成の諸團體が集つて第一回の全國的無産政黨樹立準備協議會を開くことに決し、八月一日夫れ〳〵の團體に通告した。

**第一回準備協議會**　八月十日午前十時半より大阪中央公會堂中集會室にて開催。參加團體及びその代表者は、

中部農民組合（横田、大野、森、櫻井）
官業勞働總同盟（川村、花岡、細迫、横田）
日本勞働總同盟（麻生、西尾、赤松）
大阪市電自助會（石井、喜田、國吉、森出）
東京出版勞働組合（伊藤、齋藤、石會）
船舶司厨同志會（伊丹、早川、上野）
勞働組合聯合（後藤田、荒川）
日本農民組合（行政、前川、須永、大西）
東京市電自治會（奥村、高橋）
日本勞働組合評議會（野田、青柿、渡邊、鍋山）
日本勞働組合聯合（片山、丹羽、生野、寶樂）
日本製陶勞働同盟（面、林、荒谷、富田）
機械勞働組合聯合會（關根、田名部、坪井）
勞頭農民組合の前川正一氏座長となり開會を宣し、議長に行政長藏氏を推し滿場異議なく可決。議事方法を協議し、交渉委員を選任し一先づ休憩。午後一時再開左の順序に依つて議事を進めた。

一　招待の形式で出席してゐる政治研究會、水平社、青年同盟の三團體を正式に加入せしめること――可決

左の數氏は新たに代議權を獲得す
政治研究會（島中、佐野、三輪）
水平社（上田、木村）

青年同盟（岸野、高橋）

二　無產政黨樹立準備機關成立の可否――可と決定

三　名稱――無產政黨組織準備委員會と決定

四　事務所――日本農民組合本部內に置き、庶務一名會計一名農民組合の選任に於て置くこと――可決

五　第二次會議に新團體を加入せしむるの件――可決

六　第二次會議に參加せしむる團體の資格の件――構成員百名以上を有するあらゆる無產階級的團體

七　第二次會議に新團體參加宣傳勸誘機關設置の件――關東、大阪、京都、神戸、四國、中國、九州、中部、東北、北海道の十箇所に設置し、その機關の構成はこの會議に參加せる各團體の地方支部又は其他の地方機關の聯合を以てする

八　第二次會議代議員選出方法の件――左の如く決定

百名以上千名未滿……一名

三千名未滿……二名

八千名未滿……三名

二萬名未滿……四名

二萬名以上……五名

九　經費負擔の件――代議員一名に付き金五圓と決定

十　第二次會議の決議方法

代議員一名一票、但し同一團體內の委任投票は許すも他團體の委任投票は許さず、從つて全員缺席の場合は缺格

十一　第二次會議の議題整理決定方法――それは當日第一の難關であつて、官業の細迫氏が議題の範圍中綱領規約に關しては、具體的綱領及び規約の提出をなすべしと提案したに對して、評議會の鍋山氏より綱領及び規約は大綱に止め細目に入る可らずとの反對說出で各種の討議が繰り返されたが結局左の如く決定

（イ）綱領規約調査委員會を設ける事――委員は現に出席せる各團體より一名宛とす

（ロ）八月下旬までに委員の氏名を通告し、各團體はその腹案を同じく八月下旬までに送致すること

（ハ）此委員會の召集は庶務がなす

かくて多少の險惡さはあつたが大體に於て極めて圓滿裡に午後五時散會した。當日また政研の佐野氏以下四名の委員の手になる左の如き聲明書を發表し、庶務及び會計は農民組合で選任の結果小岩井淨氏、金子忠吉氏と決定した。

## 聲明書

從來の日本の政治は一部特權階級又は有產階級の壟斷する所となつてゐた、吾等は彼等ブルヂョアの政黨に對抗し其の福利を尊重する爲に無產階級の全國的一大無產政黨の樹立に向つて突進す、故に現勞働組合農民組合その他の諸團體は共力して茲に意義ある第一回無產政黨組織準備委員會を開催した所以である。吾等はこの政黨の成立を熱望して止まない。

第一回規約綱領調査委員會　第一回準備議會の決定に基づいて各組合は規約綱領の草案を八月三十一日までに農民組合總本部內の無產政黨準備委員會宛に送附することになつてゐたが、規約綱領の草案を提出したのは結局下の八團體であつ

た。日本農民組合、水平社青年同盟、日本製陶勞働同盟、日本勞働組合評議會、日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、東京市電自治會、政治研究會、右の中無產政黨準備會の爾後の經過に最も密接な關係を有した代表的のものとして、日本勞働總同盟、日本農民組合、日本勞働組合評議會の草案を對照して左に掲げて見る。

### 日本勞働總同盟提出草案

△政　治

一　徹底的の普通選擧（男女を問はず滿十八歳以上の者に選擧權並に被選擧權を與ふること）
一　言論集會結社の完全なる自由（治警、新聞紙法、出版法、行政執行法、治安維持法の改廢）
一　元老、參謀本部、貴族院、樞密院、海軍々令部の廢止
一　國民外交の確立
一　軍制の根本改革
一　植民地の自治
一　消費稅の撤廢
一　地租、所得稅、相續稅、登記稅、營業稅等の高度の累進課稅、
一　財產稅及び奢侈稅の創設
一　教育制度の根本改革
(1)　義務教育年限の延長並に義務教育費の國庫負擔
(2)　軍國主義的教育方針の撤廢

△經　濟

一　無產階級の最低生活の保證
一　勞働者の產業管理權の獲得
一　耕作權の確立
一　產業組合の無產階級化

△勞　働

一　八時間勞働制の確立
一　最低賃銀制の確立
一　工場法、工業法、海員法等の改正
一　婦人勞働者の夜業及び坑內勞働の禁止
一　幼年勞働の禁止
一　失業、傷害、養老、癈疾の保險制の確立
一　職業紹介機關の勞働組合管理
一　勞働者及び農民の團結權並に同盟罷工權の確立

△社　會

一　華士族の廢止
一　婦人の社會的地位の向上

### 日本農民組合提出草案

△經　濟

一　土地國有
一　耕作權確立
一　肥料農機具の國營
一　重要農產物の國家專賣
一　農業保險の國家經營
一　八時間勞働制確立

一　最低賃銀法の制定
一　團結權及罷業權の確立
一　少年婦人勞働保護
一　勞働災害補償及豫防の完備
一　職業病賠償制度制定
一　失業者救濟並に失業保險制定
一　產業民主制度確立
一　中央銀行の國營
一　庶民銀行の普及

△社　會

一　保健衞生事業の公營
一　老幼癈疾者の國家扶養
一　住宅の公共管理
一　生活必需品の消費稅全廢
一　產業組合貿易の確立
一　相續所得財產稅高率累進賦課

△政　治

一　選擧權の擴張（二十才以上の男女）
一　軍備の徹底的縮少
一　貴族院樞密院廢止
一　民法改正
一　治安維持法及治安警察法撤廢
一　言論出版集會の徹底的自由
一　義務教育制度の完成及費用の國庫負擔
一　無產者教育及職業教育の完成
一　外交の公開
一　移民政策の確立
一　植民地自治制度の樹立
一　司法制度並警察制度改革

## 日本勞働組合評議會提出案

### 綱領作成に就いての方針

（一）　行動綱領たる事

現在出來んとする無產政黨は必ずしも嚴密な原則上の一致に基づき結合せらるゝものでなく各々主義主張を有つた團體の現實緊急な政治的要求に基づく共同戰線に依る結合であるのだからその綱領は原則綱領を作ることが出來ない。そこで出來る政黨の綱領は行動綱領である外仕方がないと思ふ。

（二）　行動綱領作成に就いての基準

吾々は行動綱領作成に就いて次の三つの基準を確立して置く必要がある。

（イ）　綱領の全要求を一貫して無產階級的指導精神を確立せしむる事、即ちブルヂョア的觀念を排除する事

例へば本綱領中には次の如きブルヂョア的觀念に基づく要求を掲げないことである。

『樞密院貴族院參謀本部軍令部の改造』『軍備の縮少』『秘密外交の撤廢』『帷幄上奏權の廢止』『文官任用令の改正』『有償土地國有論』『金融の改善』『米穀の官營』等

（ロ）綱領の表現は出來るだけ具體的に表現して曖昧な表現方法を採らない事

（例證略）

（ハ）綱領の要求は日常當面の現實的要求から出發しなければならぬ、そしてその要求は階級闘爭を激成せしめるやうな發展の要素を持つものを掲げること

例へば次の如き要求は階級闘爭を激成せしめない要求である

から吾々の綱領の中に入れてはならない

『産業民主制度の確立』『重要農産物專賣』『司法制度並警察制度の改造』等

（三）行動綱領の要求の順序の排列

吾々は綱領要求の排列の順序を左の如くする。

第一政治、第二經濟、第三勞働、第四社會、第五國際

第一　政治の中に於ては次の項目を取扱ふ

（イ）封建勢力の打破、（ロ）民主々義の獲得、（ハ）帝國主義ブルヂョアジーに對する闘爭特に軍國主義に對する闘爭、（ニ）無産階級運動を發達せしめる政治的地位の獲得

（イ）項中では元老、貴族院、樞密院、參謀本部、軍令部等の廢止、華族制度廢止等

（ロ）項中では言論集會出版結社の自由を制限してゐる法令の撤廢、選擧權被選擧權の擴大等

（ハ）項の中では軍事裁判、憲兵の廢止、兵營内に於ける兵卒の人格權、癈兵及徴兵より起る家族の經濟的窮迫に對する國庫の補償等

（ニ）項の中では暴壓法令の撤廢、組合、ストライキ、示威運動の自由等

第二　經濟の中に於ては資本主義的經濟組織から社會主義的經濟組織への段階的變革に關しての闘爭、即ち經濟組織そのものに就いての闘爭要求を掲げる

『産業監督權の獲得』『耕作權の獲得』等の如き産業土地國有への第一の闘爭段階を掲げる、更に生産機關及機具に關する要求もこの項の中に於て掲げる

第三　勞働の中に於ては勞働條件即ち資本家との間に於ける雇傭條件に關する闘爭要求を掲げる、即ち勞働時間、勞働賃銀、勞働制度、工場設備、職業病、幼年婦人勞働者の勞働條件等の諸要求

第四　社會の中に於ては無産階級の生活及び文化の向上に關しこの闘爭要求を取扱ふ、税金、保健、衛生、老幼、癈疾、住宅、教育に關する諸要求

第五　國際の中に於ては帝國主義的政策に對する反對及び無産階級の國際的團結の爲に帝國主義的暴壓に對する闘爭に關する要求を掲げる、例へば帝國主義的戰爭反對、植民地解放等の諸要求

たる規約の草案は東京市電自治會を除く前記七團體より提出したる。規約に於ては日本勞働總同盟は原則二項を掲げたるに止に反して、日本勞働組合評議會、日本農民組合は、具體的規定を掲げてゐる。規約に就いてはこゝに對照並掲載を省く。

（綱領及び規約の草案全體に關しては無產政黨組織準備委員會の綱領草案輯及び規約草案輯參照）

こゝに於て第二回の準備會を圓滿に導く爲に、九月十七、八兩日に亘つて全國各團體より一名の代表者を召集して第一回の綱領規約調査委員會を大阪中の島公會堂の小集會所に開催した。當日の出席委員は

川村保太郎（官業）、西尾末廣（總同盟）、行政長藏（農民組合）、渡邊政之助（評議會）、荒谷宗二（製陶同盟）、濱田藤次郎（東京市電）、森田清五郎（大阪市電）、村松信太郎（司厨）、佐野袈裟美（政治研究會）、森義一（中部農民組合）、高橋貞樹（水平社青年同盟）、上田音市（全國水平社）

の十二名であつて、庶務小岩井淨氏を議長として綱領の審議に入つた。各團體提出の綱領草案は素より大同小異であつたので大體意見の一致を見て採擇に決したものは政治十、經濟六、勞働十一、財政十一、教育四、國際六合計四十八項目の多きに達したが、司法制度並に警察制度の改革、植民地の解放、軍備の徹底的縮少、土地國有、重要農產物の國家專賣、金融に關する綱領（中央銀行の國營、庶民銀行の普及）、產業組合の無產階級化、團結權罷業權の確立、工場法、鑛業法、海員法等の改正、無產婦人の人身賣買制度の撤廢、外交の公開、移民政策の確立、經濟的資源の利用に於ける國際的障害の撤廢等は議論沸騰して保留となつた。殊にこれ等の問題に關する論戰の間に自ら右翼左翼の論戰を捲き起し、極めて險惡な空氣を醸成したのである。今無產政黨準備委員會の報告を基礎として當日の論戰の模樣を窺ふならば、例へば『植民地の解放』に關しては、

國內政治鬪爭に於ける要求としての吾々の綱領には先づ「植民地自治制度の樹立」とする方がよいとする意見と、植民地の問題は全世界の資本帝國主義の根柢に觸れてゐる問題であり、且つ「自治制度の樹立」と「解放」とは段階的の差でなく根本的な質的相違であるから、先づ「自治制度の樹立」を要求し次で「解放」に迄押し進めやうとするのは意味のないことで初めから「植民地の解放」とすべしとの二つの意見あつて保留（報告書四丁）

また土地の國有に關しては、

土地國有は寧ろ今日に於ては地主の要求であり私有觀念の強い農民の眞の要求ではない、且つ今日に於ては夫れが「有償」を意味する限り地主を化して貨幣資本家とするに過ぎない、「耕作權の確立」だけでよいとする意見と、組合の實際運動上「土地國有」の綱領は是非とも必要である、と云ふ譯は農民は一般に土地私有慾が強く動もすれば政府の自作農創定の如き政策に惑はされ階級意識を鈍らす恐れがある、故に綱領としては「耕作權の確立」と並べ揭げることが是非必要であるとする農民側の意見とあり（同書）

大樣こんな調子である。要するに官業、總同盟、農民組合側の比較的穩健な議論に對して、評議會、水平社青年同盟、

政治研究會等の委員が、急進的な意見を忌憚なく吐露したことに依つて、甚だ氣拙い空氣が會全體を支配するやうになつたのである。

この右翼と左翼との意見の衝突は會が濟んで後までも無產政黨準備會の一大暗流として繼續し、準備會は爲にそのまゝ立ち消えになるか、或は決裂するかも知れないと云ふ風評が專らであつた。事實また組合の中には、無產政黨組織準備會に對する熱心を失ふものがボツ〳〵出るやうになつた。この形勢は大體第一回綱領規約調査會の開催後から十月中旬まで繼續した。そこで問題の種子を蒔いた日本勞働組合評議會は中央常任委員會の名を以て、『無產政黨組織準備に關して再び日本勞働組合評議會の態度を聲明す』と題して、綱領規約調査委員會に於て、評議會の代表者が互讓の精神を缺いたと云ふ坊間の流說を否認し、『充分に討議せよ、そして全國的單一無產政黨を必ず成立せしめよ。黨の成立に支障となるが如き態度を拋棄せよ！』と結んでゐる。

この形勢は十月中旬以來急轉直下に緩和され、第二回調査委員會は十月十八日正午から大阪中央公會堂の小集會室で開催されるに至つた。

第二回綱領規約調査委員會　前回の經過に鑑みその前途は多大の杞憂を以て迎へられたが、各團體ともこれに出席する代表者を變へ、更始一新の意味も加へ、且つ專ら互讓の精神を以て之に臨んだので頗る順調に運んだ。今出席團體及びその代表者をあげれば、

官業勞働總同盟（川村保太郎）、日本勞働總同盟（西尾末廣）、日本農民勞働（前川正一）、日本勞働組合評議會（中村義明）、日本製陶勞働同盟（荒谷宗二）、東京市電自治會（濱田藤次郎）、大阪市電自助會（森田清五郎）、日本司厨同盟（村松信太郎）、政治研究會（黑田壽男）、水平社無產者同盟（上田晉市）、日本勞働組合聯合——東野田派（阪本孝三郎）、庶務小岩井淨、會計金子忠吉

である。綱領の點に關しては前回の保留案に就て評議會、水平社無產者同盟、政治研究會等が大に讓歩し、保留案全部を午後四時までに議了した。即ち保留案十三項目の中、金融に關する綱領（中央銀行の國營、庶民銀行の普及）移民政策の確立、經濟的資源の利用に於ける國際的障害の撤廢をブルヂョア的として否決した外、植民地の解放、土地の國有以下十項目を可決した。

この形勢に依つて前途に一脈の曙光を認めることが出來たので、翌十九日午前十一時から引き續いて規約の審議に入り、地方支部設置問題から討議し、支部は地理的區劃に依つて組織すること、但し黨員五十名以上の場合には地域に關係なく自由に組織することを得ること、地方支部聯合會を組織すること、構成分子は個人及び團體とすること、大會を黨の最高決議機關とし、大會は執行機關として中央執行委員を選出すること等時に論戰もあつたが大體すら〳〵と運んだ。唯最後

に常設執行委員を設けるか否かに關して議論百出し、二度休憩して懇談したが議が遂にまとまらなかつたので八時一ト先づ散會した。

超えて二十日引き續いて規約の審議をなしたが、常任中央執行委員會設置の可否は評議會側の讓歩で設置しない事になり、黨費其他を可決して、さしも難産であつた規約綱領調査委員會の幕を閉ぢた。かくて第一回調査委員會で暴露された左右兩派の爭ひは表面圓滿に糊塗され比較的順調に運ぶやうに見えたが、この意見の乖離は決して拭ひ去られたのではなかつた。即ち總同盟は十一月四日會長鈴木文治氏、主事藤岡文六氏の名を以て『政治行動に關して一般組合員に告ぐ』と題する聲明書を發したが、その中には次の如き文言がある。

……其後政治部の報告に依れば十月十八日に開かれたる第二回綱領規約整理委員會は、評議會系の人々の大讓歩に依りてその危機を脱することを得たのである、而して此の形勢を以て推移するならば或は十一月末に於て無産政黨の結黨式を擧行し得るものと豫想せられる。

然し乍ら我等は右の形勢を以て樂觀することは出來ない。第一回綱領規約整理委員會に於て衝突したる根本的に相容れざる二個の政治的意見が、第二回の委員會に於て一方の讓歩によつて兎も角表面上は一致したと云へども評議會側の眞意に對する我等の疑心と警戒とは容易に取り去ることは出來ないからである。蓋し危機は根本的に除かれたるにあらずして一時瀰縫的に蔽はれたるに過ぎないのである。我等はもとより階級的單一政黨の成立を切望して止まぬ。然しそれは我國當面の事情としてあく迄各團體の虚心坦壞なる諒解と結束の上に立つものでなければならぬ。

がこの聲明書は總同盟が無産政黨準備會の前途に對して消極的態度を採る所以を聲明したのでなく、事態かくの如くなるが故に總同盟が積極的に働きかけんとするものであつたのである。然し總同盟が所謂積極的態度の第一の表明として表はれたのは政治研究會、水平社無産者同盟の除外要求であつた。その趣旨は、政治研究會、水平社無産者同盟はその實質に於て評議會と一身同體である、同一黨派が二重三重に代表せられるのは不合理である、と言ふにあつた。然しこれは意外の波瀾を呼び、各地方に設置せられた無産政黨協議會は擧つて政治研究會除外反對の聲明書を發し、總同盟の態度に對する是非の論と共に著しく無産政黨準備會の前途を暗澹たらしめた。無産政黨準備會の中にも、總同盟の態度を是認するものとこれを非認する物との劃然たる分野が生づるに至つた。この間に處して日本農民組合は最も公平な態度を持しつゝ兩者の間を斡旋し、兎も角も十一月二十九日東京芝烏森の市電自治會館に第三回の綱領規約調査會を開くことになつた。

第三回綱領規約調査委員會　午後二時開會。出席者は前川(日本農民組合)、村松(司厨)、荒谷(製陶)、阪本(組合聯合)、

川村(官業)、中村(評議會)、黑田(政治研究)、上田(無產者)、坪井(機械勞働)、荒谷(中部農民代理)、川內(自助會)、麻生(總同盟)の十三氏出席、勞頭總同盟の麻生久氏が起つて、

總同盟中央委員會は二十八日深更まで愼重協議を重ねた結果無產政黨準備會から脫退することを申し合はせたことは甚だ遺憾である、然し一歩退いて考へて見ると黨爭の爲に作られるやうな團體に加入することは出來ないことであり、同時に相反した二個の潮流のあることを知りつゝ參加して行くことは忍びないことであるからこの際準備會から脫退することにした。

と述べ、さつさと退場したので形勢遽かに緊張し、官業の川村氏の動議で休憩し懇談を續ける事になつた。然し事が單一無產政黨の前途に關する重大問題であつたので委員丈けでは決定的の意見を述べることが不可能だとし、各所屬組合と相談の上再び協議することにし、四時一ト先づ散會したるが同夜午後七時から神田一ツ橋日芳館に於て開かれた調査會の續會に於ては、總同盟を除いた他の委員が夜を徹して協議したが、準備會を續行すべしとするもの(評議會、政治研究會)及び準備會を解散すべしとするもの(官業、製陶その他)に意見が分れ容易に一致を見なかつた。その間政治研究會より自發的解散の申し出であつたので農民組合はその旨總同盟に傳へてその反省を促したが總同盟は頑として應じなかつた。然るに一方如何なる障害を排しても單一無產政黨を組織すべしとの議論が次第に有力となり、農民組合の前川氏等を通じて評議會を動かし評議會をして自發的に脫退せしめ、且つ政治研究會も結黨前後に解體して個人として加入することを約せしめ、漸く第二回準備委員會總會にまで漕ぎつけることが出來た。時に三十日の午後三時半であつた。かくて

第二回無產政黨準備委員會總會　が三十日午前十時から神田明治會館に於て開かれることになつたが、各委員の出席がおくれて午後一時に延會し、更に午後五時まで休憩し、前途を甚だ危ぶましめたが、前夜の協定に基づいて『總同盟には加盟勸告をなさず、問題の組合評議會には自發的脫退を、また政治研究會にも結黨後自發的解體を希望する』妥協案が作られ、各派の諒解が成立し、午後五時半再開、評議會の中村義明氏より脫退の挨拶を述べ、製陶の荒谷宗二氏が之に對して謝辭を述べ、評議會委員の退席を待つて綱領規約の審議に入つたが綱領規約の審議及び結黨の準備は委員附託となつて六時半散會した。

結黨式　超えて十二月一日神田明治會館に於て午後一時から愈々結黨式を擧げることになつたが種々な問題の爲に午後五時まで四時間に亘つて休憩するの餘儀なきに至り、その間中央委員數を十五名、黨名を「農民勞働黨」と決し、午後五時再開、全國三十三團體の代議員三十六名出席、日本農民組合長杉山元次郎氏司會者となつて開會の挨拶及び結黨の宣告

をなし、左の役員を推薦滿場異議なく可決。

書記長　淺沼稻次郎、會計　細野三千雄

中央委員　阪本孝三郎、小岩井淨、荒谷宗次、須永好、坪井專次郎、前川正一、村松新太郎、上田晉市、川村保太郎、森儀一、森田清五郎

ついで役員を代表して淺沼氏の就任の挨拶あり、阪本氏の宣言及び總同盟評議會が速に農民勞働黨に加入することを希望する旨の決議を朗讀し、右終つて各役員は順次に壇上の黨員名簿に署名し、最後に官業勞働の金子忠吉氏の發聲で萬歲を三唱し、午後五時半結黨式を終つた。農民勞働黨の宣言及び綱領規約(最後に決定したもの)は左の通りである。

## 無產政黨規約

第一章　名稱

第一條　黨は農民勞動黨と稱す

第二章　目的

第二條　黨は黨の宣言綱領および決議の貫徹を以て目的とす

第三章　構成

第三條　黨は黨の綱領規約を承認する個人並に團體員百名以上を有する勞働組合、農民組合および(全國水平社無產者同盟)無產者團體をもつて構成す

第四條　前條の團體に關する資格審査權は中央執行委員會または同大會に屬す

但し中央執行委員會においては委員三分の二以上の同意あることを要す

第五條　團體員は所屬團體が黨に加入せると否とに拘らず個人として入黨することを得

第四章　機關

第一節　黨大會

第六條　黨大會は黨の最高決議機關にして大會代議員中央執行委員長および中央執行委員をもつて構成す

第七條　黨大會は毎年一回中央執行委員會これを招集す

但中央執行委員會は黨員三分の一以上の要求ありたる時、または委員三分の二以上これが必要ありと認めたる時は臨時大會を招集するものとす

第八條　黨大會の議長および副議長は大會においてこれを選擧す

第九條　黨大會代議員は地方支部聯合會および加入團體より選出す

右選出比率は別表の定むるところによる

第十條　黨大會代議員三分の一以上出席するにあらざれば議決することを得ず

第十一條　黨大會の議事は出席代議員の過半數をもつて決す、可否同數なる時は議長の決するところによる

第十二條　黨大會は中央執行委員長一名、中央執行委員若干名を選出す

第二節　中央執行委員會

第十三條　中央執行委員は黨の最高執行機關にして、黨大會に關して責任を負ふものとす

第十四條　中央執行委員會は委員中より書記長および會計各一名を選任す

第十五條　中央執行委員會は必要に應じて組織、宣傳、教育、出版、調査、救援、産業、國際、財政、青年、婦人、機關紙編輯、議會對策等の部門を設くることを得

右部門には部長一名、部員若干名を置き、中央執行委員會これを任命す

第五章　黨本部役員（省略）

第六章　地方支部

第一節　支部聯合會

第二十一條　府縣支部聯合會は同一府縣内における支部をもつて組織し、左の機關を設くるものとす

一、大會

二、執行機關

第二十二條　府縣支部聯合會大會代議員は支部およびその府縣内所在加入團體より選出するものとす

第二十三條　削除

第二十四條　府縣支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を得るものとす

第二十五條　特別都市支部聯合會は府縣支部聯合會に準ず

但特別都市は中央執行委員會の定むるところによる

第二節　支　部

第二十六條　支部は地理的區劃による黨員五十名以上をもつて組織するものとす

但必要ある場合は適宜これを組織することを得

第二十七條　支部には左の機關を設くるものとす

一、大會

二、執行機關

第三節　班

第二十八條　班は支部内において黨員十名以上をもつて便宜これを組織するものとす

第七章　黨と他團體との關係

第二十九條　黨は勞働組合、農民組合および水平社と聯絡を圖るものとす

第八章　黨費及び會計

第三十條　黨費は黨員一名につき年額金六十錢とす

團體所屬員の黨費は一名につき年額金二十錢とす

但右團體の資格審査は中央執行委員會または黨大會これをなす

第三十一條　黨大會代議員を選出する資格ある團體の黨費は委員一名毎に年額金五圓とす

第三十二條　黨費は本部および地方支部に配分す

第三十三條　黨經費の豫算は中央執行委員會において原案を作成し大會の協賛を經ることを要す

第三十四條　黨經費の決算は大會の承認を得ることを要す

第三十五條　黨機關紙の會計は獨立會計とす

第三十六條　黨費會計監査若干名を置き會計の監督に任ず

會計監査は中央執行委員會これを選任す

第九章　罰則に關するもの

第十章　附則

當規約は黨大會出席代議員三分の二以上の贊成を得るにあらざれば修正または變更することを得ず

## 農民勞働黨綱領

### 一、政治

一、治安維持法、治安警察法其他一切の無產階級運動暴壓法令の撤廢
二、司法權、警察權の侵害に對する國家の即時補償
三、滿二十歲以上の男女の無制限選擧權及被選擧權の獲得（不在船員の委任投票確認）
四、軍備の徹底的縮少
五、一年兵制の實施並に徵兵より起る家族の窮乏に對する國家補償
六、民衆を軍國主義化する一切の政策に對する反對
七、植民地民族の敎育及職業に關する一切の制限撤廢

### 二、財政

八、生活必需品の消費稅及關稅の撤廢
九、地租、家屋稅、資本利子稅、營業稅、所得稅、相續稅の高率累進賦課
十、高率累進財產稅の創設
十一、肥料農具の生產配給に對する耕作者監督權の獲得
十二、農產物水產物の災害に基づく耕作者漁撈者の窮乏に對する國家の補償
十三、主要食料品の價格公定制度の確立但し鑛山勞働者は六

### 四、勞働

十四、團結權罷業權の確立
十五、團體協約權の獲得
十六、八時間勞働制（一週四十四時間）の確立但し鑛山勞働者は六時間（一週三十三時間）
十七、十八歲未滿の勞働者の六時間を超ゆる勞働（一週三十時間）の禁止
十八、十六歲未滿の少年勞働並女子の夜業坑內勞働及危險作業の禁止
十九、最低賃銀法の制定
二十、同一勞働に對する同一賃銀の支給（性、年齡、人種に依る區別の禁止）
二十一、勞働請負制度其の他一切の封建勞働制度の撤廢
二十二、勞働災害並に職業より生ずる疾病の補償及豫防の完備
二十三、失業中の標準生活費國庫支辨
二十四、勞働組合に依る職業機關の管理
二十五、工場法鑛業法海軍關係諸法規並官憲工場、職工規則の改正

### 五、社會

二十六、無產者の老廢者姙婦及幼兒扶養の國庫負擔
二十七、無產者の療養保健、衞生施設の完備
二十八、無產者の住宅の公給並にその管理權の獲得

二十九、無産婦人の人身賣買の禁止

六、教　育

三十、義務教育に於ける資本主義的教育の撤廢

三十一、義務教育年限の延長並無産階級子弟の義務教育期間に於ける一切の費用の國庫負擔

七、國　際

三十二、秘密外交の撤廢

三十三、弱少民族に對する不平等條約其他一切の侵略主義的暴壓の撤廢

## 農民勞働黨宣告

民衆の時代が來た、民衆それ自らの政治を確立する秋が來た、普選の實施は決してたゞ單に一葉の投票用紙を行使する權利を與へたことではない。それはわが幾千萬及び無産大衆の意思を政治の上に直接反映せしむることを目的とする、すなはち普通選擧制度のもとにある民衆は必ずそれ自らの政黨を組織し、獨立せる政綱政策を有し、また常に眞誠なる自己階級の意思を政治上に實現すべきである、しかもわが國從來の政黨は純然たる有産階級の政黨であつて、一つとして無産階級の意思を代表するものはなかつた、すなはち政治は常に少數有産階級並に特權階級の獨占するところとなつてゐた、わが國政治上の一切の禍根はこのうちに存して、經濟的社會的苦悶はすべてこの禍根より釀成されつゝあつた、われ等はこの禍根を一掃し眞にこゝに大衆團結してわが農民勞働黨を樹立した、おもふに新たに選擧權を獲得したるわが八百萬餘の無産階級勞働者農民諸君は必ずわれ等と同一の理想を持し、共通の利害を感じ來り、加つて共同すべきを確信する、全日本勞働者よ、農民よ、今こそ一切の障碍を排擊して全無産階級の陣營に集まれ。

農　民　勞　働　黨

然るに內務省ではこの政黨を不穩なるものと認め、一日午後八時左の禁止命令を發し、黨の幹部を召致してこれを通達した。

內務省訓令一〇七一號警視總監宛

管下結社農民勞働黨は治安警察法第八條第二項の規定に依り之を禁止す

この旨通達すべし

右訓令す

大正十四年十二月一日

內務大臣　若槻禮次郎

かくして半歲の辛苦になつた農民勞働黨は、一令の下に禁止せられるに至つた。今禁止の理由として當局の發表したるを見るに大體左の諸點に歸着する。

一　今日までの經過を見るに、これが指導の任に當つたものは共産系の人物であり、「今回の綱領は成立の爲の綱領、いはゆる行動であつて我等の原則綱領は別にある」と稱してゐる程で、その目的とする所共産主義の實現にあること、從つて我が國體は勿論我が國の社會狀態と根本的に相容れざること

二「無産者住宅の公設並にその管理權の獲得」、「肥料農具の生産配給に對する耕作者監督權の獲得」など所謂最小限度の要求と稱せられてゐるものすら共産主義實現の伏線をなすこと

三「治安維持法、治安警察法その他一切の無産階級運動防遏法令の撤廢」は、言辭あまりに過激に渡ること

四「弱小民族に對する不平等條約その他一切の侵略主義的防遏の撤廢」、「軍備の徹底的縮小」は、前者は國際的に誤解を招くおそれがあり、後者は軍備否認の底意が含まれてゐること

要するに綱領の全部が法規にふれるのでなくして、裏面に伏在してゐる共産主義的主張の實現を重大視したのである云々。

また松村警保局長の談として報ぜられたもの（大阪朝日掲載）を見るに、尙一層よく當局の意嚮を察知するに足るものがある。曰く、

（前略）無産政黨の出現は若しその主張及び行動が現在文化の進運に適應し純眞なる動機輿論に適應するものであればもとよりこれに何等干渉すべきゆゑんのものでない……しかるに今般組織せられた結社無産政黨はその表面に現はれた綱領規約その他黨成立の經過中に表はれた一部のものゝ主張行動などを綜合すれば、社會の安全と國民全體の眞の幸福と兩立し難きものありと認めざるを得ぬ、なかんづくその組織者の中には過激危險な主義を包藏し政黨に名を假りて不軌を企て社會革命を實現せんとする不純の動機の介在を認めしむるものあり、よつて政府は諸般の狀況に徴し、こゝに公安保持上止むを得ぬものと認めて今般その結社の禁止をなしたる次第である（後略）

これに對し黨幹部は自由法曹團に囑して行政訴訟を提起するの議があつたが遂に具體的に實現しなかつた。

## 三　第三次無産政黨組織運動

農民勞働黨の禁止後、その善後策に關して各團體種々協議を遂げた結果、政府の解散理由に鑑みてより右傾化した政黨を組織すべき必要を看取し、愈々第三次無産政黨組織運動に入ることになつた。即ち農民組合及び官業勞働總同盟が共同主催者となつて、左傾團體を排除した政黨組織運動に取りかゝることゝなり、十二月廿九日農民組合の山上武雄、官業勞働總同盟の川村保太郎兩氏の名を以て明春（大正十五年）一月十三日午前十時から大阪に於て第一回協議會を開催すべき旨左記の諸團體に通告した。

東京市電自治會、機械勞働組合聯合、日本勞働總同盟、日本製陶同盟、中部日本農民組合、日本司厨同盟、大阪市電自助會、日本勞働組合聯合、（主催者日本農民組合、官業勞働總同盟）

## 第二節　地方的運動

地方的政治運動に二種ある。一つは總同盟が中心となつて組織した地方的政黨の運動であり、今一つは全國的單一無産政黨の叫び聲に呼應して各地方の無産團體が組織した地方的協議會である。後者は專ら評議會系の勢力に依つて指導されたものと見ることが出來る。前に述べた全國的無産政黨運動と共に、地方的政黨及び地方的無産團體協議會も、見のがす

可らざる政治運動の一形態であつた。殊に本年度の著しい傾向である左右兩翼の鬪爭が、こゝを中心として展開された丈け種々の問題を提供したのである。然し既に全國的運動を述べるに當つて多少その點に觸れ所があつたから以下簡單に主要なる出來事を錄するに止める。

## 一　地方的政黨

三月十六、七、八の三日に亘つて神戸に開かれた日本勞働總同盟の大會に於て、九州聯合會提案の『無產政黨運動を先づ地方より始める』と云ふ案が滿場一致で可決された。(勞働組合の項參照)。この主旨に從つて總同盟勢力下の北九州、尼ケ崎、足尾、野田等の各地に地方的政黨が組織された。この地方的政黨運動は總同盟分裂の直後を受けて『全國的單一無產政黨へのサボタージュ』として評議會系の機關紙を始めとし有力な言論機關を通じて猛烈に攻擊せられる所となつた。總同盟の政治部はこれ等の惡罵の中に嚴然としてこの運動を決行したが結果に於て大した成果も收め得なかつたやうに思はれる。

**九州民憲黨**――大正十三年の秋以來北九州の無產者間に無產政黨運動の議が進められてゐたが、機が熟して四月六日午前十時から八幡市中央區紀念館に於て結黨式が擧行された。議長に淺原健三氏を推し、この爲に西下した安部磯雄氏を顧問にあげ、民憲黨五大政綱黨則等を可決し、米村、吉村、堂本、鳥居、本田、淺原、安部諸氏の演說あり午後五時無事結黨式を終つた。尙民憲黨の五大政綱は、

一　吾等は無產階級の立場より政治經濟社會に於ける一切の弊制害惡を改善せんことを期す

一　吾等は民衆の基本權たる勞働權團結權生存權の完全なる獲得を期す

一　吾等は議會行動に依つて土地並に生產分配諸機關の改善を期す

一　吾等は國際聯盟を改善し世界平和を維持し以て全人類の共存共榮を期す

一　吾等は全日本の無產者政黨と提携し既成政黨の擊破を期す

六月二十九日午前七時より八幡市に於て第一回大會が開かる。代議員二百二十八名、淺原氏を議長として建議案を審議し、午後四時半散會。

七月二十四日より開かれた中央委員會を機として民憲黨內に淺原派非淺原派の二潮流を生じ、反淺原派は調査委員を選んで淺原健三氏の態度を糺問する等のことあり、超えて八月『九州民憲黨の中央委員はブルヂョアリベラリズムの城塞である』云々の聲明書を發した。この間小倉支部の設置、淺原派の九州遊說等があつたが民憲黨は內紛が絕えず、實績をあぐるに至つてゐない。

**足尾鑛民黨**――三月二十二日午後六時足尾町赤澤金田座に開催。笹沼金三郎氏を議長とし宣言決議を可決し黨員及び應援の麻生久氏の演說ありて散會。

四月八日。足尾町會議員の選擧に鑛民黨は七名の候補者をあげ

たが中六名の當選を見た。

尼ケ崎民政黨――七月十八日尼ケ崎圖書館樓上に於て結黨式擧行。山名義鶴氏の開會の辭に次で棚橋小虎氏を座長に推し、宣言政綱その他を可決。（政綱は九州民憲黨と同じ）。

千葉民政黨――七月十三日同町共樂館に於て結黨式擧行。

この地方的無產政黨に對しては、各方面からの非難の聲が高く、これと同時に進行しつゝある全國的單一無產政黨運動に支障を與ふるものであるとの評が强くなつたので、七月二十日尼ケ崎市四番地の關西民政黨本部に各政黨の代表者が會し、左記の如き聲明書を發し、續いて二十一日午後七時から大阪中央公會堂で、二十二日午後七時から神戸下山手青年會館で合同演說會を開催した。

足尾鑛民黨
九州民憲黨
千葉民政黨
關西民政黨

聲明書

一　吾々が率先して地方的政黨を組織したのは各地夫れ夫れの情勢と要求とに順應せんが爲めで同時に全國的政黨組織を促進するに最も有效なる方法であると信じたが爲めである。

然るに農民組合總本部は最近全國的政黨組織に關する協議會を提唱した、此の提唱はかねて吾々の熱望する所に合致する極めて機宜に適した措置であるから吾々は双手を擧げて之に贊成する。

一　從つて吾々は協議會を圓滿順當に進行せしむることに誠意を盡し愈々全國的政黨が成立する場合には現在の地方的政黨を解體して其傘下に參加することを辭するものでない。

一　吾々の政黨組織の動機又は方針に關して昨今屢々聞くが如き各種の誤解と杞憂とは以上に依つて自ら氷解すべきことを吾々は信じて疑はないものである。

大正十四年七月二十日

これ等の聲明にも拘らず、地方的政黨に對する非難は依然として高かつたが、爾來地方的政黨はさしたる仕事もせず、興味の中心も全國的無產政黨運動に吸收せられむしろ自然消滅の傾向があつた。

## 二　無產政黨準備地方協議會

大正十四年の三月に關東勞働組合會議が東京に設立せられ以來同年の十二月までに全國各重要都市に凡そ二十一の無產團體地方的協議會が設立せられた。その中無產政黨の組織準備若しくは組織促進を主眼とする重なるものをあげれば左の通りである。

京都地方無產團體協議會――九月九日
四國無產者團體協議會――九月二十日、日本農民組合香川縣聯合會にて
無產政黨組織中部地方協議會――九月二十日、名古屋鶴舞公園前

清榮軒にて
無産政黨組織福岡縣協議會――九月二十七日
無産政黨組織岡山縣協議會――十月十七日創立、議會解散を見越して着々その準備をした
青森縣無産團體協議會――十月十八日
兵庫縣協議會――十一月九日、神戸市相生町勞働文化協會に於て
無産政黨組織準備盛岡協議會――十一月十七日
無産政黨組織廣島地方協議會――十一月二十日
宮城縣無産團體協議會――十一月二十一日
無産政黨組織秋田地方準備會――十一月二十三日、秋田市にて
神奈川縣協議會――十一月二十九日
無産政黨組織北海道協議會――設立年月不詳
無産政黨組織兩毛協議會
無産政黨組織靜岡縣協議會
無産政黨組織準備山陰地方無産者團體協議會

これ等の地方協議會の多くは、政治研究會地方評議會と密接な關係に立つものが多かつたので、無産政黨組織準備會に於て政治研究會除外の聲が高まるや、一齊に立つて『政研除外』反對の聲明書を發した。その要旨は『政研の除外』は全國的單一無産政黨運動の攪亂者の策動であり、徹底的に排除しなければならぬと言ふにあつた。今その重なるものを列記すれば左の如し（政治研究會そのものゝ聲明書は政治研究會の項に讓る）

一　聲明書、『政研除外運動を一蹴せよ』、十一月十五日、靜岡縣協議會
二　聲明書、十一月二十日、兵庫縣協議會
三　聲明書並に決議、十一月二十二日、四國地方協議會
四　決議、十一月二十二日、北海道地方協議會
五　聲明書、十一月二十三日、兩毛協議會
六　無産政黨組織に關する聲明書、十一月二十四日、山陰地方無産者團體協議會
七　『政治研究會除名に反對し戰線攪亂の陰謀を撲滅せよ』十一月二十五日、九州地方協議會

無産政黨組織促進の氣運を醸成したのを別とすれば、具體的に表はれた仕事はこの外にとりたてゝ言ふほどのものはなかつた。

この外無産政黨を名乘る團體が各地に作られたが一括してその名稱を記錄するに止める。

青森縣勞働黨――七月二十日、青森市青森館に於て發會式。幹事長岩崎修三氏
濱松民衆倶樂部――八月二日、濱松市歌舞伎座に於て發會式
石川縣立憲勞働黨――十月四日、金澤市公會堂に於て結黨式をあぐ
下野立憲勞働黨――十二月十六日、宇都宮市宮桝座にて
獨立民衆黨　本年二月吳に開かれた海軍聯盟の大會に於て

は、無産政黨に對する態度が問題となつたが、海軍聯盟の中心たる海工會に對し海軍當局から『海軍の交渉團體である海工會は政治運動に參加することを斷じて許さぬ』と云ふ言明があつたので一時中絶の形であつたが、海工會理事山本龍三氏等の提唱に依つて十一月八日午後二時から吳市カフエー・ブラジルに無產政黨樹立準備委員會が開かれた。海工會委員長宮崎繁一氏を座長に推し、會名を新政黨組織準備委員會とし、規約七條及び準備委員長久能寅夫氏以下を選定した。然しこの久能氏が海工會長として同時に新政黨組織準備委員長たる事は海工會の前途を誤るものであると云ふ一部に非難が起り、その間幹部に對する反感と共に多少の曲折があつたが、會員の申込千名に達したので十二月二十日午後一時吳市堅德寺に於て結黨式をあげ、名稱を『獨立民衆黨』と定めた。續いて左記の宣言綱領を可決した。

## 宣　言

我等のスタートは純眞に生きんとする要求である、吾等の理想は人類愛を基調とする國家の建設である、然るに見よ、吾等の世界に於て如何に多くの惠まれざる聲をきくことよ、一部特權階級を代表する既成政黨は此の人類の惱みに對して何物をもたらせるか(中略)、我等はこゝに全國の民衆に進言す、我等は皇室中心主義を奉じ過激なる社會主義を排し民衆の政治的獨立を期することに依つて我等の理想を實現せる最も正しき世界を建設せんとす

(下略)

## 大正十四年十二月二十日　獨立民衆黨

### 綱　領

#### 一　政　治

徹底せる普通選擧の實施を圖り特權政治の根本的改革を期すると共に民衆運動を阻害する總ての法令を改廢し地方自治體の權限を擴張す

#### 政　策

一　二十歲以上の男女の無制限選擧及被選擧權の確立
二　治安警察法の改正治安維持法の撤廢

#### 二　經　濟

國民生活の安定を圖る爲め富の公正なる分配を期す

#### 政　策

一　財產稅の創設
二　公益事業の官業化
三　八時間勞働の即時實行
四　最低賃銀の制定
五　團體協約權の確立
六　勞働保險の制定
七　耕作權の確立
八　失業對策の徹底的確立

#### 三　教　育

教育の機會均等を期す

政策

一　普通教育の義務化
二　義務教育の期間に於ける一切の費用の國庫負擔
三　高等教育の民衆化

四　外交

世界永遠の平和の爲め國民外交の樹立を期す

政策

一　秘密外交の排除
二　外交官任用範圍の擴張

かくて舊準備委員會を解散し、久野寅夫、山本龍三氏以下二十二名の執行委員を選任し、和衷協力の宣誓をなして結黨式を終つた。

# 第七章　勞働者教育運動

所謂勞働學校なるものは前年に比し數的には減少を來たし十有八人を算するのみである。これは組合運動及經費等に原因するものであるが、勞働學校自身の內容又は教育運動は漸次進展しつゝあるは明らかである。

本年は組合運動が複雜であつただけ各組合自體を本位とする讀書會又は研究會等の如き形式のもとに勞働者教育運動を爲すもの、又は農民組合の如く短期講習會によつて組合員の訓練を爲すものが多かつた。(農民組合のそれに就きては本編第二章第一節5參照)

又勞働者自身の運動外では一般勞働者成人教育を主眼とするものが開催された。

種々と教育目的を異にしてゐるが、勞働者教育といふものはとにもかくにも一時的のものからは脫却しつゝあり、且つ漸次擴大される傾向にある。今常設的施設の機關一覽表を示せば次の如くである。

勞働者教育機關一覽表(大正一四・一二、現在)

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二
大正一〇・九、開校　勞働者教育協會經營
學科——經濟學、政治學、社會學、法津學、經濟史、社會運動史、勞働運動史、勞働組合論
授業——月水金の午後六時乃至九時、一ヶ年修了、月謝壹圓
生徒——六九名(卒業生一七九名)
(日暮里及本所の兩校は大正十四年より休校す)

中央勞働學院　東京市本郷區元町二ノ四七
大正八・一〇・三一、開校　院長　梅原俊丸個人經營
學科——勞働問題(栗野)、勞働運動史(吉田)、社會主義(藤井)、農村問題(太田)、經濟學(佐倉)、社會學(今井)等
授業——月水金午後六時乃至九時、一ヶ年修了、校費一月七十錢
生徒——四〇(卒業生一五四八)

日本勞働學院　東京市下谷區竹町二九

大正一三・四・一、開校　日本勞働學院維持員會經營
學科――社會主義（森本・市川）、政治運動（田所）、唯物史觀（塚本）
勞働組合（黑田）
授業――月水金午後六時半乃至九時半、六ヶ月修了、月謝五十錢
生徒――卒業生六一

東京帝國大學セツツルメント勞働學校　東京市本所區柳町元町四四
大正一三・九・一〇、開校　帝大セツツルメント經營
學科――勞働法制（末弘）、經濟學（松岡）、組合論（佐藤）、勞働運動（小澤）等
授業――月水金午後七時乃至九時半、一期三ヶ月二期修了、月謝五十錢
生徒――五九（卒業生二三）

S・P・S勞働學校　東京市駿河臺下佛教會館
大正一三・五・一九、開校　商科大學社會思想の會經營
學科――經濟學、勞働組合論、社會運動の根本問題、勞働運動史等
授業――土日月の午後六時半乃至九時半、三ヶ月一期、月謝五十錢
生徒――四七（第四期）

王子學院　東京府王子町榎町王子隣保館內
大正一三・一〇・一、開校　東京府社會事業協會經營
學科――男女子部あり國語、漢文、英語、算術、經濟、法制、裁縫等
授業――每日午後六時半乃至九時半、普通科一ヶ年高等科一ヶ年、月謝五十錢
生徒――男（普）五五、（高）一三、女（普）三〇、（高）七（卒業生男一〇三、女五〇）

三輪學院　東京市下谷區三輪町九九
大正一一・五・一、創立　經營代表者矢吹慶輝
學科――國語、漢文、算術、商事要項、文化史、工業大意等
授業――每日午後六時乃至九時、一ヶ年修業、月謝一圓
生徒――四〇（卒業者九八）

信愛學院　東京市淺草區橋場町六四
大正八・九・二〇、創立　信愛學院後援會、院長有馬賴寧
學科――經濟（金子）、勞働問題（佐藤）、社會學（芦部）、英語、國語、數學等
授業――每日午後六時乃至九時、三ヶ年修了、月謝一圓
生徒――卒業生本科一〇〇、研究科一三（研究科八大正一四年以後廢止）

東京勞働學校　東京市淺草區松清町三九
大正一四・一・一一、開校　東京勞働教育會經營、校長安藤正純
學科――社會政策（永井亨）、勞働問題（淺野）、經濟學（赤堀）、社會學（三好）、政治學（宮澤）、公民學（安藤）
授業――月水金土の午後六時乃至九時、六ヶ月修了、月謝一圓
生徒――卒業生九九

産業青年會夜間講演會　東京市本所區松倉町二丁目
大正一三・五・三、開始　キリスト教産業青年會經營
市民勞働學院　東京市神田區美土代町基督教青年會館
大正一三・九、開講　東京市社會教育課經營
學科――豫科　法政經濟大意、歴史、地理、進化論等、本科　社會心理學、法律學、經濟學、社會學、社會政策等
授業――自四月至十二月、月水金午後六時半乃至九時、無料
生徒――六二（卒業生一二七）
横濱勞働學校　横濱市高島町横濱社會館内
大正一四・一一・開校　横濱文化協會經營、主事　石井文雄
學科――勞働法（孫田）、勞働神聖論（木崎）、工業政策（鈴木）、經濟（石橋）、勞働組合（山中）等
授業――一週四日午後六時半乃至九時、一ヶ月修了、月謝五十錢
生徒――七五
野田勞働學校　千葉縣野田町
大正一四・六・二四、開校　關東醸造勞働組合野田聯合會經營
學科――社會學（田中）、經濟學（木村）、勞働組合論（赤松）、社會運動史（上條）
生徒――八三
大阪勞働學校　大阪市此花區吉野町一ノ三六
大正一一・六、開校　勞働學校後援會經營　校長　賀川豐彦
學科――經濟學（山村、松澤）、社會主義（森戸）、勞働組合（河野）、無産政黨（坂本）、財政（高野）、勞働法制（小岩井）
授業――月水金午後七時乃至九時、一ヶ年修了、月謝一圓
生徒――二七（卒業生三五七）
勞働學院　大阪市淀川區南長柄町一二八鶴滿寺内
大正一〇・九・二一、開校　協調會大阪支所經營
學科――本科　勞働問題（丸谷）、經濟學（伊東）、思想史（龜井）、勞働法規（吉田）、英語（若生）、研究科　心理學（志賀）、政治學（荒木）、工業經濟（三木）、勞働組合論（丸谷）
授業――本科　月水金夜三時間、研究科　火木夜二時間、本科四ヶ月、研究科一ヶ年修了、有料
生徒――本科四七（卒業生二四九）、研究科六（卒業生二一）
尼崎勞働學校　尼崎市別所村小役人町
大正十三・四、開校　代者者　田中勳
學科――勞働組合（山名）、經濟、無産政黨（阪本）、社會運動（東）勞働統計（後藤）
授業――月水金の午後七時乃至九時、三ヶ月修了
生徒――二五
神戸勞働學校　神戸市相生町一丁目
大正一三・四、開校　久留弘三
學科――社會思想史（中澤）、時事解説（久留）、政治學（松住）、勞働立法（平佐）
授業――月水金午後七時乃至九時、一ヶ年修了、月謝一圓
生徒――三二
神戸勞働學校　神戸市塚本通一ノ六二

大正一二・四、開校　目下は讀書會等を催すのみ

京都勞働學校　京都市下京區坊城通島原大門下ル二丁目

大正一三・四、創立　目下は讀書會等を催すのみ

廣島勞働講習所　廣島縣社會課内

大正一三・九・一、開始　廣島社會協會經營

學科――社會學（十時）、經濟學（小松原）、勞働法（小牧）、經濟政策（中村）、法律、哲學等

授業――一週三日九時間、一ヶ年修了、一期三回

生徒――二九（卒業生一九）

# 第三編　勞働組合

## 第一章　工・鑛・交通業勞働者の組合

財界の不況、失業者の簇出に依る勞働階級の生活不安は、普通選擧法の實施と相俟つて、勞働者の自主的運動を異常に刺衝したやうに思はれる。殊に工業中心を離れた地方都市に於ける勞働團體の組織は、その間多少の杞憂すべきものあるにもせよ、勞働組合運動普及の一證左として、注目すべき傾向と言はねばならぬ。

勞働組合相互間の關係は、勢力相伯仲する全國的組合の對立となつて表はれてゐる。自由聯合と合同主義との分野は歴史的意義を除いては全くその重要性を失つて了つた。これに代るべきものは總同盟と評議會との對立である。然かもその間に、對等の勢力を有する數組合が聯立してゐるが故に、組合の分野は往年に比して遙に複雜な樣相を呈してゐる。この意識は少なからず勞働組合共同戰線の必要を痛感せしめたやうに思はれる。全國的單一無産政黨の叫びと總聯合の提唱とは、明白にこの間の消息を物語つてゐる。

然し具體的の行動は必ずしもこの叫び聲と歩調を共にしてゐるとは言はれなかつた。新たに作られた組合間の對立――總同盟と評議會との對立は、事毎に全國的統一戰線運動の支障をなしてゐるやうに思はれた。無産政黨組織運動にもその片鱗は既に窺はれた。總聯合の前途もしかく樂觀は許さぬ。遮莫、東京及び大阪に組合會議が實現され、全國各地方に無産團體協議會の設立を見たのは、勞働組合の全國的團結運動に一歩を進めたものとして、注目すべき本年度の一傾向に屬する。

### 第一節　日本勞働總同盟

1　部門の新設及び整理

婦人部設置――三月十六日全國大會にて可決さる

組織部設置――五月三十一日の中央委員會にて決定。西尾末廣

氏組織部長となる

同志研究會――五月中旬大阪聯合會の青年闘士を以て組織、時事問題の討議批判と組合員間の親睦、思想の涵養を目的とする

勞働學校開設――關東醸造勞働組合野田支部聯合會では從來の講習會の形式を改めて勞働學校とし、その第一回を六月二十四日に開いた

政治・組織二部新設――大阪聯合會秋季大會(十月二十八日)にて可決

産業別勞働組合委員會――十一月十五日より三日間大阪勞働學校樓上に開かれ、事務所を大阪聯合會内に置き、維持費一人當月五厘、常任委員を中川重吉氏とした

## 2　組合運動の方針

臨時全國大會の宣言――『されば我等は過去の潔癖生硬なる態度を改め、苟も勞働階級の階級的利益を進展し、勞働組合の基礎を確立し、勞働運動の健實なる發達に資すべきものあらんか、積極的に之を利用すべきことを宣明し、又現に利用し來つたのである……しかも我等はこれに依つて從來の戰闘的態度を秋毫も失ふことなく云々』の宣言が總同盟の本年度に於ける運動方針の大綱を示してゐるものと見ることが出來る。

全國大會の決議――三月十五、六、七日に亘つて開かれた全國大會の決議中に次の如き注目すべきものがある。

一　政治部活動費醸出の件、議論百出時ならぬ紛擾を呼んだ揚句本部費四錢五厘を五錢とし、五厘を政治部の活動費に充てることゝなつた。(「勞働運動」の編下參照)

二　勞働組合地方協議會設置の件

三　中央爭議部基金積立の件

四　同一産業部門協議會開催の件

五　地方的政黨組織の件

全國鑛夫總聯合第一回全國委員會の決議――十月三日開かれた同會の決議中には次の如き條項がある。

一　全國總聯合に對する態度――總同盟を通じて産業別合同をなすことを可決

二　無産政黨に對する態度――三項より成る決議を可決した(「勞働運動」の編下參照)

臨時全國大會の決議――十月四、五、六の三日間に亘つて開かれた總同盟の臨時全國大會の決議中重要なるものは次の如きものである。

一　東洋に於ける勞働團體と親善を計る件――實行方法は中央委員一任として可決

二　勞働條約實施促進の件(可決)

三　勞働立法に關する件――社會局の原案に對する對案を示して可決(「勞働運動」の項參照)

四　工場法施行令に關する件――(イ)職工數の制限撤廢、(ロ)幼年工女工の勞働時間短縮、(ハ)同上休憩時間延長、(ニ)工場法規違反に依る刑罰の加重、(ホ)各種扶助規則制定の具體案を示して可決

五　全國的總聯合促進に關する件――先づ産業別整理を促進し次

て全國的總聯合の爲には總同盟を解體するも可なりとの原案が修正されて實質的總聯合の結成に努力することゝなつて可決

大阪聯合會秋季大會の決議――十月二十八日に開かれた大阪聯合會の秋季大會に於ては次の如き決議がなされた

一　産業別合同に關する件、(イ)總同盟金屬産業全國的産業別合同協議會に關する件――十一月十五日大阪に於ける協議會に對しその成立に努力す、(ロ)大阪機械、電線、仲銅工三金屬工組合に關する件――合同に努力す

二　組合部門設置に關する件――政治組織二部新設

### 3　加盟組合及び新設支部

勞働總同盟に加盟せる組合、新設支部及び組合創立と同時に加盟したるもの〻中、重なるものを擧げれば左の通りである。(＊印は後に除名されたもの)

神戸機械造船勞働組合――四月十九日＊

玉造船勞働組合――一月十九日

生野鑛山坑夫勞働組合――四日廿五日＊

行德支部――關東釀造勞働組合野田支部聯合會の支部――五月一日

吉乃鑛夫組合――全日本鑛夫總聯合會――五月二十二日

東部支部――野田支部聯合會――五月二十五日

埼玉支部――六月一日

德島合同勞働組合――六月十五日

中國聯合會發會――田島、今治、玉造船、松永の四組合を以て組織――六月二十八日

大阪東部勞働組合――評議會及び純向上會から分離したるもの――七月二十八日

神戸勞働組合――八月十一日

灘製樽工伏見支部發會――八月十五日

關東合同勞働川崎第一支部――九月四日

關東釀造勞働組合川口支部――十月十八日

大阪機械勞働北泉尾支部――十月二十九日

信州交通勞働伊那支部――十一月一日

日光交通勞働會――十一月十二日

千葉支部――十二月二日

紡織勞働組合川崎支部日蓄支部――十二月四日

遲友同志會加盟――十二月二十日

### 4　役員移動

中央委員――松岡駒吉氏、望月源治氏、小泉七造氏(關東)、藤岡文六氏、塚本重藏氏、笠島末吉氏(大阪)、桂信三氏(京都)、淺原健三氏(九州)、加藤勘十氏、高橋長太郎氏(鑛山)――三月十七日

大阪聯合會――會長村主德三郎氏、主事山内熊吉氏、會計金正末吉氏――五月十日

主事――西尾末廣氏辭任し、藤岡文六氏代る――五月十六日

關東同盟會――會長松岡駒吉氏、執行委員長望月源治氏、執行委員齋藤健一、土井直作、岩内善作、原虎一、鈴木、臂岡の諸氏――

九月六日。

本部――會長留任、主事兼會計藤岡文六氏、中央委員望月源治、小原源一、小泉七藏(關東)、中川重吉、安藝盛、田中勳、遠藤一志、伊藤宇四郎(關西)、光吉悅心、石山寅吉(鑛山)の諸氏――十月六日。

## 第二節　日本勞働組合評議會

日本勞働總同盟より分離した組合に依つて組織されたものである。

### 1　部門の新設及び整理

**産業協議會**――九月十七日大阪に會合、評議會と獨立に産業協議會を作り、各組合自由に加盟することゝした。

**部門整理**――中部地方評議會に於ては從來の組織宣傳及び爭議を一部門としてゐたものを二部門とすることを可決した。

**民族部設置**――京都地方評議會は朝鮮人支那人その他の外國勞働團體と連絡を採るため民族部を設置し吉田音松氏を同部長とした――十一月二十四日。

### 2　運動の方針

**綱領**――『一、組合運動の目的、二、組合運動の教育的任務、三、行動の一般的方針、四、組合組織の原則、五、組合組織の目標』と題する綱領に運動方針は明白である。(「勞働運動」の編下參照)最も急進的なる組合である。

**創立大會の決議**――五月二十四、五日に神戸に開かれた決議の中主要なるものを摘出すれば左の如くである。

一　産業別組合整理問題(可決)

二　總聯合促進の件(可決)

三　國際的勞働組合提携を提唱するの件(可決)

**京都地方評議會委員會の決議**――七月二十一日に開かれた委員は左の二項を決した。

一　無産政黨創設委員會設置の件――所屬各組合より二名の特別委員を選出し既設政治部と協議し八月開催さる可き日本農民組合主催無産政黨準備委員會に出席する事

二　失業問題救濟特別委員會設置の件――二名宛の特別委員と執行委員と協力して具體案を作成する事

**中國地方評議會創立大會の決議**――八月十六日に開かれた同大會の決議中には次の如きものがある。

一　勞働組合地方協議會設置の件(可決)

二　失業反對運動委員會設置の件(可決)

三　政黨建設委員會設置の件(可決)

### 3　加盟組合及び新設支部

大阪造機船勞働組合――五月二十二日
大阪ゴム工組合――五月二十七日
廣島鐵工組合――六月一日
大阪地方評議會――六月九日
神戸地方評議會――七月十一日
中部交通勞働澤上支部――七月十七日

大阪木材勞働組合――七月十八日――大阪造機船勞働組合より分離して
大阪一般勞働組合――八月六日
中國地方評議會――八月十六日
關東金屬勞働組合――八月二十二日――關東鐵工及び造機船工勞組合が合併して
中部交通勞働老松支部――八月二十五日
出版勞働組合――八月三十日――關東印刷勞働組合と合同して
岡山鐵工組合――九月四日
中部交通勞働組合江川支部――九月十八日
青森合同勞働組合――十月五日

### 4　役員異動

中央委員長――野田律太氏――五月二十四日
大阪地方評議會――會長木村幸次郎氏、主事德田英治氏――六月九日
關東地方評議會――會長齋藤忠利氏、主事山本懸藏氏――六月十三日
京都地方評議會――會長奥村甚之助氏、主事谷口善太郎氏――六月二十日
神戸地方評議會――會長野倉萬治氏、主事青柿善一郎氏――七月十一日
中國地方評議會――委員長橋本朝一郎氏――八月十六日

## 第三節　組合聯合系の組合

歴史的に總同盟と相對峙してゐた組合を一括したのである。組合の新設、組合組織の變更、運動の方針等に就て主なるものを列記すれば左の如し。

機械勞働組合聯合會大會――三月十五日東京芝區協調會館に開かれた同大會に於て『同一産業同一地方に於ける組合合同促進運動開始の件』と云ふのが提出されたが、聯合主義に反すると云ふので議論百出し容易にまとまらず遂に保留となつた。

印刷工聯合會大會――三月二十九日東京神田松本亭に開かれた第二回全國大會には次の如き決議をした。

一　聯合會名變更の件――印刷工聯合會の上に「全」又は「全國」「日本」の内何れかを加ふること、決定は會則十一に依つて行ふこと(結局全國印刷工聯合會と改む)
一　八時間勞働制促進の件(可決)
一　教育部設置の件(可決)
一　綱領――『更に印刷工聯合會は、勞働階級の力はその經濟的團結であり、我々の目的は唯その經濟的行動に依つてのみ達さるべきを確信する。そして勞働者の經濟的團結が政治的諸黨派と關係することは單に内部的紛爭を惹起するのみでそ上有害無益なるが故に我が印刷工聯合會は一切の政治無提携無關係を標榜する』

大阪合同勞働組合――四月二十日
電氣技工組合――五月十七日

札幌印刷工組合――七月二十四日
東京機械工組合――八月七日――本芝勞働組合、明治電友會、純勞働者組合、東京機械勞働組合の四組合の合同
關東勞働組合聯合會大會の決議――九月二十三日の同大會の決議中に『勞農ロシア代表レプセに對する詰問狀』がある。(「勞働運動」の編下參照)
關西勞働組合自由聯合大會の決議――十一月八日大阪市港區九條會館に於て開かれた同大會の決議中には次の如きものがある。
一　國際的連絡促進の件――米國のI・W・W、獨逸の國際勞働者同盟に挨拶狀を送ることを可決
二　農民及びサラリーマンに對する件――提携可決
三　無産政黨反對の件――可決
四　産業別勞働組合組織促進の件――可決
五　同一主張組合全國的總聯合促進の件――可決
關西仲仕勞働組合――十一月二十三日

## 第四節　日本交通勞働總聯盟系の組合

これが中心的組合は勿論東京市電從業員組合自治會であり、自治會の手に依つて幾度か實質的の日本交通勞働組合總聯盟設立の計畫が立てられたが本年度中は遂に實現することが出來なかつた。交通勞働總聯盟に加盟してゐる組合以外の大阪市電自助會、横濱市電共和會、名古屋市電の中部交通勞働組合等をも暫くこの中に加へて、組合の設立、運動の經過等を左に列記する。

中部交通勞働組合――二月二十二日――これは後に中部地方評議會に加盟す。
東京市電自治會第二回春季大會の決議――四月二十六日協調會館に開かれ次の如き決議をなした。
一　無産政黨組織の件――可決
二　全國總聯合促進の件――可決
函館水電交誼會――五月二十一日
横濱市電共和會幹事會の決議――六月二十三日、決議中に次の如きものがある。
一　交通總聯盟加盟の件――委員附託
二　教育部設置の件――可決
大阪市電自助會幹部會――八月五日、組織變更の件を可決し、勞働組合に變更することゝした。
東京市電自治會第三回大會の決議――十月二十六日協調會館に開催、次の如き決議をした。
一　極東勞働者提携の件――中央委員一任
二　青年運動部設置の件――前線青年聯盟に代るべきものとして本部指導の下に組織すること可決
三　局内處罰委員會設置促進の件――中央委員一任
四　財政確立促進委員會設置の件――委員一任
五　交通總聯盟完成促進の件――中央委員一任

## 第五節　官業勞働者の組合

これを官業勞働總同盟系と海軍聯盟系とに分つて、組合の

新設、運動の方針等に關する主要なる事項を列記する。

1　官業勞働總同盟

官業勞働總同盟大會の決議――二月十一日神田明治會館に開かれた同會の決議中左の如きものがある。

一　官營工場拂下の件――拂下反對を決議し決議文を作る

二　女工待遇改善の件――可決

三　失業問題對策の件――示威運動をなすことを可決

四　宣言――『翻つて我等の戰線を顧る時、その基礎が漸く鞏固を加へ更に一般大衆を糾合し政治的にも戰線が擴大されんとしつゝあるから我等は今後一層重且つ困難なる問題に當面するであらう……我等は飽く迄も我等の立場を失することなく、愼重に考慮し之に善處し、究極の理想實現に向つて猛進せんことを期する』

淀橋煙草勞働組合――七月二十四日

遞友同志會――九月三十日――後に日本勞働總同盟に加盟す

關西同盟會大會の決議――十月三十一日、次の如き決議をなす

一　同盟内の教育運動を統一するの件――可決

二　現業員に被選擧權を與ふるの件――可決

三團體除名――十二月十五日、十一月十五日大阪本部に開かれた中央委員會の決議に基づいて十二月十五日附を以て左の三團體に除名通告を發した。

日本勞働聯盟、小石川勞働會、東京官業勞働組合

役員異動――關西同盟會長辻井安太郎氏、副會長長瀨繁太郎氏主事宮本靜一氏（十月三十一日）

2　海軍聯盟

海軍勞働組合聯盟は現在日本に於ける工場勞働者組合中最大なるものとしてその發達は注目されつゝあるが、本年度中尙充分に勞働組合の戰線に近づくことが出來なかつた。

海軍聯盟會議の決議――二月一、二、三日、次の如き決議をした

一　聯盟を交渉團體として認むべき決議――決議文を作成して可決

二　勞働組合大會出席の件――總同盟、農民組合、官業勞働總同盟の共同主催になる大阪勞働組合會議に出席を否決

三　勞働黨組織の件時機尙早とし、組織する場合には皇室中心主義の政黨を組織すべしとす

廣島工僚會發會――三月十六日

吳海工會委員會の決議――吳海工會の組織宣傳兩部の委員會を開いて、官業勞働總同盟から申込んだ提携の件に關して協議した結果時機尙早とした。

## 第六節　其他の勞働組合

以上の外本年度に於て創立された組合の主なるものは次の如し。

海員刷新會――一月十二日

日本製陶勞働同盟――一月

則武陶磁器工組合――二月

日本木工組合光進會――四月三日

吳自由勞働組合――五月一日
盛岡勞働會――五月三日
岩手勞働會――五月十日
武相勞働聯盟――五月二十日、横濱公園公衆集會所にて發會、工信會及び工愛會を以て組織さる。

綱領

一　吾等は團結の力を信じ連帶の觀念を强調して吾等の物質上に於ける福利の增進を計らんが爲に戰はんことを期す
二　吾等は和衷共同互讓共助の精神を以て吾等の自由の解放の爲に戰はんことを期す
三　吾等は吾等の階級を一層覺醒し同時に資本家階級の自覺を促し吾等の社會的地位を確立して理想社會を實現せしめんことを期す

海洋統一協會下關支部――五月二十二日
嵯峨製材職工仲仕組合――七月一日
新潟勞働聯盟――八月九日
鐵工勞働組合――八月十三日
日本司厨同盟――八月十九日――大日本船舶司厨同志會、郵司同友會、商船同志會の合同に依りてなりたるもの
熊本印刷工組合――十月十日
全九州新聞勞働聯盟――十月二十五日
函館鐵工組合――十一月一日
京都朝鮮勞働者協會――十二月一日
鹿沼勞働組合――十二月十四日

# 第二章　農業勞働者の組合

農業勞働者即ち小作人の間に組織された組合としては先づ小作組合を觀察せねばならぬ。農林省に於て大正十四年十二月末現在の發表によれば全國小作人組合數 三、四九六、組合員數 三〇七、一〇六であつて前年度に比すれば組合數に於て一、一一九の增加を示してゐる。（組合員數は從來發表されなかつた）。即ち年々增加の傾向を示すものである。尙ほ之を分布地域の上より見るも從來存在の地方には漸次發生の趨勢にあるのである。

特に日本農民組合創立後僅に四ケ年にして組合員五万餘を擁し、且つ殆んど全國至る處組合旗の飜らぬところなき發展と擴大を爲しつつあることは注目すべきことであり、從つて又そのことが農村の現狀を雄辯に物語るものであらう。

以下日本農民組合及其他の主なる小作組合の狀況を摘記するであらう。

＊　＊　＊

尙ほ參考として農林省の大正十四年末現在「小作爭議概要」中より「地主及小作人の團體」の一節を揭げやう。

地主小作人ノ團體

（イ）概要

地主小作人間ノ紛議ニ於テハ從來ト雖モ各一時的團結ヲナシテ

交渉セシモノナルカ近年小作爭議ノ頻發スルニ及ヒ稍永久的組織的ナル小作人組合、地主組合各地ニ設立セラレ相對抗スルニ至リ別ニ又兩者ノ融和親善ヲ目的トスル協調的組合ヲモ設立セラルルニ至レリ、今大正十四年十二月末日現在（末日迄ニ報告アリタルモノ）ノ各組合ノ數及組合員數ヲ示セハ次ノ如シ

| 種別 | 組合數 | 組合員數 |
|---|---|---|
| 小作人組合 | 三、四六六 | 三〇七、一〇六人 |
| 地主組合 | 五三二 | 三四、六九六 |
| 協調組合 | 一、三七一 | 一四二、四二九 |

（ロ）小作人組合

現存小作人組合ニ付テハ小作爭議ノ顯著トナリシ大正七年迄ニ設立セラレタルモノハ二百四十四ニ過キサリシカ大正十四年末現在ニ於テハ三千四百九十六ノ多數ニ上リ其ノ殆ト全部ハ地主ニ對抗シテ小作人ノ利益ヲ維持增進セムトスル對抗的組合ナリトス、而シテ分布區域ハ沖繩ヲ除ク全國ニ亘リ其ノ特ニ多キ地方ハ新潟山梨、岡山、香川、岐阜、兵庫、群馬、大阪、愛知、福岡、京都ノ諸府縣ニシテ之カ組合運動ハ從來ノ小作料ノ減免運動其ノ他小作條件ノ維持改善ニ關スルモノノ外看過スヘカラサルモノ三アリ

其ノ一ハ大衆運動ニシテ組合カ他ノ組合ヲ加ヘ聯合會ヲ成シテ之カ更ニ他ノ聯合會ヲ加ヘ組合團結ノ範圍ヲ益々擴大シ運動ノ効果ヲ大ナラシメ彼等ノ經濟的及社會的地位ノ向上ヲ圖ラントスル運動ハ從來トテモ之無キニアラサリシト雖モ近年特ニ其ノ傾向ノ大ナルヲ認ムルモノニシテ主トシテ最近ニ設立セラレタル小作人組合聯合會ノ數ハ三十二ニ及ヒ其ノ内最モ注目スヘキ目本農民組合ノ如キハ全國ヲ區域トシテ事實上一道三府三十二縣ニ分布シ同盟及地方聯合會三、府縣聯合會十四、郡聯合會四十二、町村支部九百五十七、組合員數七万二千七百九十四人ヲ有スルノ有樣ナリトス、而シテ此ノ運動ハ更ニ展開シテ工業勞働組合其ノ他ノ團體及其ノ他ノ關係者トモ連絡ヲ執リ組合運動ノ効果ヲ一層大ナラシメントスルノ傾向アルヲ認ム

其ノ二ハ政治運動ニシテ小作組合ノ政治運動ハ大正十二年ノ府縣會議員改選以來地方的ニ行ハレタリト雖モ其ノ後英國勞働黨内閣出現、普通選擧法ノ制定等ノ影響ヲ受ケ近年一層促進セラレ昨年來行ハレツヽアル町村會議員ノ改選ニ際シテハ相當ノ活動ヲ爲シ日本農民組合其ノ他ノ小作人組合ヲ背景トスル多數町村會議員ノ選出ヲ見タリ、加之更ニ日本農民組合ヲ中心トスル無產政黨ノ組織運動行ハレ昨年末農民勞働黨ノ樹立ヲ見タルモ直チニ解散ヲ命セラレタルコトハ世間周知ノ事實ナリトス

第三ハ產業組合運動ニシテ從來ヨリ小作人組合ニハ共同購買販賣其ノ他ノ產業組合的事業ヲ行ヒ來リタルモノアリト雖モ事實上ノ活動ニ至リテハ殆ト見ルヘキモノナカリキ、然ルニ近年ニ至リテハ小作人組合中ニ產業組合的事業ヲ行ヒ其ノ成績相當ニ見ルヘキモノアリ將來益々此ノ種ノ事業擴大ニ努力シツヽアリ

（八）地主組合

地主組合ニ付テハ主トシテ小作問題勃發以前ニ於テ米穀檢査ノ施行農業ノ改良發達等ヲ目的トシテ設立セラレ現在殆ト活動ヲ休止セルモノヲモ加算スレハ其ノ數相當多數ニ上ルヘシト雖モ茲ニハ現在活動シツヽアルモノニシテ其ノ目的中小作關係ニ於ケル地

主ノ利益保護增進ニ關スル事項ヲ包含スト認メラル、モノノミニ付調査シタルモノニシテ大正七年末迄ニ設立セラレタル數ハ二百二十五ニ過キサリシカ大正十四年末現在ニ於テハ五百三十二ノ多數ニ上リ其ノ過半數ハ對抗的性質ヲ有シ此ノ種組合ノ最近特ニ多クノ設立ヲ見ル、其ノ分布區域ハ一道三府三十四縣ニ亘リ其ノ特ニ多キ地方ハ岡山、兵庫、愛知、三重、埼玉、新潟、岐阜、香川、宮崎、島根、宮城ノ諸縣ニシテ之カ組合運動ニ付テハ看過スヘカラサルモノ二アリ

其ノ一ハ大衆運動ニシテ其ノ程度ニ於テハ未タ遠ク小作人組合ノ夫ニ及ハス聯合會二ヲ有スルニ過キスト雖モ將來巨大ナル聯合會ヲ組織シ又ハ可及的ニ廣キ範圍ニ亘リテ地主ヲ團結セシメ小作人組合ニ當ラントスルノ傾向ハ最近特ニ顯著ナルヲ認ムルモノニシテ既ニ一府縣ヲ區域トスルモノ二、數府縣ヲ區域トスルモノ一其ノ内最モ注目スヘキ大阪市ニ事務所ヲ有スル大日本地主協會ノ如キハ現在事實上大阪府ヲ區域トスルニ過キスト雖モ將來全國的地主組合タラシメントシテ目下種々畫策中ナリトス

其ノ二ハ會社組織ニ依ル地主組合ノ簇設セラレントスル傾向ニシテ地主ハ會社ヲ組織シ結束ヲ固クシ且ツ資力ヲ大ナラシメ小作關係ノ法律問題其ノ他各種ノ問題ヲ研究シ專門家ニ依賴シテ地主ノ利益ノ增進ヲ圖ラントスルニ在ルカ如ク現在既ニ岡山縣ニ四、愛知縣ニ二、香川、京都、山梨ニ各一合計九ノ地主會社ヲ有シ將來增加セントスルノ傾向アリ

（二）協調組合

地主及小作人ノ組織スル協調組合ニ付テハ大正七年末迄ニ設立セラレタル數ハ七十五ニ過キサリシカ大正十四年末現在ニ於テハ千三百七十一ノ多數ニ上リ一道二府三十五縣ニ分布シ其ノ特ニ多キ地方ハ群馬、千葉、岐阜、兵庫、岡山、新潟、香川、山梨、愛知、富山、三重ノ諸縣ナリトス、而シテ其ノ種組合ハ近年小作爭議ノ激發ニ鑑ミ地主小作人カ相協力シテ相互ノ親善融和及農業ノ改良發達等ヲ圖リ爭議ヲ未然ニ防止セントシ又一度爭議ノ發生セシ地方ニ於テハ其ノ解決及再發防止ノ目的ヲ以テ地方當局及地主ノ自發的努力等ニ依リテ設立セラレタルモノニシテ其ノ内組合内部ニ於テ地主ト小作人トカ對等地位ニアリ委員會制度ニ依レルモノノ中ニハ成績ノ相當見ルヘキモノモ無キニアラス

以上記事中地主組合は十三年の發表によれば一、一五九であつた、從て七二七(四割六分)の減少を示してゐる。之は何等辯明がないので不明ではあるが、地主組合のみの減少を呈せることは恐らく地主組合の合同が行はれたか、若くは調査の單位が變更されたかの結果であらうと推察せざるを得ない

## 第一節　日本農民組合

日本農民組合は大正十一年四月九日の創立であるが、同十一年末現在の組合數九六、組合員數六、一三一である。翌十二年末現在は組合數三〇四、組合員數二五、七一一に激增し、同十三年末現在には組合數六九四、組合員數五一、八〇六に倍加し、更に大正十四年十月八日現在の調査では七八八支部五三、一三〇に增加してゐる。但し之は組合費完納の組合員

數であつて、婦人部、青年部等の活動分子が表面に現はれてゐないことは注目すべきであらう。因に本組合事務所は大阪市此花區江成町一八六である。

## 1　日本農民組合現勢（大正一四・一〇・八現在　括弧内年月日ハ創立ヲ示ス）

日本農民組合總本部（大正一一・四・九）支部數七八八、組合員數五三、一三〇

關東同盟會（大正一一・一〇・一五）

直屬支部約一四、組合員四八三

千葉縣聯合會（大正一三・二・二）支部　一五　組合員約　一、三〇〇

群馬縣聯合會（大正一三・七・一五）支部　三　組合員　一、一三五

山梨縣聯合會（大正一三・一〇・一七）支部　五　組合員　五、〇〇八

新潟縣聯合會（大正一三・一一・二三）支部　七九　組合員　三、四九九

關西同盟會

三重縣聯合會（大正一三・二・一七）支部　二九　組合員　一、三二

一志郡聯合會支部一〇、組合員五一三、北勢聯合會支部九、組合員三三、飯南郡聯合會支部一〇、組合員三七六

滋賀縣聯合會（大正一四・二・一五）支部　一〇　組合員　四三九

奈良縣聯合會（大正一四・二・二〇）支部　五〇　組合員　二、七二四

生駒郡聯合會支部一〇、組合員八八七、北葛聯合會支部二五、組合員一、一五〇、南葛聯合會支部七、組合員二八一、直屬支部八

組合員四〇六

京都府聯合會（大正一四・四・九）支部　五九　組合員　四、〇五四

南桑聯合會支部三、組合員九三、綴喜郡聯合會支部二、組合員九八六、久世郡聯合會支部五、組合員九六四、相樂郡聯合會支部一〇、組合員六六〇、直屬支部一〇、組合員五三

大阪府聯合會（大正一四・二・二〇）支部　八〇　組合員　四、〇四八

河内聯合會支部五、組合員二、四七二、北攝聯合會支部二、組合員六七五、和樂聯合會支部一五、組合員九〇二

淡路聯合會（大正一三・九・三〇）支部　一二　組合員　七〇八

東播聯合會（大正一三・五・　）支部　四一　組合員　二、八〇七

西播聯合會（大正一四・二・二〇）支部　一四　組合員　五三三

岡山縣聯合會（大正一三・三・二四）支部　四五　組合員　二、九九五

旭東聯合會支部三〇、組合員一、五四五、備南聯合會支部八、組合員七九五、兒島郡聯合會支部五、組合員五四五、直屬支部二

組合員一一〇

山陰聯合會（大正一三・三・二五）支部　三　組合員　一、四七七

山口聯合會（大正一四・一・三〇）支部　四　組合員　五三五

阿南聯合會（德島）（大正一四・五・三）支部　一三　組合員　六六五

香川縣聯合會（大正一三・六・二）支部　九五　組合員　一〇、二八〇

香川郡聯合會支部一〇、組合員九五九、大川郡聯合會支部一五、組合員一、三七五、仲多度郡聯合會支部三九、組合員四、三六七、綾歌郡聯合會支部二三、組合員二、七二八、木田郡聯合會支部八、組合員八四一

福岡縣聯合會（大正一三・一一・二一）支部　七一　組合員　五、九八三

浮羽郡聯合會支部六、組合員一、六三三、朝倉郡聯合會支部八、組合員八九五、糸島郡聯合會支部一六、組合員八八三、筑紫郡聯合會支部七、組合員七四七、早良郡聯合會支部六、組合員五八四

直屬支部二八、組合員一、二五四
三養基聯合會（佐賀）（大正三・二・七）支部　三　組合員　七四二
西諸縣郡聯合會（宮崎）（大正三・一・二九）支部　九　組合員　六〇五
姶良郡聯合會（鹿兒島）（大正三・二・一〇）支部　二　組合員　三九〇
直屬支部　二六　組合員　一、五六五

2　聯合會の新設

日本農民組合所屬聯合會にして大正十四年中に設立されたるものを月別に擧ぐれば次の如くである。

山口縣聯合會――山口縣德山町二丁目（一月）
滋賀縣聯合會――滋賀縣栗太郡葉山村出庭（二月）
奈良縣聯合會――奈良縣北葛城郡新庄町疋田（二月）
大阪府聯合會――大阪市此花區江成町一八六（二月）
西播聯合會――兵庫縣宍粟郡染河內村上野田（二月）
京都府聯合會――京都市御幸町御池南入三五八（四月）
河南聯合會――德島縣那賀郡羽ノ浦町岩脇（五月）
北海道聯合會――北海道旭川市三條通九丁目左一號（十月）

3　規約及役員

前年度と異動なきに付き之を略す本年鑑十四年版（三四七―三五〇頁參照）

## 第二節　其他の重なる農民組合

### 一　中部日本農民組合同盟會

一　創　立　大正十三年四月九日
一　事務所　岐阜市大寶町三八二九
一　支部數　約六〇　組合員數　約三、五〇〇
一　組合長　横田秀夫氏

### 二　北日本農民組合聯合會

一　創　立　大正十三年十二月十六日
一　事務所　新潟縣新發田町紺屋町
一　組合員數　約二五、〇〇〇
一　組合長　須貝快天氏

## 第三章　中間階級者の組合

中間階級者の組合は、本年度に於ては稍促進の傾向があつたが、併し尙其數も少く、その勢力も微弱である。唯全國的協議會の開かれたことは特筆すべきであらう。本年度に設立されたかゝる組合の主なるものを擧げれば次の通りである。

### 一　俸給生活者の組合

社友倶樂部――日毛加印兩工場の在勤社員團體社友倶樂部は社長の公認を得ることが容易でなかつたが漸く川西社長の公認を得て一月十一日印南工場寄宿舍集會場で發會式をあげた。その目的は（一）會員は社規を遵守服膺し穩健着實なる社風の確立を期す、（二）會員は人格の向上に努め社員たる責務を完うし以て社業の發展を期す（三）會員は常に上下の意思疎通を憶い、相互の親睦及び福利の增進を期す（各事業の實行に關しては會社の許可を經ることを要す）

神戸サラリーメン・ユニオン――六月二十四日神戸市生田倶樂

部にて發會

東京市電氣局職員同志會――九月十六、七日、赤坂區青山會館にて發會。綱領中の『吾人は勞資兩階級の中間に介在し危激には苦諫を具し正理には協援を與ふ、以て常に公正の態度を持し自家の地歩を守らんとす』がその傾向を物語つてゐる。

神戸一般勞働組合――十月十一日神戸湊川勸業館にて發會

關東無産俸給者組合創立總會――十一月二十八日、東京神田明治會館に於て開催、野阪鐵氏以下二十名出席、(一)既成同種團體(市電職員同志會、日本工人倶樂部、遞友同志會、啓明會、シンガミシン從業員團體等)と提携の件――可決、(二)無産政黨加盟の件――可決

全國俸給生活者組合協議會――十一月二十九日、芝協調會館にて、出席團體關東無産俸給者組合、大阪非筋肉勞働組合、大阪一般勞働組合、神戸一般勞働者組合、神戸S・M・U、京都キネマ從業員組合。規約を可決し、無産政黨加盟の件を取消し、委員長に關根悅郎氏を選任した

規　約

第一條　本會を全國俸給生活者組合協議會と稱し、本部を東京市に置く

第二條　本會は全國の俸給生活者組合及び之に類似の組合を以て組織す

第三條　本會は加盟組合相互の連絡並に協議等をなすを以て目的とす

第四條　本會に左の機關を置く

一　協議員會　二　常任委員會

第八條　本會の經費は各加盟組合の負擔とし、毎月一圓を納入するものとす

二　教員の組合

近畿聯合教育會――二月九日

京都府聯合教員會――十月六日

## 第四章　職業婦人の組合

總同盟、評議會、官業勞働總同盟等の婦人部が充實して來たが外、特に職業婦人の組合の見るべきものに接しない。强ひて摘錄すれば次の如きものであらう。

一　職業婦人の組合

女給共勵會――四月十一日――但し間もなく内訌を起して分裂す

神戸シスター會――六月

職業婦人聯盟――十二月六日

二　女教員の組合

富山縣女教員聯盟――五月十七日

全國小學校聯合女教員會――五月二十三日、全國小學校女教員大會から脱退して帝國教育會の手を離れて獨立したものである。東京市が管下の女教員のこれに加盟することを拒否して物議を起したが特に加盟を許した。

# ◎主要勞働組合一覽表（大正十四年末現在）

| 勞働組合名 | 組合事務所々在地 | 設立年月日 | 組合所屬工場又は職業種類 | 組合員數 | 加盟組合支部 | 幹部氏名 | 機關紙 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本勞働總同盟 | 東京市芝區三田四國町二ノ四 | 一・八・一 | | 三六、一〇三 | 關東勞働同盟會、關西勞働同盟會、日本鑛夫組合、直屬組合 | 會長 鈴木文治<br>主事 藤岡文六<br>中央委員 一〇名 | 月刊勞働 | |
| 關東勞働同盟會 | 東京市芝區三田四國町二ノ四 | 一〇・三・一三 | | 一九、八六七 | 組合 | 執行委員長 望月源次<br>主事 齋藤健一<br>會長 松岡駒吉 | | |
| 東京鐵工組合同盟 | | 一三・三・六 | | 二、三五〇 | 二七支部 | 組合長 內山藤七<br>主事 土井虎一<br>直作 | | |
| 關東合同勞働組合同盟 | | 一四・七・一九 | | 一、四五〇 | 二〇支部 | 組合長 望月源次<br>主事 細谷松太 | | |
| 東京革工組合 | 東京市外北千住二ノ一・五一 | 一四・四・二六 | | 六一〇 | 六支部 | 組合長 茂澤清<br>主事 星秋吉 | | |
| 東京乘合自動車組合 | 東京市芝區三田四國町二ノ六 | 一四・四・ | | 一五〇 | | 組合長 木內平三郎<br>壬生信男 | | 大正一四・七・一六、南部・城北・荏原勞働組合合同 |
| 自動車勞働組合同盟 | | 一三・一一・四 | | 一三五 | 二支部 | 組合長 望月源次<br>今中周吉 | | |
| 關東紡績勞働組合同盟 | | 五・三・一七 | | 七、〇四五 | 五支部 | 組合長 山根權二郎<br>主事 岩內善作 | | 大正一四・一二、現在 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本縫工組合 | 東京市外大井町三ツ宮崎方 | 一三・三・二九 | 鐵道省被服工場 | 三六〇（一六〇） | 組合主事 | 小原平 | 大正三加盟 |
| 關東醸造勞働組合 | 千葉縣野田町中ノ臺一九四 | 一〇・一三・一五 | 關東及北海道地方醸造職工 | 三、〇〇〇（五〇〇） | 組合長 | 岡岩井相小泉七造 | 大正一四・二、現在 |
| 遞友同志會 | 東京市芝區三田四國町二ノ六 | 一四・九・三〇 | 郵便集配人 | 三六六 | 組合長 | 赤松石塚幸次郎 | |
| 神奈川縣聯合會 | 神奈川縣川崎市堀ノ内五一 | 一五・三・七 | 神奈川縣工組合、鐵セメント勞働組合、東京電氣從業員組合、神奈川石油勞働組合、神奈川同勞働組合 | 三、二八七 | 會主事 | 三木德永 | 各組合トモ大正十五年設立 |
| 郡山勞働組合 | 福島縣郡山市古館八一 | 一三・二・二四 | | 九七 | | 田中阿相 | |
| 信州交通勞働組合 | 松本蟻ヶ崎一〇五 | 一四・一〇・一五 | 伊那電鐵、筑摩電鐵 | 二四一 | | 桐山山本光雄 | |
| 日光勞働組合 | 栃木縣日光田中町桐生町方 | 一四・一一・三 | 人力車夫 | 一五〇 | | 田中小松四郎本今朝吉 | |
| 關西勞働同盟會 | 大阪市此花區江成町一一〇 | 八・四・一三 | | 一三、二四三 | | | |
| 大阪聯合會 | 大阪市此花區江成町二九二 | 六・六・ | | 七組合七、八一八 | 會長主事 | 村主德山内三郎鐵吉 | 大正一五・二、現在大阪神銅工大阪機械工兩組合合併改稱 |
| 大阪金屬勞働組合 | 大阪市此花區江成町一一〇 | 一五・四・四 | 住友鑄鋼所、汽車會社、豐田機織、久保田鐵工所 | 四、二〇〇 | 四支部聯合、八四支部 | 塚本大矢重藏省三 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪機械勞働組合 | 大阪市此花區江成町二九二 | 一〇・二・二六 | 三、五〇〇 | 藤岡文六 大矢省三 | | |
| 大阪仲銅工組合 | 同市此花區十六町四五 | 八・一〇・ | 五〇〇 | 村主德三郎 中川重吉 | | |
| 大阪電線工組合 | 大阪市此花區春日出町一ノ四八 | 一〇・八・ | 七二一四 | 西尾末廣 泉清 | 支部 | |
| 大阪合同勞働組合 | 大阪市此花區江成町二九二 | 一〇・七・一 | 一、七五六 | 金正米吉 本山茂定 | 一六支部 | 瓦斯會社、德永ガラス、住友作業所、攝津製油 |
| 大阪紡績勞働組合 | 大阪市此花區四貫島梅香町二 | 一五・二・二八 | 五〇〇 | 賀川豐彥 三木豐 | | 東洋紡績四貫島工場 日本紡績福島工場 |
| 大阪印刷出版勞働組合 | 大阪市西淀川區浦江町五三七 | 一四・一一・四 | 三〇〇 | 安藝盛 | | 三有社印刷 |
| 大阪市電從業員組合 | 大阪市此花區江成町二九二 | 一三・七・二 | 三〇〇 | 中川知味 | | 大阪市電氣局 |
| 尼崎聯合會 | 尼崎市開明橋東 | | 一、五三〇 | 會長 根崎貞儀 主事 大山俊 | | 大正一五・五・二、現在 |
| 尼崎機械勞働組合同右 | | 一三・三・ | 七三八 | 藤岡文六 | 二八七 | |



大正一五・五・一五大阪印刷工交親會ヲ改稱ス

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 尼崎合同勞働組合 | 同右 | 一〇・三・一〇 | 三四〇 | 藤岡文六 | | |
| 尼崎硝子同勞働組合 | 同右 | 一三・四・二八 | 一三 | 藤岡文六 | | |
| 灘聯合會 | 兵庫縣御影町字上東八四三 | 一三・二・二四 | 一、〇五五 | 三組合 | 藤岡文六<br>笹島末吉<br>石橋安吉<br>笹島末吉<br>横引榮一 | 大正一五・二、現在 |
| 灘製樽工組合同 | 右 | 一三・二・二四 | 七〇〇 | 製樽工 | | |
| 灘輪竹工組合同 | 右 | 一三・九・ | 一〇〇 | | | |
| 灘合同勞働組合同 | 右 | 一三・九・ | 一五〇 | | | |
| 中國聯合會 | | | | 今治勞働組合、因島勞働組合、玉造船勞働組合 | 越智林平<br>松本森一<br>杉原靜馬<br>近藤勝<br>筑田隆 | 製壜、羊毛兩組合合同ス |
| 今治勞働組合 | 愛媛縣今治市別宮 | 一四・一・一七 | 二三五（六五） | 三支部 | | |
| 因島勞働組合 | 廣島縣御調郡因島土生町 | 一〇・一・一八 | 四五〇 | | | |
| 玉造船勞働組合 | 岡山縣兒島郡日比町玉 | 一四・四・一八 | 三〇〇 | 玉造船所 | | |
| 九州總聯合會 | 長崎市岩川町一八 | | 五六九 | 九州勞働組合、長崎機械工組合、早諫組合、陶器勞働組合、九州製組合 | 今村等<br>伊東功<br>四郎 | 大正一五・四・南九州聯合會ヲ改稱ス |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長崎機械工組合 | 同 | 冶 | 一四・九・二 | 二三 | 鋼勞働組合小倉支部 | | |
| 九州勞働組合 | 同 | 右 | 一三・二・三 | 三〇二 | | | |
| 諫早勞働組合 | 長崎縣諫早町 | | 一四・五・ | 五四 | | | |
| 神戸勞働組合 | 神戸市東尻池町目十一 | 三丁 | 一四・八・二 | 一三六 | | | |
| 高砂工友會 | 兵庫縣高砂町西町 | 農人 | 一三・一〇・三一 | 八四五（一九五） | | | |
| 和歌山合同勞働組合 | 和歌山市外宇須小浦方 | | 七・八・三一 | 一三二 | | | |
| 和歌山染色勞働組合 | 同 | 右 | | 一二六 | | | |
| 德島合同勞働組合 | 德島市西富新道 | 印刷工、鐵工、紡績工 | 一四・六・一五 | 四八 | 清水通雄 | 仁木秀雄 | 大正一四、全日本鑛夫總聯合會ヲ改稱ス |
| 德島勞働組合 | 德島縣板野郡堀口村中屋島福原方 | 合同 | 一三・五・二〇 | 七〇 | 福原清次郎 | | |
| 日本鑛夫組合 | 東京市麴町區內幸町一ノ六第三東鳴クラブ | | 九・一〇・八 | 二、九四三（一五） | 麻生久 加藤勘十 高梨二夫 | | 大正一五・二、現在 |
| 足尾支部 | 栃木縣足尾町前原 | | 八・九・一 | 一、六〇〇 | 二 | 石山寅吉 高橋長太郎 | 支部 |
| 阿仁支部 | 秋田縣阿仁合町 | 小澤鑛山 | 一三・七・二八 | 七三 | | 石田留吉 | |
| 九州支部 | 福岡縣田川郡川崎村小倉畔 | | 一三・八・二七 | 四九〇 | 五 | 光吉悅心 | 支部 |
| 別子支部 | 愛媛縣角野村 | 別子銅山 | 一三・一〇・一 | 七〇〇 | | 山內鐵吉 高梨二夫 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 高越支部 | 德島縣三山村川田山 | 一四・九・七 | 高越鑛山 | 二七〇(一五) | | |
| 日本勞働組合評議會 | 大阪市此花區玉川町四丁目五三 | 一四・五・二四 | | 三、九七一 | 大阪地方<br>關東地方<br>中部地方<br>京都地方<br>泉州地方<br>神戸地方<br>中國地方<br>評議會 | 澤田友市 |
| 大阪地方評議會同右 | | 一四・六・九 | | 四、四一三(三六九) | 六組合 | 常任委員五名 野田律太<br>半月刊勞働新聞 |
| 大阪金屬勞働者組合 | 大阪市港區泉尾町中通三ノ一二 | 一〇・四・三 | 藤永田造船、大阪鐵工所、村尾造船 | 二、三四五(二四五) | 二〇支部 | 木村幸次郎<br>德田英次 |
| 大阪電氣勞働組合 | 大阪此花區玉川町四ノ五三 | 九・三・二一 | 大阪市電氣局 | 八八〇(五〇) | 九支部 | 野田律太<br>長谷川壽松 |
| 大阪木材勞働組合 | 大阪市港區泉尾町中通三ノ一二 | 一四・七・一六 | 大林組、竹中組、秋田木材工場 | 一、一五〇(三〇) | 一一支部 | 木村幸次郎<br>中村義明 |
| 大阪印刷勞働組合 | 大阪市此花區玉川町四ノ七三 | 三・四・一五 | | 四〇〇(一五) | | 飯石豐市<br>長壁民之助 |
| 大阪ゴム工組合 | 大阪市西淀川區浦江町五八七 | 一四・五・一八 | 角一、丸Aゴム工場 | 一五八(一八) | | 太田博<br>三田村四郎 |
| 大阪一般勞働者組合 | 大阪市浪花區敷津町三ノ一一 | 一四・八・六 | | 八七七(三〇) | 五支部 | 山本重次郎<br>芦田關助 |
| | | | | | | 松葉清繼<br>山邊健太郎 |

大正一五・四、大阪造船勞働組合ヲ改稱ス　二、大正一五・現在

大阪造機船ヨリ分離ス　二、大正一五・現在

大阪合同ヨリ分離ス　二、大正一五・現在

阪南合同勞働ト合同ス　二、大正一五・現在

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 關東地方評議會 | 東京市芝三田四國町二ノ五 | 一四・六・一三 | 一〇、六〇二 | | | 齋藤忠利 | 造船機械工勞働組合 |
| 關東金屬勞働組合 | 同右 | 一四・八・二三 | 三、八〇〇（一六七） | 一三支部 | | 山本懸藏 | 時計工、關東鐵工、東京合同ノ四組合合同ス |
| 關東出版勞働組合 | 東京市牛込區西五軒町三四 | 一四・八・三〇 | 三、三〇〇（六五〇） | 九支部 | 日清印刷、秀英社、共同印刷所 | 齋藤忠利 本澤兼次 | 高田寺西三郎 幸松月時 |
| 東京合同勞働組合 | 東京市本所區太平町二ノ二〇三 | 一三・二・二三 | 九〇〇（一五） | 一一支部 | | 藤沼瞭一 唐澤清八 | 代 |
| 横濱合同勞働組合 | 横濱市西戸部扇田五二一 | 一三・八・一七 | 一、五〇〇（一、〇〇〇） | 四支部 | 富士紡保土ケ谷工場浦賀ドック | 眞柄眞吾 糸川仁一郎 | |
| 小樽總勞働組合 | 小樽市稻穗町西三ノ一八 | 一四・八・三一 | 七〇三（二） | 四支部 | 鐵工、運輸從業者、沖仲仕 | 境一雄 | 大正一四・四・一、東部・西部・南部・北部合同及平塚勞働組合ス |
| 函館木工組合 | 函館市駒止町八高島方 | 九・一・一三 | 二八〇 | | | 高島末太郎 | 關東鐵工横濱支部ノ獨立セルモノ大正十五・二、現在 |
| 青森合同勞働組合 | 青森市古茶屋二四大澤方 | 一四・一〇・五 | 一三〇 | | | 大澤久明 | 大正一四・一二、加盟一五・二、現在 |
| 中部地方評議會 | 名古屋市中區西境町四ノ一九 | 一四・六・ | 一、四〇〇（一〇〇） | | | 清水一松 葛谷光造 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中部交通勞働組合 | 名古屋市中區主水町二丁目山崎方 | 一四・二・二三 | 八二〇 | 四 | 支部 | 鈴木久吉 斧田重治 |
| 名古屋機械勞働組合 | 名古屋市東區新道一ノ一 | 一三・三・二〇 | 二〇〇 | 三 | 支部 | 清水石松 長谷川民之助 |
| 名古屋合同勞働組合 | 同右 | 一四・一・一五 | 三五〇（一〇〇） | | | 清水石松 |
| 京都地方評議會 | 京都市下京區坊城通島原大門下ル二丁目 | 七・一〇・ | 一、七二一（五九） | 四 | 組合 | 奥村甚之助 谷口善太郎 |
| 京都木材勞働組合 | 同右 | 一三・一二・ | 一五八 | 二 | 支部 | 辻井民之助 伊藤銀三郎 |
| 京都金屬勞働組合 | 同右 | 一一・六・一八 | 六八三（七） | 一〇 | 支部 | 古瀬寅之助 |
| 京都染物勞働組合 | 同右 | 一三・二・ | 四〇六 | 七 | 支部 | 高村幸吉 |
| 京都合同勞働組合 | 同右 | 一一・六・ | 四七四（五六） | | | 稲葉辰藏 國領五一郎 |
| 泉州地方評議會 | 堺市西港町三〇二 | 一四・ | 一七〇（七） | | 泉州紡績勞働、堺阪南鐵工合同勞働組合ノ三組合 | 平尾與四郎 福岡愛太郎 |
| 神戸地方評議會 | 神戸市塚本通一ノ二 | 一四・七・二 | 一、九〇五（四二） | | | 野倉万治 青柳善一郎 |
| 神戸機械造船勞働組合 | 神戸市筒井町二ノ六 | 一三・一三・ | 七三四（一〇） | 六 | 支部 | 川見宗定 森口新一 |

大正一四・六・二〇、京都聯合會ヲ改造ス　大正一五・二、現在京都合同勞働ヨリ獨立ス　京都電機勞働ノ改稱

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 勞働組合 | 神戸印刷日 | 神戸市下山手通二丁 | 一三・三・二 | 一五〇(七) | 吉田榮吉 | 森辰太 |
| 神戸ゴム工組合 | 神戸市塚本通本通一ノ六二 | 一三・一・ | | 一三四(二〇) | 藤原豐 | |
| 神戸鐵道勞働組合 | 同 | 右 | 八・三・一六 | 一三三 | 宮本勝平 | |
| 神戸港內勞働組合 | 神戸市加納町三丁目二二六 | 一三・八・二四 | 神戸港內勞働者 | 一三五 | 木村錠吉 安島國 | |
| 神戸市合同勞働組合 | 神戸市東尻池二ノ五 | 一〇・二・ | 一般勞働 | 六四〇(五) | 奥田宗太朗 福森陽太郎 | |
| 中國地方評議會 | 岡山市七軒町二二 | 一四・六・一七 | | 一、七六〇(三三〇) | 橋本朝一郎 林一雄 | 大正一五・二、現在 |
| 岡山鐵工組合 | 同 | 右 | 一三・一・ | 二〇〇 | 兒子安夫 疋田猛 | |
| 岡山足袋ゴム工組合 | 同 | 右 | 一三・二・ | 三五五(七五) | 二村鶴松 瀨川四郎 | |
| 岡山合同勞働組合 | 同 | 右 | 一三・一・ | 七〇〇(二〇〇) | 橋本朝一郎 定家一心 | |
| 廣島鐵工組合 | 廣島市手塚町鶴見橋西早川方 | | 一四・六・一 | 一七〇 | 早川義則 丸山宗一 | |
| 日本勞働組合總聯合 | 東京市芝區新櫻田町 | 一九 | 一五・一・一七 | | 布施辰治 坂本孝三郎 坪井專次郎 | 月刊總聯合組合 |
| 關東地方勞働組合聯合會 | 同 | 右 | 一一・六・四 | 三、六一五(一六) | 高山久藏 坪井專次郎 | 機械勞働組合聯合會ノ改稱 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京機械工組合 | 東京市芝區本芝町二ノ一六 | 一四・五・四 | 池貝、六櫻社 | 一、〇八五（一〇） | 十六支部 | 坪井專次郎 松田常次郎 |
| 日本勞技會 | 東京府下隅田町四五九 | 九・八・一 | 日本車輛、東京織物 | 一、一六〇 | 三支部 | 宇野信次郎 稻田末太郎 |
| 日本精技會 | 東京市外大崎町居木橋一五八二 | 一四・一二・一三 | | 一〇〇（六） | | 田中熊次郎 二山英之助 |
| 京濱勞働技友會 | 東東市外入新井町不入斗八九二 | 一三・四・一六 | | 八五〇（一〇） | | 高橋洪二 高梨濱三 |
| 關東車輛工組合 | 東京市本所區太平町二ノ三七古永方 | 二・三・二四 | | 三〇〇 | | 並木菊之助 古永啓二郎 |
| 關東メリヤス工組合 | 東京市外大崎町上大崎三七〇 | 一四・六・二九 | | 五〇〇 | 三支部 | 淺井貞三 永上武四郎 |
| 關西聯合會 | 大阪市西淀川區十三西ノ町二六 | 一二・一二・一五 | | 三、一四五（一八〇） | 六組合左記組合ノ外大阪染色勞働關西メリヤス、大阪ガス工組合ノ三組合 | 坂本孝三郎 末中勘三郎 |
| 大阪鐵工組合 | 大阪市浪花區船出町八三一 | 八・五・一八 | 大阪鐵工所、內外電熱、汽車會社 | 一、八五〇（四〇） | 一七支部 | 坂本孝三郎 宇垣幸一 |
| 電機技工組合 | 大阪市西淀川區十三西ノ町二六 | 一四・五・一六 | 日本電熱、中村電氣工場 | 四〇〇（五〇） | 三支部 | 坂本孝三郎 越智正夫 |

東京機械勞働、本芝勞働、純勞働者、明治電友ノ四組合同

大正一五・五・二瓦斯電氣技友會ヲ改稱ス

大正一五・一二、現在

同右

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 神戸一般勞働者組合 | 神戸市再度筋四六小田方 | 一四・一〇・二一 | 川崎造船、其他雜業 | 六四七（四二） | 三木良太<br>山本秀 | 大正一五・一・三加盟<br>大正一五・一現在 |
| 日本勞働組合聯合 | 大阪市港區市岡元町一〇ノ六九五 | 一四・五・ | 九組合<br>左記組合<br>ノ外西部<br>通信勞働<br>日本土工<br>大阪勞働者<br>ノ三組合 | 五、五九九（一〇五） | 後藤田正毅<br>中川鐵次郎 | 日本勞働組合聯合ヨリ獨立ス |
| 大阪造船勞働組合 | 同 | 一〇・二・一 | | 二一五 | 桂村宗太郎 | |
| 關西車輛工組合 | 同 | 一三・二・一五 | | 三一五 | 後藤田正毅<br>中川鐵次郎 | |
| 日本鐵筋工組合 | 同 | 一三・六・五 | | （一六〇） | 中村乙次郎 | |
| 日本左官工組合 | 同 | 一三・九・五 | | 七五三 | 清瀨常夫 | |
| 日本大工勞働組合 | 同 | 一三・二・一 | | 一五二 | 塚田巳之助 | |
| 大阪合同勞働組合 | 同 | 一四・四・二〇 | | 四六五 | 佐野太三郎 | 大正一五・一・五現在 |
| 日本勞働組合聯盟 | 大阪市浪花區大國町三ノ一六四九 | 一四・九・二一 | | 九二九 | 植松一三<br>中山善吉 | |
| 鐵工勞働組合 | 同 | 一四・八・一三 | 川村鐵工場、ソノ他 | 三八三 | 中山善吉 | |
| 大阪鏡加工組合 | 同 | 一三・九・二〇 | 森方鏡工場、ソノ他 | 三八三 | 植松一三 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪組合聯盟 | 大阪市西成區山城通四丁目六九三 | 一五・一・一六 | 三五五（八五） | 大阪鑄造工、大阪金屬工、浪速友禪同志會ノ三組合 | 生野益太郎 奥矢學 |
| 日本製陶勞働同盟 | 名古屋市東區長塀町四ノ六 | 一四・一・一五 | 三、五三八（三五八） | | 荒谷宗治 木村愛次郎 |
| 名古屋聯合會同右 | | 一四・九・ | 八三〇（一三五） | 中部陶畫工、九谷則畫工、武陶工組合 | 武馬文左衛門 古井岩吉 |
| 中部陶畫工組合同右 | | 八・八・ | 六七〇（一二五） | | 伊豆鎬次郎 武馬文左衛門 中島重作 南仁太郎 |
| 九谷畫工組合 | 名古屋市東區長文寺町永田方 | 一三・三・ | 一三〇 | | |
| 東濃聯合會 | 岐阜縣駄知町塚本方 | 一四・九・一五 | 一、八〇〇（五〇〇） | 六組合左記組合ノ外妻木勞働製陶、瑞浪製陶、瀧呂陶勞働ノ三組合 | 塚本幸之助 長瀨紀 |
| 駄知製陶勞働組合同右 | | 三・ | 六五〇（二五〇） | | 加納勘造 大野兼十 |
| 下石陶畫工組合 | 岐阜縣下石町 | 七・ | 一三〇（五〇） | | 山本忠一郎 |
| 土岐津陶工組合 | 岐阜縣土岐津町 | 一三・ | 二三〇（八〇） | | 山口廣三郎 長瀨紀 |

刊行　大正一五・二現在

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 京都陶器工組合 | 京都市下京區馬町東山線東入 | 二・六・二 | 七〇〇 | 三支部 | 木村愛次郎 |
| 全國印刷工聯合會 | 東京市京橋區木挽町二ノ一〇 | 三・六・ | 四、五〇〇 | 九組合（左記組合ノ外千葉、手工會、上毛三山、函館、札幌印刷工、熊本印刷ノ四組合） | 和田榮太郎 月刊印刷工聯合 延島英一 |
| 東京印刷工組合 | 東京市小石川區西丸町一九 | 三・二・二 | 三、六五〇（一五〇） | | 和田榮太郎 |
| 横濱印刷工組合 | 横濱市西戸部町一六三五 | 三・六・八 | 三〇〇（一四） | | 濱松幸太郎 行木勇 |
| 大阪印刷勞働組合 | 大阪市西區江戸堀北通二ノ九 | 九・七・ | 二五〇 | 二支部 | 生島繁 紫原貫 |
| 京都印刷工組合 | 京都市淨福寺下立賣下ル | 二・五・一 | 一三〇 | | 福島佐太郎 中川正夫 |
| 關東勞働組合聯合 | 東京市芝濱松町四ノ一三 | 一・九・二 | 一、四三〇（一五〇） | 六組合 | 富田五郎 佐藤護郎 北林 |
| 電氣鐵工勞働組合 | 同右 | 三・六・二 | 一五〇 | 三支部 | |
| 自動車技工組合 | 同右 | 三・四・二〇 | 一〇〇 | | |
| 機械技工組合 | 東京市外平塚村戸越一二〇五佐藤方 | 八・二・二 | 五〇〇（八〇） | 一〇支部 | |
| 東京製菓工組合 | 東京市外龜戸町四ノ一九六福岡方 | 三・六・ | 一八〇（七〇） | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 輝醒勞働組合 | 東京市外目黑別所六田中方 | 三・三・ | 一〇〇 | 岡部屋 | 月刊 | 半月刊 |
| 自由勞働相互會 | 東京市外平塚村下蛇窪三四 | 一四・三・ | 四〇〇 | 三支部 | 加藤利藏 伊崎豐太郎 | 大正一五・四、現在官業勞働新聞 |
| 黑色青年聯盟 | 東京市外南品川二日市町二四四 | 一四・ | 「アナーキスト」ノ團體又ハ組合有志ノ思想的團體 | 自由勞働者 | 水沼 | |
| 關西勞働組合 | 大阪市此花區下福島五ノ二二日野方 | | 五九〇（一九） | 大阪機械技工組合 大阪印刷工組合、京都印刷工組合、神戸自由勞働組合 | 日野正義 | |
| 自由聯合會 | | | | | | |
| 中國勞働組合聯合會 | 岡山市大供町一一一二 | 三・四・一〇 | 七八二（一七） | 高木精一 糸島孝太郎 | 中國聯合 | 大正一五、二、現在 |
| 機械工組合 | 同右 | 三・七・三五 | 一三〇 | 同右 | | |
| 岡山縣ゴム工勞働組合 | 同右 | | 三四〇（五） | 重實逸太郎 鈴木千代吉 | | |
| 純勞働者組合 | 同右 | 三・一〇・六 | 一九二（二） | 杉田宏 | | |
| 岡山縣紡績勞働組合 | 同右 | 三・三・二五 | 一三〇（一〇） | 岩崎友三郎 | | |
| 官業勞働總同盟 | 大阪市東區越中島町八六〇 | 三・二・九 | 一三、六〇〇 | 西浦宇吉 川村保太郎 | | |
| 關西同盟會 | 同右 | 三・七・三〇 | 五、〇〇〇 | 辻井安太郎 宮本靜一 | | |
| 向上會 | 同右 | 八・一・九 | 二、六五〇（四〇五） | 村井小之助 川村保太郎 | | |
| | | | 大阪工廠、陸軍被服支廠 | 一一支部 | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 名古屋向上會 | 名古屋市熱田東町横田二二 | 熱田工廠 | 一、四四〇（一三〇） | 西浦　宇吉 | | | | | |
| 大阪煙草勞働組合 | 大阪市南區日本橋四ノ七九 | 二・二・九 | 專賣局 | 四六九（一八七） | 辻井安太郎<br>花岡　潔 | | | | |
| 京都煙草勞働組合 | 京都市佛光寺通新道東入 | 二・四・三 | 專賣局 | 八〇 | 池田　進逸<br>小西　彌吉 | | | | |
| 九州同盟會 | 八幡市西本町二丁目 | 二・七・七 | | 七、八一〇 | 二組合 | | | | |
| 勞働組合同志會 | 同　右 | 八・一〇・二五 | 八幡製鐵所 | 八、六一五（六） | 一二支部 | | | | |
| 勞働組合革正會 | 小倉市堺町八丁目 | 二・五・一七 | 小倉兵器廠 | 一九五 | | 會主 | 田中末三郎<br>杉田貞次郎 | 月刊九州の勞働 | |
| | | | | | | 長 | 木村閏一<br>大平嘉三郎 | | 大正一五・五、現在 |
| 關東同盟會 | 東京市外中野町本郷一三一 | 二・二・九 | | 四六八 | | 事 | | | |
| 淀橋煙草勞働組合 | 同　右 | 二・七・二四 | 專賣局 | 二五〇 | | | 齋藤印平<br>三浦盛正 | 不定期<br>煙草勞働 | 大正一五・四、現在 |
| 東京官業勞働組合 | 東京市小石川區諏訪町三七 | 一四・一・ | 陸軍工廠、千住製絨所、芝專賣局 | 三〇〇（二〇） | 六支部 | | | | 大正一四・二・一度、除名サレタルモ復歸大正一五・三現在 |
| 海軍勞働組合聯盟 | 吳市堺川通四ノ四 | 二・三・一六 | | 四二、三五四（三九六） | 四組合 | | 久野寅夫<br>川島不二郎 | 月刊海聯時報 | |
| 吳海軍勞働組合 | 同　右 | 二・三・一六 | 吳海軍工廠 | 一九、二五〇（五〇） | | | 久野寅夫<br>菱川勘助 | | |
| 廣廠工僚會 | 廣島縣廣村五二 | 一〇ノ二 | 二・三・三 | 廣島工廠 | 一、八一三（一〇） | | 木下志津雄<br>淵里利一 | 月刊廣僚タイムス | |
| 社團法人横廠工友會 | 横須賀市山王町四八 | 一・五・二七 | 横須賀工廠 | 一〇、一八〇（八一） | | | 川島不二郎<br>福島磯次 | 月刊工友時報 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 舞鶴共立會 | 京都府加佐郡中舞鶴北町一丁目 | 一三・三・二 | 舞鶴工作所 | 三、三八(八七) | 島田良藏 | 月刊共立時報 | 大正一五・二、現在 |
| 佐廠勞愛會 | 佐世保市松浦町一一七 | 一三・三・八 | 佐世保工廠 | 七、七七四(一六八) | 古賀德一 大谷高之助 野副勝一郎 | 月刊勞愛時報 | 大正一五・一、現在 |
| 日本交通勞働聯盟總 | 東京市芝區烏森町一 | 一三・二・二七 | | 一七、二四二(七一八) | 堀川孝任 佐々木專治 | 月刊交通勞働 | |
| 東京市電從業員自治會 | 同右 | 一三・五・一 | 東京市電氣局、京成玉川、王子電鐵 | 一六、一九〇(一七〇) | 佐々木專治 濱田藤次郎 | 工場聯合會車庫聯盟、軌工會ト合同 | 大正一四・六・二六、加盟 |
| 大阪交通勞働組合 | 大阪市港區八幡屋町二四八 | 一三・一〇・一 | 大阪市電氣局 | 七三二 | 中西辰一 | | 大正一五・二・二、大日本鐵道現業員同盟ト現業員委員後援會ト合同 |
| 函館水電從業員交誼會 | 函館市新川町二七四 | 一四・五・一 | 函館水電 | 三〇 | 青野三郎 宮川秀一郎 | | 大正一五・一、現在 |
| 全日本鐵道從業員組合 | 東京市芝區濱松町一〇一五 | 一三・七・ | 國有鐵道 | 三、三〇〇 | 品川榮治 鈴木虎重 | 月刊現業公論 | 大正一五・二・二、自主的組合トナル |
| 大阪市電從業員自助會 | 大阪市港區八幡屋町松ノ町二一〇 | 一三・二・二〇 | 大阪市電氣局 | 三、二五一 | 菅忠一 久保田篤一 | 自助會會報 | 大正一五・二、現在 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 純向上會 | 大阪市北區桐生町六三 | 二・二・三〇 | 大阪工廠、名古屋工廠、川北電氣製作所 | 四、二〇〇（三〇〇）七 | 支部 | | | |
| 横濱市電共和會 | 横濱市瀧頭町二六四 | 一三・五・一〇 | 横濱市電氣局 | 七八八（八） | | 三橋儀三郎 | 月刊 | 大正一五・一・ |
| 神戸市電同思會 | 神戸市四番町七ノ七 | 一三・五・二八 | 神戸市電氣局 | 四五〇 | | 岩間敬義 | 共和 | 日本勞働組合聯合ヨリ獨立ス |
| 製鐵所共同研究會 | 八幡市尾倉立町三丁目 | 九・六・二〇 | 製鐵所伍長 | 三、六六三（七九） | | 桑田喜三郎 | | |
| 武相聯盟 | 横濱市長住町三 | 一四・五・一 | | 四、五九五（八七） | 工信會 工愛會 | 小屋原總三郎 | | |
| 横濱工信會 | 同右 | 一三・四・一 | 横濱船渠 | 二、四〇〇 | | 原一郎 | 月刊 | 大正一五・ |
| 工愛會 | 神奈川縣三浦郡浦賀町荒巻三六七 | 一〇・四・一三 | 浦賀船渠 | 二、一九五 | | 佐藤鑛太郎 | 工信會々報 | 二、現在 |
| 蒲田勞友會 | 東京府下蒲田町新宿一四二五 | 一四・九・ | 新潟鐵工所 | 五〇〇 | | 原一郎 | | |
| 芝浦勞働組合 | 東京市芝金杉濱町三八 | 一〇・一一・一七 | 芝浦製作所 | 二、〇〇〇（二〇〇）二 | 支部 | 酒井庄平 | | |
| 友信共愛會 | 東京市本所區太平町二ノ二〇七 | 一三・六・一五 | 汽車會社川崎工場 | 四〇〇（一二〇） | | 石井庄太郎 | | |
| 工友クラブ | 東京市牛込區早稲田鶴巻町四〇一 | 一四・五・一七 | 日清印刷所 | 三二〇（二〇） | | 山口豐次 | | |
| 純勞働者組合 | 東京市深川區越中島六 | 九・八・三一 | 鐵工場及製材工場等 | 三五〇 | | 水尾正次郎 | 不定期 | 大正一四・ |
| 東京家具工組合 | 東京市芝區琴平町二石川方 | 一四・三・一五 | 洋家具職工 | 一七五 | | 九町盛德 | 勞友 | 一二、現在 |
| 赤羽勞働懇談會 | 東京市外赤羽町三一五木野方 | 一四・九・二四 | 日本碍子、陸軍被服廠、日本製麻工場 | 一三〇 | | 保利增巳 | 月刊 | 大正一四・ |
| | | | | | | 高橋杵治 | 芝浦勞働 | 一二、現在 |
| | | | | | | 小日向鐵五郎 | 月刊 | 大正一四・ |
| | | | | | | 細貝宗之 | 友信共愛會報 | 一二、現在 |
| | | | | | | 國府田信一郎 | 月刊 | |
| | | | | | | 龜田均司 | 工友クラブ | 大正一五・ |
| | | | | | | 新井兵太郎 | | 四、現在 |
| | | | | | | 小林利造 | | |
| | | | | | | 松本倉吉 | | |
| | | | | | | 原澤武之助 | | |
| | | | | | | 木野庄之助 | | |
| | | | | | | 齋藤喜十郎 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 關西電氣從業員組合 | 大阪市此花區春日出町二ノ四尾森方 | 一三・七・ | 大同電力會社 | 四一六(一〇) | 飛島景毅 中島行茂 | 大正一五・五・大同電力從業員組合ヲ改稱ス | 月刊 |
| 南海同志會 | 大阪市住吉區粉濱町 | 一三・六・一八 | 南海電車 | 二、〇〇〇 | 一二支部 | 牧井允三郎 三宅好巳 | 月刊 南海公論 |
| 同友交通勞働組合 | 大阪市東區京橋一丁目京阪電鐵内 | 一三・五・二五 | 京阪電車 | 六〇〇 | | 山口末吉 清水豐吉 | |
| 愛友會 | 大阪市港區九條市電氣局内 | | 大阪市電氣局工場 | 一、四〇〇 | | 奥井清三 佐藤壽之助 | 大正一四・一二、現在 |
| 日本木材就働勞働者組合 | 大阪市北區上福島中四丁目 | 一一・一一・ | 日本木煉瓦會社 | 八七七 | 六支部 | 堂前孫三郎 | |
| 日毛工誠和會 | 兵庫縣加古川町南本町 | 一三・四・一三 | 日毛加古川印南工場 | 五、〇〇〇(四、〇〇〇) | | 本林檬 大庫源次郎 | 月刊 織維勞働新聞 |
| ダンロップ工組合 | 神戸市筒井町五二ノ四二 | 一〇・七・一五 | ダンロップ工場 | 九五二(三〇〇) | | 竹内鶴善 | |
| 日本勞働總同盟九州聯合會 | 八幡市通町六丁目 | | | 約一、〇〇〇 | 九州鐵工組合、九州硝子工組合、福岡勞働組合、大牟田勞働組合、同盟 | | 總同盟ハ大正一四・二、解散ヲ命ジ組合ヲ除名トス |
| 奈良瓦工聯合組合 | 奈良縣南葛城郡横上村相原 | 一三・二・一〇 | 瓦工 | 八〇〇 | 一〇支部 | 藤本信誠 | 民衆やまと |
| 日本海員組合 | 神戸市海岸通三ノ二六 | 一〇・五・七 | 海員 | 四〇、四三八 | 一一支部 | 楢崎猪太郎 濱田國太郎 | 月刊 海員 |
| 社團法人海員協會 | 神戸市下山手通八丁目八〇 | 明治元・一・二五 | 海技免狀受有者 | 八、四八九 | 三出張所 | 藤村重道 都竹要次郎 | 月刊 會報 |

大正一五、現在二、現在

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 海洋統一協會 | 神戸市原町一三 | 九・二・一九 | 船員 | 一三・九八三 | 松尾小三郎 | 月刊 |
| 郵船屬員協會 | 神戸市海岸通一丁目郵船支店内 | 九・九・ | 郵船遠洋航路乘組現業員 | 四、五六五 一 支部 | 田中畔十郎 | 海洋新聞 |
| 日本司厨同盟 | 神戸市河岸通二丁目四ノ一 | 一四・八・一九 | 司厨部員 | 八、四五四（八二） | 中原孫市 | 月刊 |
| 商船司志會 | 同 右 | 七・一〇・二 | 大阪商船司厨部員 | 一、〇二〇 | 堀内万三郎 | 會報 |
| 郵司同友會 | 同 右 | 明治四二・ | 日本郵船、近海郵船司厨部 | 二、六四〇（八二） 一 支部 | 井上淺次郎 | 大正一五・二、現在 |
| 大日本船舶司厨同志會 | 大阪市港區築港三條通四ノ四八 | 三・一・三 | 社外船司厨部 | 四、七九四 二 支部 | 松村信太郎 | 月刊 |
| 自由勞働同盟 | 東京市外吾嬬村請地三七八 | 三・八・一三 | | 二、〇六八（四八） | 加藤藤吉 | 大正一五・一、現在 |
| 建築勞働組合聯合會 | 同 右 | 八・六・一三 | | 五一一（四八） | 小川伊太郎 | 同盟 |
| 自由勞働者組合 | 同 右 | 三・八・一三 | | 六四三 | 井上淺次郎 | 大正一五・一、現在 |
| 同大工職組合 | 同 右 | 一四・二・一五 | | 四八三 | 村松信太郎 | |
| 革匠會 | 同 右 | 一三・六・二〇 | | 二一五 | 鵜飼務 | |
| 鐵筋勞働組合 | 同 右 | 八・八・八 | | 二一六 | 入船愼吾 | |
| 皮革職從業員組合 | 同 右 | | | | 上野富用 | |
| E・L・U | 同 右 | | | | 加藤昇 | |
| | | | | | 小笠原一郎 | |
| | | | | | 加藤昇 | |
| | | | | | 渡邊鐵石 | |
| | | | | | 上野富用 | |
| | | | | | 梅原寛吉 | |
| | | | | | 中田健介 | |
| | | | | | 石垣高次郎 | |
| | | | | | 木島一揆 | |
| | | | | | 秋吉敏郎 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 關東自由勞働者組合聯合 | 東京市本所區小梅瓦町一九 | 一五・三・一〇 | 自由勞働者 | 一、一五〇 | 高田格<br>山田清二 | 大正一五・五、現在 |
| 東京從業員組合 | 東京市芝佐久間町一ノ二 | 一三・五・二〇 | 東京市道路衞生從業員 | 一、五九七 二一支部 | 大道憲二<br>山我德一 | 大正一五・五・東京市道路衞生從業員組合ヲ改稱 大正一五・一、現在 |
| 日本勞働同志會 | 横濱市根岸町四〇八 | 一四・三・一 | 屋外勞働者大工 | 九七五（八〇） | 市川哲吉<br>淺野武 | 月刊龍新聞 |
| 横濱勞働共誠會 | 横濱市野毛二八八永井方 | 一四・九・ | 横濱市營通船夫 | 一〇〇 | 永井伊之助 | |
| 横濱港沖仲仕共濟會 | 横濱市壽町三ノ一二七 | 九・四・九 | 横濱港沖仲仕 | 一、七〇〇 | 原田壽夫<br>中谷榮吉 | 大正一五・二、現在 大正一五・二、現在 |
| 横濱沖仲仕同盟會 | 横濱市中村町東一三四一 | 九・五・一 | 沖仲仕 | 三四〇 | 北村精<br>小林喜作 | 大正一五・五、現在 |
| 帝國勞働共愛會 | 横濱市青木町下反町九一〇 | 一四・一・ | 仲仕人夫 | 五〇〇 | 吉田誠 | 全國俸給生活者組合協議會ヲ改稱ス |
| 日本俸給生活者組合聯盟 | 東京市麹町區内幸町一ノ五上村方 | 一五・五・二 | | | | |
| 關東無產俸給者組合同右 | | 一四・一一・二九 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪非筋肉勞働組合 | 大阪市港區八幡松野町二七一ノ二 | 一四・一〇・四 | 七七〇(一〇) | 船越芳之助 井上榮船 | 機關紙現代之使用人 | 大正一五・三、創刊 大正一五・二、現在 | |
| 神戸サラリーマン組合 | 神戸市中山手通三ノ二〇 | 一四・六・二四 | 一三三(八) | 三宅右市 藤田鶴夫 | | | |
| 日本教員組合啓明會 | 東京市神田區淡路町二ノ三 | 八・八・四 | 八八八(一八) | 下中彌三郎 田中惣五郎 | 敬明パンフレット | 大正一五・二、現在 | |
| 日本毛織加印社友倶樂部 | 兵庫縣加古川町 | 一四・一・二一 | 三九四 | 岩本靜一 福山美代藏 | 日本毛織加古川、印南工場社員 | | |
| 日本農民組合 | 大阪市此花區江成町一八六 | 二一・四・九 | 五三、一三〇 | 杉山元治郎 行政長藏 | 月刊 土地と自由 | 大正一四・一〇、現在 | |
| 關西同盟 | 同右 | 二一・四・九 | 三九、七〇七 | 杉山元治郎 | | | |
| 關東同盟 | 東京市麹町區有樂町一ノ三 | 二一・一〇・一五 | 一二、三七五 | 莊原達 三宅正一 | | | |
| 全日本農民組合同盟 | 東京市芝區愛宕下町三ノ二 | 一五・四・二 | 約一五、〇〇〇 | 平野力三 岡部完助 | | | 日本農民組合山梨縣聯合會ガ中心トナリテ組織ス 大正一五、五、「農民組合」ヲ發刊ス |
| 中部日本農民組合 | 岐阜市大寶町 | 一三・四・二〇 | 八、五〇〇 | 中澤辨次郎 大野金吾 | | | 大正一五・三、横田會長死後分裂ス 大正一五・一、現在 |
| 大和農民組合 | 岐阜市岐阜縣廳前 | 一五・三・三 | 約二、〇〇〇 | 須貝快天 森義一 | 岐阜縣稻葉、本巢、養老郡下 | | 中部農民組合ヨリ分裂 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 聯合 | 北日本農民組合會 | 新潟縣新發田町紺屋町 | 一三・ | 約一五、〇〇〇 |
| 在日本朝鮮勞働總同盟 | 東京市外戸塚町源兵衛一三二 | 一四・二・三 | 約三、〇〇〇 | 二一團體 東京、大阪、京都、神戸、横濱ノ朝鮮勞働同盟加盟 |

備考　成るべく年末現在の狀勢を示すことゝしたが、組合名、所在地等は出來るだけ最近のものをとつた。組合員數は備考欄に明記なきは十月現在で多くは産業勞働調査所編「日本勞働組合運動の現勢」に據つた場合が多い、從つて聯合團體の總數は調査期が同一でないもののあることを諒承ありたい。

# 第四編　産業組合及勞働者の自立運動

## 第一章　産業組合

### 一　産業組合一般狀況

産業組合法が施行されてから滿二十五年を算するに至つた。その間の發達は數的には著しいものがあるが、實際的には未だ多くの開拓の餘地が存する。

組合數は一四、四四四（大正十三年末）、組合員數三、〇三〇一五九人（大正十二年末調査組合數一二、九一九）、一組合平均組合員數二三四人となつてゐる。

| 年度末現在 | 組合數 | 調査組合數 | 組合員數 |
|---|---|---|---|
| 大正八年 | 一三、一〇六 | 一二、六五六 | 一、九四一、〇七二 |
| 大正九年 | 一三、四四二 | 一三、一八九 | 二、一九〇、二三五 |
| 大正十年 | 一三、七七二 | 一三、五三九 | 二、五一八、七四六 |
| 大正十一年 | 一四、〇四七 | 一三、六九〇 | 二、七三四、六九五 |
| 大正十二年 | 一四、二六〇 | 一三、九一九 | 三、〇三〇、一五九 |
| 大正十三年 | 一四、四四四 | 一三、三四二 | 三、一八〇、九二二 |

備考　大正十三年は中央會の調査なり。

中央會が組合法發布二十五週年記念事業の一としてなした組合現勢調査によれば大正十三年の成績は左の如くである。

（調査組合數一二、三四三）

| | 總數 | 一組合平均 | 一組合員平均 |
|---|---|---|---|
| 組合員數 | 三、一八〇、九二二人 | 一五、八二九、〇九五厘 | 六一、四二厘 |
| 出資金總額 | 一九五、三七八、五二五圓 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出資金拂込濟 | 一二七、三二四、九三五 | 九、四九六、四六九 | 三六、八四九 |
| 積立金 | 四七、六三二、八八〇 | 三、八五八、二九〇 | 一四、九七一 |
| 借入金 | 七四、〇一八、四一三 | 五、九九六、七九二 | 二三、二六九 |
| *貯金 | 四九四、二六五、二五八 | 一三、六二三、九六〇 | 一〇二、五八八 |
| 貸付金 | 四四四、八一八、〇〇一 | 三六、〇三八、〇七八 | 一三九、八三九 |
| 販賣額 | 一七九、一六九、一八五 | 一四、五一五、八五三 | 五六、三三六 |
| 賣却額 | 一四三、六三六、五三〇 | 一一、六三七、〇八三 | 四五、一五五 |
| 利用料 | 三、〇四四、六九五 | 二四六、六七三 | 九五七 |
| 總益金 | 八三、二四九、五九一 | — | — |
| 總損金 | 六八、九七九、三〇九 | — | — |
| 差引益金 | 一四、二七〇、二六一 | 一、一五六、一四三 | 四、四八六 |

備考　貯金の平均は組合員貯金三二六、三二七、〇三九圓に就いてなせるものなり。

組合員職業別數

| 職業 | 人員 | 百分比 | 職業 | 人員 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業 | 二、三四七、七八六 | 七三・八〇八% | 林業 | 六、二六六 | 〇・一九七% |
| 商業 | 三二、三二一 | 一〇・一〇三 | 俸給生活者 | 七一、四四三 | 二・二四六 |
| 工業 | 一四四、五九三 | 四・五四六 | 賃銀生活者 | 六一、一一九 | 一・九二一 |
| 水產業 | 五五、三三八 | 一・七四〇 | 雜 | 一七三、〇五五 | 五・四四〇 |
| | | | 計 | 三、一八〇、九二一 | 一〇〇 |

尙ほ產業組合に關する統計は乙統計表第八表其一乃至其三として別掲してある。

## 二　產業組合の事業及運動

### 1　產業組合中央會

產業組合法發布二十五週年を記念し、五月よりは組合宣傳雜誌「家の光」を發行し、又組合現勢調査を行ひ之を集計發表した。組合法發布並びにその後產業組合運動に貢獻された名譽會頭平田伯は四月十四日死去された。

本年中に於ける主なる運動としては左に列擧する外に各支會に於て組合長會議を開催し振興刷新に關する討議研究をなした。

全國信用組合職合會協議會（一月二十七日）——中央會事務所に於て開催

第二十三回支會役職員協議會（二月十三日）——中央會事務所に於て開催

第二十一回全國產業組合大會（四月十五日）——山口縣山口町に於て開催

第二回產業組合實務講習會　六月一日より三十日まで）——中央會事務所に於て開催

第五回產業組合婦人講習會（八月二十二日）——新潟縣長岡市に於て開催

第十三回產業組合長期講習會（九月十日より十二月九日まで）——中央會事務所に於て開催

第四回市街地信用組合大會（十一月十六日）——大阪市にて開催

第二回教育者産業組合講習會（十二月二十二日）――中央會事務所に於て開催

**産業組合法規中改正に關する建議**　前年來の懸案たりしが攻究の結果十月八日志村會頭の名を以て農林及大藏大臣に宛て産業組合及農業倉庫業關係法規中改正を要する事項に關する件の建議をなした。今産業組合法に關する事項目を列記すれば

一　利用組合事業にして公共の利益に關する設備は命令の定むる所により組合員の利用に餘裕あるものに限り組合員外の者をして之を利用せしめ得る樣改正すること

二　國、北海道地方費、府縣、郡又は市町村の所有に屬する土地は隨意契約に依り産業組合に之を賣拂ひ又は貸付する事を得る樣改正すること

三　産業組合の住宅建設又は組合と組合員との間に於ける住宅若くは其の用地の所有權の移轉の場合に於ける地方稅の賦課を免除する樣改正すること

四　産業組合に於て自作農設定の目的を以て土地を取得讓渡する場合に於ける登錄稅並に之に關する地方稅を免除する樣改正すること

五　特別配當を未拂出資に充當せざることを得る樣改正すること

六　産業組合中央會は産業組合及産業組合會の監査を爲し得る樣改正すること

七　信用組合聯合會は所屬組合の爲めに手形の割引を爲し得る樣改正すること

**市街地購買組合調査委員會**　大正十二年來調査攻究の結果を纏めて對策を發表した。

2　産業組合中央金庫

事業の進展につれて活動範圍を徐々に擴張され農業倉庫の運轉資金特別貸出を行ひ、又事務簡捷上大阪に支所を設置すべく計畫中である。

九月十一日現在に於て拂込濟出資金政府千五百萬圓、聯合會及組合四百六十二萬八千二百圓、合計千九百六十二萬八千二百圓で、貸出高累計は二千百二十四萬二千六百九十五圓である。

第二年度（自大正十三年四月一日至大正十四年三月廿一日）

業務報告中貸借對照表（圓以下切捨）

| 貸方 | | 借方 | |
|---|---|---|---|
| 政府拂込未濟出資金 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 政府出資金 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 政府以外出資者拂込未濟出資金 | 二、三〇〇、〇〇〇 | 政府以外出資者出資金 | 一五、七〇〇、〇〇〇 |
| 定期貸付 | 八三五、〇〇三 | 定期預り | 三二七、五六八 |
| 割引手形 | 二、三八六、三三九 | 當座預り金 | 二〇、八五八 |
| 當座預金貸越 | 三五六、〇九四 | 特別當座預り金 | 六六、三六三 |
| 銀行預ケ金 | 九、四四九、一六九 | 通知預り金 | 一五四、四九八 |
| 郵便預ケ金 | 四、七〇四 | 別段預り金 | 七九、〇九〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有價證券 | 二、四七、二八〇 | 假受金 | 一七、五三 |
| 代理所基金 | 二四、一八六 | 未經過割引料及拂利息 | 二〇、〇〇〇 |
| 備品 | 一六、六九四 | 準備金 | 一三、〇五〇 |
| 假拂金 | 六九 | 特別積立金 | 四八、〇〇〇 |
| 未收入利息 | 二〇一、四八三 | 前年度繰越金 | 三、〇九七 |
| 現金 | 九、〇五五 | 本年度剩餘金 | 五九二、六五〇 |
| 合計 | 三、〇七〇、七〇〇 | 合計 | 三、〇七〇、七〇〇 |

3 全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會第二年度(大正十三年度)に於ける成績は組合員數八百十七(聯合會一〇一、組合七一六)出資口數千百九十三(聯合會三八〇、組合八一三)であつて、賣却總額は三百十二萬四千九十一圓八十錢である。その內譯を見るに肥料が大部分を占め總額の八二・九%を經濟用品は僅かに一六・二%を占むるにすぎない。

貸借對照表及剩餘金處分次の如し。

貸借對照表(大正十三年度)(圓以下切捨)

| 貸方 | | 借方 | |
|---|---|---|---|
| 拂込未濟出資金 | 三四一、一三四 | 出資金 | 五九六、五〇〇四 |
| 特別當座預金 | 四〇、〇三三 | 準備金 | 七、五八 |
| 當座預金 | 三、四一四 | 產業組合中央金庫未濟出資金 | 一二、六九 |
| 定期預金 | 八〇、〇〇〇 | 支拂手形 | 二四〇、〇〇〇 |
| 振替貯金 | 一三、五七三 | 買掛代金 | 二八〇、八六〇 |
| 振替貯金基本金 | 三〇 | 假受金 | 五、六七 |
| 產業組合中央金庫出資金 | 一六、五〇〇 | 特別借入金 | 一七六、〇〇〇 |
| 雜貨 | 三四、二八二 | 未拂運賃 | 五、六六 |
| 肥料 | 九六、〇三六 | | |
| 備品 | 三、三〇六 | | |
| 假拂金 | 二、二八一 | | |
| 未收金 | 七一〇 | | |
| 賣掛代金 | 三六、一四八 | | |
| 大阪事務所未着勘定 | 一六、八四四 | | |
| 雜貨取扱所勘定 | 一九、三七五 | | |
| 倉庫 | 五、七七〇 | | |
| 受取手形勘定 | 三、五六二 | | |
| 中央會勘定 | 三 | | |
| 現金 | 四二八 | 剩餘金 | 一七、四六 |
| 計 | 一、三四一、四二八 | 計 | 一、三四一、四二八 |

剩餘金處分

| | | |
|---|---|---|
| 準備金 | 四、三九〇・五九四 | (剩餘金ノ四分ノ一强) |
| 配當金 | 四、九九八・九三 | (拂込濟出資金ニ對シ年二分ノ割合) |
| 特別配當金 | 六、九五八・七八 | (購買額百圓ニ付、肥料、飼料、米穀十五錢、雜貨六十錢ノ割合) |
| 役員賞與 | 九〇〇・〇〇 | |
| 繰越金 | 一八八・六九 | |

# 第二章　消費組合

## 一　消費組合一般狀況

### 1　消費組合數

消費組合運動が啓蒙運動の域を脱しつゝある事は前年度年鑑に述べたところであるが、その傾向は一層本年に於て觀取する事が出來る樣になつた。

本年十一月現在の全國消費組合數は二百十二であり、之を前年六月現在數と比較する時は三十五の減少となつてゐる。（前年二百五十七とあるは二百四十七と訂正、尙乙統計表第九表其一參照）

本年に於て斯く多數減少したのは不振組合の整理されたことと事業を行はない三四の組合を控除したが爲である。組合數に於ては減少してゐるが、事業の上に於ては以下述ぶる如く徐々乍ら確固たる發達の跡を示してゐる。

二百十二の消費組合中十組合は學修的に學校內に設立せられてゐるもので、その他の組合中百四十八組合に就いて組合「タイプ」別――即ち組合員の構成樣式別――から見ると次の如くである。（乙統計表第九表其三參照）

| | 組合數 | 百分比 | 第五回調査百分比 |
|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 三 | 三・三〇 | 二五・六 |
| 俸給者的組合 | 三 | 二〇・三 | 一四・一九 |
| 會社內補助組合 | 三〇 | 一三・五一 | 一三・五一 |
| 勞働者組合 | 五 | 二・八 | 三・三八 |
| 市民的組合 | 六九 | 三八・五 | 四六・六二 |
| 計 | 一四八 | 一〇〇 | 一〇〇 |

### 2　當研究所調査第六回全國消費組合調査結果

當研究所に於て、本年第六回（大正十三年度）消費組合調査を行つた。然し調査時期を失したる甚しかりしが爲三十四の回答を得たるにすぎなかつたが故に、その他の組合に就いては中央會が產業組合法發布二十五年記念事業として調査されたる產業組合現勢調査結果を採用して一般的概況及前年の夫と比較を試みる事とした。

**組合**　百四十八組合に就いて設立年度別に見るに大正六年迄のもの三十五（二三・六六％）、大正九年は二十五（一六・八九％）、大正十一年に二十（一三・五一％）の設立を見、之に亞ぐは大正八年の十九、大正十二年の十七であつて（乙統計表第九表其二參照）、組合の「タイプ」別から見れば從前官公吏的組合が多かつたが、最近に到つては勞働者及市民的組合が比較的多く設立を見る樣になつた。（乙統計表第九表其三參照）

消費組合中信用事業を兼營するもの二十六であつて、之を組合「タイプ」別に見れば次の如くである。

| | 購買事業ノミノモノ | 信用兼營組合 | 計 |
|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 元 | 四 | 三 |
| 俸給者的組合 | 八 | 三 | 二 |
| 會社內補助組合 | 二〇 | — | 二〇 |
| 勞働者組合 | 五 | — | 五 |
| 市民的組合 | 五〇 | 九 | 五九 |
| 計 | 二三 | 二六 | 一四八 |

組合員　百四十八組合の組合員數拾壹万二千八百二十三人一組合平均七百六十二人で、前年の七百三十二人より三十人の增加となつてゐる。又百三の組合に就いて見るに前年より增加せる組合四十七、增減なき組合十五、減少せる組合四十一であつて官公吏的組合にあつては前年より減少せる外他は組合及組合員數とも に增加せるものが多い。(乙統計表第九表其四乃至其六參照)

組合員數別に見た前年との比較は

| | 大正十三年 組合數 | 大正十三年 百分比 | 大正十二年 組合數 | 大正十二年 百分比 |
|---|---|---|---|---|
| 三〇〇人未滿 | 六八 | 四五・九五 | 七四 | 四七・一四 |
| 三〇〇—四九九 | 三五 | 二三・六五 | 二五 | 一五・九二 |
| 五〇〇—九九九 | 二六 | 一七・五七 | 三五 | 二二・二九 |
| 一、〇〇〇—一、四九九 | 七 | 四・七二 | 七 | 四・四六 |
| 一、五〇〇—一、九九九 | 二 | 一・三五 | 六 | 三・八二 |
| 二、〇〇〇人以上 | 一四八 | 一〇〇・〇〇 | 一五七 | 一〇〇・〇〇 |

資本金　出資總額二百四十四萬五千八百二十二圓で、實際資本總額三百九十一萬六千九十三圓でその內譯は拂込資本百三十九萬千二百七十二圓(三五・五三%)、諸積立金三十三万八千九百四十二圓(八・六五%)、借入金百十万五千四百八十八圓(二八・二三%)、貯金百八万三百八十九圓(二七・五九%)である。

組合「タイプ」別出資金及實際資本額及その一組合平均額は次の如くである。(乙統計表第九表其七其八參照)

| | 資本金(單位圓) 總額 | 資本金(單位圓) 一組合平均 | 出資金(單位圓) 總額 | 出資金(單位圓) 一組合平均 |
|---|---|---|---|---|
| 官公吏的 | 一九〇、一三〇 | 五、六二 | 四六三、〇九七 | 一四、〇三 |
| 俸給者的 | 一四九、二六九 | 七、一〇九 | 四九三、三三〇 | 二三、四八三 |
| 會社內 | 三八一、八三三 | 一九、五九二 | 六六五、三三八 | 三三、二六一 |
| 勞働者 | 一七、七八九 | 三、五五八 | 一三、一三三 | 二、四二五 |
| 市民的 | 一、六九六、七八一 | 二四、五九一 | 二、一八二、四二五 | 三三、〇七九 |
| 計 | 二、四四五、八三二 | 一六、五二六 | 三、九一六、〇九三 | 二六、四六〇 |

事業　百四十八組合の大正十三年度賣却總額は一千七百九十六万八千八百十四圓で、一組合平均額十二萬千四百十一圓、組合員一人當賣却高は百五十九圓二十七錢である。而して各

組合「タイプ」に於ける夫等の狀況は乙統計表第九表共九として別掲してある。就いて見られたし。

一人平均利用高別に組合及組合員數を觀れば（乙統計表第九表共一參照）

| 利用高 | 組合數 | 組合員數 | 百分比 組合 | 百分比 組合員 |
|---|---|---|---|---|
| 三〇圓未滿 | 一四 | 二、二九三 | 九・四六 | 一〇・〇一 |
| 五〇圓未滿 | 八 | 五、三九九 | 五・四一 | 四・七九 |
| 一〇〇圓未滿 | 二〇 | 一五、二五三 | 一三・五一 | 一三・五二 |
| 一五〇圓未滿 | 二六 | 一四、六〇五 | 一八・九二 | 一三・九四 |
| 二〇〇圓未滿 | 三三 | 四五、四二一 | 二二・三〇 | 四〇・二六 |
| 二五〇圓未滿 | 二三 | 四、一九五 | 八・七八 | 三・七二 |
| 三〇〇圓未滿 | 一二 | 二、七三〇 | 七・四三 | 二・四二 |
| 三〇〇圓以上 | 三 | 一三、九二七 | 一四・一九 | 三・三四 |
| 計 | 一四八 | 一三、八三三 | 100・00 | 100・00 |

右の結果を前年の調査と比較するに二百圓未滿の利用者の增加率が著しいが、之を組合「タイプ」別に見れば組合員數に於てこの段階の利用者比率は、官公吏的一〇・四四％（最高三〇圓未滿三八・四五％）、俸給者的三二・五七％、會社內組合六八・四二％、市民的二六・九三％（最高一〇〇圓未滿二九・九％）となる。（乙統計表第九表共一一及共一二參照）

損益成績　利益を擧げたる組合百九、剩餘金三十五万九千六百五十二圓七十二錢六厘で、その資本額に對して一一・八二％、損益なき組合三、損失を生ぜる組合三十六、その損失額十五万二十五圓十四錢九厘、その資本額に對して二一・三九％に當る。

組合「タイプ」別損益組合數

| | 利益組合 | 損益ナキ組合 | 損失組合 | 損失組合ノ占ムル割合 |
|---|---|---|---|---|
| 官公吏的 | 二四 | 一 | 九 | 二七・二七％ |
| 俸給者的 | 八 | 一 | 二 | 九・三二 |
| 會社內 | 一八 | 一 | 一 | 五・〇〇 |
| 勞働者 | 二 | 一 | 三 | 六〇・〇〇 |
| 市民的 | 四七 | 一 | 二 | 三〇・四三 |
| 計 | 一〇九 | 三 | 三六 | 二四・三三 |

利用高別損益組合數

| | 利益組合 | 損益ナキ組合 | 損失組合 | 損失組合ノ占ムル割合 |
|---|---|---|---|---|
| 三〇圓未滿 | 八 | 一 | 六 | 四二・八六％ |
| 五〇同 | 五 | 一 | 三 | 三七・五〇 |
| 一〇〇同 | 二 | 一 | 九 | 四五・〇〇 |
| 一五〇同 | 三 | 一 | 六 | 二一・四三 |
| 二〇〇同 | 六 | 二 | 五 | 三五・一五 |
| 二五〇同 | 一〇 | 一 | 三 | 二三・〇七 |
| 三〇〇同 | 八 | 一 | 三 | 二七・二七 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三〇〇圓以上 | 三〇 | 一 | 四・七 |
| 計 | 一〇九 | 三 | 二四・三三 |

組合員數別損益組合數

| | 利益組合 | 損失ナキ組合 | 損失組合 | 損失組合ノ占ムル割合% |
|---|---|---|---|---|
| 三〇〇人未満 | 四八 | 二 | 一八 | 二六・四七 |
| 五〇〇人未満 | 二四 | | 二 | 三一・四三 |
| 一、〇〇〇人未満 | 三 | | 四 | 一五・三八 |
| 一、五〇〇人未満 | 五 | 一 | 一 | 一四・三〇 |
| 二、〇〇〇人未満 | 二 | | | |
| 二、〇〇〇人以上 | 八 | | | |
| 計 | 一〇九 | 三 | 三六 | 二四・三三 |

（尚ほ乙統計表第九表其一三乃至其一五參照）

**經費** 本年の調査に於ては大部分産業組合現勢調査に據れるを以て經費としての調査を缺くのであるが、今假りに總損金を以て經費と看做す時は賣却高に對して七・二一%に當り前年の調査の七・三%よりも低率を示してゐる。信用事業を行ふ組合に於ては單營組合のそれよりも高率を示してゐるのは注意すべき事である。又損失組合の高率なるは損失の繰越を有するがその原因となつてゐることを考慮すべきであらう。又組合員數別に見るに二千人未満の組合が前年同樣特に高率を示してゐる事は如何なる原因によるか經營上注意すべきものと考へられる。

組合「タイプ」及損益別經費比率(%)

| | 利益組合 | 損失ナキ組合 | 損失組合 | 第五回調査 |
|---|---|---|---|---|
| 官公吏的 | 五・五一 | — | 一八・六五 | 九・四 |
| 俸給者的 | 六・三三 | 八・六六 | 一四・一四 | 五・六 |
| 會社内 | 三・八〇 | 七・三七 | 三〇・二八 | 四・九 |
| 勞働者 | 七・〇六 | — | 三七・六七 | — |
| 市民的 | 一〇・六七 | 一一・六六 | 三一・一三 | 一〇・七 |
| 計 | 五・八三 | 八・〇七 | 二〇・三一 | 七・三 |

備考 會社内ノ損失ハ若松池貝購買組合ノ八月開設ノ組合ノ一リシタメ高率ヲ示スモノナリ。

利用高及損益別經費比率(%)

| | 利益組合 | 損失ナキ組合 | 損失組合 |
|---|---|---|---|
| 三〇圓未満 | 三三・三一 | — | 九五・〇三 |
| 五〇圓同 | 一四・六五 | — | 三・八〇 |
| 一〇〇圓同 | 一一・〇六 | — | 三八・六九 |
| 一五〇圓同 | 八・五二 | 八・六六 | 一九・一九 |
| 二〇〇圓同 | 一四・六九 | 七・九六 | 一三・四八 |
| 二五〇圓同 | 七・六四 | — | 一五・八七 |
| 三〇〇圓同 | 八・四五 | — | 七・三八 |
| 三〇〇圓以上 | 五・三六 | — | 八・七一 |

組合員數及損益別經費比率(%)

| | 利益組合 | 損失ナキ組合 | 損失組合 |
|---|---|---|---|
| 三〇〇人未滿 | 六・一四 | 九・五七 | 一七・二七 |
| 五〇〇人同 | 七・六五 | — | 一三・二五 |
| 一、〇〇〇人同 | 八・〇三 | — | 二九・〇一 |
| 一、五〇〇人同 | 六・〇八 | 七・五七 | 一三・六〇 |
| 二、〇〇〇人同 | 一〇・〇三 | — | — |
| 二、〇〇〇人以上 | 四・四〇 | — | 二七・六三 |

## 二　消費組合の事業及運動

消費組合の現勢に就いては上述したところに據つて知らるゝのであるが、市街地購買組合調査委員會は調査の結果消費組合設立の原則的要件として左の五項を示してゐる。即ち

一　組合の區域は組合事務所を中心として直徑十五町以内の圓周に限定するを原則とすること

二　組合員數は前項區域内に於て三百人乃至五百人を最低限度とすること

三　組合事務所に店舗を併置し用聞及配達制度を廢し現金賣を實行すること、但米、薪炭等嵩高品は配給すること

四　固定設備に要する經費の節約を計り資金の固定を避くること

五　聯合會の利用に依りて經營の利便を計ること

である。今日迄の試練の結果よりしても從前の如き小規模の組合の設立を見ることなく、組合の聯合等に就いても相當考慮せられ東京消費組合聯盟に於ては大正十五年一月現在に於て加盟組合十八を算し事業成績も歩一歩と良好になりつゝあるのであるが、又一方に於て大正十二年四月創立せられた西日本購買組合聯合會は本年五月遂に解散した。即ち後者に於ては余りに理想的であつて實際的に効果を擧げ得なかつたのに起因するものと考へられる。

昨年設立されたる神戸消費組合家庭會は消費經濟展覽會又は家庭經濟展覽會等開催し消費組合精神の皷吹に努むるところがあつた。

本年新設組合の主なるものは次の如くである。

那覇購買組合共榮社――一月、沖繩縣那覇市
土佐セメント購買組合――二月、土佐セメント會社内
大垣購買組合――四月、大垣市
中津購買組合――四月、岐阜縣中津町
野田購利組合――五月、千葉縣野田町
林野局員信購利組合――六月、札幌市
藤本購買組合――八月、大阪市
駄知購買組合――九月、岐阜縣駄知町
中央購買組合――十一月、名古屋市
德山購買組合――十二月、山口縣德山町

# 第三章　自立運動

無産者の自立運動も好景氣時代に於ては比較的遂行され易いが、一旦不景氣時代となれば種々の原因から理論的に考へられる程しかく容易のものではない。

本年に於ては東京の有隣社印刷所が財界不況、經營困難を理由として工場を閉鎖せんとしたる際爭議が起つたが、その解決法として四十餘名の從業者（關東印刷勞働江戸川支部組織）によつて工場管理が實施せられた。この結果についても事業經營上からは好成績とは云へないが、新運動の一つとして注目に値するものと思考せられる。

又一方自主的共濟組合運動は勞働者方面に於ては大いに勃興せなければならないとは考へられるのであるが、我國に於ける勞働組合の發生並びに現狀に徵して見るに、容易にはなされないだらう。

只中間階級に於ては所謂勞働運動も出來ず、工場法等の保護もなきものが、現狀の窮を防ぐために共濟的組織を彼等自身の中に持つ傾向が漸次增しつゝある。斯くて本年中になされたもの、或は計畫せられたものを列記すれば

埼玉縣教員互助會設立――十二月
東京市吏員の共濟組合組織計畫
日本教育會組織計畫
靜岡縣引佐郡下町村吏員互助會發會――三月一日
長野市役所吏員淡交會組織――七月
宮內省判任官以下吏員互助會組織――八月

# 乙統計表目次


第一表　大正十四年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議統計
其一　業態別月別件數（當研究所調査）
其二　業態別府縣別件數（同右）
其三　業態別原因別件數（同右）
其四　業態別經過種別件數（同右）
其五　業態別結果別件數（同右）
第二表　大正十四年中勞働爭議業態別調査別（社會局調）
第三表　自大正五年至大正十四年同盟罷業統計
其一　業態別件數人員（社會局調）
其二　原因別件數人員（同右）
其三　結果別件數人員（同右）
第四表　自大正三年至大正十四年治安警察法違反者內譯調（社會局調）
第五表　小作爭議統計
其一　大正十四年小作爭議府縣別表（社會局調）
其二　大正十四年小作爭議原因別表（同右）
其三　大正十四年小作爭議月別表（同右）
其四　自大正十二年六月至大正十三年五月小作地返還面積道府縣別（帝國農會調査）
第六表　大正十四年中工・鑛・交通業以外ノ勞働者ニ關スル主要爭議統計
其一　業態別月別件數（當研究所調査）
其二　業態別府縣別件數（同右）
其三　業態別原因別件數（同右）
其四　業態別經過種別件數（同右）
其五　業態別結果別件數（同右）
第七表　大正十四年中中間階級者、婦人勞働者、及職業婦人ニ關スル主要爭議統計
其一　業態別月別件數（當研究所調査）
其二　業態別府縣別件數（同右）
其三　業態別原因別件數（同右）
其四　業態別經過種別件數（同右）
其五　業態別結果別件數（同右）
第八表　產業組合統計
其一　組合員數及出資金額累年比較（農商務省調）
其二　職業別組合員數累年比較（同右）
其三　大正十三年末現在種類別組合數（同右）
第九表　消費組合統計
其一　全國消費組合數（當研究所調査）
其二　地方別設立年度別組合數（同右）
其三　組合「タイプ」別設立年度別組合數（同右）
其四　組合「タイプ」別設立年度別組合員數（同右）
其五　組合「タイプ」別組合員數別組合數（同右）
其六　組合「タイプ」別組合員數別組合員數（同右）

其七　組合「タイプ」別出資金及資本金(同右)
其八　資本額別組合「タイプ」別組合數(同右)
其九　組合「タイプ」別賣却高(同右)
其一〇　利用高別組合員數別組合數(同右)
其一一　利用高別組合「タイプ」別組合數(同右)
其一二　利用高別組合「タイプ」別組合員數(同右)
其一三　利益組合ニ於ケル損益額(同右)
其一四　損失組合ニ於ケル損益額(同右)
其一五　損益ナキ組合ニ於ケル損益額(同右)

## 乙第一表(其一) 大正十四年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別月別件數(當研究所調査)

1 實數

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工業 | | | | | | | | | | | | | |
| 工場工業 | | | | | | | | | | | | | |
| 染織工業 | 六 | 三 | 七 | 五 | 八 | 八 | 七 | 七 | 七 | 九 | 八 | 五 | 八一 |
| 機械器具及金屬工業 | 二 | 八 | 七 | 四 | 五 | 一〇 | 七 | 七 | 五 | 八 | 一〇 | 二 | 一〇五 |
| 化學工業 | | 一 | 二 | 二 | | 六 | 四 | 二 | 六 | 四 | 三 | | 四一 |
| 飲食物工業 | 一 | 一 | 一 | | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | | 一 | | 一三 |
| 雜工業 | 四 | 三 | 四 | 一 | 七 | 七 | 四 | 六 | 六 | | 二 | 八 | 七一 |
| 特別工業 | | | | | | | | | | | 一 | 一 | 三 |
| 計 | 三 | 六 | 三 | 三 | 三 | 四三 | 二五 | 二六 | 二五 | 二五 | 三四 | 二五 | 三四 |
| 家內工業及手工業 | | 五 | | 三 | 四 | 四 | 三 | 四 | | 四 | | | |
| 合計 | 三 | 三 | 三 | 五 | 三 | 四七 | 二九 | 二六 | 二六 | 二九 | 三四 | 二五 | 三二七 |
| 鑛業 | | | 三 | 二 | 二 | 三 | 一 | 三 | 二 | 二 | 二 | | 一九 |
| 交通業 | | | | | | | | | | | | | |
| 水上交通業 | | | 三 | 一 | 一 | 四 | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | | 七 |
| 陸上交通業 | 二 | 二 | | | | 四 | 二 | | | 五 | 二 | | 二四 |
| 計 | 二 | 二 | 三 | 一 | 一 | 四 | 二 | 三 | 一 | 六 | 三 | 一 | 三一 |
| 官公業 | | | | | | | | | | | | | |
| 官公營交通業 | 一 | 一 | | | | | | | | | | | 四 |
| 官營通信業 | 二 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一四 |
| 雜業 | 三 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 九 |
| 計 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一四 |
| 總計 | 三七 | 二四 | 二六 | 二九 | 二六 | 三五 | 二五 | 二九 | 二六 | 二六 | 三八 | 三三 | 三九六 |

2 比例(%)

| | 工場工業 | 家内工業及手工業 | 計 | 鑛業 | 交通業 | 官公業 | 合計 | 百分比 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工業 | 七・〇 | 五・一 | 六・七 | 三・八 | 一〇・二 | 一三・七 | 一〇・五 | 八・〇 | 八・三 | 八・〇 | 一〇・八 | 七・九 | 一〇〇 |
| 工業 | — | 二・八 | — | 一三・〇 | — | 一七・四 | 一七・四 | — | — | 一七・四 | — | — | 一〇〇 |
| 鑛業 | 六・五 | 六・二 | 六・二 | 四・五 | 九・五 | 一三・九 | 一〇・七 | 八・七 | 七・七 | 八・六 | 一〇・一 | 七・四 | 一〇〇 |
| 交通業 | — | — | — | 一〇・五 | 一五・八 | 一五・八 | 五・三 | 一五・八 | 一〇・五 | — | 一〇・五 | — | 一〇〇 |
| 官公業 | 六・四 | 六・四 | 六・四 | 六・四 | 三・二 | 一三・九 | 六・五 | 九・七 | 三・二 | 三・六 | 一三・二 | 一九・四 | 一〇〇 |
| 總計 | 六・七 | 六・一 | 六・六 | 四・八 | 九・一 | 一三・九 | 九・九 | 八・八 | 七・三 | 九・一 | 一一・一 | 八・一 | 一〇〇 |

乙第一表(其二)　大正十四年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別府縣別件數(當研究所調査)

| | 工場工業 | 家内工業及手工業 | 計 | 鑛業 | 交通業 | 官公業 | 合計 | 百分比 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪 | 一〇一 | 一 | 一〇二 | 一 | 一 | 一 | 一〇七 | 二七・〇三 |
| 東京 | 六四 | — | 六四 | 八 | 二 | 一 | 七三 | 一八・四三 |
| 兵庫 | 二七 | 三 | 三〇 | 二 | — | — | 三四 | 八・五九 |
| 京都 | 一七 | 二 | 一九 | — | — | — | 一九 | 四・八〇 |
| 神川 | 一三 | 一 | 一三 | 三 | — | — | 一七 | 四・二九 |
| 福岡 | 四 | — | 四 | 二 | 九 | — | 一五 | 三・七九 |
| 廣島 | 九 | 四 | 一三 | 一 | — | — | 一四 | 三・五三 |
| 愛知 | 九 | — | 九 | — | — | — | 一〇 | 二・五三 |
| 北海道 | 三 | — | 三 | 五 | — | — | 九 | 二・二七 |
| 岡山 | 七 | — | 七 | 一 | — | — | 八 | 二・〇三 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 奈良 | 二 | 五 | 七 | \| | \| | \| | 七 | 一・七七 |
| 愛媛 | 三 | 一 | 四 | 一 | 一 | \| | 六 | 一・五二 |
| 和歌山 | 五 | 一 | 六 | \| | \| | \| | 六 | 一・五二 |
| 埼玉 | 五 | \| | 五 | \| | 一 | \| | 六 | 一・五二 |
| 千葉 | 四 | 一 | 五 | \| | \| | \| | 五 | 一・二六 |
| 静岡 | 五 | \| | 五 | \| | \| | \| | 五 | 一・二六 |
| 群馬 | 五 | \| | 五 | \| | \| | \| | 五 | 一・二六 |
| 長野 | 一 | \| | 一 | \| | 二 | 一 | 四 | 一・〇一 |
| 高知 | 三 | \| | 三 | 一 | \| | \| | 四 | 一・〇一 |
| 岐阜 | 四 | \| | 四 | \| | \| | \| | 四 | 一・〇一 |
| 栃木 | 四 | \| | 四 | \| | \| | \| | 四 | 一・〇一 |
| 秋田 | \| | \| | \| | 三 | \| | \| | 三 | 〇・七六 |
| 福井 | 二 | 一 | 三 | \| | \| | \| | 三 | 〇 七六 |
| 大分 | 一 | \| | 一 | 一 | \| | 一 | 三 | 〇・七六 |
| 宮城 | 一 | \| | 一 | \| | 二 | \| | 三 | 〇・七六 |
| 滋賀 | 二 | \| | 二 | \| | 一 | \| | 三 | 〇・七六 |
| 三重 | 二 | 一 | 三 | \| | \| | \| | 三 | 〇・七六 |
| 山梨 | 二 | \| | 二 | \| | \| | \| | 二 | 〇・五一 |
| 新潟 | 一 | 一 | 二 | \| | \| | \| | 二 | 〇 五一 |
| 徳島 | \| | \| | \| | 一 | \| | \| | 一 | 〇・二五 |
| 鳥取 | \| | 一 | 一 | \| | \| | \| | 一 | 〇・二五 |
| 佐賀 | 一 | \| | 一 | \| | \| | \| | 一 | 〇・二五 |
| 香川 | 一 | \| | 一 | \| | \| | \| | 一 | 〇・二五 |
| 岩手 | 一 | \| | 一 | \ | \| | \| | 一 | 〇・二五 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 茨城 | 一 | ― | 一 | ― | ― | ― | 一 | 〇・二五 |
| 石川 | 一 | ― | 一 | ― | ― | ― | 一 | 〇・二五 |
| 長崎 | 一 | ― | 一 | ― | ― | ― | 一 | 〇・二五 |
| 青森 | ― | ― | ― | ― | 一 | ― | 一 | 二・二五 |
| 島根 | 一 | ― | 一 | ― | ― | ― | 一 | 〇・二五 |
| 熊本 | 一 | ― | 一 | ― | ― | ― | 一 | 〇・二五 |
| 宮崎 | 一 | ― | 一 | ― | ― | ― | 一 | 〇・二五 |
| 合計 | 三四 | 二三 | 三七 | 一九 | 三一 | 九 | 三九六 | 一〇〇・〇〇 |

## 乙第一表(其三)　大正十四年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別原因別件數（當研究所調査）

| | | 工業 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 工場工業 | | | | | | | 家內工業及手工業 | 合計 |
| | | 染織工業 | 機械器具及金屬工業 | 化學工業 | 飲食物工業 | 雜工業 | 特別工業 | 計 | | |
| 受動的原因 | 財界不況解雇 | 二 | 二七 | 八 | 一 | 七 | ― | 四五 | ― | 四五 |
| | 不當解雇 | 三 | 四 | 二 | 一 | 二 | ― | 一二 | ― | 一二 |
| | 組合員解雇 | 七 | 一三 | 六 | 二 | 五 | ― | 三三 | 一 | 三四 |
| | 賃銀不拂 | 一 | 三 | 一 | ― | 一 | ― | 六 | 一 | 七 |
| | 値下反對 | 一〇 | 二 | 七 | 二 | 一三 | ― | 三四 | 九 | 四三 |
| | 賃銀支拂方法改正反對 | 四 | 七 | ― | ― | 二 | ― | 一三 | ― | 一三 |
| | 其他 | ― | 四 | 一 | ― | 一 | ― | 六 | 一 | 七 |
| | 計 | 二七 | 六九 | 二五 | 六 | 三一 | ― | 一五八 | 一二 | 一七〇 |
| 能動的原因 | 賃銀値上 | 二一 | 三 | 六 | 三 | 一〇 | ― | 四三 | 九 | 五二 |
| | 賃銀支拂方法改正要求 | ― | 三 | ― | ― | 二 | ― | 五 | ― | 五 |
| | 解雇手當制定要求 | 一 | 六 | 四 | ― | 三 | ― | 一四 | ― | 一四 |
| | 待遇改善要求 | 八 | 二 | ― | 一 | 一〇 | ― | 二〇 | ― | 二〇 |
| | 組合確認要求 | 一 | 二 | 一 | ― | ― | ― | 四 | ― | 四 |
| | 復職要求 | 三 | 三 | 三 | 一 | 二 | 一 | 一三 | 一 | 一四 |
| | 解雇手當增額要求 | 六 | 五 | 一 | 一 | 九 | 二 | 二四 | ― | 二四 |
| | 感情的原因 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 二 | ― | 一六 | ― | 一六 |
| | 其他 | 四 | 一 | ― | ― | 二 | ― | 六 | 一 | 七 |
| | 計 | 五四 | 三六 | 一六 | 七 | 四〇 | 三 | 一五六 | 一一 | 一六七 |
| 合計 | | 八一 | 一〇五 | 四一 | 一三 | 七一 | 三 | 三一四 | 二三 | 三三七 |

乙第一表(其四) 大正十四年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別經過種別件數 (當研究所調査)

| 業態 | 勞働者側 示威運動 | 勞働者側 怠業 | 勞働者側 盟休 | 勞働者側 怠業 示威 | 勞働者側 怠業 盟休 | 勞働者側 示威 盟休 | 勞働者側 怠業 示威 盟休 | 勞働者側 紛議ニ止マリシモノ | 勞働者側 不明 | 勞働者側 計 | 業主側 工場閉鎖 | 業主側 休業 | 業主側 解雇 | 業主側 休業 解雇 | 業主側 解雇 閉鎖 | 業主側 休業 解雇 閉鎖 | 業主側 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鑛業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 交通業 水上交通業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 陸上交通業 | 一 | 五 | 四 | 二 | — | — | — | 一 | 一 | 一 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 一 | 五 | 四 | 二 | — | — | — | 一 | 一 | 一 | — | — | — | — | — | — | — |
| 官公業 官公營交通業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 官營通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 雜業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | 九 | 一九 | 一四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 織工業 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 染工業 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 機械器具及金屬工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 化學工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 飲食物工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 雜工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 特別工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 家內工業及手工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 總計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

乙第一表（其五）　大正十四年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別結果別件數（當研究所調査）

| | 業主ニ有利解決 | 被傭者ニ有利解決 | 妥協 | 不明 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 鑛業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 交通業 | 一三 | 一九 | 一九 | 一 | 六三 |
| 水上交通業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 陸上交通業 | 一四 | 一三 | 一四 | 一 | 三四 |
| 計 | 一五 | 一二 | 一三 | 一 | 四七 |
| 官公營交通業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 官營通信業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 雜業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 總計 | 四五 | 二六 | 二六 | 一〇 | 一一六 |
| 工業 | | | | | |
| 染織工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 機械器具及金屬工業 | 一三 | 一九 | 一九 | 一 | 六六 |
| 化學工業 | 一四 | 二四 | 三三 | 一 | 八四 |
| 飲食物工業 | 一五 | 二三 | 三一 | 一 | 七四 |
| 雜工業 | 一八 | 二四 | 二七 | 一 | 七三 |
| 特別工業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一 | 四四 |
| 計 | 一一 | 一一 | 一一 | 一 | 四四 |
| 家內工業及手工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 合計 | 三五 | 四六 | 四七 | 一 | 一一六 |

## 乙第二表　大正十四年中勞働爭議業態別調査表（社會局調）

| 區分 | 業態別 | 同盟罷業 發生件數 | 同盟罷業 關係工場鑛山勞働者總數 | 同盟罷業 參加人員 | 同盟怠業 發生件數 | 同盟怠業 關係工場鑛山勞働者總數 | 同盟怠業 參加人員 | 罷怠業ニ至ラザルモノ 發生件數 | 罷怠業ニ至ラザルモノ 關係工場鑛山勞働者總數 | 罷怠業ニ至ラザルモノ 參加人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交通業 | 水上交通業 | 二 | 二、九七七 | 二、九九六 | 一 | 二、七七二 | 一、〇五五 | 二 | 二、九九二 | 二、九九六 |
| 交通業 | 陸上交通業 | 二 | 二、七六一 | 二、六六一 | 一 | 二、二二二 | 一、〇五五 | 二 | 二、二二二 | 二、二二二 |
| 交通業 計 | | 四 | 九、九九九 | 一、七七七 | 二 | 四、九九九 | 二、一一一 | 四 | 五、一一一 | 五、一一一 |
| 官公營 | 官公營交通業 | | | | | | | | | |
| 官公營 | 官營通信業 | | | | | | | | | |
| 官公營 | 雜業 | | | | | | | | | |
| 官公營 計 | | | | | | | | | | |
| 總計 | | 二 | 二、七七二 | 二、九九六 | 一 | 二、七七二 | 一、〇五五 | 二 | 二、九九二 | 二、九九六 |
| 化學工業 | 窯業職工 | 一八 | 四、三五〇 | 三、七四四 | 五 | 一、一九二 | 一、〇五五 | 七 | 五、一九二 | 五、一九二 |
| 化學工業 | 製紙職工 | 六 | 一、〇一八 | 四四九 | 一 | 七〇 | 七〇 | 七 | 一、〇八八 | 一、〇八八 |
| 化學工業 | 護謨製造職工 | 二四 | 一、八〇七 | 一、四三三 | | | | | | |
| 化學工業 | 製油製蠟製藥職工 | 二〇 | 三、九九〇 | 一、一三八 | | | | | | |
| 化學工業 | 其ノ他ノ職工 | 四 | 一、六五七 | 一、〇七五 | | | | | | |
| 化學工業 | 紡績職工 | 七 | 一、一七八 | 一、〇三一 | | | | | | |
| 化學工業 | 製絲職工 | 一 | 七五 | 一三 | | | | | | |
| 化學工業 | 其ノ他ノ職工 | 五 | 一、三五九 | 四九五 | 二 | 二五 | 四 | 二 | 一、五二〇 | 一、五二〇 |
| 化學工業 | 製油製蠟製藥職工 | 九 | 一〇、六五二 | 四、八二五 | 二 | 七、五一八 | 一、五二〇 | 一 | 一、五五八 | 一、五五八 |
| 化學工業 計 | | 九三 | 九三三 | 六五四 | 一 | 四三五 | 一、五二〇 | 一 | 一、五五八 | 一、五五八 |
| 機械器具製造業 | 機械製造職工 | 一八 | 四、三五〇 | 三、七四四 | 五 | 一、一九二 | 一、〇五五 | 七 | 五、一九二 | 五、一九二 |
| 機械器具製造業 | 船舶車輛製造職工 | 六 | 一、〇一八 | 四四九 | 一 | 七〇 | 七〇 | 七 | 一、〇八八 | 一、〇八八 |
| 機械器具製造業 | 其ノ他ノ職工 | 二四 | 一、八〇七 | 一、四三三 | 三五 | 二、九九二 | 一、七七九 | 二九 | 三、七七九 | 二、九九二 |
| 機械器具製造業 計 | | 二〇 | 三、九九〇 | 一、一三八 | 四〇 | 三、九七二 | 二、五二四 | 二六 | 三、九七二 | 二、五二四 |
| 總計 | | 四四 | 一、六五七 | 一、〇七五 | 一〇 | 二、四〇一 | 四二一 | 一〇 | 二、四〇一 | 四二一 |
| 總計 | | 七 | 一、一七八 | 一、〇三一 | 一八 | 一、三二七 | 四八四 | 一八 | 一、三二七 | 四八四 |
| 總計 | | 一 | 七五 | 一三 | 二 | 三、〇八一 | 四五二 | 二 | 三、〇八一 | 四五二 |
| 總計 | | 五 | 一、三五九 | 四九五 | 三 | 二、三〇七 | 八四一 | 三 | 二、三〇七 | 八四一 |
| 總計 | | 九 | 一〇、六五二 | 四、八二五 | 一六 | 三七、二八〇 | 六八八 | 三七、二八〇 | 六八八 | 六八八 |
| 總計 | | 九 | 九三三 | 六五四 | 九 | 三、二四六 | 四一二 | 三、二四六 | 四一二 | 四一二 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 染織工業 | 織物職工 | 二五 | 七、九〇五 | 二、八二三 | 五 | 七、六九二 | 四、二六一 | 一四 | 八、二六九 | 一、八五一 |
| | 染色加工職工 | 五二 | 三、四二八 | 二、三〇一 | — | — | — | 二九 | 二、八七九 | 一、六三二 |
| | 其ノ他ノ職工 | 一 | 六八 | 六八 | — | — | — | 一〇 | 四五七 | 二五四 |
| 飲食物製造業工 | 釀造業工 | — | — | — | 一 | 二九 | 二九 | 二〇 | 二、一五三 | 五三〇 |
| | 煙草製造職工 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 其ノ他ノ職工 | 六 | 三、九四四 | 三、四六六 | — | — | — | 七 | 三一九 | 二五三 |
| 雜工業 | 製版印刷製本職工 | 一五 | 二、六〇五 | 二、〇七九 | 四 | 一、一四五 | 七九九 | 四五 | 四、四一九 | 二、六六〇 |
| | 木竹製品職工 | 一三 | 一、五〇一 | 一、三一六 | — | — | — | 五七 | 五、二八八 | 三、一七五 |
| | 其ノ他ノ職工 | 七 | 四五一 | 二四〇 | — | — | — | 二二 | 二、三二四 | 一、三五八 |
| 鑛業 | 金屬鑛夫 | 七 | 七、六四五 | 一、四三九 | — | — | — | 四 | 一、四五五 | 五四一 |
| | 石炭鑛夫(亞炭ヲ含ム) | 一〇 | 二、一九七 | 一、三二四 | — | — | — | 八 | 四、三〇〇 | 四七六 |
| | 其ノ他ノ鑛夫 | 一 | 二八 | 二八 | — | — | — | 一 | 二七 | 二七 |
| 瓦斯、電氣事業從業者 | | — | — | — | — | — | — | 一 | 二七〇 | 三七〇 |
| 運輸業 | 鐵道軌道從業者 | 二 | 二八四 | 二三六 | 一 | 六三 | 六五 | 九 | 四、一七七 | 二、六八三 |
| | 船員船夫 | 三 | 三六九 | 三三三 | — | — | — | 二 | 一、六七八 | 一、三三二 |
| | 仲仕人夫 | 五 | 七九 | 七一 | — | — | — | 三 | 二、四八二 | 二、三三九 |
| | 其ノ他ノ從業者 | 九 | 六三七 | 四三九 | — | — | — | 一〇 | 一〇、二四七 | 一、九六八 |
| 通信業從業者 | | 二 | 二三 | 二三 | — | — | — | 四 | 五二 | 四一 |
| 土木建築業 | 大工、左官其他職工 | 一 | 四三 | 一八 | — | — | — | 二 | 二〇八 | 一四一 |
| | 土方鳶職 | 二 | 一四二 | 八六 | 一 | 一五〇 | 一五〇 | 三 | 三一五 | 三〇四 |
| 其ノ他ノ業務ニ從フ者 | | 五 | 三八九 | 一三三 | — | — | — | 九 | 四五六 | 四一三 |
| 計 | | 二六九 | 六七、七二六 | 三一、一四二 | 一二 | 一八、七二九 | 八、二七〇 | 五二三 | 一四三、七八五 | 四八、六四五 |

## 乙第三表（其一）

自大正五年至大正十四年同盟罷業々態別調、（社會局調ナリ）

大正十一年迄ハ警保局

| | 大正十年 | | 大正十一年 | | 大正十二年 | | 大正十三年 | | 大正十四年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件數 | 人員 | 件數 | 人數 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 |
| 機械器具製造工業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 機械（金屬品）製造職工 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 造船職工 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 化學工業 | 三七 | 三、七五一 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 窯業職工 | — | — | 二〇 | 二、一六〇 | 四二 | 一、五〇七 | 二一 | 二、六五二 | 二一 | 八〇三 |
| 化學工業職工 | — | — | 三一 | 六、二三二 | 二〇 | 一、三六七 | 一七 | 一、六六四 | 四九 | 七、九七一 |
| 染織工業 | 九六 | 一〇、六六〇 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 紡績製糸職工 | — | — | 一八 | 二、七三〇 | 二六 | 八、五八九 | 三八 | 五、七九八 | 二九 | 三、三二三 |
| 染織職工 | — | — | 四八 | 二、三九〇 | 三六 | 二、七四二 | 二四 | 五、〇九一 | 二一 | 二、四六一 |
| 飲食物製造工業 | 六 | 三、四六六 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 雜工業 | 三五 | 三、六四二 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鑛業（坑夫） | 一八 | 二、六九一 | 一三 | 五、八五一 | 一四 | 四、六二五 | 一四 | 三、六四三 | 一五 | 三、五七八 |
| 運輸業 | 一九 | 一、〇六八 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 船員及船夫 | — | — | 五 | 九八 | 四 | 一、〇一五 | 四 | 一四六 | 一〇 | 八四〇 |
| 通信業 | 二 | 三 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 從業者 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 土木建築業 | 三 | 一〇四 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 大工木工及木挽 | — | — | 一八 | 一、八四四 | 一六 | 二、四八七 | 一三 | 一、一一九 | 一三 | 九八七 |
| 諸人夫及仲仕 | — | — | 一五 | 一、一三一 | 一四 | 五九六 | 七 | 三三三 | 二七 | 二、一三〇 |

| 要求事項 | 大正十四年 件數 | 人員 | 大正十三年 件數 | 人員 | 大正十二年 件數 | 人員 | 大正十一年 件數 | 人員 | 大正十年 件數 | 人員 | 大正九年 件數 | 人員 | 大正八年 件數 | 人員 | 大正七年 件數 | 人員 | 大正六年 件數 | 人員 | 大正五年 件數 | 人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農田稼人夫 | — | — | 四 | 三五五 | 三 | 三三〇 | 七 | 五九八 | 七 | 一,〇四七 | 五 | 六七六 | 二 | 一,四四二 | 一五 | 三,八一八 | 二八 | 四,八〇三 | 一 | 三九五 |
| 其ノ他 | 五 | 一三三 | 七七 | 一〇,五七二 | 四三 | 三,七六六 | 五九 | 四,五七一 | 二四 | 一,五七七 | 五三 | 八,五三三 | 一五 | 二,九一六 | 六二 | 四,五九四 | 五七 | 四,四三三 | 一六 | 一,〇九二 |
| 計 | 二六九 | 三二,一四三 | 三三三 | 五四,五二六 | 二七〇 | 三六,二九九 | 二五〇 | 四一,五〇三 | 二四六 | 五八,三二五 | 二八二 | 三六,三七一 | 四九七 | 六三,一三七 | 四一七 | 六六,四五七 | 三九八 | 五七,三〇九 | 一〇八 | 八,四一三 |

備考　業務分類ノ變更ノタメ累年比較ニ不便ノモノアリ諒セラレタシ。

## 乙第三表(其二)　自大正五年至大正十四年同盟罷業原因別調　(同右調査)

| 要求事項 | 大正十四年 件數 | 人員 | 大正十三年 件數 | 人員 | 大正十二年 件數 | 人員 | 大正十一年 件數 | 人員 | 大正十年 件數 | 人員 | 大正九年 件數 | 人員 | 大正八年 件數 | 人員 | 大正七年 件數 | 人員 | 大正六年 件數 | 人員 | 大正五年 件數 | 人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 賃銀增額要求 | 九一 | 五,七一七 | 一三四 | 三三,六三七 | 一一八 | 一五,三〇三 | 七一 | 九,七七九 | 九七 | 一三,二九八 | 一五一 | 一九,六〇四 | 四〇〇 | 五三,一三〇 | 三四〇 | 五九,一九七 | 三一四 | 四八,九〇三 | 七一 | 五,四四一 |
| 賃銀減額反對 | 三九 | 五,三五一 | 三〇 | 三,三二七 | 三九 | 二,四四六 | 六七 | 一〇,四二一 | 三八 | 三,三三三 | 六四 | 八,二九九 | 一七 | 一,三五一 | 一七 | 一,一七二 | 一四 | 一,二九三 | 四 | 三二六 |
| 待遇改善要求 | 七六 | 二,九四七 | 一〇〇 | 二一,八一八 | 七四 | 一三,四五八 | 五六 | 一七,〇七三 | 六八 | 三八,四四四 | 二八 | 二,九四一 | 二四 | 三,六九五 | 六 | 一四一 | 一三 | 六二九 | 一三 | 一,四四〇 |
| 監督者排斥 | 一五 | 一,三三三 | 一五 | 一,四三三 | 一八 | 一,一〇一 | 三三 | 一,九八二 | 一五 | 七九四 | 一六 | 三,四三六 | 一八 | 一,六二〇 | 一六 | 七一〇 | 一七 | 八九五 | 九 | 六五八 |
| 其ノ他 | 四五 | 七,〇〇五 | 五四 | 四,四三三 | 三二 | 三,九四七 | 三三 | 二,二三七 | 二八 | 三,三三六 | 三三 | 二,一〇一 | 三八 | 三,四五一 | 三八 | 五,三二七 | 五一 | 五,五七九 | 一三 | 五四八 |
| 計 | 二六九 | 三二,一四三 | 三三三 | 五四,五二六 | 二七〇 | 三六,二九九 | 二五〇 | 四一,五〇三 | 二四六 | 五八,三二五 | 二八二 | 三六,三七一 | 四九七 | 六三,一三七 | 四一七 | 六六,四五七 | 三九八 | 五七,三〇九 | 一〇八 | 八,四一三 |

備考　主ナル原因ノミニ就テノ數ナリ。

## 乙第三表(其三)　自大正五年至大正十四年同盟罷業結果別調　(同右調査)

| 結果 | 大正十四年 件數 | 人員 | 大正十三年 件數 | 人員 | 大正十二年 件數 | 人員 | 大正十一年 件數 | 人員 | 大正十年 件數 | 人員 | 大正九年 件數 | 人員 | 大正八年 件數 | 人員 | 大正七年 件數 | 人員 | 大正六年 件數 | 人員 | 大正五年 件數 | 人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 要求貫徹 | 四七 | 一〇,五三六 | 六六 | 一二,六〇八 | 三八 | 六,九〇八 | 四〇 | 四,九七一 | 三三 | 三,一六六 | 三九 | 三,五四四 | 六三 | 五,八二三 | 六〇 | 八,八二六 | 八七 | 一〇,二〇二 | 一七 | 一,七九八 |
| 妥協 | 一〇七 | 七,九九五 | 一三五 | 一九,七〇七 | 一三〇 | 一四,三七九 | 一〇七 | 二一,〇六六 | 一四〇 | 二四,五三三 | 一四二 | 一七,九七二 | 二六一 | 三九,四〇五 | 二一五 | 四四,四二一 | 一六七 | 二八,八四〇 | 三九 | 三,三六五 |

要求不貫徹　二五　三、六一　一三一　二三、三一　一三一　一四、九七一　一〇三　一五、四六　八三　三〇、三七　一〇〇　一四、八五四　一七一　一七、九一九　一五二　一三、三八　一四四　一八、二六七　五三　三、〇五〇

計　二六九　三、一四二　三三三　五四、五二六　二七〇　三六、二五九　二五〇　四一、五〇三　二四六　五八、二五五　二八二　三六、三七一　四九七　六二、一三七　四一七　六六、四五七　三九八　五七、三〇九　一〇八　八、四一三

## 乙第四表　自大正三年至大正十四年　治安警察法違反者内譯調（社會局調）

| | 大正三年 | | 四年 | | 五年 | | 六年 | | 七年 | | 八年 | | 九年 | | 十年 | | 十一年 | | 十二年 | | 十三年 | | 十四年 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 |
| 誘惑 | 一 | 七 | 三 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 煽動 | 七 | 二 | 二 | 一〇 | 九 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 一〇 | 四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 暴行 | 二 | 一四 | 一 | 一四 | 五 | 一 | 一 | 一 | 四 | 二 | 五七 | 一三〇 | 二 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 脅迫 | 一 | 五七 | 一 | 八五 | 三 | 三 | 六 | 七 | 四三 | 三四 | 八 | 三 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 誘惑・煽動 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 暴行・脅迫 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 誘惑・煽動・暴行・脅迫 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 小計（第十七條） | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 誘惑又煽動ト他罪ノ併合 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 一五 | 三一 | 五五 | 二一 | 三八一 | 二一 | 一五一 | 一五 | 一三〇 | 二一 | 五 | 一六 | 三 | 四 | 六 | 一 | 一 | 五四 | 三〇 | 一三 | 六六 | 九一三 | 一八五 | 一六 | 一七 | 一七〇 |

| | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 | 件數 | 人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 暴行又脅迫ト他罪ノ併合 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 |
| 通計（第十七條） | 七 | 七 | 一三 | 一三 | 一四 | 一四 | 八 | 八 | 一九 | 一九 | 一八 | 一八 | 一九 | 一九 | 一四〇 | 一四〇 |
| 第四條 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第八條 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第九條 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第十六條 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第二十一條 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第三十條 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 總計 | 一八 | 六四 | 一四〇 | 一三八 | 一三〇 | 一三八 | 一九 | 一八五 | 一七八 | 一五九 | 一三 | 七 | 一四〇 | 一二五 | 一一三 | 一一九八 |

備考

一、大正十四年八十月末日迄ノモノデアル。

一、大正十年度分第四條違犯一件四名ハ刑法二百六十條ノ罪ヲ併セ犯シタルモノ。

一、大正十年度第九條違犯十三件八十二人中六十二人ハ騷擾罪ヲ併セ犯シタルモノ。

一、大正十二年度内第九條違犯一件一人ハ刑法脅迫罪ヲ併セ犯シタルモノ。

一、大正十三年度第八條違犯三件二十三人中二件二十人ハ刑法公務執行妨害罪ヲ併セ犯シタルモノ。

一、大正十三年度第三十條一件一人ハ刑法傷害罪トヲ併セ犯シタルモノ。
一、大正十四年度第四條一件五人ハ同條三十一條及刑法公務執行妨害罪トヲ併セ犯シタルモノ。

## 乙第五表（其一）大正十四年小作爭議府縣別表（社會局調）

| 道府縣 | 爭議件數 | 關係地主小作人 地主 | 關係地主小作人 小作人 | 關係耕地面積（町） 田 | 關係耕地面積（町） 畑 | 關係耕地面積（町） 其他 | 關係耕地面積（町） 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 二 | 四 | 一一〇 | 三五〇 | 四四一 | | 七九一 |
| 東京都 | 一八 | 三三五 | 一、七〇九 | 六六五 | | | 六六五 |
| 京都 | 三八 | 七三五 | 二、〇七五 | 一、五〇〇 | 一一三 | | 一、六一三 |
| 大阪 | 三七 | 三、七五八 | 一四、五五六 | 八、六〇九 | 一二七 | | 八、七三六 |
| 神奈川 | 四 | 一一七 | 二六一 | 一八一 | | | 一八一 |
| 兵庫 | 一六九 | 二、四四一 | 一〇、〇八九 | 五、二七〇 | | | 五、二七〇 |
| 長崎 | 二 | 四 | 一三 | 四二 | | | 四二 |
| 新潟 | 五七 | 五一七 | 二、七六五 | 二、二八五 | 一二四 | | 二、四〇九 |
| 埼玉 | 五五 | 七三八 | 四、四八八 | 二、八三一 | 二三四 | | 三、〇六五 |
| 群馬 | 一〇 | 三二一 | 一、五二七 | 五五七 | 四〇 | | 五九七 |
| 千葉 | 一〇 | 一八三 | 五一七 | 四五〇 | 一七〇 | | 六二〇 |
| 茨城 | 一 | 三 | 三一 | | | | |
| 奈良 | 三 | 二九一 | 一、一六八 | 五五八 | | | 五五八 |
| 三重 | 二五 | 三三一 | 一、四八五 | 一、五五三 | | | 一、五五八 |
| 愛知 | 八〇 | 九八一 | 八、〇八八 | 四、〇六三 | 一、一九二 | | 五、二五九 |
| 靜岡 | 七 | 一〇九 | 六八七 | 四一 | | | 四一 |
| 山梨 | 二九 | 三五一 | 二、四三四 | 一、一〇七 | 六 | | 一、一一三 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀 | | 三 | 四六 | 一、七四 | 一、三三 | 一 | 一 | 一、三四 |
| 岐阜 | | 六〇 | 一、三四 | 三、四九 | 二、六三 | 四三 | 三 | 二、七八 |
| 長野 | | 三 | 六 | 九五 | 二〇 | 一 | 二 | 二三 |
| 岩手 | | 一 | 二二 | 四五 | 六 | 一 | 一 | 六 |
| 山形 | | 九 | 八八 | 七二七 | 八七七 | 四七 | 二 | 九三六 |
| 秋田 | | 六 | 一五 | 三三五 | 一〇八 | 一 | 一 | 一〇八 |
| 福井 | | 二 | 九〇 | 二六一 | 一六一 | 一八 | 一 | 一七九 |
| 石川 | | 三 | 二三 | 七三 | 三〇 | 一 | 一 | 三〇 |
| 富山 | | 二〇 | 七三 | 五一六 | 五二三 | 一八 | 一 | 四四一 |
| 鳥取 | | 二四 | 三三〇 | 一、六五九 | 八二一 | 一七三 | 二 | 九九六 |
| 根 | | 二四 | 二四九 | 九九五 | 一、三一〇 | 一六 | 三 | 一、三三九 |
| 岡山 | | 三六 | 四七四 | 二、一〇一 | 一、〇五九 | 二一 | 一 | 一、〇七一 |
| 廣島 | | 八 | 一八三 | 八〇五 | 二三九 | 三六 | 一 | 二七五 |
| 山口 | | 二 | 七 | 四七 | 二四 | 一 | 一 | 二四 |
| 和歌山 | | 二二 | 二四五 | 一、〇六四 | 七五四 | 一 | 一 | 七五四 |
| 徳島 | | 一七 | 二六〇 | 一、三〇八 | 六三七 | 七〇 | 三 | 七一〇 |
| 香川 | | 三七 | 一、〇五三 | 四、四二一 | 二、二三五 | 三三 | 一 | 二、二六八 |
| 愛媛 | | 二二 | 二〇一 | 四四六 | 二九〇 | 二三 | 一 | 三〇三 |
| 福岡 | | 二二〇 | 二、六四八 | 一〇、四九 | 六、八四四 | 九八 | 五〇 | 六、九二一 |
| 大分 | | 三 | 三九 | 八一 | 四二 | 一 | 一 | 四三 |
| 佐賀 | | 一 | 一 | 二〇 | 一 | 二 | 一 | 二 |
| 熊本 | | 二 | 一〇〇 | 五八九 | 五七三 | 一七 | 一 | 五九〇 |
| 宮崎 | | 四 | 一〇四 | 四一九 | 二〇七 | 二五 | 一 | 二三二 |
| 鹿児島 | | 一 | 一〇〇 | 四〇〇 | 一五〇 | 一 | 一 | 一五〇 |

計　一、三〇三　一九、三〇三　八四、四〇四　五一、三九八　三、〇七八　七四　五四、五〇

備考　本表は大正十五年二月十日迄に到着せる報告書に基き調査せるものなり。
本表關係耕地面積中町未滿のものは計上せず。

## 乙第五表（其二）大正十四年小作爭議原因別表（社會局調）

| | 大正十四年上半期 | | | | | | 大正十四年下半期 | | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | |
| 小作料其年限減額 | 一四三 | 六四 | 四四 | 一七 | 一八 | 三〇 | 六 | 五 | 四 | 八五 | 一八七 | 二五四 | 九三〇 |
| 小作料永久減額 | 六四 | 一九 | 一六 | 一九 | 八 | 六 | 四 | 一 | 二 | 六・三四 | 五一 | | 二九九 |
| 小作料免除 | 二 | | | | | 一三 | | | | | | 二 | 六 |
| 小作料增額反對 | | 二 | 二 | | | | | | | | | | |
| 込納米ノ格下俵裝等ノ制限緩和 | | | 一 | | | | | | | | | | |
| 米廢止奬勵米其他之ニ類スルモノノ給付又增額 | 一 | 二 | 一 | | | | | | | | | | 二 |
| 小作人ノ特別ナル支出ニ對スル補償 | 一 | | | | | | | | | | | | 三 |
| 小作契約ノ繼續 | 三 | | | | | | | | | | | | 六 |
| 永久小作權ノ獲得 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 組合ノ自由又ハ確認 | | | | | | | | | | | | | 一 |
| 其他 | 七 | 四 | 六 | 六 | 三 | 一七 | 九 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

## 乙第五表(其三)　大正十四年小作爭議月別表（社會局調）

| | 大正十四年上半期 | | | | | | 計 | 大正十四年下半期 | | | | | | 計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | | |
| 爭議件數 | 二〇七 | 九九 | 六七 | 五〇 | 三九 | 三八 | 五六八 | 一五 | 六 | 一八 | 二二 | 二一八 | 三〇二 | 一、三〇三 | 一、三〇三 |
| 關係地主 | 三、四〇八 | 九三七 | 六三三 | 三九七 | 三六九 | 三三二 | 六、九二三 | 二三六 | 二七 | 二七九 | 一、五六七 | 三、八七九 | 五、三九一 | 一九、三〇二 | 一九、三〇二 |
| 關係小作人 | 一五、二三二 | 五、〇九二 | 三、七〇六 | 一、六一七 | 一、〇九二 | 一、四二四 | 三二、八七九 | 九八七 | 五五三 | 一、四二〇 | 七、五九一 | 一六、〇四一 | 三二、二二一 | 八四、四〇四 | 八四、四〇四 |
| 關係耕地面積(町) | 一〇、〇四二 | 三、三四九 | 二、〇〇九 | 九五八 | 一、一三二 | 六四一 | 一〇、七一九 | 六二一 | 二四六 | 八六二 | 四、八六二 | 一〇、八五一 | 一四、三三一 | 一五四、五五〇 | 一五四、五五〇 |

## 乙第五表(第四)　自大正十二年六月至大正十三年五月小作地返還面積道府縣別（帝國農會調査）

| 地方別 | 道府縣名 | 返還地 | | | 繫爭中ノモノ | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 處分濟ノモノ | 未處分ノモノ | 計 | | | |
| | | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | |
| 北海道 | | — | — | — | — | — | |
| 東北 | 青森 | — | — | — | — | — | |
| | 岩手 | — | — | — | — | — | |
| | 宮城 | — | — | — | — | — | |
| | 秋田 | — | — | — | — | — | |
| | 山形 | — | — | — | — | — | |
| | 福島 | 二・〇三 | — | 二・〇三 | — | 二・〇三 | |
| 計 | | 四五・五二 | 二・一四 | 四五・六六 | 二八九・二六 | 三三四・九二 | |
| 茨城 | | 四七・五四 | 二・一四 | 四七・六八 | 二八九・二六 | 三三六・九四 | |
| 栃木 | | 一、一八六・四〇 | 四七・八〇 | 一、二三四・二〇 | — | 一、二三四・二〇 | |
| 群馬 | | — | — | — | — | — | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 關東 | 埼玉 | 五九九・三一 | 七三・六二 | 六七二・九三 | 二〇六・五〇 | 八七九・四三 | |
| | 千葉 | 一七七・四二 | 一四・四二 | 一九一・八四 | 〇・四二 | 一九二・二六 | |
| | 東京 | 一〇・〇一 | 〇・九〇 | 一〇・九一 | — | 一〇・九一 | |
| | 神奈川 | 一八二・八〇 | — | 一八二・八〇 | — | 一八二・八〇 | |
| | 計 | 二、一五五・九四 | 一三六・七四 | 二、二九二・六八 | 二〇六・九二 | 二、四九九・六〇 | |
| 北陸 | 新潟 | 二〇四・四六 | 一六・九八 | 二二一・四四 | 一七・七四 | 二三九・一八 | |
| | 富山 | 四一・〇〇 | 二・三〇 | 四三・三〇 | 〇・四〇 | 四三・七〇 | |
| | 石川 | 一三・一三 | 〇・八〇 | 一三・九三 | — | 一三・九三 | |
| | 福井 | 二二・五六 | 一・三〇 | 二三・八六 | — | 二三・八六 | |
| | 計 | 二八〇・一五 | 二一・三八 | 三〇一・五三 | 一八・一四 | 三一九・六七 | |
| 東山 | 山梨 | 四・〇四 | 〇・九七 | 五・〇一 | 三五・〇〇 | 四〇・〇一 | |
| | 長野 | 一〇・〇五 | 二・三二 | 一二・三七 | — | 一二・三七 | |
| | 岐阜 | 一四三・〇三 | 一一・八三 | 一五四・八六 | — | 一五四・八六 | |
| | 計 | 一五七・一二 | 一五・一二 | 一七二・二四 | 三五・〇〇 | 二〇七・二四 | |
| 東海 | 静岡 | 六・五七 | 〇・七〇 | 七・二七 | — | 七・二七 | |
| | 愛知 | 五七三・八七 | 四五・四三 | 六一九・三〇 | 一三八・七〇 | 七五八・〇〇 | （但し自大正十三年一月至同年九月迄の調査なり） |
| | 三重 | 五五・八五 | 二一・四三 | 七七・二八 | — | 七七・二八 | |
| | 計 | 六三六・二九 | 六七・五六 | 七〇三・八五 | 一三八・七〇 | 八四二・五五 | |
| 近畿 | 滋賀 | 八〇四・四〇 | 一八・二〇 | 八二二・六〇 | — | 八二二・六〇 | 大正十三年七月一日現在 |
| | 京都 | 六〇・六二 | 一・九七 | 六二・五九 | 一・一二 | 六三・七一 | |
| | 大阪 | 二〇〇・〇〇 | 二〇・〇〇 | 二二〇・〇〇 | — | 二二〇・〇〇 | |
| | 兵庫 | 一三五・七〇 | 七・三五 | 一四三・〇五 | 三・〇〇 | 一四六・〇五 | |
| | 奈良 | 七三・八六 | 四・一〇 | 七七・九六 | 六〇・七〇 | 一三八・六六 | |
| | 和歌山 | — | — | — | — | — | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 中國 | 鳥取 | 一、二七四・五八 | 五一・六一 | 一、三六・一〇 |
| | 島根 | — | — | — |
| | 岡山 | 三九八・二四 | 二七・一五 | 四二五・三九 |
| | 廣島 | 八三・五八 | 一三・〇六 | 九六・六四 |
| | 山口 | 一三六・〇八 | 四・一一 | 一三〇・一九 |
| 計 | | 三四〇・七八 | 七・八〇 | 三四八・五八 |
| 四國 | 徳島 | 九四八・六八 | 五二・一三 | 一、〇〇〇・八〇 |
| | 香川 | 五五・三一 | 三・〇七 | 五八・三九 |
| | 愛媛 | — | — | — |
| | 高知 | — | — | — |
| 計 | | — | — | — |
| 九州 | 福岡 | 五五・三一 | 三・〇七 | 五八・三九 |
| | 佐賀 | — | — | — |
| | 長崎 | — | — | — |
| | 熊本 | 三五・〇〇 | 四・三〇 | 三九・三〇 |
| | 大分 | 三〇九・〇七 | 一八・六三 | 三三七・七〇 |
| | 宮崎 | 一二九・七〇 | 二・三〇 | 一三二・〇〇 |
| | 鹿兒島 | — | — | — |
| 計 | | 三七四・九四 | — | 三七四・九四 |
| 沖縄 | | 八四八・七一 | 二五・二三 | 八七三・九四 |
| 合計 | | — | — | — |
| | | 六、四〇四・三三 | 三七三・一八 | 六、七七七・五一 |
| | | 六四・八二 | 一、三九一・〇二 | 八〇八・一九 |
| | | 一、一七四・五八 | 五一・六一 | 七、五八五・七五 |

備考　本調査ハ小作爭議ニ原因スル返還地ヲ調査スルノ趣旨ナリシモ數府縣ニアリテハ之ニ因ラザル返還地ヲモ調査計上セラレシ結果之ヲ區別集計スルコト甚ダ困難ナリシヲ以テ其儘計上スルコトヽセリ。

任意協議による返還なり

乙第六表(其一) 大正十四年中工・鑛・交通業以外ノ勞働者ニ關スル主要爭議業態別

月別件數(當研究所調査)

| | | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 實數 | 商業使用人 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 漁業勞働者 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 雜業勞働者 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 比例 | 商業使用人 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 漁業勞働者 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 雜業勞働者 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

乙第六表(其二) 大正十四年中工・鑛・交通業以外ノ勞働者ニ關スル主要爭議業態別

府縣別件數(當研究所調査)

| | 商業使用人 | 漁業勞働者 | 雜業勞働者 | 計 | | 商業使用人 | 漁業勞働者 | 雜業勞働者 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | — | — | — | — | 愛知 | — | — | — | — |
| 京都 | — | — | — | — | 石川 | — | — | — | — |
| 大阪 | — | — | — | — | 岡山 | — | — | — | — |
| 神奈川 | — | — | — | — | 宮城 | — | — | — | — |
| 千葉 | — | — | — | — | 福島 | — | — | — | — |
| 栃木 | — | — | — | — | 計 | — | — | — | — |
| 群馬 | — | — | — | — | | | | | |

乙第六表(其三)　大正十四年中工・鑛・交通業以外ノ勞働者ニ關スル主要爭議業態別原因別件數(當研究所調査)

| | 受動的原因 | | | | | | | 能動的原因 | | | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 賃銀値下反對 | 賃銀値下不拂 | 賃銀支拂方法改正反對 | 組合員解雇 | 其他 | 計 | | 賃銀値上要求 | 待遇改善要求 | 時間短縮要求 | 解雇手當要求 | 感情的原因 | 其他 | 計 | |
| 商業使用人 | 一 | | | | | 一 | 三 | 一 | 二 | | | | | 四 | 七 |
| 漁業勞働者 | | | | | | | | 五 | | | | | | 六 | 六 |
| 雜業勞働者 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 | 九 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 二四 |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 | 九 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 二四 |

乙第六表(其四)　大正十四年中工・鑛・交通業以外ノ勞働者ニ關スル主要爭議業態別經過種別件數(當研究所調査)

| | 勞働者ノ運動 | | | | | 業主ノ對策 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 示威運動 | 示威運動盟休 | 怠業 | 盟休 | 不明 | 解雇 | 計 |
| 商業使用人 | | | | | | | |
| 漁業勞働者 | | | | | | | |
| 雜業勞働者 | 一 | | | 二 | 五 | 一 | 七 |
| 計 | 一 | | | 二 | 五 | 一 | 七 |

乙第六表（其五）　大正十四年中工・鑛・交通業以外ノ勞働者ニ關スル主要爭議業態別結果別件數（當研究所調査）

| | 業主ニ有利解決 | 被傭者ニ有利解決 | 妥協 | 不明 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 商業使用人 | 一 | | 二 | 四 | 七 |
| 漁業勞働者 | | | 二 | 四 | 六 |
| 雜業勞働者 | 三 | 一 | 三 | 四 | 二 |
| 計 | 四 | 一 | 七 | 三 | 二四 |

乙第七表（其一）　大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別月別件數（當研究所調査）

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中間階級者 | | | | | | | | | | | | | |
| 會社員 | | | | | | | | | | | | | |
| 官公吏 | | | | | | | | | | | | | |
| 教員 | | | | | | | | | | | | | |
| 自由業者 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |
| 婦人勞働者 | | | | | | | | | | | | | |
| 職業婦人 | | | | | | | | | | | | | |
| 事務員 | | | | | | | | | | | | | |
| 藝娼妓 | | | | | | | | | | | | | |
| 女給、看護婦 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

乙第七表(其二)　大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別

府縣別件數（當研究所調査）

| 府縣名 | 中間階級者 | 婦人勞働者 | 職業婦人 | 府縣名 | 中間階級者 | 婦人勞働者 | 職業婦人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 四 | 一 | 二 | 兵庫 | | | |
| 京都 | | 一 | | 奈良 | 二 | | |
| 大阪 | 二 | 六 | 二 | 島根 | | | |
| 神奈川 | 三 | | | 愛媛 | | | |
| 埼玉 | | 一 | | 高知 | | | |
| 栃木 | | 二 | | 大分 | | | |
| 岐阜 | | 二 | 一 | 長崎 | | | |
| 愛知 | | 一 | | 宮崎 | | | |
| 静岡 | 二 | | | 鹿兒島 | | | |
| 山梨 | 一 | 二 | | 沖縄 | 一 | | |
| 長野 | | | 一 | 北海道 | 一 | | |
| 石川 | 一 | | | 計 | 七 | 三 | 三 |
| 福井 | | 一 | | | | | |

乙第七表(其三)　大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別

原因別件數（當研究所調査）

| 受動的原因 | | 能動的原因 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 賃銀支拂方法改正反對 | 一 | 賃銀値上 | 一 | 一 |
| 賃銀値下反對 | 一 | 待遇改善要求 | 一 | 二 |
| 財界不況解雇 | 一 | 解雇手當制定要求 | 一 | 二 |
| 共他 | 一 | 解雇手當要求 | 一 | 二 |
| 計 | 三 | 感情的原因 | 一 | 四 |
| | | 共他 | 一 | 一 |
| | | 計 | 八 | 一一 |

## 乙第七表（其四）　大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別

經過種別件數（當研究所調査）

| | 被傭者ノ運動 | | | | | 業主ノ對策 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 盟休 | 怠業 | 示威運動 | 示威運動、盟休 | 不明 | 計 | 閉鎖 | 解雇 | | 計 |
| 中間階級者 | | | | | | | | | | |
| 會社員 | | | | | | | | | | |
| 官公吏 | | | | | | | | | | |
| 教員 | | | | | | | | | | |
| 自由業者 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 婦人勞働者 | | | | | | | | | | |
| 職業婦人 | | | | | | | | | | |
| 事務員 | | | | | | | | | | |
| 藝娼妓 | | | | | | | | | | |
| 女給、看護婦 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

## 第二部　乙統計表

| | 盟休 | 怠業 | 示威運動 | 示威運動、盟休 | 不明 | 計 | 閉鎖 | 解雇 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中間階級者 | | | | | | | | | | |
| 會社員 | | | | | | | | | | |
| 官公吏 | | | | | | | | | | |
| 教員 | | | | | | | | | | |
| 自由業者 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 婦人勞働者 | | | | | | | | | | |
| 職業婦人 | | | | | | | | | | |
| 事務員 | | | | | | | | | | |
| 藝娼妓 | | | | | | | | | | |
| 女給、看護婦 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

乙第七表（其五）　大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別結果別件數（當研究所調査）

| | 業主ニ有利解決 | 被傭者ニ有利解決 | 妥協 | 不明 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中間階級者 | | | | | |
| 會社員 | 二 | — | 二 | 七 | 二一 |
| 官公吏 | — | — | — | 一 | 一 |
| 教員 | — | — | — | 二 | 二 |
| 自由業者 | — | — | — | 二 | 三 |
| 計 | 二 | — | 一 | 三 | 七 |
| 婦人勞働者 | | | | | |
| 職業婦人 | | | | | |
| 事務員 | 六 | — | 三 | 八 | 二三 |
| 藝娼妓 | 二 | — | — | — | 二 |
| 女給、看護婦 | — | — | 三 | — | 三 |
| 計 | 二 | 一 | 四 | 五 | 一三 |
| 一計 | 一〇 | 二 | 一三 | 二四 | 四四 |

乙第八表（其一）　産業組合組合員數及出資金額累年比較（農商務省調）

| 年次 | 組合數 | 組合員數 | 一組合平均組合員數 | 出資金 總額 拂込濟額 | 出資金 一組合員平均出資金 拂込濟額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治三十六年末 | 五七一 | 四五、一三一人 | 七九人 | ?圓 九四五、三二九圓 | ?圓 一九・三七 |
| 明治三十八年末 | 八三六 | 六八、五六三 | 八二 | ? 一、三二八、〇八五 | ? 一九・三七 |
| 明治四十三年末 | 四、九二三 | 五三四、〇八五 | 一〇九 | ? 七、四七七、一九二 | ? 一四・〇〇 |

## 乙第八表(其二) 産業組合職業別組合員數累年比較 (農商務省調)

| 年次 | 調査組合數 | 組合員數 | | | | | | 百分比例 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 農業 | 林業 | 工業 | 商業 | 水産業 | 其他 | 計 | 農業 | 林業 | 工業 | 商業 | 水産業 | 其他 |
| 明治三十七年末 | 六三四 | 三八、七〇一人 | —人 | 二、二六五人 | 四、五九六人 | 一、二一六人 | 一、四四九人 | 四八、一二七人 | 八〇・四 | — | 四・七 | 九・五 | 二・四 | 三・〇 |
| 明治三十八年末 | 八六六 | 五六、六〇九 | — | 三、二三四 | 五、八六九 | 八六〇 | 一、九九一 | 六八、五六三 | 八二・六 | — | 四・七 | 八・六 | 一・二 | 二・九 |
| 明治四十三年末 | 四、九三 | 四三七、五八八 | — | 二一、五六四 | 三四、二五七 | 九、一〇六 | 三一、五七〇 | 五三四、〇八五 | 八一・九 | — | 四・一 | 六・四 | 一・七 | 五・九 |
| 大正四年末 | 一〇、三七四 | 一、〇六七、六四三 | 四八、二七二 | 八一、七二五 | 一三六、三六三 | 六四、二七一 | 一、二八八、九八四 | 八二・八 | 〇・一 | 三・七 | 六・六 | 一・八 | 五・〇 |
| 大正八年末 | 一一、六五六 | 二、〇〇〇、七一九、三四五 | 七一、八五二 | 二三六、三六三 | 二三七、八三三 | 一五〇、五八〇 | 二、二九〇、二三五 | 一、九四一、〇七二 | 八一・四 | 〇・一 | 三・七 | 七・〇 | 一・七 | 六・六 |
| 大正九年末 | 一三、一八九 | 二、二九八、六〇八 | 九五、五八二 | 二六五、七八二 | 二四〇、九六〇 | 一七七、八七一 | 二、五一八、七四六 | 二、七二四、六九五 | 八〇・二 | 〇・二 | 四・一 | 七・二 | 一・七 | 六・六 |
| 大正十年末 | 一三、五九九 | 二、五一八、七四六 | 一〇五、五四二 | 二九三、七二九 | 四六、二七五 | 二〇九、二八九 | 二、七二四、六九五 | 二、〇三〇、一五七 | 七九・二 | 〇・二 | 四・二 | 七・七 | 一・六 | 七・一 |
| 大正十一年末 | 一三、六九〇 | 二、七二四、六九五 | 一一七、三〇 | 三三七、三六六 | 五〇、六九八 | 二六七、四三三 | 三、〇三〇、一五七 | 三、〇三〇、一五七 | 七七・八 | 〇・二 | 四・三 | 八・三 | 一・七 | 七・七 |
| 大正十二年末 | 一三、九一九 | 三、〇三〇、一五九 | 一七三、〇六九、九一七 | 三四、〇五一、二七三、五四四 | 五〇、六九八 | 二六七、四三三 | 三、〇三〇、一五七 | 三、〇三〇、一五七 | 七五・九 | 〇・二 | 四・四 | 九・〇 | 一・七 | 八・八 |

乙第八表（其二）産業組合種類別組合數（大正十三年末現在農商務省調）

| 地方 | 信用販賣 | 購買利用 | 販賣購買利用 | 販賣購買利用 | 販賣購買利用 | 信用販賣 | 信用購買 | 信用利用 | 信用販賣購買 | 信用販賣購買利用 | 信用購買利用 | 信用販賣利用 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 八二 | 九 | 一五 | 三 | 二九 | 一 | 一 | 九 | 六 | 四六 | 五 | 二〇七 | 四七五 |
| 青森 | 八八 | — | 九 | — | 一九 | 一 | — | 一〇 | 一 | 一六 | 三 | 四四 | 二三九 |
| 岩手 | 四六 | 二 | 五 | 一 | 一〇 | 三 | 三 | 四七 | 一 | 一 | 一 | 三三 | 二三八 |
| 宮城 | 三三 | 二 | 三 | 二 | 四 | 一 | 一 | 八七 | 六 | 五六 | 七 | 五六 | 二三七 |
| 秋田 | 二五 | 六 | 一〇 | 三 | 八 | 三 | 三 | 四 | 一 | 二 | 二 | 六四 | 二五六 |
| 山形 | 一七 | 三 | 二 | 一 | 七 | 四 | 二 | 八 | 一 | 一 | 三 | 二八 | 二四四 |
| 福島 | 八二 | 一 | 七 | 四 | 三 | 二 | 二 | 五 | 六 | 一 | 一 | 五五 | 一五 |
| 茨城 | 一七 | 二 | 一〇 | — | 六 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一八 | 一九八 |
| 栃木 | 六 | 三 | 二 | 一 | 四 | 一 | — | 四 | 一 | 一 | 一 | 一〇 | 一三四 |
| 群馬 | 四 | 一 | 七 | 四 | — | 一 | — | 四八 | 一 | 一 | 一 | 一三 | 一三四 |
| 埼玉 | 五五 | 三六 | 四 | 四 | 二 | 四 | 一 | 一七 | 二 | 一 | 一 | 一四 | 四四三 |
| 千葉 | 一四九 | 五 | 五 | 六 | 一 | 一 | 一 | 三〇 | 一 | 一 | 一 | 一九 | 三九一 |
| 東京 | 二六 | 二 | 七 | 四 | 七 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一七 | 二五九 |
| 神奈川 | 三五 | 三 | 一五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 三 | 一 | 一 | 九 | 二二六 |
| 新潟 | 一四五 | 二 | 一四 | 一六 | 一九 | 一三 | 五 | 二 | 一 | 一 | 一 | 八 | 八〇五 |
| 富山 | 三四 | 八 | 四 | 六 | 五 | 五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二九七 |
| 石川 | 二 | 六 | 一 | 一 | 五 | — | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二六七 |
| 福井 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | — | — | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二四四 |
| 山梨 | 四 | 二 | 五 | 一 | 一 | 一 | — | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三〇八 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長野 | 二九 | 二三 | 一一 | 六 | 八 | 一九 | 二 | 一二 | 一八 | 一四六 | 一 | 六六 | 七 | 一五 | 九〇 | 四五三 |
| 岐阜 | 六三 | 二〇 | 二三 | 六 | 一四 | 三 | 三 | 八 | 六 | 九〇 | ｜ | 一二七 | ｜ | 一〇 | 八七 | 四五九 |
| 静岡 | 八三 | 七 | 五 | 六 | 八 | 六 | 一 | 四 | ｜ | 四三 | 二 | 八〇 | 一 | 七 | 一五五 | 四〇七 |
| 愛知 | 七六 | 二〇 | 一三 | 一二 | 一七 | 五 | ｜ | 三 | ｜ | 一七八 | 三 | 一八三 | ｜ | 七 | 六六 | 六〇一 |
| 三重 | 四〇 | ｜ | 八 | 二 | 八 | 四 | 三 | 七 | 二 | 四三 | 四 | 一八四 | 一 | 二 | 七〇 | 三七八 |
| 滋賀 | 一四 | ｜ | 三 | 四 | 六 | ｜ | ｜ | 一 | ｜ | 四 | ｜ | 一五九 | ｜ | 二 | 二四 | 二〇七 |
| 京都 | 六二 | 一 | 一三 | 二 | 六 | 一 | ｜ | 一 | 一 | 五九 | ｜ | 一二 | ｜ | 二 | 二三 | 二八一 |
| 大阪 | 二五 | 三 | 一六 | ｜ | ｜ | ｜ | 五 | 四 | ｜ | 一〇七 | 六 | 二七 | ｜ | 一五 | 二七 | 二一五 |
| 兵庫 | 一五〇 | 一〇 | 一二 | 六 | 一五 | 二〇 | 五 | 九 | 二 | 一〇九 | 二 | 二〇九 | ｜ | 七 | 一二七 | 六七三 |
| 奈良 | 六〇 | 一 | 四 | 一 | ｜ | ｜ | 二 | ｜ | ｜ | 五一 | 二 | 三七 | ｜ | 五 | 一九 | 一八三 |
| 和歌山 | 六二 | 二七 | 一七 | 四 | 七 | ｜ | 一 | 三 | ｜ | 一〇八 | 三 | 六三 | 三 | ｜ | 一四 | 三一一 |
| 鳥取 | 二七 | 一五 | 三 | 四 | 六 | ｜ | ｜ | ｜ | 五 | 九六 | 一 | 四一 | ｜ | 三 | 二四 | 三三五 |
| 島根 | 一五一 | 六 | 九 | 二 | 一三 | 二 | ｜ | 七 | ｜ | 四六 | ｜ | 三四 | ｜ | 八 | 四五 | 三二三 |
| 岡山 | 八三 | 七 | 九 | 六 | 一〇 | 三 | 一 | 一〇 | 五 | 三六 | 五 | 一八八 | 二 | 七 | 八三 | 四五五 |
| 廣島 | 六六 | 一三 | 七 | 一 | 七 | 一 | 三 | 六 | 四 | 七四 | 一 | 五五 | 一 | 八 | 二四四 | 四九一 |
| 山口 | 二九 | 一 | 五 | ｜ | 九 | ｜ | 一 | 七 | 一 | 三五 | 一 | 一〇三 | ｜ | 七 | 七八 | 二七七 |
| 徳島 | 一八 | ｜ | 二 | 三 | 四 | 一 | 一 | 六 | 三 | 三三 | 三 | 四〇 | ｜ | 七 | 三八 | 一五九 |
| 香川 | 四〇 | 一三 | 三 | 一 | 四 | 二 | 一 | 六 | 三 | 二三 | 一 | 二五 | ｜ | 六 | 八三 | 一九九 |
| 愛媛 | 三 | 一 | 六 | 一 | 四 | 一 | 二 | 八 | ｜ | 九九 | ｜ | 五六 | ｜ | 一一 | 九四 | 二九七 |
| 高知 | 七九 | 五 | 四 | ｜ | 一一 | 四 | ｜ | 六 | 一 | 一八 | 四 | 三三 | 三 | 一 | 二三 | 二〇〇 |
| 福岡 | 七八 | 一 | 一六 | 一〇 | 六 | ｜ | ｜ | 一 | 二 | 一〇五 | 四 | 九三 | 三 | 一〇 | 八一 | 四一〇 |
| 佐賀 | 一四 | 一 | 二 | 三 | 二 | ｜ | ｜ | ｜ | ｜ | 一九 | ｜ | 八八 | ｜ | 一 | 二六 | 一五六 |
| 長崎 | 二五 | ｜ | 一一 | 一 | 六 | 一 | ｜ | 四 | 二 | 二三 | 一 | 七七 | ｜ | ｜ | 一八 | 一七八 |
| 熊本 | 二三 | 一 | 六 | 三 | 八 | 三 | 二 | 六 | 三 | 七六 | ｜ | 八五 | 三 | 二 | 五〇 | 二七一 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大分 | 二 | 八五 | 四六 | 二三 | 一 |
| 宮崎 | 三 | 一 | 四一 | 一一 | 一 |
| 鹿兒島 | 二 | 二 | 一 | 一一 | 一五 |
| 沖縄 | 九 | 一 | 二 | 二 | 二 |
| 計 | 二、五六 | 三、六二 | 一、空 | 三、三 | 一、六九 |

略說　各道府縣ノ中組合數ノ最多キハ兵庫ノ六七二ニシテ愛知、新潟之ニ次ギ最モ少キハ沖縄ノ六六ニシテ佐賀德島之ニ次グ。

乙第九表（大正十四年十一月當研究所調査）

全國消費組合數

| 地方別 | 市ニ在スル所モノ | 町村ニ在スル所モノ | 計 | 調査組合數 | 大正十三年六月現在數 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 七 | 二 | 九 | 二 | 八 |
| 青森 | 一 | | 一 | | 二 |
| 岩手 | 一 | | 一 | 一 | 一 |
| 秋田 | 二 | 三 | 五 | 四 | 六 |
| 山形 | 一 | | 一 | 一 | 一 |
| 宮城 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 福島 | | 一 | 一 | | 三 |
| 茨城 | 二 | 一 | 三 | 一 | 六 |
| 栃木 | 二 | 九 | 一一 | 九 | 一〇 |
| 群馬 | 二 | 一 | 三 | 二 | 四 |
| 埼玉 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 |
| 千葉 | 一 | 二 | 三 | | 二 |
| 滋賀 | 一 | | 一 | 一 | 二 |
| 京都 | 五 | 一 | 六 | 六 | 六 |
| 兵庫 | 三 | 三 | 六 | 三 | 一〇 |
| 大阪 | 一〇 | 六 | 一六 | 一三 | 二〇 |
| 奈良 | 二 | 二 | 四 | 二 | 五 |
| 和歌山 | 二 | 二 | 四 | 三 | 二 |
| 鳥取 | 二 | 三 | 五 | 五 | 四 |
| 島根 | | 三 | 三 | 三 | 二 |
| 岡山 | 二 | 六 | 八 | 六 | 六 |
| 廣島 | 三 | | 三 | 一 | 五 |
| 山口 | 一 | 二 | 三 | 四 | 四 |
| 德島 | 二 | 三 | 五 | 三 | 六 |

乙第九表（其二）消費組合地方別設立年度別組合數（當研究所調査）

| 設立年度 | 北海道 | 東北地方 | 關東地方 | 東京 | 中部地方 | 北陸地方 | 近畿地方 | 中國・四國地方 | 九州地方 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正六年迄 | 一 | 八 | 八 | 四 | 四 | 四 | 四 | 二 | 三 | 五五 |
| 大正七年 | — | 二 | 二 | 四 | 四 | 四 | 二 | — | 一 | 一三 |
| 大正八年 | — | 二 | 一 | 一 | 七 | 三 | 四 | 三 | 三 | 一九 |
| 大正九年 | — | 八 | 一 | 一 | 六 | 四 | 四 | 四 | 二 | 二五 |
| 大正十年 | — | 四 | 二 | 二 | 四 | 四 | 七 | 四 | 一 | 一〇 |
| 大正十一年 | — | — | 三 | 二 | — | — | 五 | 四 | 五 | 一七 |
| 大正十二年 | 二 | 三 | 二 | — | 三 | 二 | 二 | 三 | 一 | 一二 |
| 大正十三年 | — | 一 | 一 | — | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 |
| 計 | 三四七 | | | | | | | | | 二四七 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川 | 五 | 四 | 九 | 七 | 二 | 香川 | 二 | 一 | 三 | 二 | 二 | 三 | 二 | 一 | 一 | 三 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 東京 | 三 | 五 | 一七 | 一四 | 二六 | 愛媛 | 五 | 四 | 九 | 二 | 二 | 三 | 二 | 一 | 一 | 五 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 新潟 | 二 | 三（一） | 五 | 二 | 六 | 高知 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 三 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 富山 | 二 | 一 | 三 | 三 | 三 | 大分 | 三 | — | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 石川 | 一 | — | 一 | 一 | 一 | 福岡 | 三 | — | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 福井 | 二 | — | 二 | 二 | 二 | 佐賀 | 一 | （一） | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 山梨 | 二 | — | 二 | 二 | 三 | 長崎 | 六 | （三） | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 五 | 五 | 五 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 長野 | 二 | 二 | 四 | 四 | 四 | 熊本 | — | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 四 | 四 | 四 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 岐阜 | 三 | 九 | 三 | 七 | 九 | 宮崎 | 二 | — | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 靜岡 | 一 | — | 一 | — | 二 | 鹿兒島 | 一 | — | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 愛知 | 四 | — | 四 | 三 | 五 | 沖繩 | 二 | — | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 |
| 三重 | 二 | 四 | 六 | 六 | 五 | 計 | 一二八 | 九四（一〇三） | 一三三 | 一四八 | 一四七 | | | | | | | | | | | | |

| 計 | 二八 | 一四 | 二九 | 二八 | 三〇 | 一六 | 一四八 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

乙第九表(其三) 消費組合「タイプ」別設立年度別組合數 (當研究所調査)

| 組合「タイプ」 | 大正六年迄 | 同七年 | 同八年 | 同九年 | 同十年 | 同十一年 | 同十二年 | 同十三年 | 計 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 二 | 四 | 五 | 九 | 二 | 二 | | | 三三 | 三三・三〇% |
| 俸給者的組合 | 三 | 三 | 五 | 一 | 四 | 三 | 二 | | 二一 | 一四・一九 |
| 會社內補助組合 | 五 | | | 六 | | 二 | 六 | 一 | 二〇 | 一三・五一 |
| 勞働者組合 | | | | | | 一 | | | 五 | 三・三八 |
| 市民的組合 | 一六 | 六 | 九 | 八 | 七 | 三 | 六 | 五 | 六九 | 四六・六二 |
| 計 | 三五 | 一三 | 一九 | 二五 | 二 | 一 | 一七 | 八 | 一四八 | 一〇〇 |
| 百分比 | 二三・六 | 八・七八 | 一三・八四 | 一六・八九 | 七・四三 | 一・三五 | 一一・四九 | 五・四〇 | 一〇〇 | |

乙第九表(其四) 消費組合「タイプ」別設立年度別組合員數 (當研究所調査)

| 組合「タイプ」 | 大正六年迄 | 同七年 | 同八年 | 同九年 | 同十年 | 同十一年 | 同十二年 | 同十三年 | 計 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 一四、一六六 | 一、〇八〇 | 一、六六八 | 四、六四〇 | — | 四八三 | 四三九 | — | 二三、四七六 | 一九・九二% |
| 俸給者的組合 | 二、二九九 | 一、九四七 | 二、二六〇 | 六〇四 | 八〇六 | 七六三 | — | 四三 | 九、一〇一 | 八・〇七 |
| 會社內組合 | 五、三〇三 | — | — | 五、二〇三 | — | 三、二六〇 | 三〇、四九二 | 四七二 | 四四、七二九 | 三九・六四 |
| 勞働者組合 | — | — | — | 一六二 | — | 三五五 | 七三二 | — | 一、三三〇 | 一・〇八 |
| 市民的組合 | 七、九四一 | 三、〇六四 | 四、三八二 | 一〇、〇〇〇 | 三、八三一 | 三、四五五 | 一、四〇三 | 一、二三二 | 三五、二九七 | 三一・二九 |
| 計 | 二九、七〇九 | 六、〇二一 | 八、三一〇 | 二〇、六〇八 | 四、六二七 | 八、二八六 | 三三、〇六六 | 二、二六六 | 一二三、八二三 | 一〇〇 |
| 百分比 | 二六・三三 | 五・四〇 | 七・三六 | 一八・二七 | 四・一〇 | 七・三四 | 二九・三一 | 一・八九 | 一〇〇 | |

## 乙第九表(其五) 消費組合「タイプ」別組合員數別組合數 (當研究所調査)

| | 三〇〇人未滿 | 五〇〇人未滿 | 一、〇〇〇人未滿 | 一、五〇〇人未滿 | 二、〇〇〇人未滿 | 二、〇〇〇人以上 | 計 | 一組合平均 | 第五回調査一組合平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 一五 | 八 | 六 | 一 | 一 | 二 | 三三 | 六八二 | 六〇三 |
| 俸給者的組合 | 一〇 | 六 | 三 | 二 | | | 二一 | 四三三 | 四七〇 |
| 會社內組合 | 三 | 五 | 四 | 三 | | 五 | 二〇 | 二、二三六 | 一、九五六 |
| 勞働者組合 | 三 | 二 | | | | | 二 | 二四四 | 一六三 |
| 市民的組合 | 三七 | 一四 | 一三 | 一 | 一 | 三 | 六ア | 五一二 | 四七七 |
| 計 | 六八 | 三五 | 二六 | 七 | 二 | 一〇 | 一四八 | 七六二 | 七三二 |

## 乙第九表(其六) 消費組合「タイプ」別組合員數別組合員數 (當研究所調査)

| | 三〇〇人未滿 | 五〇〇人未滿 | 一、〇〇〇人未滿 | 一、五〇〇人未滿 | 二、〇〇〇人未滿 | 二、〇〇〇人以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 三、八六五 | 三、〇〇五 | 三、八五四 | 一、四〇五 | 一、五〇〇 | 九、八四七 | 三三、四七六 |
| 俸給者的組合 | 二、〇三三 | 二、四〇一 | 二、一七七 | 二、四九一 | | | 九、一〇一 |
| 會社內組合 | 一七〇 | 二、〇三六 | 二、五九〇 | 三、一五三 | | 三六、七九〇 | 四四、七三九 |
| 勞働者組合 | 四六八 | 七五二 | | | | | 一、三三〇 |
| 市民的組合 | 五、四九 | 五、三五九 | 九、二四八 | 一、三八〇 | 一、九八〇 | 一二、八四三 | 三五、二九七 |
| 計 | 二、〇二四 | 一三、五四三 | 一七、八六九 | 八、四三七 | 三、四八〇 | 五八、四八〇 | 一二三、八三三 |

## 乙第九表(其七) 消費組合「タイプ」別出資金及資本金 (單位圓) (當研究所調査)

| | 出資總額 | 資本總額 | 資本內譯 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 諸積立 | 借入 | 貯金 | 拂込出資 | |
| 官公吏的組合 | 一九〇、一三〇 | 四六三、〇九七 | 三七、五五〇 | 一〇〇、八四六 | 一五三、九七一 | 一七〇、七三〇 | |

| | 官公吏的組合 | 俸給者的組合 | 會社內組合 | 勞働者組合 | 市民的組合 | 計 | 一組合平均額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 俸給者的組合 | 一四九、二八九 | 四九二、二二〇 | 一二八、二三七 | 三〇、〇九四 | 六八、七九九 | 二五六、〇五〇 | 圓 |
| 會社內組合 | 二九一、八三三 | 八六五、二二八 | 二五五、九二九 | 一五六、七五二 | 二五二、五三七 | — | 八七 |
| 勞働者組合 | 一七、七八九 | 一三、一二三 | 八、一六九 | 二〇二 | 三、七五二 | — | 六八四 |
| 市民的組合 | 六九六、七八一 | 二、二八二、四二三 | 八三八、一一七 | 二四、三四四 | 六七九、五五四 | 六〇、三二八 | 一、四一〇 |
| 計 | 一、四四五、八二三 | 三、九一六、〇九一 | 一、三九一、二七二 | 三六八、九四二 | 一、一〇五、四八八 | 一、〇八〇、三八九 | 二、五四六 |

乙第九表（其八）　消費組合資本額別組合「タイプ」別組合數（當研究所調査）

| | 官公吏的組合 | 俸給者的組合 | 會社內組合 | 勞働者組合 | 市民的組合 | 計 | 一組合平均額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五〇〇圓未滿 | 二 | 一 | — | — | — | 二 | 圓 |
| 一、〇〇〇圓未滿 | 二 | 二 | — | — | — | 四 | 二 |
| 二、〇〇〇圓未滿 | 五 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一三 | 七 |
| 三、〇〇〇圓未滿 | 一 | — | 一 | 一 | 四 | 八 | 一、四一〇 |
| 五、〇〇〇圓未滿 | 七 | 四 | 二 | 六 | 六 | 一九 | 二、五四六 |
| 七、〇〇〇圓未滿 | 四 | 五 | 二 | 三 | 三 | 一五 | 三、九一八 |
| 一〇、〇〇〇圓未滿 | 二 | 二 | 三 | 一 | 一 | 一九 | 六、一四六 |
| 一五、〇〇〇圓未滿 | 六 | 二 | 一 | 九 | 三 | 一八 | 八、九〇七 |
| 五〇、〇〇〇圓未滿 | 四 | 二 | 四 | 一六 | 一 | 二六 | 一三、九〇五 |
| 一〇〇、〇〇〇圓未滿 | 一 | 一 | 三 | 五 | 八 | 一〇 | 二八、四九八 |
| 一〇〇、〇〇〇圓以上 | 一 | 一 | 二 | 一 | 六 | 一三 | 六五、九五五 |
| 計 | 三三 | 二 | 二〇 | 五 | 六九 | 一四八 | 一五八、七六八 |

二六、四六〇

## 乙第九表（其九）消費組合（タイプ）別賣却高（當研究所調査）

| | 賣却高 | 一組合平均 | 組合員一人平均 | 資本ニ對スル賣上比例 |
|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 一、八七一、五三五圓 | 五六、七一三圓 | 八三・二七圓 | 四〇四% |
| 俸給者的組合 | 二、〇六七、六〇八 | 九八、四五八 | 三七・一八 | 四一九 |
| 會社內組合 | 九、一八八、七三八 | 四五九、四三七 | 二〇五・四三 | 一、三八一 |
| 勞働者組合 | 一六三、一五四 | 三三、六三二 | 一三・七三 | 一、三四六 |
| 市民的組合 | 四、六七七、七八九 | 六七、七九四 | 一三・五三 | 二〇五 |
| 計 | 一七、九六八、八一四 | 一三三、四二一 | 一五九・二七 | 七八七 |

## 乙第九表（其一〇）消費組合利用高別組合員數別組合數（當研究所調査）

| 利用高 | 組合員數 三〇〇人未滿 | 三〇〇人未滿五〇〇人未滿 | 五〇〇人未滿一、〇〇〇人未滿 | 一、〇〇〇人未滿一、五〇〇人未滿 | 一、五〇〇人未滿二、〇〇〇人未滿 | 二、〇〇〇人以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三〇圓未滿 | 九 | 二 | 二 | — | — | — | 一四 |
| 五〇圓未滿 | 四 | 一 | 一 | — | — | — | 八 |
| 一〇〇圓未滿 | 一〇 | 六 | 一 | — | — | — | 二〇 |
| 一五〇圓未滿 | 九 | 一三 | 四 | — | — | — | 二六 |
| 二〇〇圓未滿 | 三 | 六 | 二 | — | — | — | 三三 |
| 二五〇圓未滿 | 七 | 三 | 三 | — | — | — | 三三 |
| 三〇〇圓未滿 | 八 | 二 | — | — | — | — | 二二 |
| 三〇〇圓以上 | 九 | 三 | 四 | 三 | — | — | 二八 |
| 計 | 六八 | 三五 | 二六 | 七 | 二 | 一 | 一四八 |

乙第九表（其一一）消費組合利用高別組合「タイプ」別組合數（當研究所調査）

| | 三〇圓未滿 | 五〇圓未滿 | 一〇〇圓未滿 | 一五〇圓未滿 | 二〇〇圓未滿 | 二五〇圓未滿 | 三〇〇圓未滿 | 三〇〇圓以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 六 | 四 | 四 | 六 | 一 | 一 | 二 | 四 | 三 |
| 俸給者的組合 | 一 | 一 | 一 | 七 | 一 | 一 | 一 | 三 | 三 |
| 會社內組合 | — | — | 二 | 四 | 一 | 二 | 二 | 七 | 二〇 |
| 勞働者組合 | — | — | 一 | — | — | — | — | — | 五 |
| 市民的組合 | 七 | 二 | 三 | 七 | 八 | 六 | 二 | 七 | 充 |
| 計 | 一四 | 八 | 二〇 | 三三 | 一三 | 一二 | 二 | 二 | 一八 |

乙第九表（其一二）消費組合利用高別組合「タイプ」別組合員數（當研究所調査）

| | 三〇圓未滿 | 五〇圓未滿 | 一〇〇圓未滿 | 一五〇圓未滿 | 二〇〇圓未滿 | 二五〇圓未滿 | 三〇〇圓未滿 | 三〇〇圓以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 八、六四一 | 四、五〇六 | 一、四五二 | 三、一六〇 | 二、三四六 | 五〇一 | 四一五 | 一、四五五 | 三三、四七六 |
| 俸給者的組合 | 二八八 | 一三 | 一七二 | 一、九七一 | 二、九六四 | 三八六 | 一、〇九五 | 二、一一三 | 九、一〇一 |
| 會社內組合 | — | — | 二、六四七 | 二、〇四六 | 三〇、六〇五 | 七四 | 四五五 | 八、九〇三 | 四四、七二九 |
| 勞働者組合 | — | 三三一 | 四二七 | 一六二 | 九、五〇六 | 二、八三四 | 七六五 | 一、四五七 | 一、三三〇 |
| 市民的組合 | 二、三六四 | 五五〇 | 一〇、五五五 | 七、二六六 | 四五、四二一 | 四、一九五 | 二、七三〇 | 三五、二九七 | 一二二、八三三 |
| 計 | 二、二九三 | 五、三九九 | 一五、二五二 | 一四、六二五 | | | | | |

乙第九表（其一三）消費組合中利益組合ニ於ケル損益額（當研究所調査）

| | 組合數 | 總資本額 | 總益金 | 總損金 | 差引益金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 二四 | 三四六、四三五圓 | 一〇六、〇三八・〇三圓 | 八〇、八三一・〇一四圓 | 二五、一八六・〇〇八圓 |
| 俸給者的組合 | 一八 | 四七三、八二〇 | 一五七、六二八・八七八 | 一二七、四五八・〇五五 | 三〇、一八〇・八二三 |

| | 組合數 | 總資本額 | 總益金 | 總損金 | 差引損失金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 會社內組合 | 一八 | 四九五、四六一 | 三四二、二八三・八二七 | 二四五、六五九・二五五 | |
| 勞働者組合 | 二 | 八、一七〇 | 六、三六一・五七一 | 五八、九四〇・一三〇 | |
| 市民的組合 | 四七 | 一、七一八、四三〇 | 三七九、三五七・一四八 | 五八、〇四一・五一〇 | |
| 計 | 一〇九 | 三、〇四二、三一六 | 九三六、三二二・六一五 | 三五九、六五二・七二六 | |

乙第九表(其一四) 消費組合中損失組合ニ於ケル損益額 (當研究所調査)

| | 組合數 | 總資本額 | 總益金 | 總損金 | 差引損失金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 官公吏的組合 | 九 | 二六、六三二[四] | 四一、〇一三・六四二 | 七七、三〇三・八七四[四] | 三六、二八九・二三二[四] |
| 俸給者的組合 | 二 | 一四、六四五 | 八、三二一・六五〇 | 一一、四七二・〇八〇 | 三、一五〇・四三〇 |
| 會社內組合 | 一 | 九、九七二 | 二、六三三・三六〇 | 三、三八一・三七〇 | 七四八・〇一〇 |
| 勞働者組合 | 三 | 三、九五三 | 四、七七五・〇一三 | 五、六〇〇・九〇〇 | 八二五・八八七 |
| 市民的組合 | 二 | 五五六、二八二 | 一三五、四〇七・二四八 | 二四四、四一八・八三八 | 一〇九、〇一一・五九〇 |
| 計 | 三六 | 七〇一、五一四 | 一九二、一五〇・九一三 | 三四二、一七六・〇六二 | 一五〇、〇三五・一四九 |

乙第九表(其一五) 消費組合中損益ナキ組合ニ於ケル損益額 (當研究所調査)

| | 組合數 | 總資本額 | 總益金 | 總損金 | 差引損失金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 俸給者的組合 | 一 | 四、七五四 | 一五九、七九五[四] | 一三、〇三七・五七〇 | 三、〇〇三・三一〇 |
| 會社內組合 | 一 | 一、二九五、九六五・三四一 | 四三七、三九八・六五八 | 一、〇四二、三一六 | 五九、六五二・七二六 |
| 市民的組合 | 一 | 七、七二一[四] | 六、九四六・七〇一 | 二、一二三・〇〇五 | 一七、一五三・八八五 |
| 計 | 三 | 一七二、二六一[四] | 六八七、〇四一・五一〇 | 三五九、六五二・七二六 | 三五三 |